

日中組織犯罪共同研究 日本側報告書Ⅱ
中国人受刑者に関する調査報告書

平成 23 年 6 月

財団法人 社会安全研究財団

まえがき

「中国人受刑者に関する調査」は「暴力団受刑者に関する調査」とともに、日中組織犯罪共同研究の日本側研究グループである「受刑者調査研究会」が行った調査研究です。

日中組織犯罪共同研究は、1年間にわたる周到な準備作業を経て、2008年4月に(財)社会安全研究財団の研究事業として発足したもので、犯罪に関する日中の共同研究としてはおそらく初めての試みであり、極めて画期的な研究事業です。中国側研究グループは、「中国犯罪学学会」が当財団からの研究委託を受け、中国全土を8つのブロックに分けた大掛かりな組織犯罪の実態調査を行い、既に本年3月にその報告書を刊行しております。日本側の研究報告書の完成はそれに遅れを取ってありましたところ、この度、その研究成果が「日中組織犯罪共同研究報告書Ⅱ 中国人受刑者に関する調査報告書」という形で公開されました。日中組織犯罪共同研究の準備段階から携わった者のひとりとして、さらに本調査を行った「受刑者調査研究会」の代表として、報告書の刊行は誠に感慨深いものがあります。

今回実施した「中国人受刑者に関する調査」は、2010年2月1日の時点で日本全国の刑事施設に収容されているすべての来日中国人受刑者（ただし、台湾出身者といわゆる在日中国人は除く。）を調査対象としています。また、調査票は受刑者記入用のほかに、刑務所職員記入用も用意して行われました。申し上げるまでもないことですが、本調査は、法務省矯正局の全面的なご支援と、来日中国人受刑者を収容する刑事施設の職員の方々のご協力がなければおよそ実施不可能なものでした。この場をお借りして、法務省矯正局並びに刑事施設職員の方々に厚く御礼申し上げます。

最後に、本調査研究報告書の中には「新たな発見事実」がいくつも見られますが、これらの事実が、中国人受刑者に対する処遇策立案のうえで些かなりとも参考に供されることがあれば、望外の喜びです。

「受刑者調査研究会」代表
石川 正興（早稲田大学教授）

目 次

まえがき

第Ⅰ部 調査の概要	1
第1章 調査の目的と調査実施の概要	3
1. 調査の目的／2. 調査方法／3. 標本構成／4. 調査研究の機関	
第2章 調査結果の概要	9
1. 本報告書の構成／2. 調査結果の全体的概要	
第Ⅱ部 来日外国人による犯罪の概要	13
第1章 外国人の入国・在留等の状況	15
1. 外国人の入国の状況／2. 外国人の在留の状況／3. 中国人の入国・在留状況	
第2章 来日外国人犯罪の概要	20
1. 来日外国人による犯罪の検挙状況／2. 来日中国人による犯罪の検挙状況	
第3章 来日外国人犯罪者の処遇	26
1. 検察における来日外国人被疑事件の処理状況／2. 外国人受刑者の処遇	
第4章 来日外国人犯罪者と暴力団とのつながり	29
1. 暴力団犯罪の検挙状況／2. 主要3団体の構成員等の検挙状況／3. 中国人犯罪組織と暴力団とのつながり	
第Ⅲ部 中国人受刑者調査の結果	33
第1章 中国人受刑者の属性と本国での生活	35
1. 中国人受刑者の属性／2. 本国での生活／3. 中国人受刑者の属性と本国での生活（まとめ）	
第2章 来日の目的と方法	42
1. 外国人の入国状況／2. 中国人の入国状況／3. 中国人受刑者の状況／4. 在留資格／5. 来日の真の目的／6. まとめ／7. 調査結果による対策	
第3章 来日後の生活	68
1. 来日後の期間及び就業・就学状況／2. 居住と家庭状況／3. 日本語会話能力及び人との付き合い／4. 来日後の生活（まとめ）	
第4章 中国人受刑者の犯罪	91
1. 服役の根拠となった犯罪／2. 犯行の動機／3. 共犯者の有無、犯行時の本人の役割等／4. 犯行の手口、凶器の使用の有無等／5. 被害者の	

国籍、被害者との関係／ 6. 犯罪によって得た利益、利益の本国への送金／	
7. わが国の刑務所への入所度数／ 8. わが国における犯罪歴	
第 5 章 刑罰への評価	145
1. 日本の裁判／ 2. 刑罰に対する評価／ 3. 中国本国への移送について／	
4. まとめ	
第 6 章 日本人犯罪組織とのかかわり	166
1. 日本の暴力団との関係／ 2. 日本の暴力団との役割分担／ 3. 日本の	
暴力団との関係のきっかけと継続性／ 4. 連絡の手段／ 5. 組織の指示	
第 IV 部 資料	173
資料 1. 調査票／資料 2. 単純集計表／資料 3. 自由記述	

第 I 部 調査の概要

第1章 調査の目的と調査実施の概要

1. 調査の目的

「国際化」の進展に伴い、今日の日本では、入国者数が増加するとともに、観光などの単なる一時的滞在にとどまらず、外国人登録をし、定住する外国人も増加し続けている。加えて、将来的な労働人口の減少を補うために、外国人労働者の受け入れのさらなる拡大が進められつつある。このように、日本社会は今、異文化の共生する社会の構築を実現することが求められていると考えられる。

しかしその一方で、わが国を標的とするプロの犯罪集団による大規模な窃盗事件が発生したり、労働や留学、家族滞在など、正規の入国・在留目的を持ちながらも、わが国での生活に葛藤し、苦慮するなかで犯罪に着手するケースもみられるのである。

とりわけ、諸外国の中でも、近年経済発展が著しい中国からのわが国への入国者は増加の一途をたどっており、一定期間わが国に滞在するために外国人登録をする中国人の数は、ここ数年第一位を保っている。それに比して、来日外国人による犯罪においても、中国人によるものが最も多くなっている。そして、来日中国人による犯罪の特徴として、共犯事件が多いこと¹、その共犯関係とは単なる友人・知人にとどまらず、地縁や血縁を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込むなどしてグループを形成して犯行に及ぶ傾向にあること、そしてさらには、日本の暴力団と結託してなされる犯行もみられ、その連携の拡大が懸念されること、などが捜査機関によって指摘されているところである²。

そこで本調査は、わが国に来日した中国人の属性と本国での生活、来日の目的と方法、来日後の生活、並びに、中国人犯罪組織、もしくは日本の暴力団との関係について調査し、中国人による犯罪の基本的な状況とともに、犯罪組織との関わりを把握し、これらの犯罪を予防・抑止するための基礎資料とすることを目的として実施した。実施にあたっては、わが国において服役する中国人受刑者を対象に質問紙調査を行った。本報告書は、この調査結果を上記の問題点から分析した結果をまとめたものである。

2. 調査方法

(1) 調査対象者

2010年2月1日時点で全国の刑事施設に収容されている来日中国人受刑者（台湾出身者を除く。また、いわゆる在日中国人は含まない。以下「調査対象者」という。）を調査対象とした。なお、調査の諾否は任意で、調査への協力を承諾した受刑者を調査対象者と

¹ 警察庁刑事局組織犯罪対策部「来日外国人犯罪の検挙状況」（2010年4月）8頁。

² 警察庁刑事局組織犯罪対策部・前掲注1・31頁。

した。

(2) 調査時期

2010 年 2 月中を調査期間とし、2 月 1 日から調査を開始し 3 月末までに調査票を回収した。

(3) 調査実施施設

調査は、刑務所 20 庁、少年刑務所 2 庁、刑務支所 1 庁で実施した。

(4) 調査方法

調査票（第Ⅳ部の調査票参照）は、中国語で記載された受刑者記入用と刑務所職員記入用の 2 種類を用意した。

調査は、施設の職員が個別に本調査に協力する意思があるか否かを確認し、協力の意思を示した者について実施した。なお、その際に、記載内容によって不利益な取り扱いがなされることはないことを説明した。

受刑者記入用調査票は、調査票と封筒を調査対象者の居室に配布し、居室内において記入するよう依頼した。記入済みの調査票は封筒に入れて封をした後に、翌朝職員が回収した。なお、回収した封筒の表紙に受刑者の称呼番号を記入し、職員記入用の調査票と対になるようにした。

職員記入用調査票は職員が処遇調査票に基づいて記入した。調査対象者が比較的多い 11 か所の刑務所については、刑務所職員の負担を軽減するために本調査研究のメンバーが各刑務所を訪問し、調査票への記入を行った。

回収した封筒は開封することなく調査実施者に送付し、施設において内容確認は行わないこと、受刑者が記入した回答内容について個別に施設に情報提供等がなされることはないこととした。

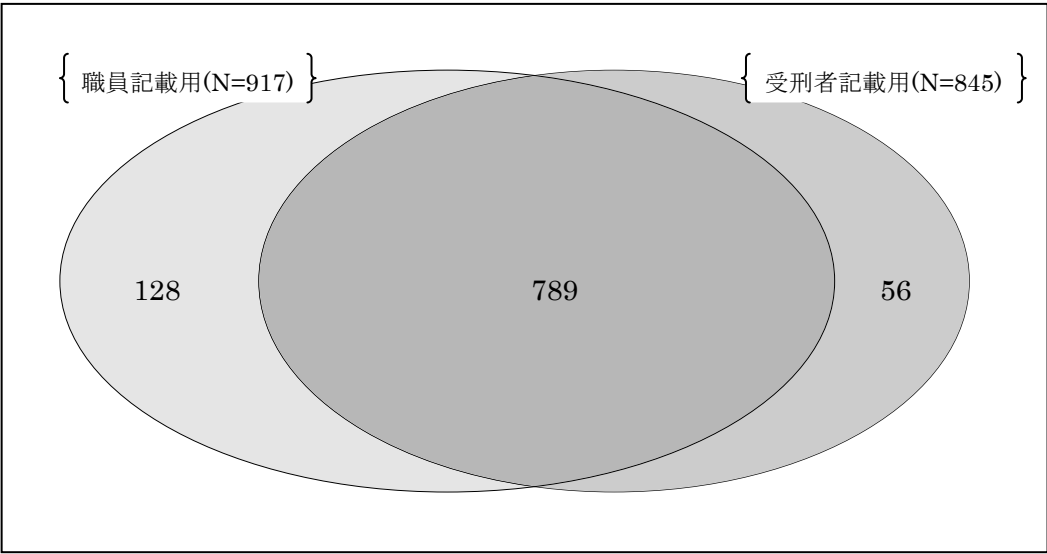
(5) 回収標本数

2010 年 2 月 1 日時点で全国の刑事施設に収容されていた 1,196 人の来日中国人受刑者に対して調査票を配布し、その後回収した調査票の数は 973 票となった。しかしながら、今回の調査の方法が、1 名の受刑者に対する調査票を本人用と職員用に分離してそれぞれを記載してもらうものであったため、各調査票の回収状況は、図 I-1-1 に示されるものとなった。すなわち、職員記載用調査票は 917 票、受刑者記載用調査票は 845 票回収できたものの、両者がマッチするものは 789 票で、問 1～問 16（罪名や犯罪歴など）の職員記載用データは存在するが、質問 1～38（来日後の生活や犯行の動機など）の受刑者記載用データがないものが 128 票、逆に受刑者記載用のデータのみが有用であるものが 56 票の、あわせて 184 票がアンマッチとなった。これらの要因としては、開封した調査票が白票で

あったことに加え、調査票に受刑者の称呼番号を記載せず、いずれかの回答はデータとして用いることができながらも、双方を照合できないといったケースが多数生じたことなどが挙げられる。

そこで、第Ⅲ部において展開される調査結果の分析には、例えば職員記載用調査票の質問項目についての分析であれば 917 票の中のデータを用いて行うという具合に、それぞれの分析対象によって母数が異なっていることを、ここでお断りさせていただく。

図Ⅰ-1-1 調査票（職員記載用・受刑者記載用）の回収状況



3. 職員記載用調査票による調査対象受刑者の属性

回答が得られた 917 人の属性は以下のとおりである。なお、調査票と各質問項目の集計表を、第Ⅳ部に資料として添付した。

(1) 生年（西暦）

区 分	人 数 (%)
1949 年以前	4 (0.4)
1950～1959 年	60 (6.5)
1960～1969 年	179 (19.5)
1970～1979 年	417 (45.5)
1980～1989 年	255 (27.8)
1990 年以降	0 (0.0)
無回答	2 (0.2)
計	917 (100.0)

(2) 入所時の年齢

区 分	人 数 (%)
19 歳～29 歳	408 (44.5)
30 歳～39 歳	339 (37.0)
40 歳～49 歳	133 (14.5)
50 歳～59 歳	35 (3.8)
60 歳以上	1 (0.1)
無回答	1 (0.1)
計	917 (100.0)

(3) 罪名 (1 刑)

罪 名	度 数 (%)
刑法犯 凶悪犯	542 (20.1)
粗暴犯	39 (1.4)
窃盗犯	548 (20.3)
知能犯	134 (5.0)
風俗犯	7 (0.3)
その他の刑法犯	686 (25.4)
特別法犯 出入国管理及び難民認定法	545 (20.2)
覚せい剤取締法	73 (2.7)
その他の特別法犯	127 (4.7)
無回答	2 (0.1)
計	2703 (100.0)

(4) 刑期 (1 刑)

刑 期	人 数 (%)
無期懲役	44 (4.8)
懲役 1 年未満	8 (0.9)
懲役 2 年未満	55 (6.0)
懲役 3 年未満	78 (8.5)
懲役 4 年未満	89 (9.7)
懲役 5 年未満	82 (8.9)
懲役 5 年以上	558 (60.9)
懲役年月不明	0 (0.0)
罰金・労役	1 (0.1)
無回答	2 (0.2)
計	917 (100.0)

(5) 入所度数

回 数	人 数 (%)
1 回	838 (91.4)
2 回	47 (5.1)
3 回	3 (0.3)
4 回以上	1 (0.1)
無回答	28 (3.1)
計	917 (100.0)

(6) 前回入所した時の罪名

罪 名	度 数 (%)
刑法犯 凶悪犯	3 (5.9)
粗暴犯	2 (3.9)
窃盗犯	35 (68.6)
知能犯	1 (2.0)
風俗犯	0 (0.0)
その他の刑法犯	2 (3.9)
特別法犯 出入国管理及び難民認定法	4 (7.8)
無回答	4 (7.8)
計	51 (100.0)

(7) 前回の刑期

刑 期	人 数 (%)
懲役 1 年未満	33 (64.7)
懲役 2 年未満	5 (9.8)
懲役 3 年未満	1 (2.0)
懲役 4 年未満	4 (7.8)
懲役 5 年未満	2 (3.9)
懲役 5 年以上	1 (2.0)
無回答	5 (9.8)
計	51 (100.0)

(8) 前回の出所年

出 所 年	人 数 (%)
1999 年以前	6 (11.8)
2000 年	2 (3.9)
2001 年	5 (9.8)
2002 年	5 (9.8)
2003 年	9 (17.6)
2004 年	8 (15.7)
2005 年	2 (3.9)
2006 年	7 (13.7)
2007 年	3 (5.9)
2008 年	2 (3.9)
無回答	2 (3.9)
計	51 (100.0)

(9) 前回の出所種別

種 別	人 数 (%)
仮釈放	43 (84.3)
満期釈放	6 (11.8)
その他	0 (0.0)
無回答	2 (3.9)
計	51 (100.0)

(10) 配偶者の有無

有 無	人 数 (%)
な し	417 (45.5)
あ り	456 (49.7)
不 明	6 (0.7)
無回答	38 (4.1)
計	917 (100.0)

(11) 最終学歴

学 歴	人 数 (%)
小学校	125 (13.6)
中学校	316 (34.5)
高等学校	286 (31.2)
専門学校・短大	65 (7.1)
大学・大学院	111 (12.1)
不就学	1 (0.1)
不 詳	8 (0.9)
その他	0 (0.0)
無回答	5 (0.5)
計	917 (100.0)

(12) 就学状況

就学状況	人 数 (%)
在 学	13 (1.4)
中 退	279 (30.9)
卒 業	597 (66.1)
無回答	14 (1.6)
計	903 (100.0)

(13) 入所前の居住地

居住地	人数 (%)
不 定	482 (52.6)
あ り	428 (46.7)
無回答	7 (0.8)
計	917 (100.0)

4. 調査研究の機関

この調査研究は、(財) 社会安全研究財団内に設置された「受刑者調査研究会」が調査の企画、立案、調査結果の分析、報告書の作成を行った。なお、調査に当たっては法務省矯正局成人矯正課の協力を得て実施した。研究会の構成と各メンバーが担当した報告書の部および章は次のとおりである。

代表	石川正興	早稲田大学法学学術院教授
	星野周弘	日本犯罪学会理事、日本犯罪社会学会名誉会員
	小柳 武	常磐大学大学院被害者学研究科教授 (第Ⅲ部：第2章・第5章)
	辰野文理	国土舘大学法学部教授 (第Ⅲ部：第6章)
	島田貴仁	科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室長
	小西暁和	早稲田大学法学学術院准教授
	中條晋一郎	ノースアジア大学法学部専任講師 (第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部：第4章)
	菊池城治	科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室研究員
	高橋正義	早稲田大学社会安全政策研究所客員研究員 (第Ⅲ部：第1章・第3章)
	渡辺昭一	(財) 社会安全研究財団研究主幹
オブザーバー		
	山本司修	警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付課長補佐
	西崎隆彦	警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付係長
	上田正文	(財) 社会安全研究財団専務理事

第2章 調査結果の概要

1. 本報告書の構成

第Ⅱ部では、わが国における外国人の入国ないし在留等の状況と、来日外国人による犯罪の概要、検察及び矯正における外国人の処遇について、警察庁や法務省の公式統計を用いて概観する。

第Ⅲ部では、調査票の設問の順序におおむね沿う形で調査結果をまとめた。その際、内容を6つに分け、それぞれ単純集計結果、並びにクロス集計結果を用いて分析・検討した結果を示した。

最後に第Ⅳ部には、本調査で使用した調査票、単純集計表、及び調査票の回答欄に自由記入された回答を資料として添付した。

2. 調査結果の全体的概要

(1) 中国人受刑者の属性と本国での生活（第Ⅲ部第1章）

今回の調査対象者の性別は、男性が95.7%、女性が4.3%である。年齢構成は、30歳代が最も多く45.6%、20歳代が27.9%、40歳代の19.5%となっている。そして対象者の入所時の年齢も20～30歳代で全体の約81.5%を占めていた。

中国国内の出身地は、福建省が48%で最も多く、次いで東北地方（黒竜江省・吉林省・遼寧省を合わせて）が25.2%であり、上海が10.6%である。また、彼らの民族については、9割以上が漢民族であり、東北地方出身者の中には朝鮮民族もみられた。

来日前の学歴は、中学校卒業または中退が最も多く30.9%であり、次いで高校卒業または中退が30.5%、小学校卒業または中退が13%となっていた。

来日前の職業は、商業・サービス業が24.3%、生産・運輸機械操縦技術者が14.7%、農・林・牧・漁・水利労働者が10.1%、学生が18.4%となっていた。

来日前の月収は、1,000～1,999元が最も多く25.1%であり、2番目多いのが2,000～2,999元が14.2%であった。ここから、今回の調査対象者の多くは、決して富裕層に当たらないが、中国の一般労働者並みの収入を得ていたことが示された。

(2) 来日の目的と方法（第Ⅲ部第2章）

調査対象者の入国方法は、正規入国者が55%、不正入国者が38%であった。そして、不正入国者の入国手段は、約6割が密航、約4割が偽造旅券を使用しての入国であった。さらに、入国の際に利用する仲介業者については、正規入国者は正規仲介業者を、不正入国者はその多くが不正仲介業者、及び中国の黒社会関係者を利用していた。

来日のための総費用は、20 万元以上を費やしている者が最も多く約 3 割を占め、次いで 20 万元未満、15 万元未満が続いた。そして、20 万元以上を支払った者の約 7 割が不法入国者であり、これらの不法入国者が多額の金銭を費やして来日している実態が指摘される。

入国時の在留資格については、「就学・留学」が 59%、「短期滞在」が 17%、「日本人の配偶者等」が 7%などとなっていた。その一方で来日の真の目的をたずねたところ、「勉学」が最も多く 37%であったが、「働いてお金をかせぐため」も 26%と多かった。

犯罪によって得た収益については、4 人に 1 人が 100 万円以上の収益を犯罪で得ており、かつ、3 人に 1 人は犯罪収益を得ていなかった。これを入国時の在留資格との関係でみると、「就学・留学」の資格で来日したものが最も多く犯罪収益を得ており、次いで「短期滞在」となっている。いずれも就労資格のない在留資格で来日し、犯罪に関わったのである。

来日後に中国本土への送金をした者は 31%、送金をしていない者は 69%であった。その送金方法については、地下銀行を経由して送金している実態が見られた

(3) 来日後の生活（第Ⅲ部第 3 章）

調査対象者の来日後の就労の有無経験について、約 9 割の者が何らかの仕事に就いたと回答したが、仕事を変えた回数については、3 回が 23.5%、4 回以上が 32.5%であり、入所前の就業状況が不安定であることがうかがえる。

入所直前の職業については、無給である「主婦・家事従事者・無職」が最も多く、78.1%であった。しかしながら逮捕前の月収については、20～24 万円が 22.1%、15～19 万円が 16.8%、25～29 万円が 14.1%と、日本の一般社会並みであるといえる。

転居回数については、3 回が 25.8%、4 回以上が 28.4%となっており、居住状況はやや不安定であったことがうかがえる。

逮捕時の居住形態については、「アパート・マンション」が 58.0%、「寮」が 22.9%、「一戸建」が 8.9%であり、その多くが賃貸で家賃が 8 万円前後であった。

配偶者の有無については、「あり」が 52.2%となっており、配偶者の居住地については「中国在住」が 70.9%、「日本在住」が 28.2%となっており、7 割以上が別居状態である。

最後に、日本人との付き合いは少なく、中国人同士の付き合いは一般的なものであるという傾向が示された。

(4) 中国人受刑者の犯罪（第Ⅲ部第 4 章）

調査対象者の 1 刑罪種について、刑法犯では窃盗犯が 59.8%、凶悪犯が 59.1%、知能犯が 14.5%、粗暴犯が 4.3%、風俗犯が 0.8%となっていた。特別法犯では、入管法違反が 59.4%、覚せい剤取締法違反が 8.0%、麻薬及び向精神薬取締法違反が 3.2%となっていた。

犯行の動機については、「生活のため」が 36.9%、「借金返済のため」が 35.7%、「人に誘われた」が 29.0%、「かっとなつて」が 25.4%などとなっていた。

共犯者の有無については、「あり」との回答が 8 割を超えており、その際の共犯者の人

数については、約 7 割が 3 人以上による犯行であったことが示された。また、共犯者との関係については、「友人・知人」が 76.6%、「親戚」が 4.7%、「家族」が 3.6%などであった。

凶器使用の有無については、「なし」が 61.2%、「あり」が 38.8%であった。その際の具体的な凶器の種類について最も多かったのは「刃物」で 58.7%であった。

また、被害者の国籍については、「日本」が 73.9%、「中国」が 18.2%であった。被害者との関係については、「見知らぬ人」が 68.6%であったのに対し、調査対象者と何らかの面識がある被害者は、1 割強程度にとどまっていた。被害者を選んだ理由については、「仲間・組織から指示されたから」が 23.3%、「金があるという情報から」が 10.9%などであった。

日本の刑務所への入所度数については、「1 回」が 94.3%、「2 回」が 5.3%と続いた。さらに、入所度数 2 度以上の者が前回入所した際の罪名は、「窃盗」が 74.5%で最も多かった。

(5) 刑罰への評価（第Ⅲ部第 5 章）

調査対象者におけるわが国の裁判に対する評価については、「どちらとも言えない」が 27%、「不公平」が 20%、「やや不公平」が 17%、「やや公平」が 15%であった。

科せられた刑罰に関する評価については、約 7 割が「重い」ないしは「少し重い」と回答しており、全般に科刑状況に対して厳しさを感じていることがうかがわれる。

また、残刑期を中国に移送した上で執行できるとすれば、中国への移送を希望するか否かについてたずねたところ、移送を希望する者が 58%、希望しない者が 29%であった。かつては、わが国の刑事施設と中国の施設の設備、教育内容、作業報奨金の額、医療などの違いや、中国本国に移送されることによって刑期が延長されるとの危惧から、中国への移送を希望しない受刑者が多かったが、種々の理由から中国刑事施設への移送を希望する受刑者が増加していると思われる。

(6) 日本人犯罪組織とのかかわり（第Ⅲ部第 6 章）

中国人受刑者の中で、何らかの犯罪組織と関係している者は 102 人おり、そのうち中国人犯罪組織に関係のある者が 55.9%、日本の暴力団との関係があるのは 7.8%であった。また、自分が所属している犯罪組織と日本の暴力団とのに何らかの関係があると回答した者が半数に及んだ。

中国人犯罪組織と日本の暴力団との間の具体的な役割分担について、中国側の役割は、「計画と準備」が 60.0%、「犯罪の実行」が 51.4%（重複回答）となっており、一方で日本側の役割は、「情報提供」が 65.7%で最も多く、日本側が、情報を提供し、中国側が実際に犯罪を実行するという構図がうかがえる。

日中のどちらの組織に主導権があるかについては、「日本」が 33.3%、「時と場合による」が 23.5%であった。その際に両組織間で連絡をとる担当者は、日本語ができる中国組織の

関係者が最も多く、連絡方法は、電話や直接会うという方法が多いことが示された。

第Ⅱ部 来日外国人による犯罪の概要

第1章 外国人の入国・在留等の状況

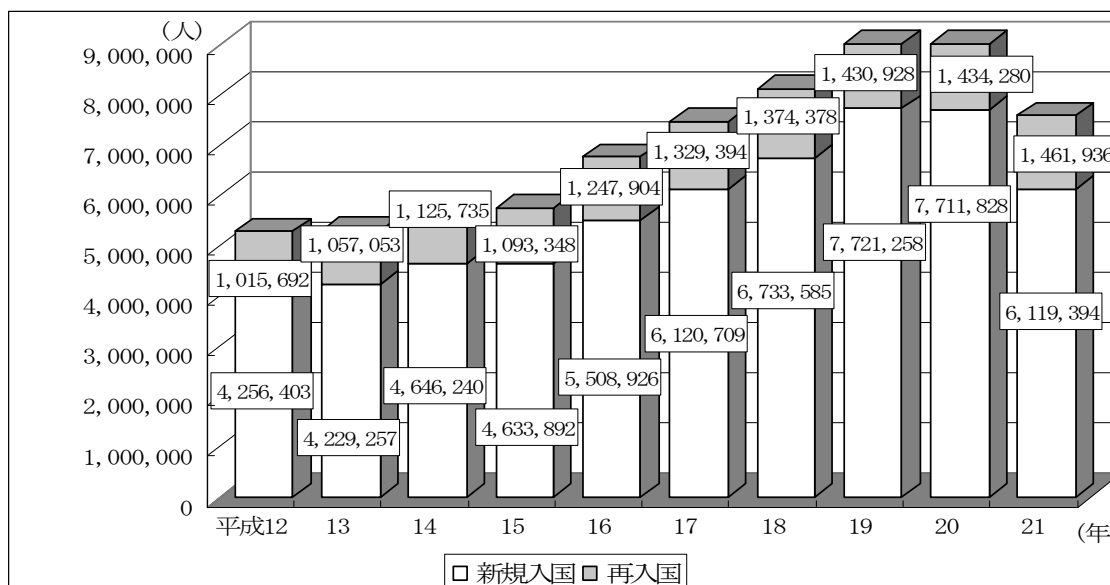
1. 外国人の入国の状況

図Ⅱ-1-1は、平成12年から21年までにわが国に入国した外国人の数の推移を示したものである。航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備によって外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、平成12年には500万人、19年には900万人の大台をそれぞれ突破した。21年は、20年の914万6,108人と比べて156万4,778人（17.1%）減の758万1,330人となり、前年を下回った。

平成21年における外国人入国者758万1,330人のうち、「新規入国者」数は611万9,394人で、20年の771万1,828人と比べて159万2,434人（20.6%）減少した。また、「再入国者」数は146万1,936人で、20年の143万4,280人と比べて2万7,656人（1.9%）増加している。

外国人入国者及び新規入国者の減少は、平成20年9月の「リーマンショック」を契機とする世界的な景気後退や円高基調の継続、新型インフルエンザの発生などによって、外国渡航を一時的に手控えようとする傾向が続いたことが原因と考えられる。

図Ⅱ-1-1 外国人入国者数の推移



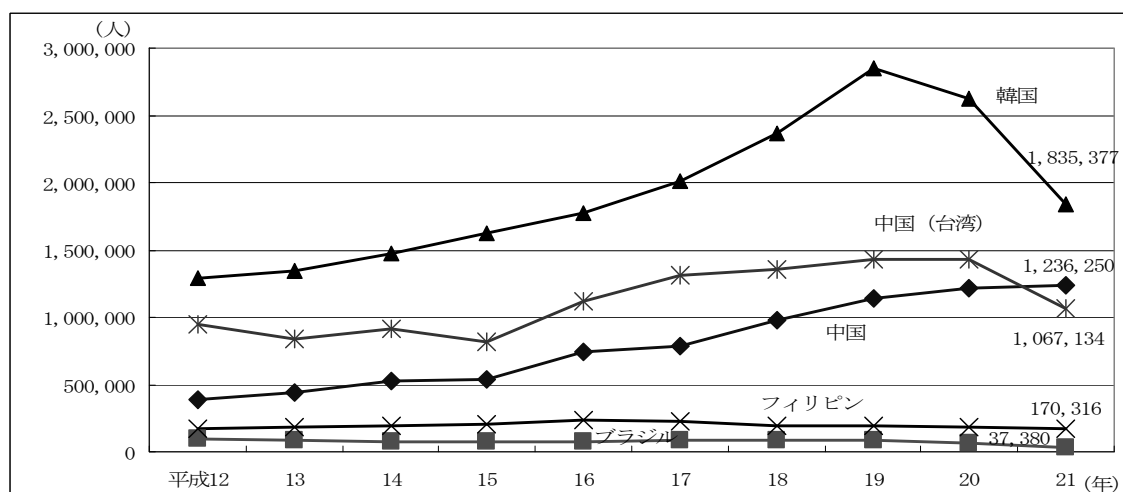
注 平成22年版『出入国管理』による。

次に、図Ⅱ-1-2は、平成12年から21年までにわが国に入国した外国人の数の推移を国籍（出身地）別に示したものである。

平成 21 年の数値をみると、韓国が 183 万 5,377 人と最も多く、入国者全体の 24.2% を占めており、近隣の国（地域）である韓国、中国、中国（台湾）の 3 か国（地域）で入国者数全体の 54.6% と半数以上を占めている。

韓国は、昭和 63 年以降第 1 位を維持しているが、その理由として、海外渡航に係る規制緩和がなされ、両国間の人の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国からの入国者数は査証発給の緩和措置がとられ、日本への観光旅行が比較的容易となったことなどから年々増加しており、平成 21 年に初めて第 2 位となった。

図Ⅱ-1-2 主要国籍（地域）別外国人入国者数の推移



注 平成 22 年版『出入国管理』、及び法務省入国管理局の資料による。

次に、表Ⅱ-1-1 は、平成 17 年から 21 年までの外国人の新規入国者数を主な在留資格別に示したものである。各年とも「短期滞在」が最も多く、全体の 9 割を占めている。しかし、平成 20 年から 21 年にかけて大幅に減少しており、このことが新規入国者数全体の減

表Ⅱ-1-1 在留資格別新規入国者数の推移

在留資格 \ 年	平成17	18	19	20	21
総 数	6,120,709	6,733,585	7,721,258	7,711,828	6,119,394
興 行	99,342	48,249	38,855	34,994	31,170
留 学	23,384	26,637	28,779	34,005	37,871
就 学	18,090	19,135	19,160	24,111	28,278
研 修	83,319	92,846	102,018	101,879	80,480
家族滞在	15,027	17,412	20,268	22,167	20,540
定 住 者	33,756	28,001	27,326	20,123	9,946
短期滞在	5,748,380	6,407,833	7,384,510	7,367,277	5,822,719
そ の 他	99,411	93,472	100,342	107,272	88,390

注 平成 22 年版『出入国管理』による。

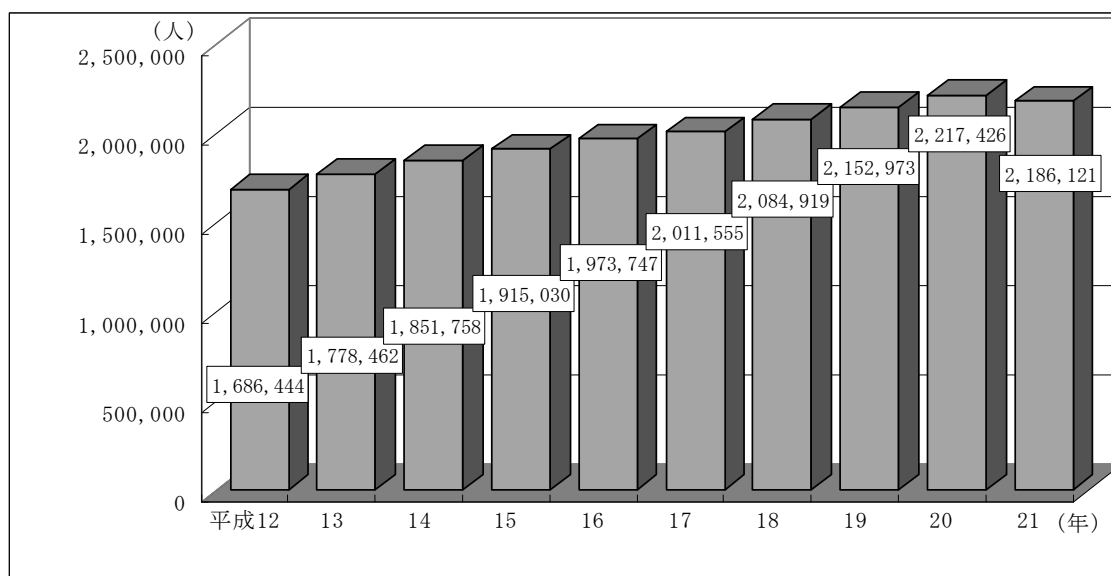
少に大きく寄与している。減少の理由としては、先に図Ⅱ-1-1において指摘したものがあてはまると考えられる。これに対して、「留学」及び「就学」は、平成21年にも増加し続けているが、その理由として、中国などのアジア方面から、日本の大学や語学学校へ入学する若者が増加していることが考えられる。

2. 外国人の在留の状況

図Ⅱ-1-3は、平成17年から21年までの新規外国人登録者数の推移を示したものである。外国人登録とは、一般の入国者が外国人登録法に基づき、居住地の市区町村に申請し行うものであるため、ここに示される数は、わが国において就労や勉学などの目的をもって相当期間滞在し、地域社会で生活する外国人の数を意味する。

これをみると、平成21年末現在の外国人登録者数は218万6,121人で、過去最高を記録した20年末と比べ3万1,305人(1.4%)減少しているが、12年末比べると約1.3倍となっており、長期的には増加傾向にあるといえる。

図Ⅱ-1-3 外国人登録者数の推移



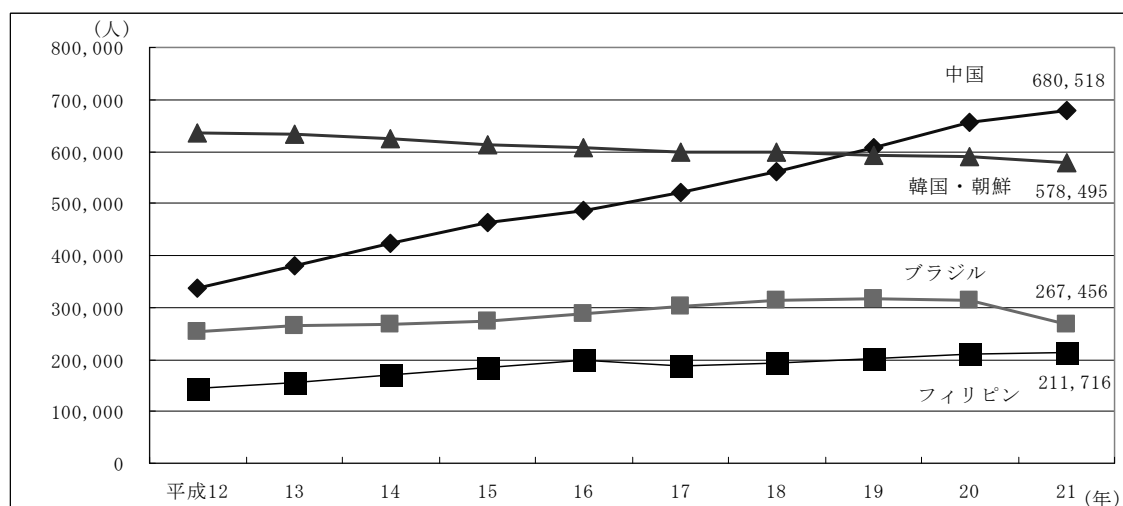
注 平成22年版『出入国管理』による。

次に、図Ⅱ-1-4は、平成12年から21年までにわが国に入国した外国人の数の推移を国籍(出身地)別に示したものである。

平成21年の数値をみると、中国が68万5,181人で全体の31.1%を占め、以下、韓国・朝鮮57万8,495人(26.5%)、ブラジル26万7,456人(12.2%)、フィリピン21万1,716人(9.7%)と続いている。

過去10年間の推移をみると、韓国・朝鮮は年々減少し、中国、フィリピンは引き続き増加している。特に中国は、平成19年に韓国・朝鮮を上回ってから増加傾向が続いている。ブラジルは、19年末をピークに減少傾向にあり、同年と比べ4万9,511人（15.6%）減少している。フィリピンは17年末に減少したものの、21年末は20年末と比べ1,099人（0.5%）の増加を示している。

図Ⅱ-1-4 主要国籍別外国人登録者数の推移



注 平成22年版『出入国管理』による。

次に、表Ⅱ-1-2は、平成17年から21年までの外国人登録者数を主な在留資格別に示したものである。これをみると、総数は平成21年に減少を示したものの、「留学」、「就学」、及び「家族滞在」については、平成21年以降も引き続き増加傾向にあることがわかる。

表Ⅱ-1-2 在留資格別新規入国者数の推移

年 在留資格	平成17	18	19	20	21
総数	2,011,555	2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121
興行	36,376	21,062	15,728	13,031	10,966
留学	129,568	131,789	132,460	138,514	145,909
就学	28,147	36,721	38,130	41,313	46,759
研修	54,107	70,519	88,086	86,826	65,209
家族滞在	86,055	91,344	98,167	107,641	115,081
定住者	265,639	268,836	268,604	258,498	221,771
短期滞在	68,747	56,449	49,787	40,407	33,378
その他	1,342,916	1,408,199	1,462,011	1,531,196	1,547,048

注 平成22年版『出入国管理』による。

3. 中国人の入国・在留状況

表Ⅱ-1-3 は、平成 17 年から 21 年までの中国人の新規入国者数を主な在留資格別に示したものである。総数は、外国人全体の傾向と同様、平成 21 年に減少を示している。在留資格別にみると、最も多いのは「短期滞在」であるが、こちらも平成 21 年には減少している。しかし、「留学」、及び「就学」については引き続き増加傾向にある。

表Ⅱ-1-3 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

年 在留資格	平成17	18	19	20	21
総 数	463, 273	589, 066	714, 791	769, 691	753, 606
興 行	8, 263	4, 978	3, 156	1, 820	1, 694
留 学	8, 024	9, 154	10, 272	14, 342	16, 839
就 学	8, 938	9, 543	8, 987	12, 566	18, 053
研 修	55, 156	61, 963	68, 188	68, 860	53, 876
家族滞在	5, 170	6, 280	8, 277	9, 685	9, 174
定 住 者	3, 207	3, 437	3, 853	3, 646	3, 520
短期滞在	357, 449	476, 534	589, 453	635, 513	632, 379
そ の 他	17, 066	17, 177	22, 605	23, 259	18, 071

注 平成 22 年版『出入国管理』による。

他方、表Ⅱ-1-4 は、平成 17 年から 21 年までの中国人の外国人登録者数を主な在留資格別に示したものである。これをみると、外国人全体の傾向とは異なり、平成 21 年もなお増加を続けている。その要因としては、「留学」、「就学」、及び「家族滞在」などの増加が考えられる。なお、これらの増加は、先に図Ⅱ-1-4 にみたように、これらの全新規外国人登録者における当該在留資格の増加に寄与していると考えられる。

表Ⅱ-1-4 中国人の在留資格別外国人登録者数の推移

年 在留資格	平成17	18	19	20	21
総 数	519, 561	560, 741	606, 889	655, 377	680, 518
興 行	4, 225	2, 153	1, 193	907	778
留 学	89, 374	88, 074	85, 905	88, 812	94, 355
就 学	15, 915	21, 681	22, 094	25, 043	32, 408
研 修	40, 539	52, 901	66, 576	65, 716	50, 487
家族滞在	37, 154	39, 478	43, 592	49, 776	55, 640
定 住 者	33, 086	33, 305	33, 816	33, 600	33, 651
短期滞在	13, 079	9, 026	8, 467	7, 235	6, 332
そ の 他	286, 189	314, 123	345, 246	384, 288	406, 867

注 平成 22 年版『出入国管理』による。

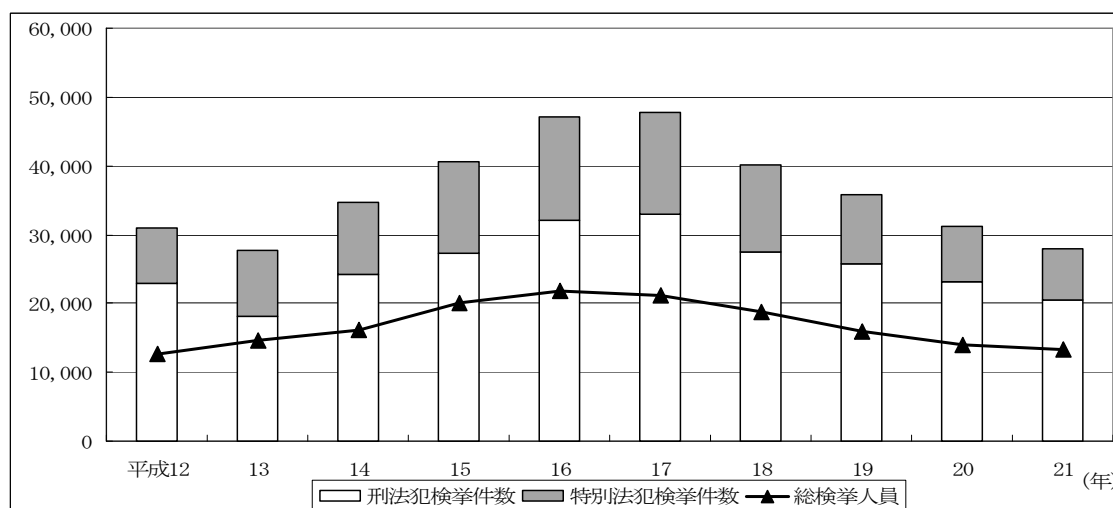
第2章 来日外国人犯罪の概要

1. 来日外国人による犯罪の検挙状況

図Ⅱ-2-1は、過去10年間における来日外国人³による刑法犯、及び特別法犯の検挙件数、並びに総検挙人員数を示したものである。検挙件数は平成13年以降、検挙人員数は平成12年以降漸次増加を続け、前者については平成17年に、後者については平成16年に、それぞれピークをむかえたが、それ以降は減少傾向にある。

平成21年中の検挙件数は27,836件、検挙人員は13,257人であった。このうち刑法犯の検挙件数は20,561件、検挙人員は7,190人となっており、他方、特別法犯の検挙件数は7,275件、検挙人員は6,067人である。

図Ⅱ-2-1 来日外国人の刑法犯検挙件数・特別法犯検挙件数・総検挙人員の推移

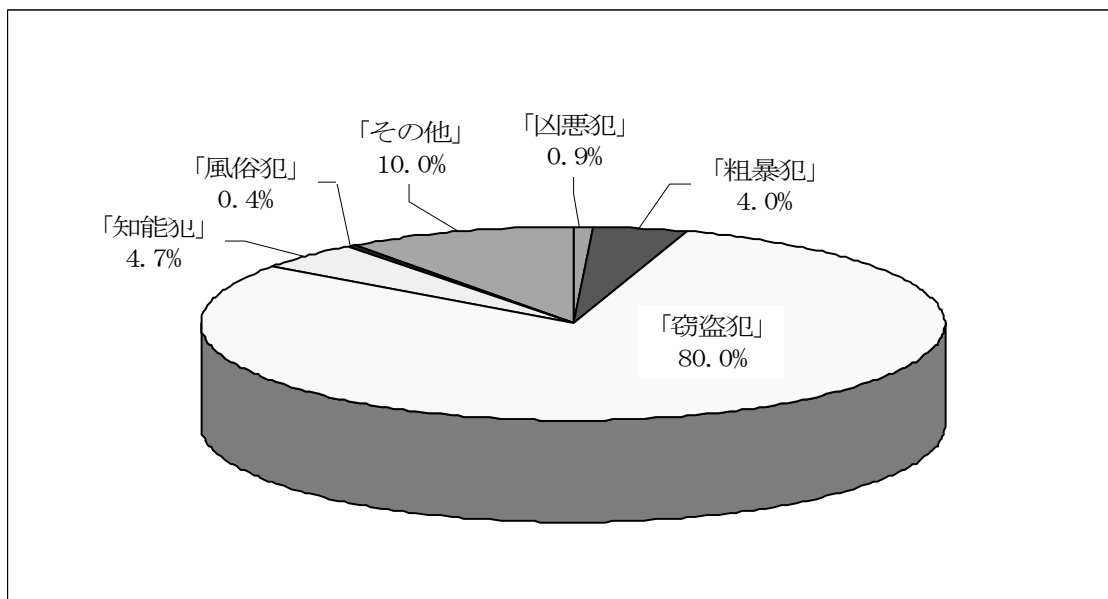


注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

次に、図Ⅱ-2-2は、平成21年における来日外国人の刑法犯検挙件数を包括罪種別に示したものである。これをみると、もっとも多かったのは窃盗犯で16,450件（80.0%）となっており、次いで知能犯が965件（4.7%）、粗暴犯が822件（4.0%）となっている。

³ この章における「来日外国人」とは、警察庁のデータを用いる関係上、同庁の定義である「わが国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人」とする。

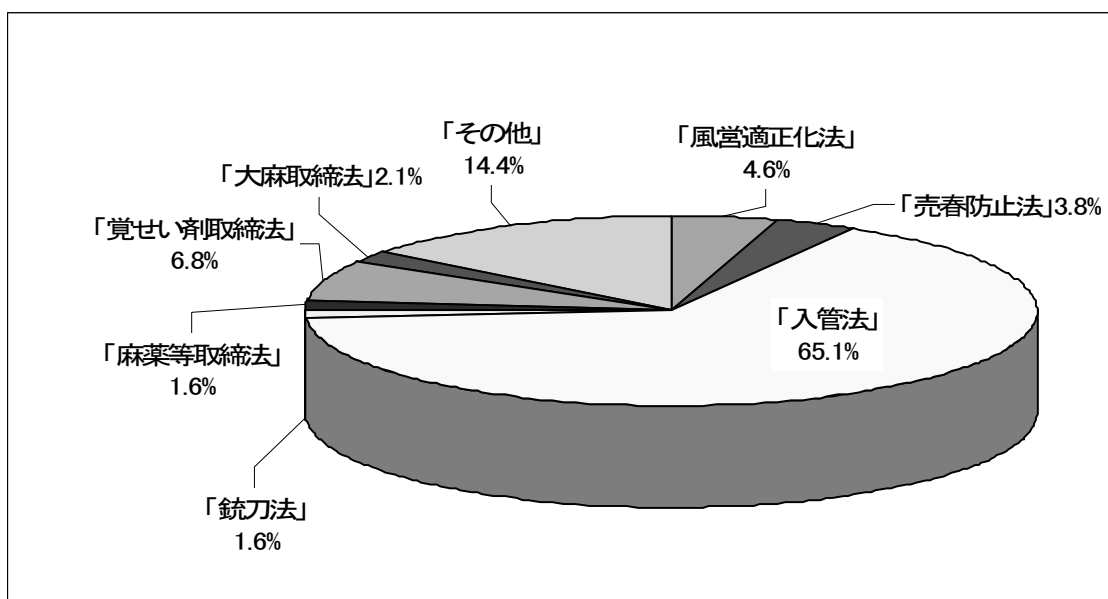
図Ⅱ-2-2 来日外国人の刑法犯検挙件数の包括罪種別構成比（平成 21 年）



注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

次に、図Ⅱ-2-3 は、平成 21 年における来日外国人の特別法犯検挙件数を違反法令別に示したものである。これをみると、もっとも多かったのは入管法（出入国管理及び難民認定法）違反で 4,737 件（65.1%）となっており、次いで覚せい剤取締法違反が 493 件（6.8%）となっている。

図Ⅱ-2-3 来日外国人の特別法犯検挙件数の違反法令別構成比（平成 21 年）

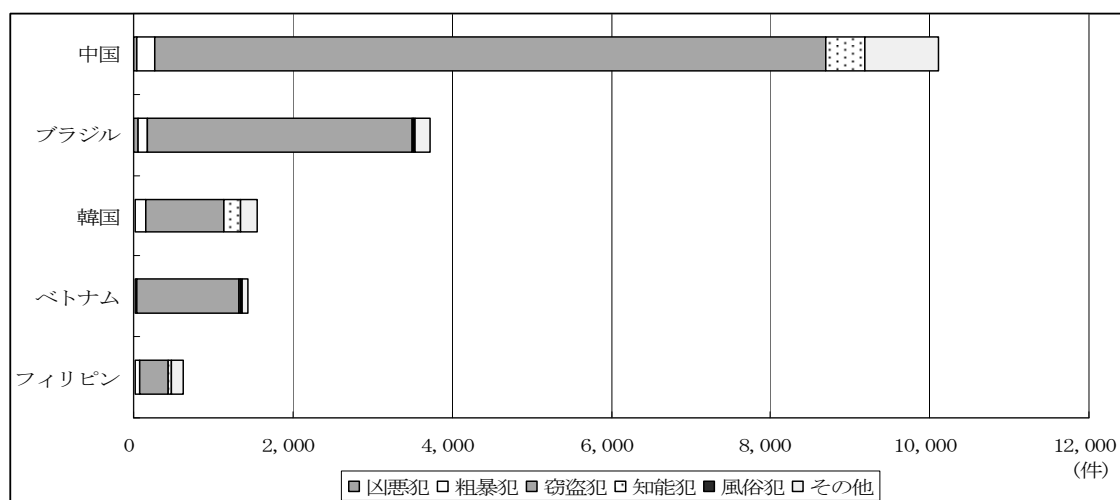


注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

次に、図Ⅱ-2-4は、平成21年における来日外国人の刑法犯検挙件数を包括罪種別に、そして構成比の多かった主要国籍等別に示したものである。国籍別にみると最も多いのは中国で10,109件、これにブラジルが3,720件と続いている。

また、いずれの国籍においても包括罪種別にみて最も多いのは「窃盗犯」であり、特に中国人の「窃盗犯」は、全ての「窃盗犯」の検挙件数に占める割合も約5割を超えていた。

図Ⅱ-2-4 来日外国人の刑法犯検挙件数包括罪種別・主要国籍別（平成21年）

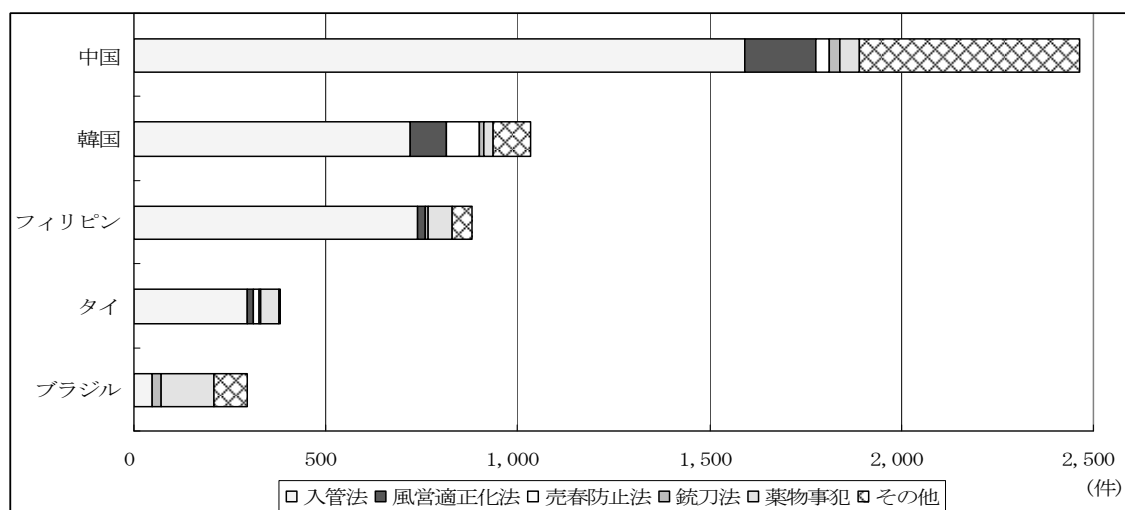


注 警察庁『平成22年の犯罪』、及び警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

続いて図Ⅱ-2-5は、平成21年における来日外国人の特別法犯検挙件数を包括罪種別に、かつ主要国籍等別に示したものである。国籍別にみると、こちらも中国が最も多く2,463件であり、次いで韓国が1,034件となっている。

違反法令別にみると、ブラジルを除いた4か国においていずれも最も多いのは入管法違反であった。特に中国については入管法違反全体の33.6%を占めていた。

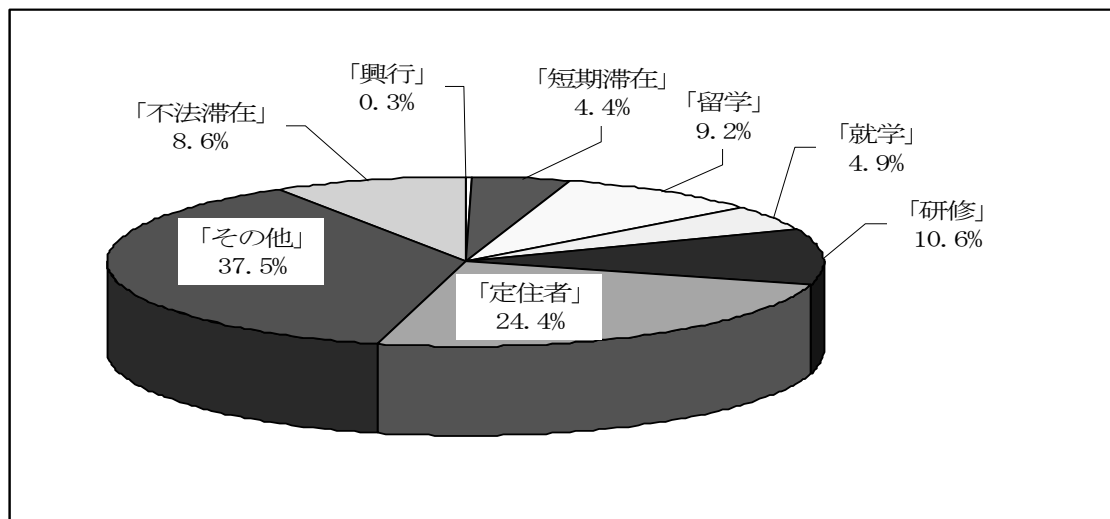
図Ⅱ-2-5 来日外国人の特別法犯検挙件数違反法令別・主要国籍別（平成21年）



注 警察庁『平成22年の犯罪』、及び警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

次に、図Ⅱ-2-6 は、平成 21 年における来日外国人の刑法犯検挙人員を在留資格別にしたものである。正規滞在のうち最も多いのは「定住者」で 1,754 名（24.4%）、次いで「研修」が 763 名（10.6%）となっているのに対し、「不法滞在」は 621 名（8.6%）であった。

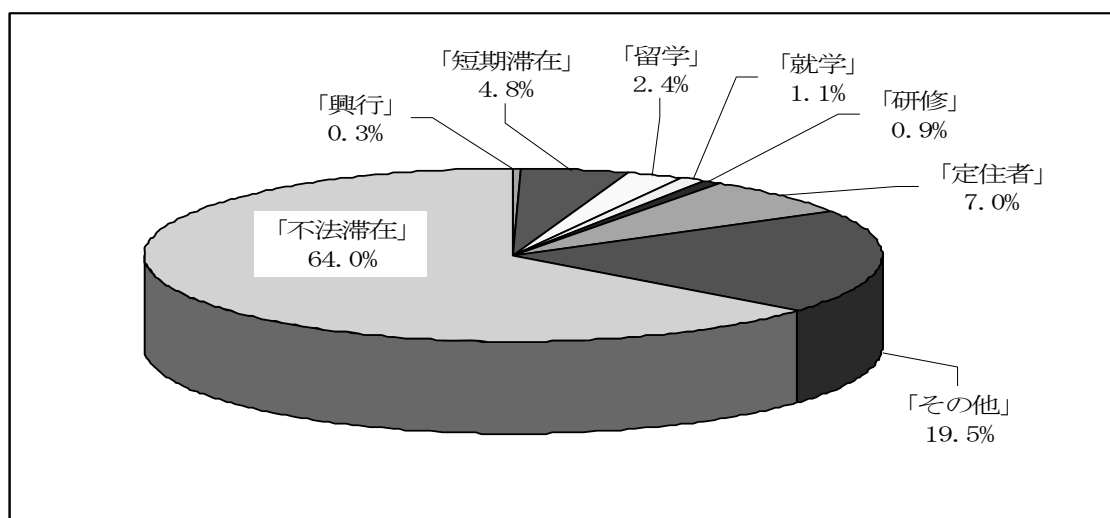
図Ⅱ-2-6 来日外国人の刑法犯検挙人員の在留資格別構成比（平成 21 年）



注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

次に、図Ⅱ-2-7 は、平成 21 年における来日外国人の特別法犯検挙人員を在留資格別にしたものである。こちらは不法滞在が 3,883 名と正規滞在を大きく上回り、全体の 64.0% を占めている。他方、正規滞在のうち最も多いのは「定住者」の 425 名（7.0%）であったが、次に多かったのは「短期滞在」の 290 名（4.8%）であった。

図Ⅱ-2-7 来日外国人の特別法犯検挙人員の在留資格別構成比（平成 21 年）

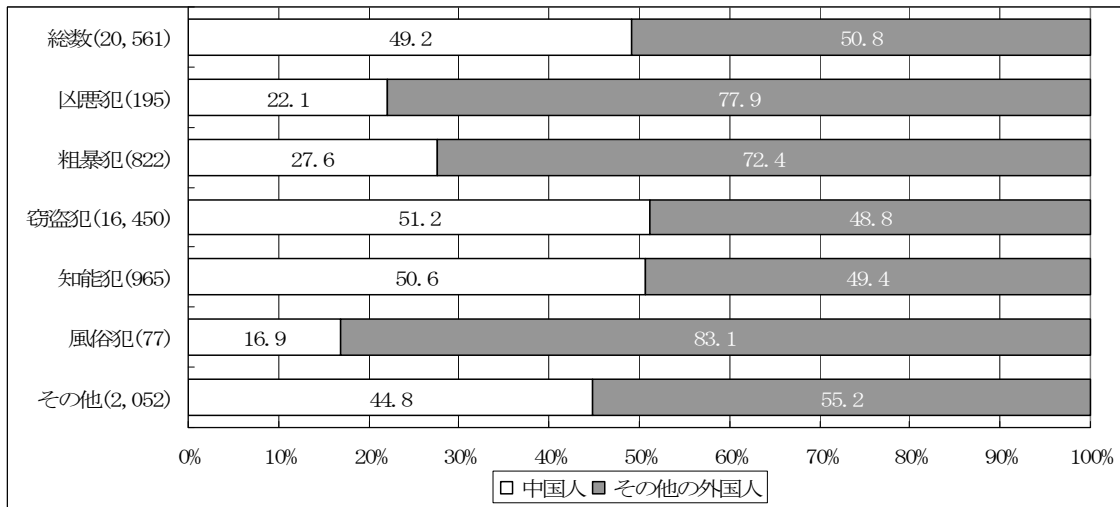


注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

2. 来日中国人による犯罪の検挙状況

来日中国人の刑法犯包括罪種別検挙件数が来日外国人全体に占める割合は、図Ⅱ-2-8のとおりである。これをみると、「窃盗犯」、並びに「知能犯」の約半数を来日中国人が占めている。また、「窃盗犯」の中でも、国民の体感治安に及ぼす影響が大きい侵入窃盗の検挙件数の77.5%を来日中国人が占めているのも大きな特徴の1つである。

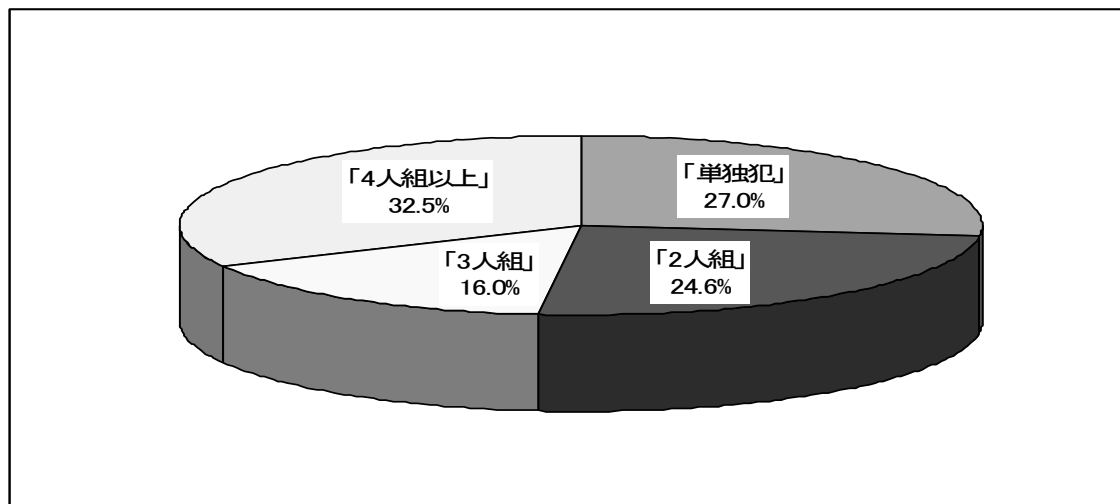
図Ⅱ-2-8 来日中国人の刑法犯包括罪種別検挙件数の構成比（平成21年）



注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

次に、図Ⅱ-2-9は、来日中国人の刑法犯検挙件数を共犯形態別に示したものであるが、これをみると、実に全体の約7割が共犯事件であり、共犯形態も「4人組以上」が32.5%を占めている。

図Ⅱ-2-9 来日中国人の刑法犯検挙件数・共犯形態別構成比（平成21年）

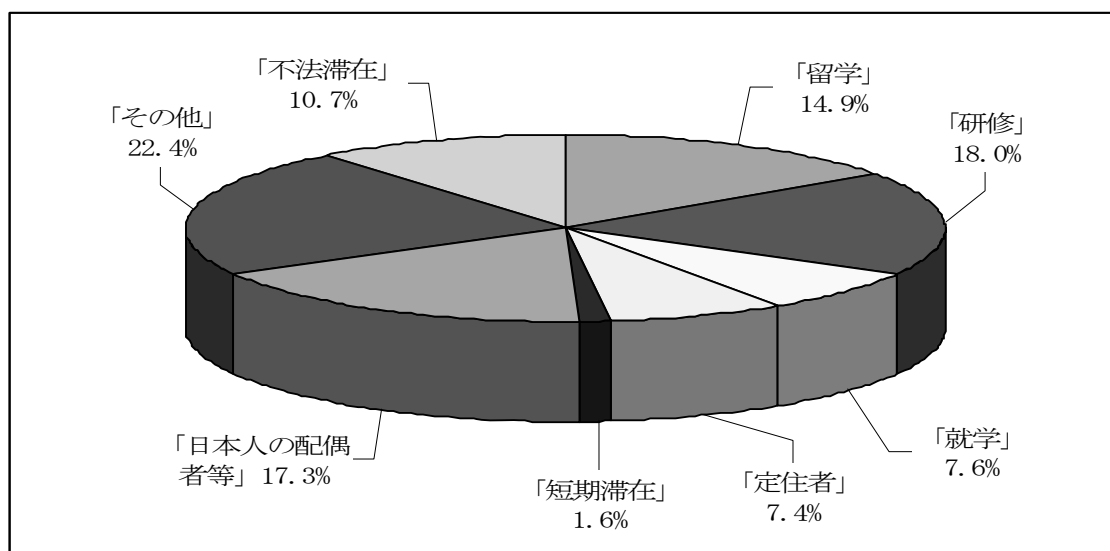


注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

最後に、図Ⅱ-2-10は、平成21年における来日中国人の刑法犯検挙人員（2,747名）を在留資格別に示したものである。正規滞在のうち最も多いのは「研修」で495名（18.0%）、次いで「日本人の配偶者等」が476名（17.3%）、「留学」が410名（14.9%）であった。

中国人が来日する目的には金銭獲得を目的とする場合も多く、留学先を退学、研修先から失踪するなどし、日常生活に必要な各種犯罪インフラを活用しながら、来日に伴う借金返済や家族への仕送りに必要な資金獲得のために、不法滞在や不法就労を続ける者も少なくない。その間、稼働先や遊技場、インターネットカフェ等で知り合った者に誘われるなどして、中国人犯罪組織に加入し、強盗、窃盗、カード偽造犯罪等を敢行する例が見られる。また、当初から中国人犯罪組織構成員が留学、研修等の在留資格を偽装して入国する実態もうかがえる。

図Ⅱ-2-10 来日中国人の刑法犯検挙人員の在留資格別構成比（平成21年）



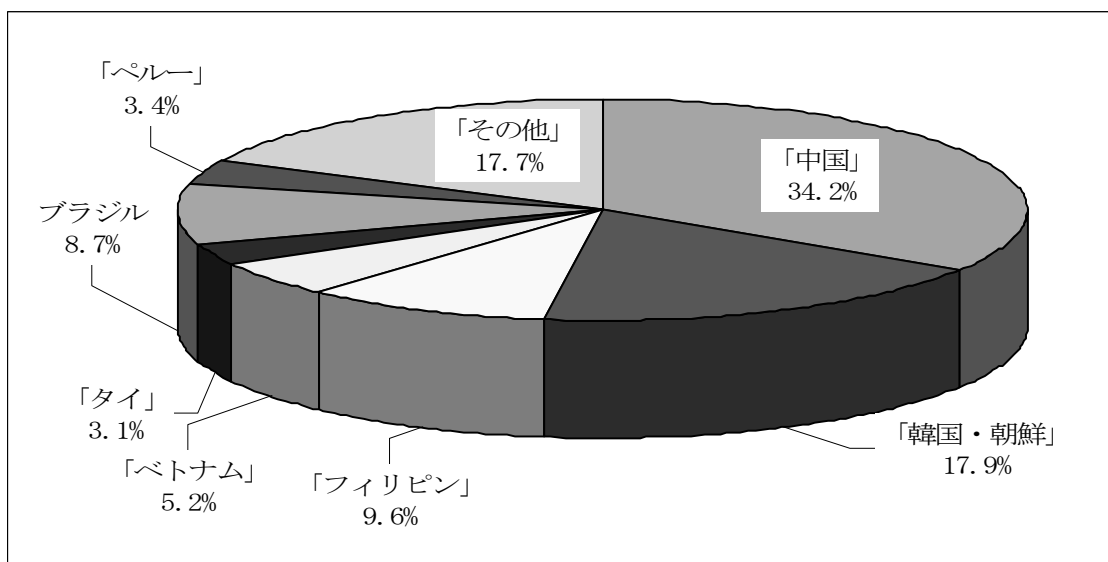
注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

第3章 来日外国人犯罪者の処遇

1. 検察における来日外国人被疑事件の処理状況

図Ⅱ-3-1は、平成21年における来日外国人⁴被疑事件（一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯）の検察庁新規受理人員を国籍別に示したものである。総数（17,450名）のうちアジアが約8割を占め、国籍別にみると、「中国」（ここでは香港及び台湾を含む）が最も多く34.2%となっており、以下、「韓国・朝鮮」が17.9%、「フィリピン」が9.6%と続いている。

図Ⅱ-3-1 来日外国人の検察庁新規受理人員の国籍別構成比（平成21年）



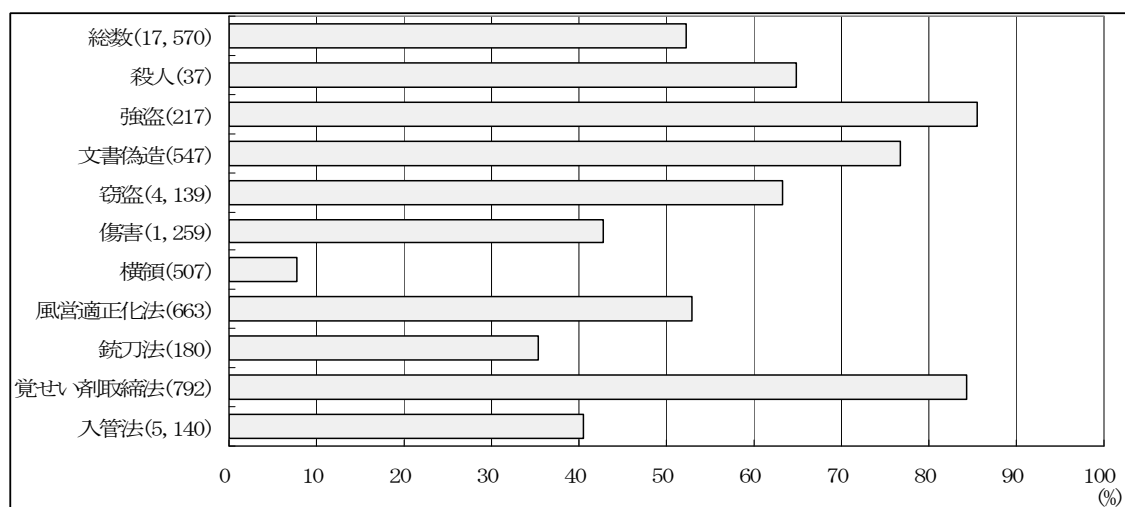
注 平成22年版『犯罪白書』による。

次に、図Ⅱ-3-2は、平成21年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理状況を罪名別に示したものである。罪名別でみたとき、最も人員数の多いのは窃盗で4,139名となっており、起訴率は63.3%である。窃盗全体の起訴率が43.8%にとどまっていることに比すれば、かなり高い起訴率となる。

また、最も起訴率が高いのは強盗で85.6%となっており、こちらも強盗全体の起訴率である66.1%に比してかなり高いものである。次いで覚せい剤が84.3%となっており、こちらも全体の起訴率である83.4%を上回っている。

⁴ この章における「来日外国人」とは、法務省のデータを用いる関係上、同省の定義である「わが国にいる外国人のうち、永住者・特別永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者」とする。

図Ⅱ-3-2 来日外国人被疑事件の検察庁終局処理状況・罪名別（平成21年）



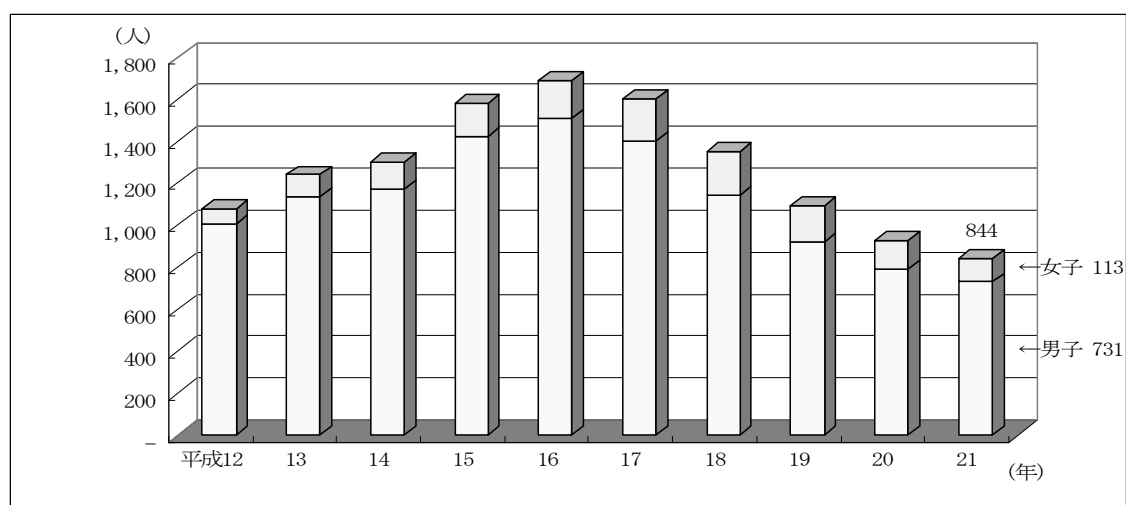
注1 平成22年版『犯罪白書』による。

注2 () 内の数値は実人員である。

2. 外国人受刑者の処遇

わが国の受刑者処遇は、各受刑者の特質を調査した上で、それに応じた処遇を行う「個別処遇」を取り入れており、外国人受刑者のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者は、F指標受刑者として、その文化及び生活習慣等に応じた処遇を行っている。図Ⅱ-3-3図は、過去10年間のF指標新規入所受刑者数の推移を示したものである。これをみると、平成16年まで増加を続け、同年には1,690名に達したが、それ以降は毎年減少し続け、21年には844名となっている。

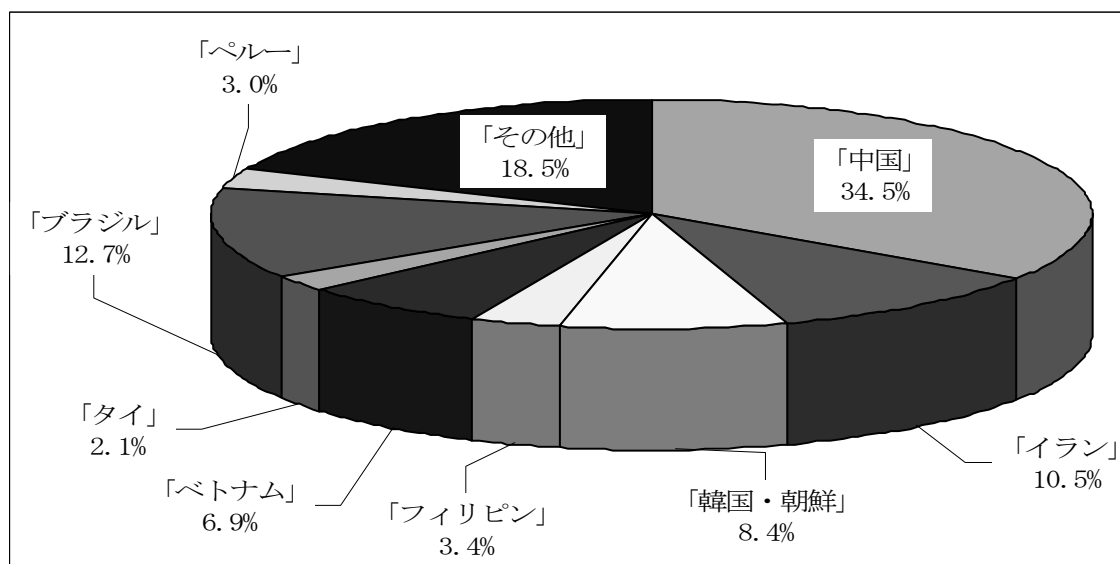
図Ⅱ-3-3 F指標新規入所受刑者数の推移・男女別



注 平成22年版『犯罪白書』による。

次に、図Ⅱ-3-4は、平成21年におけるF指標新規入所受刑者（844名）を国籍等別に示したものである。これをみると、最も多いのは「中国」で34.5%となっており、以下、「イラン」が10.5%、「韓国・朝鮮」が8.4%と続いている。

図Ⅱ-3-4 F指標新規入所受刑者・国籍別構成比（平成21年）



注 平成22年版『犯罪白書』による。

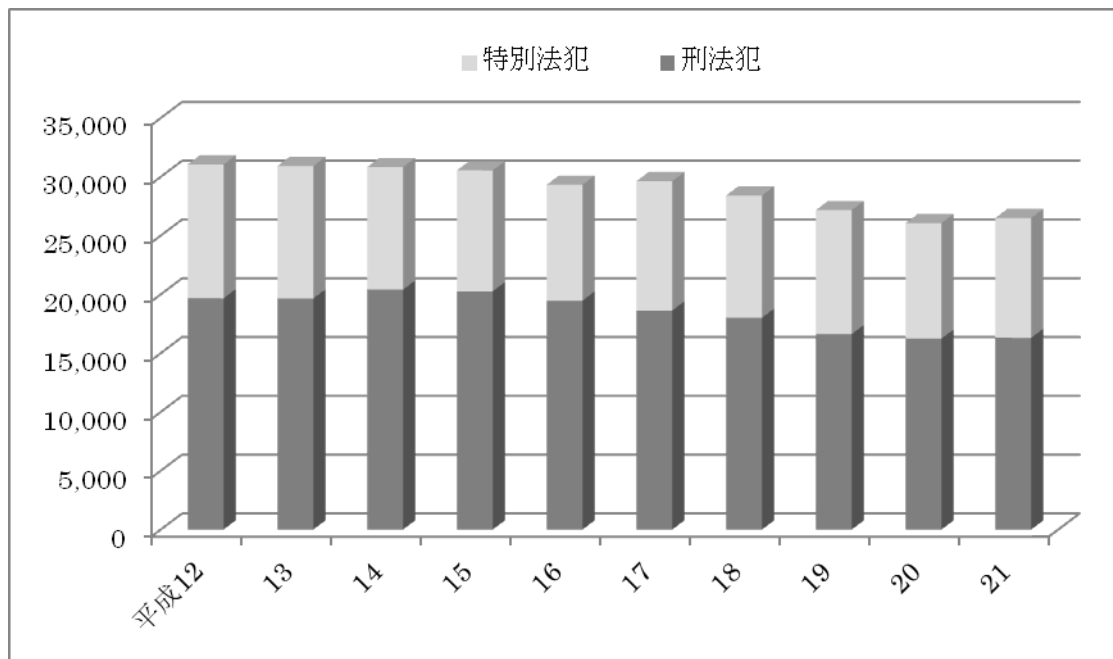
第4章 来日外国人犯罪者と暴力団とのつながり

1. 暴力団犯罪の検挙状況

平成 21 年中における暴力団構成員等の検挙人員（刑法犯および交通法令違反を除く特別法犯。以下この章において同じ。）は 26,503 人で、このうち構成員は 6,776 人（25.6%）、準構成員は 19,727 人（74.4%）であった。刑法犯、特別法犯別にみると、刑法犯は 16,312 人（61.5%）、特別法犯は 10,191 人（38.5%）である。

最近 10 年間の検挙人員の推移は、図Ⅱ-4-1 のとおりである。その人員は、平成元年以降 3 万人台で推移していたが、16 年からは 3 万人を下回っている。

図Ⅱ-4-1 暴力団構成員等の検挙人員の推移



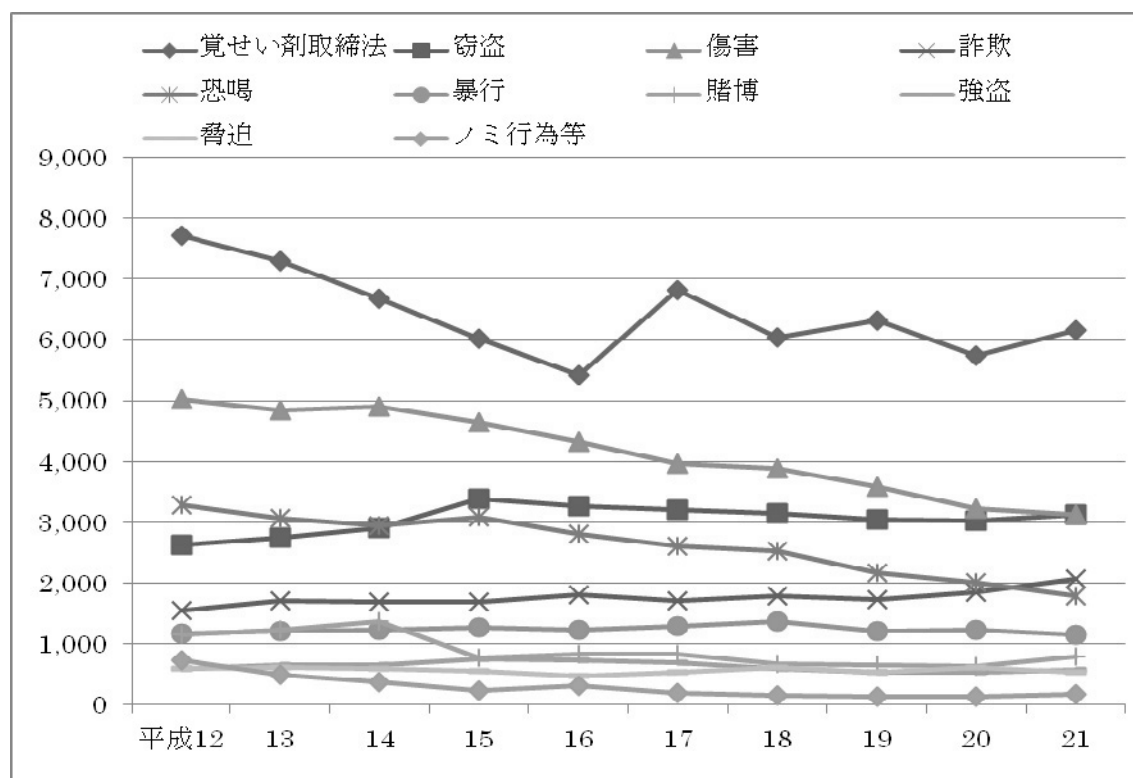
注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

また、最近 10 年間ににおける暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移は、図Ⅱ-4-2 のとおりである。平成 12 年以降の検挙人員は、覚せい剤取締法違反が最も多く、次いで、窃盗、傷害、詐欺および恐喝の順である。この状況に大きな変化はないが、恐喝、賭博および公営競技関係 4 法（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法およびモーターボート競走法）違反（ノミ行為等）の検挙人員が大きく減少している一方、詐欺および窃盗の検挙人員が増加していることから、暴力団が資金獲得の手段を変化させている状況がうかがわれる。

暴力団構成員等の資金獲得犯罪の検挙状況は、詐欺罪の検挙人員、検挙件数がともに大

幅に増加しており、暴力団が融資詐欺、振り込め詐欺、保険金詐欺等の各種詐欺事犯を敢行して資金源としている状況がうかがわれる。

図Ⅱ-4-2 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移



注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

暴力団構成員等の検挙人員総数に占める比率は、刑法犯では 4.9%、特別法犯では 12.4%、全体では 6.4%を占めている。罪種別にみると、刑法犯では、賭博(57.3%)、逮捕監禁(52.0%)、恐喝(45.4%)、脅迫(34.8%)で高く、特別法犯では、自転車競技法違反(91.9%)、競馬法違反(89.7%)、覚せい剤取締法違反(53.3%)、大麻取締法違反(29.7%)、麻薬及び向精神薬取締法違反(29.1%)で高い。この種の犯罪は、暴力団構成員等が敢行する割合が極めて高いと言える。

暴力団の伝統的な資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博および公営競技関係 4 法違反が挙げられる。このうち覚せい剤取締法違反を除けば、検挙人員は近年減少傾向にある。しかし、これらの犯罪の検挙人員は暴力団構成員等の総検挙人員の 3 割強を占めており、依然として、この種の犯罪が暴力団の有力な資金源になっている。

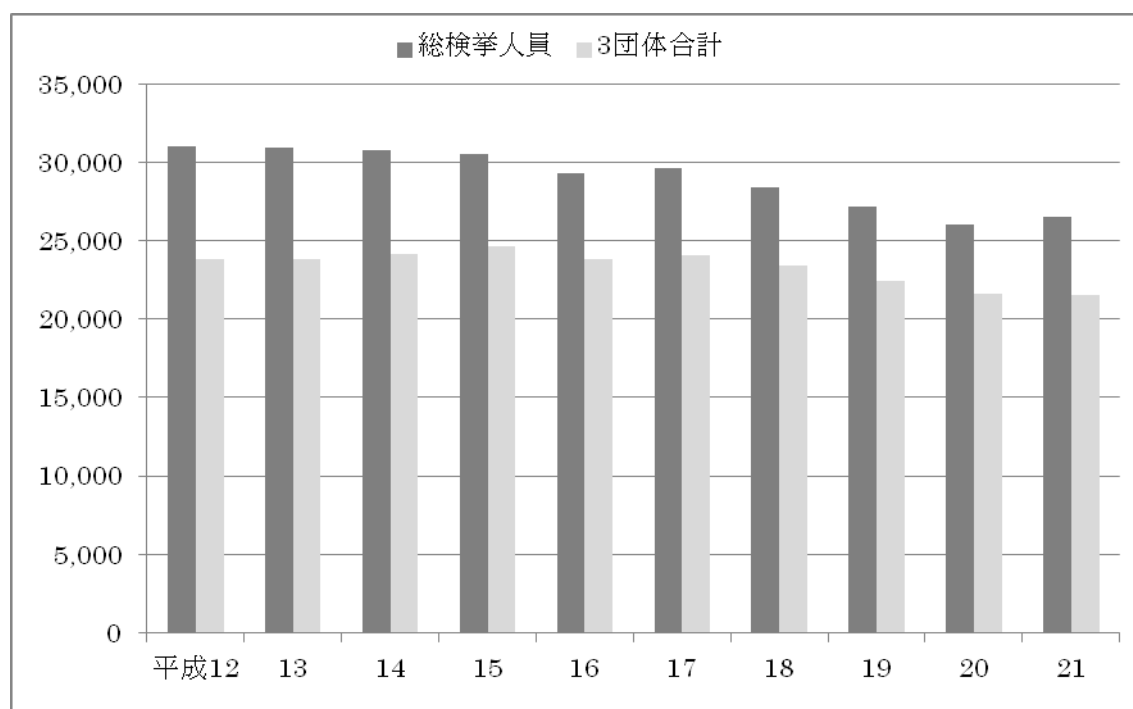
2. 主要 3 団体の構成員等の検挙状況

平成 21 年中における主要 3 団体（山口組、住吉会および稲川会）の暴力団構成員等の検挙人員は 21,527 人であり、このうち暴力団構成員は 5,355 人で、いずれも総検挙人員

の約 8 割を占めている。特に、山口組の暴力団構成員等の検挙人員は 14,208 人であり、このうち暴力団構成員の検挙人員は 3,217 人で、いずれも総検挙人員の約 5 割を占めている。

最近 10 年間ににおける主要 3 団体の暴力団構成員等の検挙人員の推移は、図Ⅱ-2-3 のとおりである。暴力団構成員等の検挙人員全体に占める主要 3 団体の割合は、平成 14 年までは 70% 台であったが、15 年以降は一貫して 80% 台となっている。

図Ⅱ-4-3 主要 3 団体の暴力団構成員等の検挙人員の推移



注 警察庁刑事局組織犯罪対策部の資料による。

3. 中国人犯罪組織と暴力団とのつながり

中国人犯罪組織は、出身地域や血縁によって結びついたり、稼働先の同僚等を誘いこむなどしてグループを形成し、明確な役割分担の下に犯罪を敢行するが多いが、最近では、出身地域や国籍が混在した組織もみられる。また、中国人犯罪組織と暴力団が連携して、組織窃盗や支払用カード偽造、薬物事犯等の犯罪を組織的に敢行している状況がみられる。たとえば、中国人犯罪組織や中国人ブローカー等が暴力団と結託して、中国人経営の店舗等からみかじめ料を徴収、中国人女性と日本人男性の偽装結婚の仲介、中国人と暴力団組員が役割分担して広域的な空き巣や商品詐欺等を行っていた事例等、中国人犯罪組織と暴力団が緊密に連携している状況がみられる⁵。

⁵ 警察庁刑事局組織犯罪対策部・前掲注 1・31 頁。

第Ⅲ部 中国人受刑者調査の結果

第1章 中国人受刑者の属性と本国での生活

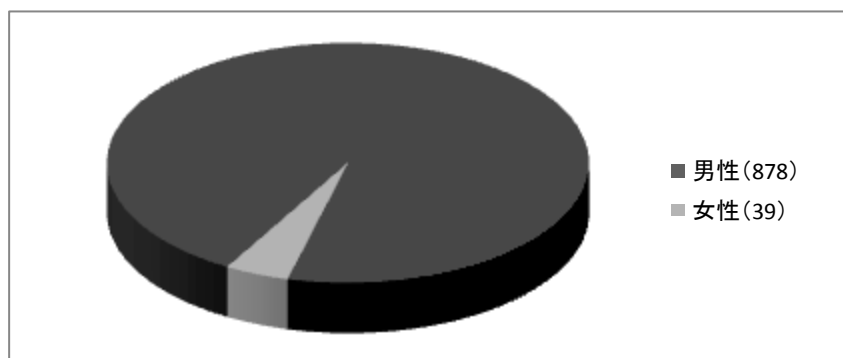
本章では、単純集計を中心に中国人受刑者の属性と本国での生活についての分析を行う。文中に示す数値は、無回答と不明を除く有効票を100とした時の割合である。

1. 中国人受刑者の属性

(1) 性別・年齢構成

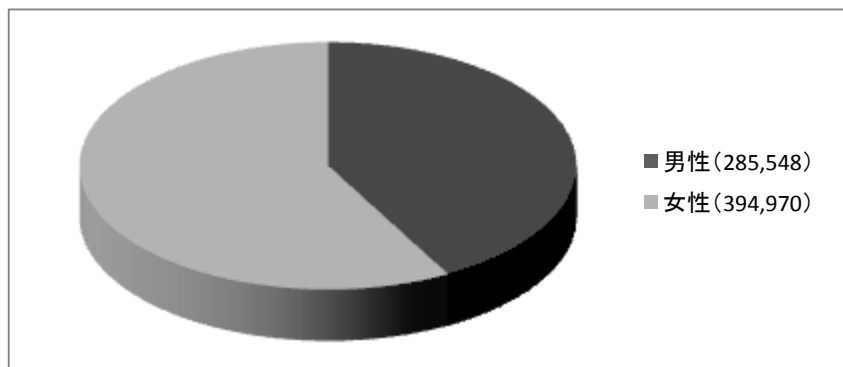
性別構成（図Ⅲ-1-1）では、男性が95.7%、女性が4.3%となっている。法務省入国管理局の最新統計によると、平成21年に中国出身の外国人登録者数は680,518人であり、うち男性が42.0%、女性が58.0%となっている。この統計数値に比べると、中国人男性受刑者の割合は女性より遥かに高いことが分かる。

図Ⅲ-1-1 中国人受刑者の性別構成比（N=917）



注 （ ）内の数値は実人員である。

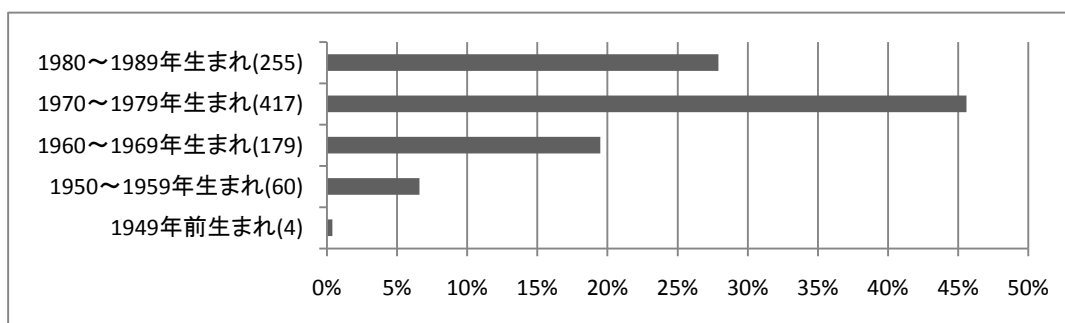
図Ⅲ-1-2 中国出身の外国人登録者数の性別構成比（N=680,518）



注 法務省入国管理局平成21年の統計による。

中国人受刑者の年齢構成（図Ⅲ-1-3）は、1970～1979年生まれの30歳代（注：調査時の年齢。以下同。）が最も多く45.6%であり、次いで1980～1989年生まれの20歳代が27.9%である。20～30歳代をピークとして、全体の約73.5%を占めることが分かる。さらに1960～1969年生まれの40歳代の19.5%と合わせると、全体の93%を占め、中国人受刑者のほとんどは青壮年であることが分かる。

図Ⅲ-1-3 中国人受刑者の年齢（調査時）構成比（N=915）



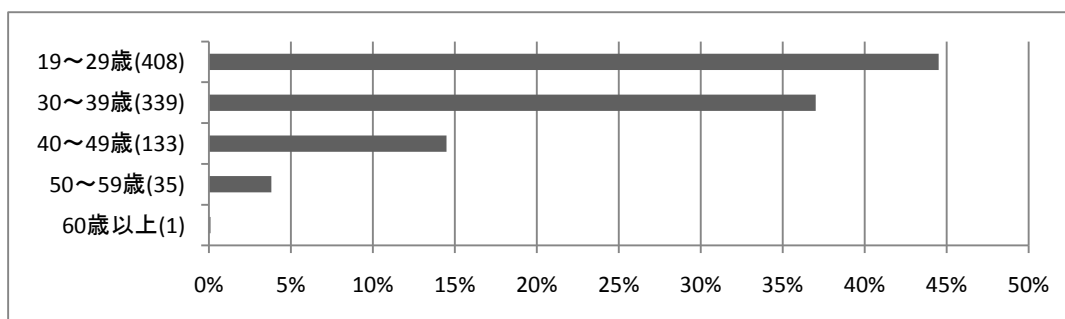
注1 （ ）内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

また、図Ⅲ-1-4の入所時年齢をみても、19歳～29歳が最も多く44.5%を占める。次いで30歳～39歳が37.0%を占め、40歳～49歳が14.5%を占める。入所時年齢においても、20～30歳代は全体の約81.5%を占め、40歳代と合わせると96.0%を占める。

以上の年齢構成を考えると、本調査の対象者の中で、密航者等の不法入国者はもちろん、就学・留学等の合法入国者でも日本に入国して間もなく、犯罪に手を染めてしまうことが推測できる。また、合法入国者の中で、一部の者は本来の入国目的と違って、犯罪目的で入国していることも考えられる。

図Ⅲ-1-4 中国人受刑者の年齢（入所時）構成比（N=916）



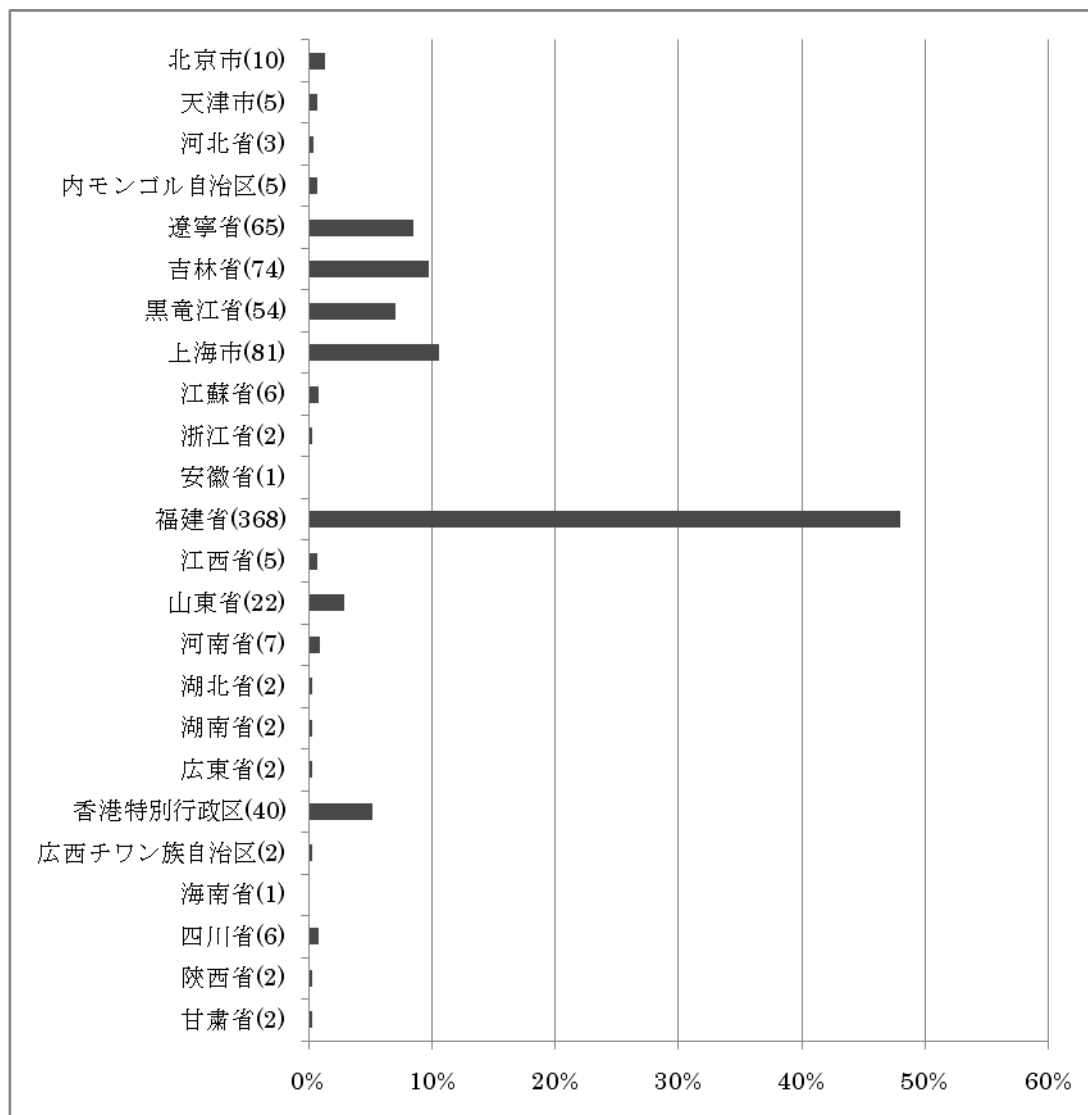
注1 （ ）内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

(2) 本国での居住地及び民族構成

本国での居住地（図Ⅲ-1-5）について、福建省が48%で最も多く、これは福建省出身の密航者が圧倒的に多いことが読み取れる。次いで東北地方（黒竜江省・吉林省・遼寧省を合わせて）が25.2%であり、上海が10.6%である。香港も比較的多い5.2%を占めるが、香港出身者はビザなしで来日できるので、中国大陆出身者の入国事情とは異なる。

図Ⅲ-1-5 中国人受刑者の本国での居住地（N=767）



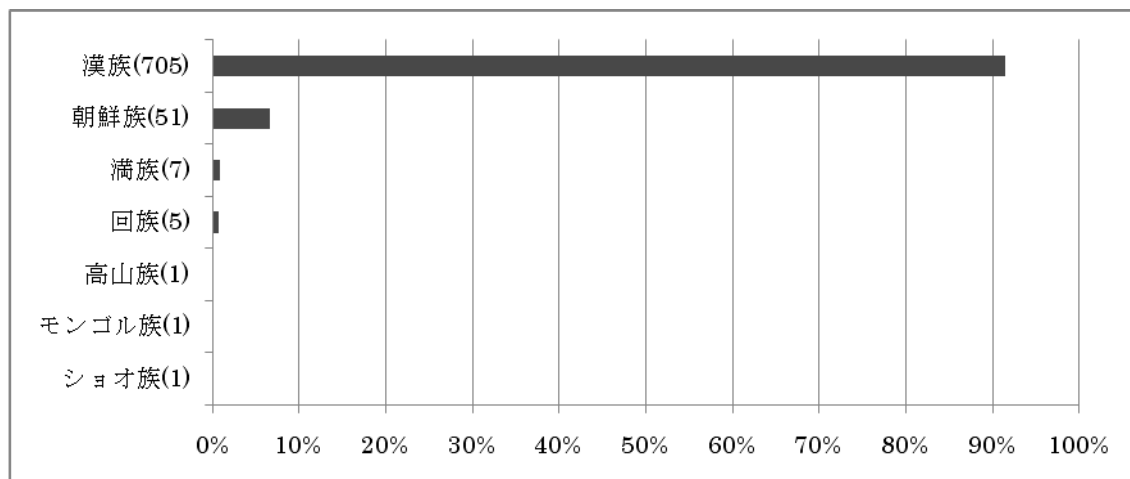
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

民族構成（図Ⅲ-1-6）では、9割以上が漢民族である。東北地方出身者の中で朝鮮民族が比較的多く見られる(6.6%)が、他の少数民族はほとんど見られない。その原因は、中国における少数民族地域のほとんどでは教育や経済の発展が比較的遅れており、正規・不法

を問わず、海外に行ける者は極めて少ないことが考えられる。

図Ⅲ-1-6 民族構成 (N=771)



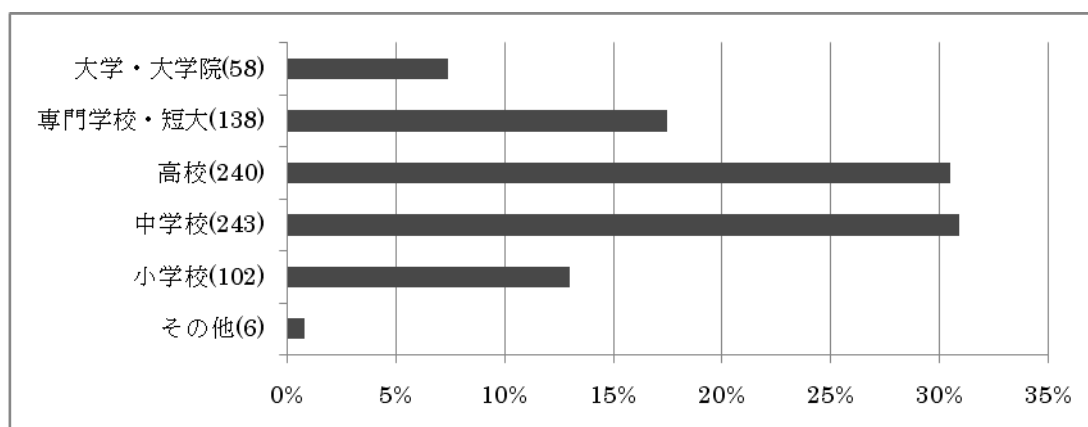
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

(3) 来日前の学歴構成

来日前の学歴（図Ⅲ-1-7）では、中学校卒業または中退が最も多く 30.9%である。次いで高校卒業または中退が 30.5%、小学校卒業または中退が 13%である。以上の三者を合わせると全体の 7 割以上を占める。これに対して、専門学校・短大卒業または中退が 17.5%、大学・大学院卒業または中退が 7.4%である。中国人受刑者の本国での最終学歴は比較的低いことが読み取れる。

図Ⅲ-1-7 本国での最終学歴 (N=787)



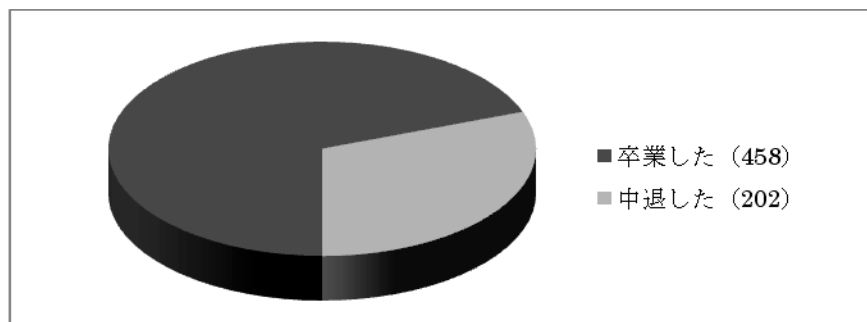
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

また、卒業と中退の回答（図Ⅲ-1-8）をみると、中退は約 3 割を占め、それぞれの教育

施設を卒業していない割合が高いことが分かる。

図Ⅲ-1-8 学校を卒業した割合 (N=660)



注1 () 内の数値は実人員である。

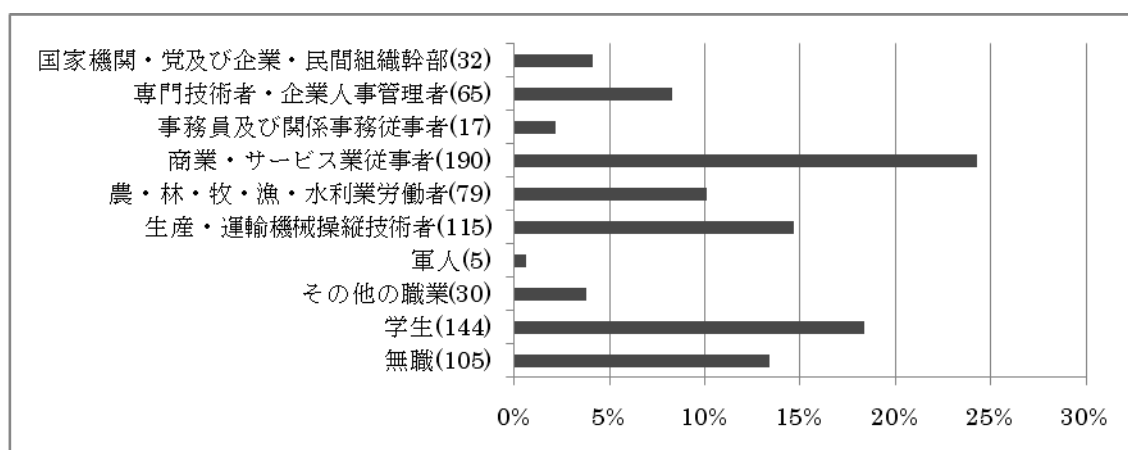
注2 無回答を除く。

2. 本国での生活

(1) 職業構成

来日前の職業（図Ⅲ-1-9）では、職のある者の中で、商業・サービス業に従事した者が最も多く 24.3%となっている。次いで、生産・運輸機械操縦技術者であった者が 14.7%、農・林・牧・漁・水利労働者であった者が 10.1%となっている。三者を合わせると全体の半数近くの 49.1%を占める。この結果中国人受刑者の来日前の本国での職業はサービス業や労働者が中心であることが分かる。また、学生が 18.4%であり、無職の 13.4%と合わせると全体の約 3 割を占め、経済において自立していない者の割合が高いことが分かる。

図Ⅲ-1-9 来日前の職業構成 (N=782)



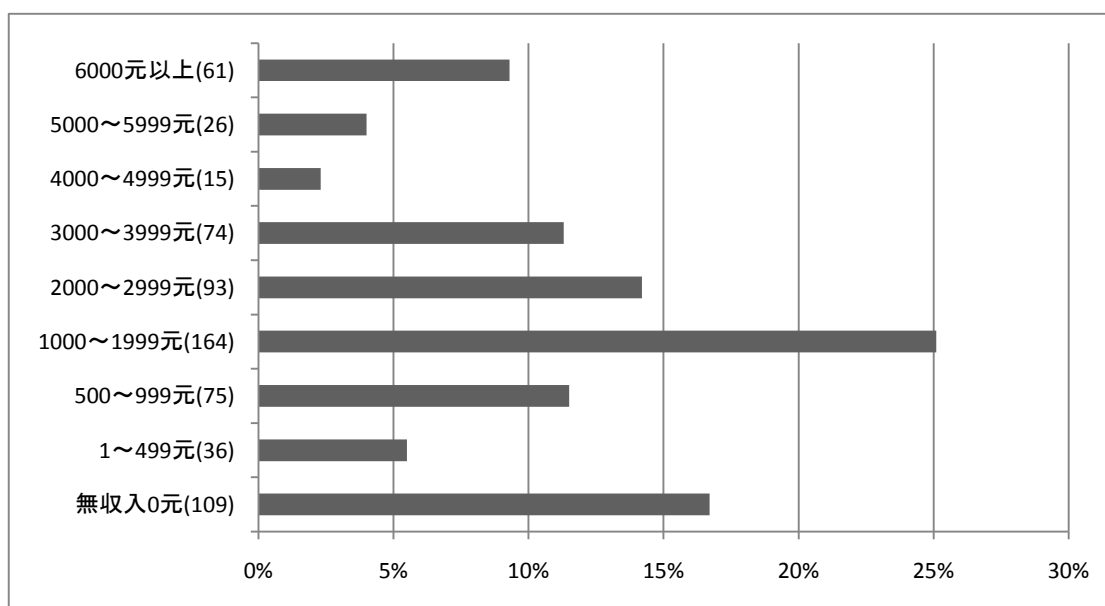
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

(2) 来日前の月収構成

来日前の月収（図Ⅲ-1-10）では、無収入者の 16.7%を除く 1,000～1,999 円の月収取得者が最も多く 25.1%である。2 番目に多いのが 2,000～2,999 円の月収取得者で 14.2%である。次いで、500～999 円が 11.5%、3,000～3,999 円が 11.3%である。500 元以上 4,000 元以下の月収取得者が主流であることが分かる。ちなみに、500 元以下の低収入の月収取得者は 5.5%であり、4,000 元以上の高収入の月収取得者は 15.6%である。この月収構成は中国の一般労働者の収入現状とほぼ合致している。

図Ⅲ-1-10 来日前の月収構成（N=653）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 1元=12.53円（平成23年3月6日現在）。

3. 中国人受刑者の属性と本国での生活（まとめ）

まず、属性上の特徴としては、①性別では、男性が圧倒的に多い。②年齢では、20歳代と30歳代が中国人受刑者の中心年齢である。③出身地では、福建省出身者が最も多く、上海・東北地方・山東省出身者も比較的多く見られる。④民族構成では、9割以上が漢民族であるが、少数民族の中では朝鮮民族が特に目立つ存在である。⑤本国での最終学歴では、7割以上の者が高校以下の学歴しかなく、それぞれの学校を中退している者も多い。我が国の入国審査状況に照らすと、これらの者に就学・留学の在留資格を与えることは極めて稀であるため、その大半は不法入国者であることが推測できる。

また、本国での生活については、①職業では、学生と無職者が多いが、全体的に見ると、職業としてはサービス業や労働者が中心的である。②経済面では、決して富裕層に当らな

いが、中国の一般労働者並みの収入を得ていた。まじめに中国で仕事をしていれば、平穏な生活を送ることができたかもしれない。しかし、一部の者が日本の社会実情を十分に把握せず、多額の借金を背負って、密航等の不法入国または虚偽の申請をして正規入国で日本に渡ってきた。結局、多額の借金を返済するために、不法就労・不法滞在・犯罪の道に自ら足を踏み出してしまったのではないか。

第2章 来日の目的と方法

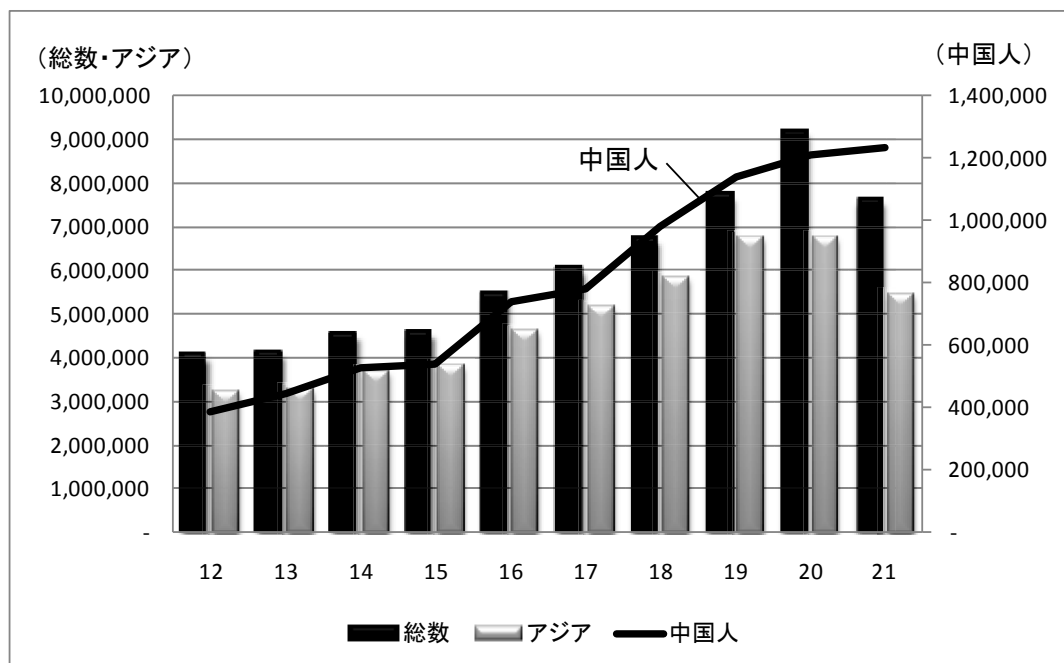
1. 外国人の入国状況

我が国に入国する外国人⁶は、国際化の進展に伴って増加し、昭和53年に100万人、59年に200万人、平成2年に300万人、8年に400万人、12年に500万人を超え、19年には900万人を超えている。平成21年における外国人入国者758万1,330人のうち、「新規入国者」数は611万9,394人、「再入国者」数は146万1,936人である。入国外国人の増加は、国際親善と観光大国を目指す我が国としては喜ばしいことであるが、中には不法に入国し、不法就労を目的に不法滞在し、生活に困窮したあげくに犯罪に陥る外国人が跡を絶たないのも実情である。

本章では、中国人受刑者がどのような具体的な目的と方法で来日しているかを見る。最初に、中国人に焦点を当てて外国人の入国状況を概観する。

図Ⅲ-2-1は、平成12年から21年までの10年間に新規に入国した外国人及び中国人の推移である。地理的な条件からアジア地域からの入国者が圧倒的多数を占めており、平成20年までは、右高上りの上昇を示しているが、総数は21年に減少に転じている。しかし、中国人の入国者数は一貫して増加傾向を示している。

図Ⅲ-2-1 外国人の入国状況（平成12年～21年）

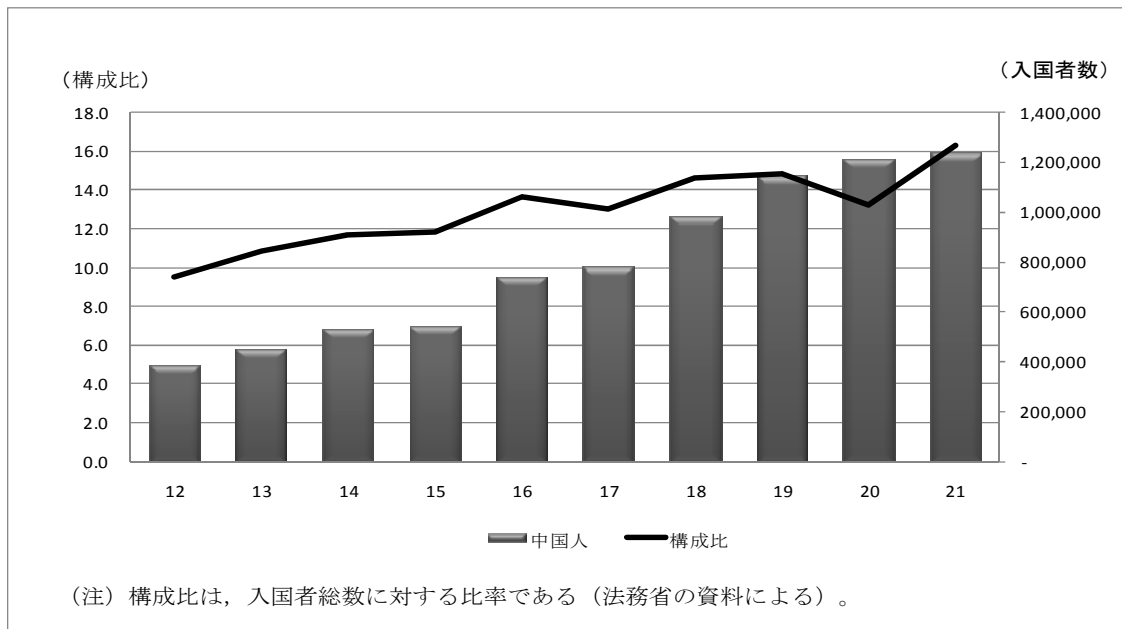


⁶ 入国者には、「新規入国者」と「再入国者」があり、「入国者」数は、この二つの総計である。このうち、「再入国者」とは、在留期間内に予め再入国許可を受けて一時的に出国し、再度入国する者をいう。この場合、手続きを簡略化することを目的に、査証なしで入国ができ、従前に有していた在留資格、在留期間が継続している者として扱われる。それ以外を「新規入国者」としている。

2. 中国人の入国状況

図Ⅲ-2-2は、平成12年からの10年間における中国人の新規入国者及び構成比の推移を示したものである。新規入国者数は平成12年には約40万人であったが、その後一貫して増加を示し、16年には60万人を、19年に100万人を、21年には120万人を超えている。これに伴って、新規入国者総数に占める構成比も増加し、平成12年には10%に満たなかったが21年には16%を超える増加を示している。この傾向が、今後とも継続するかは予断を許さないが、近年の国際化の進展、GDPにおいて我が国を抜き世界第2位を占めている中国の経済状況、中国社会における富裕層の出現、地理的条件等を考えると、しばらくの間は高水準を維持するものと推測される。

図Ⅲ-2-2 中国人の新規入国者及び構成比の推移（平成12年～21年）



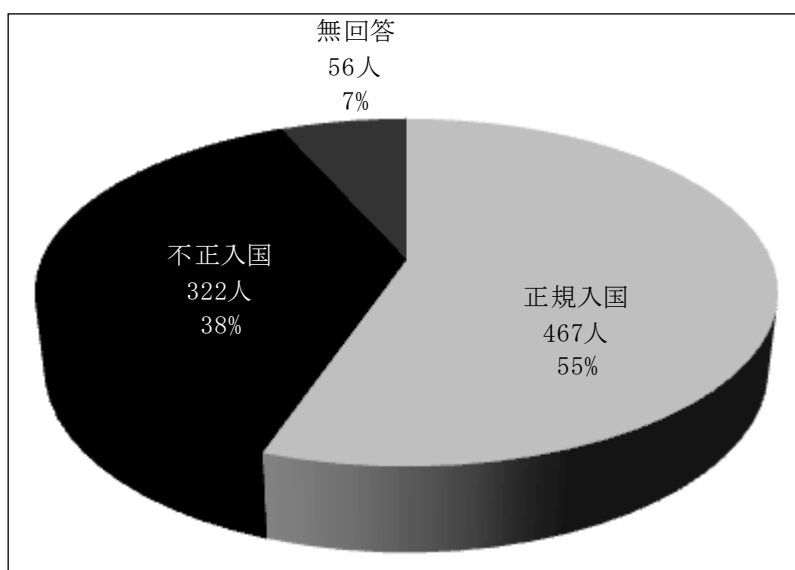
3. 中国人受刑者の状況

(1) 入国方法、入国手段

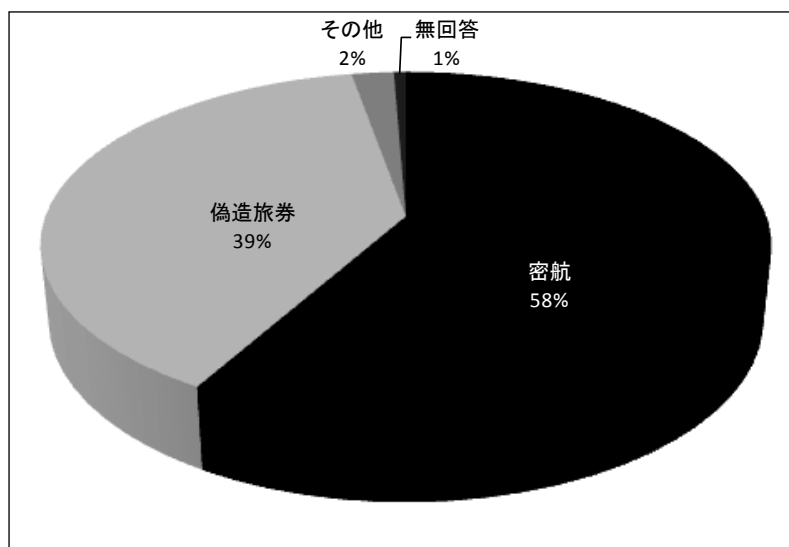
本節以下では、今回実施した調査のうち、中国人受刑者に関して記載する。調査対象者は、第Ⅰ部第1章2調査方法の(5)回収標本数に記載したとおり845人である。

最初に、中国人受刑者の入国方法を見ると、図Ⅲ-2-3に示すとおり、正規入国者が467人(55%)、不正入国者が321人(38%)、無回答が56人(7%)である。入国者に関する公式統計は、当然であるが、正規入国者を対象とするもので比較することはできないが、約4割が不正に入国しているのが実態である。この不正入国者321人の入国手段は、図Ⅲ-2-4に記載のとおり、約6割が密航、約4割が偽造旅券を使用して入国している。

図Ⅲ-2-3 中国人受刑者の入国方法（N＝845）



図Ⅲ-2-4 不正入国者の入国手段（N＝322）



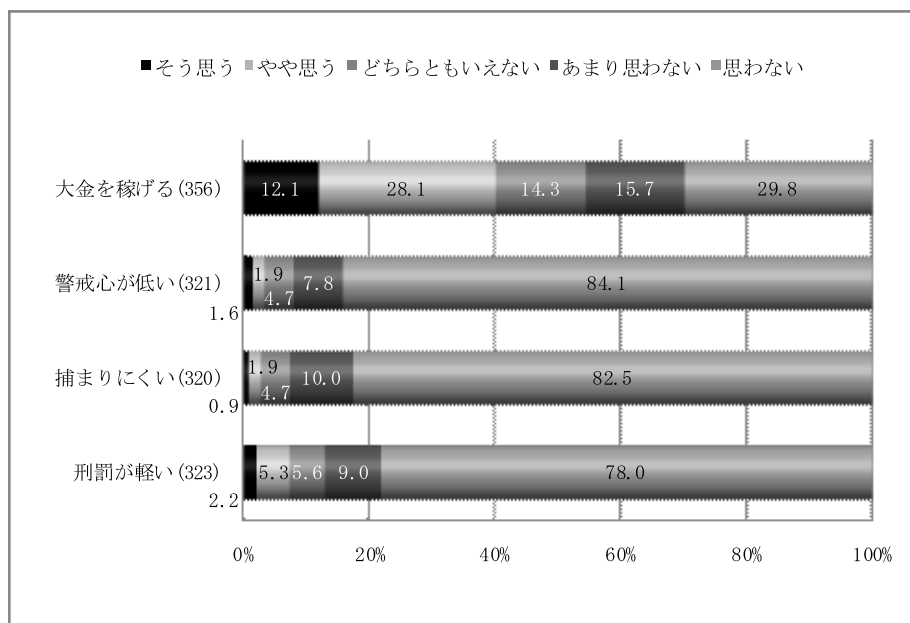
（２） 入国方法と我が国のイメージ

入国前の我が国に関するイメージについて、入国方法を独立変数とし、以下の４項目を従属変数としてカイ二乗検定及び分散分析をした。

- ①大金を稼げる
- ②犯罪をしても逮捕されにくい
- ③市民の警戒心が低い
- ④刑罰が軽い

図Ⅲ-2-5 は、正規入国者の来日前の我が国に関するイメージを示したものである。「大金を稼げる」に関しては、若干のバラツキが見られるが、「警戒心が低い」、「捕まりにくい」、「刑罰が軽い」の各項目に関しては概ね否定的であり、偏見のない健全なイメージを抱いている。

図Ⅲ-2-5 正規入国者のイメージ（N＝467）

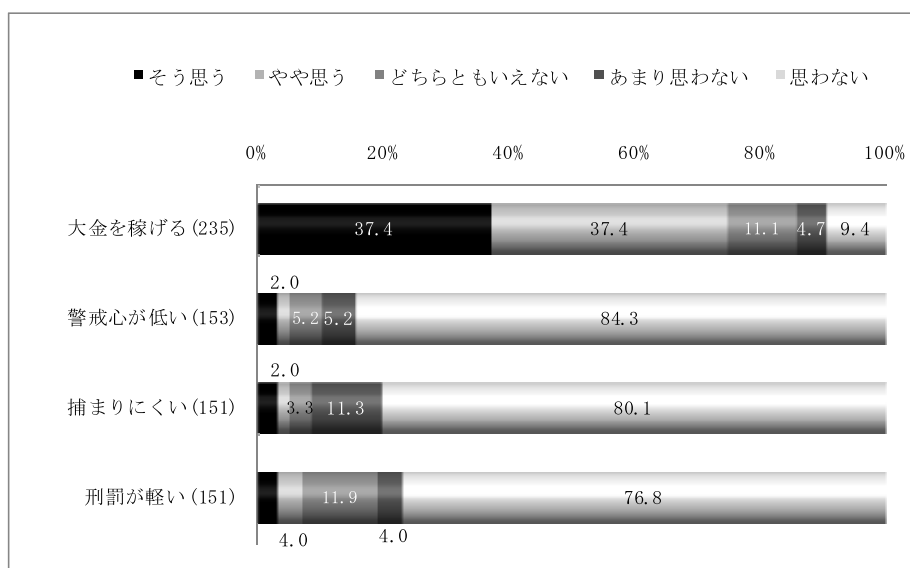


注1 () 内は実数。

注2 無回答を除く。

一方、不正入国者に関しては（図Ⅲ-2-6を参照）、7割を超える者が「大金を稼げる」（「そう思う」及び「やや思う」を含む。）イメージを抱いている。

図Ⅲ-2-6 不正入国者のイメージ（N＝321）



注1 () 内は実数。

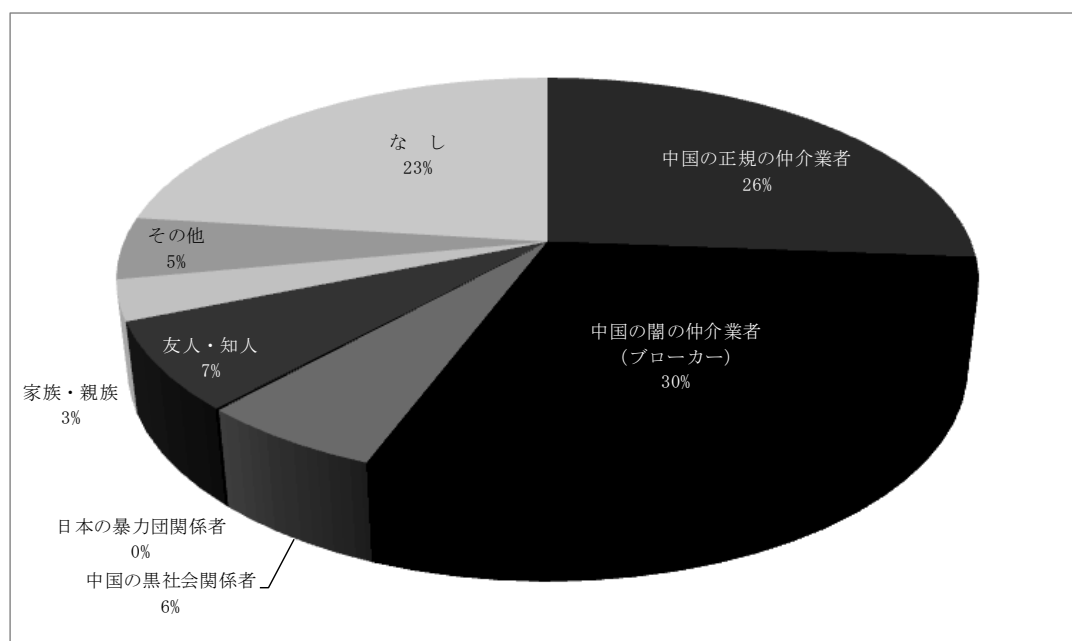
注2 無回答を除く。

(3) 入国方法と仲介者

前述のとおり，中国人受刑者の約4割が不正に入国し，不正入国者の入国手段を見ると約6割が密航，4割が偽造旅券を行使している。精密な旅券を偽造することは，一般民間人には殆んど不可能であると思われる。高度な印刷技術を有し，中国政府が発行する旅券と同質の特殊な用紙等を入手し，在中国日本大使館・領事館が発行する査証を精密に模写するなどの困難を超え，製作後は不正製作に関わる秘密を厳守するなど組織化・管理化された集団や流通ルートを確保する必要がある，これを実現するための特殊な専門的業者が存在していることが推測される。

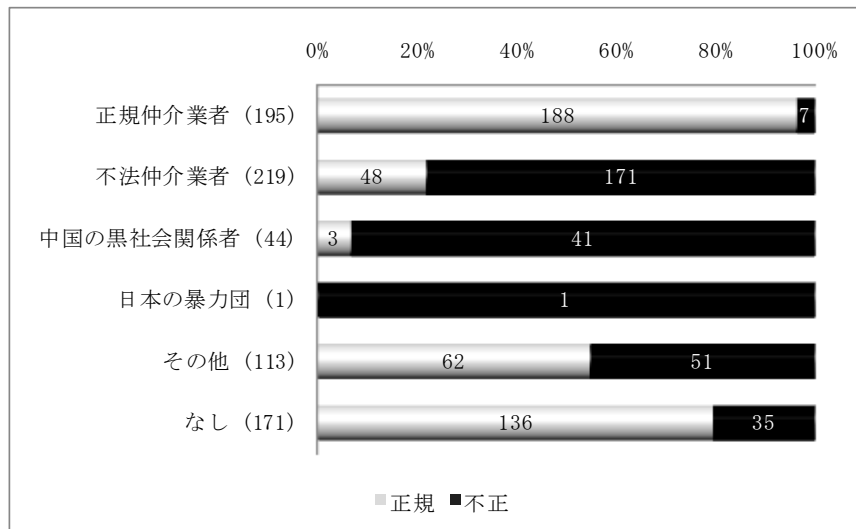
図Ⅲ-2-7は，入国に当たって有償での仲介者を見たものである。中国の闇の仲介業者が最も多く30%，次いで中国の正規の仲介業者が26%，友人・知人が7%の順になっている。これを，入国方法別に仲介業者を示したものが図Ⅲ-2-8である。正規入国者は正規仲介業者を通じて入国し，不正入国者は不法仲介者及び中国の黒社会関係者を仲介者として入国している実態が見えてくる。

図Ⅲ-2-7 有償の仲介者（N=743）



注 不明，無回答を除く。

図Ⅲ-2-8 入国方法別仲介業者（N＝743）



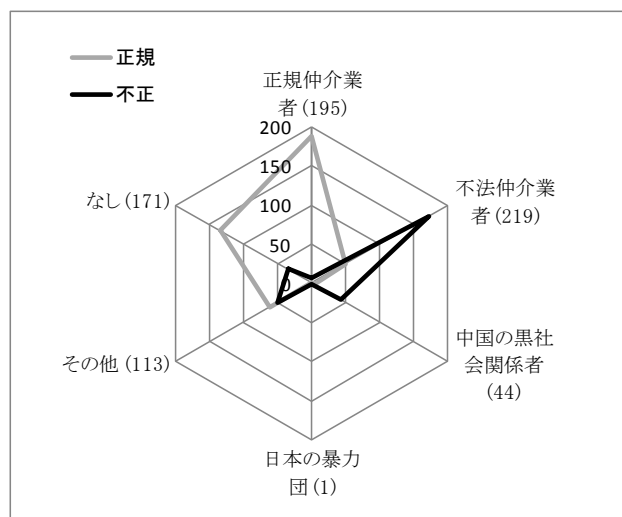
注1 ()内は実数である。

注2 無回答を除く。

図Ⅲ-2-9は、入国方法と仲介業者の分布を見たものである。正規入国者は、「正規仲介業者」及び「なし」に多くが偏り、不正入国者は、「不法仲介業者」に多くが偏って分布している。

これらについて、分散分析を施したところ、表Ⅲ-2-1に示したように、統計的に有意差があり、正規入国者が正規仲介業者を、不正入国者の多くが不正仲介業者及び中国の黒社会の関係者を利用している実態が明らかになった。

図Ⅲ-2-9 入国者別仲介業者の分布（N＝743）



注1 ()内は実数である。

注2 無回答を除く。

表Ⅲ-2-1 入国方法と仲介者の分散分析結果（N＝743）

入国方法 と 仲介者 のクロス表								
		仲介者						合計
		正規仲介業者 (195)	不法仲介業者 (219)	中国の黒社会 関係者 (44)	日本の暴力 団 (1)	その他 (113)	なし (171)	
入国方法	正規	188	48	3	0	62	136	437
	不正	7	171	41	1	51	35	306
合計		195	219	44	1	113	171	743

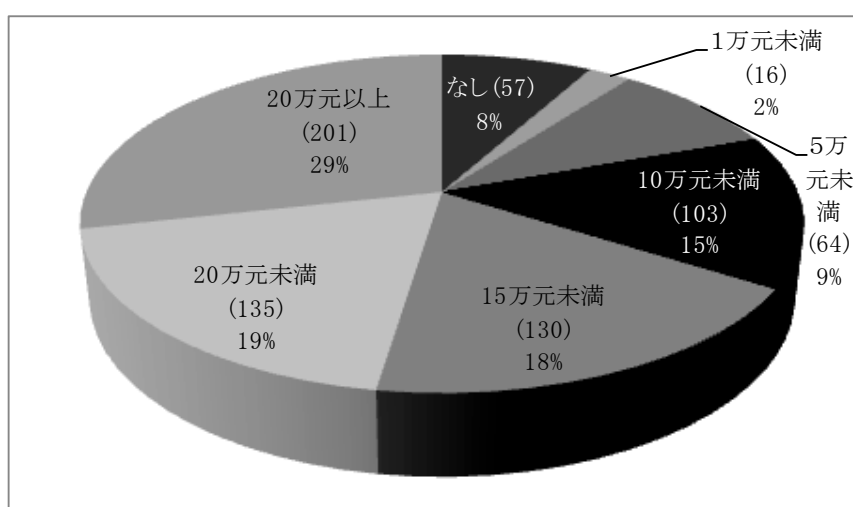
分散分析					
入国方法（正規・不正）					
	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
グループ間	73.404	5	14.681	100.644	.000
グループ内	107.943	740	.146		
合計	181.347	745			

$$F(5, 740)=100.644, P<0.01$$

（４）入国方法と費用

次に、入国方法と来日のための費用を見る。図Ⅲ-2-10 は、来日のための総費用を示したものである。20 万元以上（平成 23 年 2 月 25 日現在のレートは 1 元約 12 円。このレートで換算すると、240 万円以上。以下、換算レートは同じ）の費用を費やしている者が最も多く約 3 割を占めている。次いで 20 万円未満、15 万円未満が続いており、日本円で 200 万円以上を支払って来日する者が多いのが特徴である。日本と中国の貨幣価値の格差を考えると、相当の金額になると思われるが、これほどの多額の金額を費やしてまで来日しているのは、それ以上の金額を日本で獲得することができると考えているのだろうか。この費用と来日の真の目的については、本章 5 節で検討する。

図Ⅲ-2-10 来日のための総費用（N＝706）

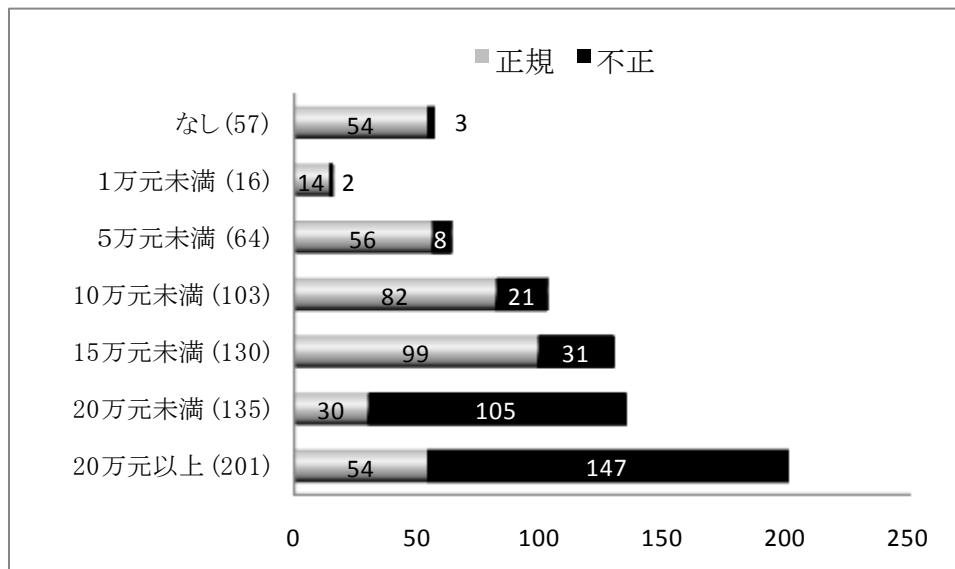


注1 （ ）内は実数である。

注2 無回答を除く。

この費用を入国方法別に見たものが図Ⅲ-2-11である。20 万元以上を支払った者 201 人のうち、約 7 割（147 人）が不法入国者であり（統計的有意差あり，表Ⅲ-2-2 参照），これらの不法入国者が多額の金銭を費やして来日している実態が指摘される。

図Ⅲ-2-11 入国方法別来日のための総費用（N＝706）



注1 () 内は実数である。
注2 無回答を除く。

表Ⅲ-2-2 入国方法別総費用の分散分析結果（N＝706）

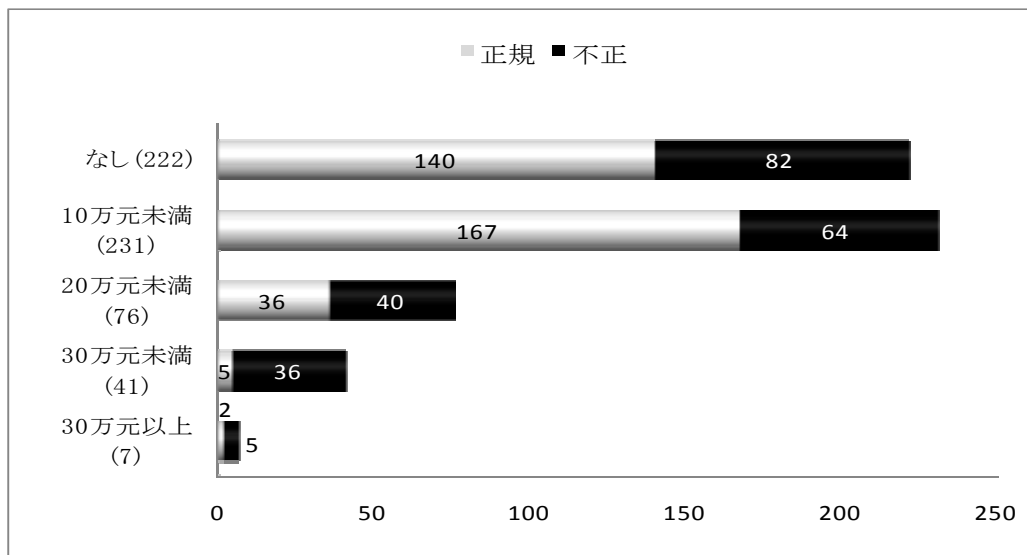
入国方法	費用区分							合計
	なし (57)	1 万円未満 (16)	5 万円未満 (64)	10万円未満 (103)	15万円未満 (130)	20万円未満 (135)	20万円以上 (201)	
正規	54	14	56	82	99	30	54	389
不正	3	2	8	21	31	105	147	317
	57	16	64	103	130	135	201	706

分散分析							
入国方法							
	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率		
グループ間	59.236	6	9.873	59.950	.000		
グループ内	114.619	696	.165				
合計	173.855	702					
F (6, 696)=59.950, P<0.01							

図Ⅲ-2-12 は，入国方法別に正規業者及び不正業者に支払った費用を見たものである。正規入国者の約 85%が 10 万元以下の費用で来日しているのに対して，不法入国者の場合は，約 65%が 20 万元以上の金銭を支払っている。前述のように，多額の費用を支払い不法な手段で入国するシステムがあることが推測される。仲介業者に対しては，30 万元以上（360 万円以上）を支払って入国する者もあり，多額の金銭を支払ってもなお，それ以上

の金銭を我が国で得ようとし、かつ現実には利益を得ていることが示唆される。

図Ⅲ-2-12 入国方法別，業者に支払った費用（N＝577）



注1 ()内は実数である。

注2 無回答を除く。

4. 在留資格

在留資格とは、入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）において、我が国に在留中に行うことができる活動又は在留中の身分・地位を類型化したものである。

なお、入管法では、外国人が我が国の領空・領海に入ることを「入国」、領土に足を踏み入れることを「上陸」としている。

現在、入管法に定める在留資格は、以下の 27 種類であり、それぞれの資格に応じて我が国において行うことができる活動が定められているほか、在留することができる期間を定めている。ここでは、中国人受刑者が不法就労を目的に入国することが多いことから、就労に焦点を当てて以下のとおり分類した。

①定められた範囲内で就労が可能な資格

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識、国際業務・企業内転勤、興業、技能、技能実習

②就労が認められない資格

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

③活動内容が個々に決定される資格

特定活動

④ 活動に制限がない資格

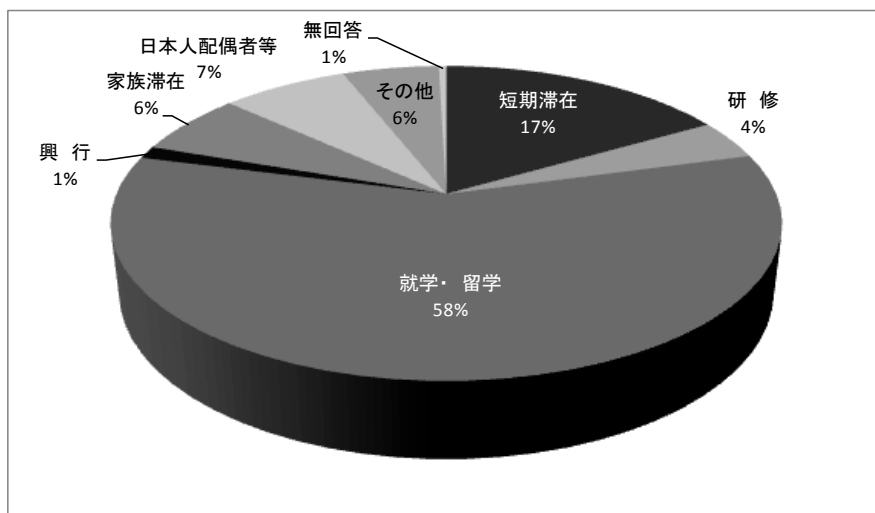
永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者，定住者

これらの在留資格のうち、「技能実習」は平成 21 年の入管法の改正により定められた資格であり（22 年から施行），この改正に伴って，従来定められていた「就学」が廃止されている。しかし，本調査においては，法改正前に入国し，「就学」の在留資格を得て入国した中国人受刑者も多数を占めるので，取得した当時の在留資格を用いている。

図Ⅲ-2-13 は，本調査対象者である中国人受刑者の在留資格別構成比を示したものである。在留資格で最も多いのが「就学・留学」であり約 6 割を占めている。次いで，短期滞在（17%），日本人の配偶者等（7%），家族滞在（6%），研修（4%）の順になっている。

これまで，外国人受刑者を対象にした調査が少なく，在留資格の推移を比較することは困難であるが，不法就労を目的に不法滞在することを企図し，「短期滞在」よりも長期にわたって在留できる資格である「就学」「留学」「研修」などの資格を取得している実態が推測される。また，推測の域を出ないが，「日本人の配偶者」「家族滞在」などの資格取得は，偽装結婚等を背景として，在留期間を延長するとともに，特に，「日本人の配偶者」を装って就労しているのではないかと考えられる。

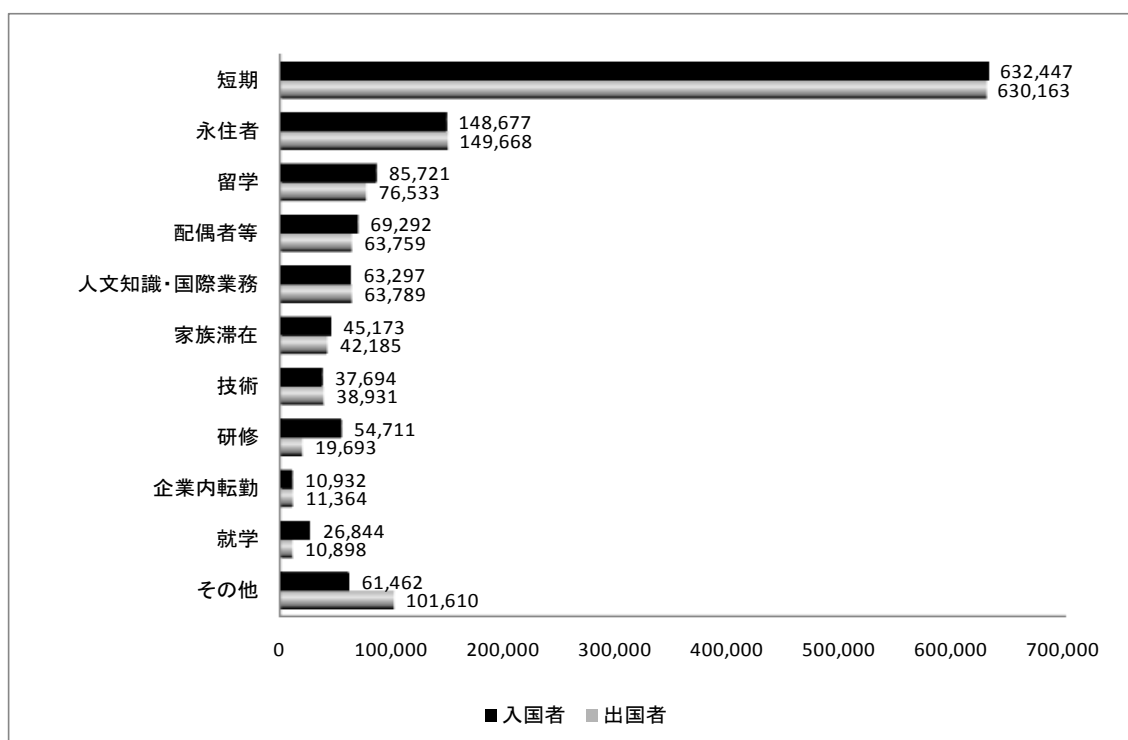
図Ⅲ-2-13 在留資格別構成比（N＝467）



注 無回答を除く。

因みに，平成 20 年の在留資格別一般中国人の出入国状況を見ると（図Ⅲ-2-14，表Ⅲ-2-3 参照），入国者数よりも出国者数が少ない在留資格は，多い順に「研修」「就学」「留学」「家族滞在」となっている。もちろん推測に過ぎないが，従来の「短期滞在」に代わってこれらの在留資格が不法就労を目的とする資格になっているのではないかとと思われる。

図Ⅲ-2-14 在留資格別一般中国人の出入国状況（平成 20 年，N=1,236,250）



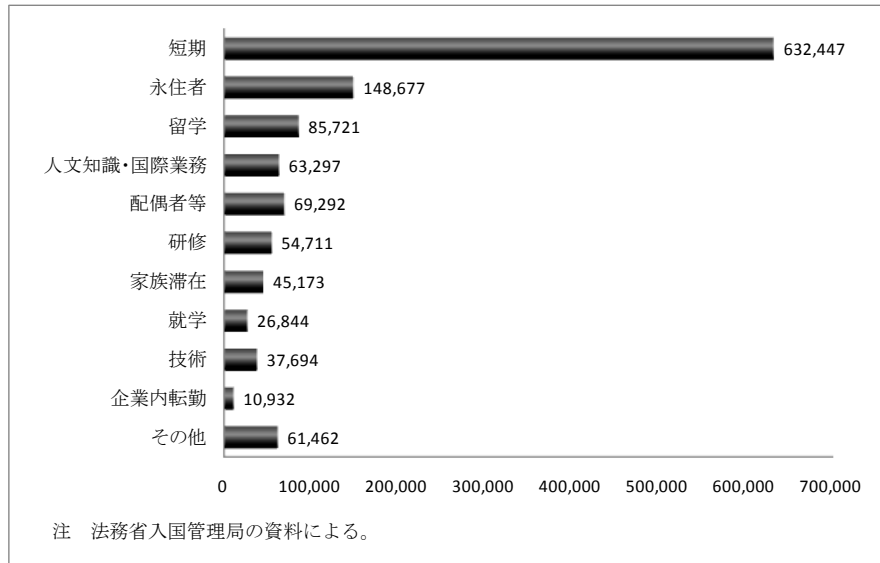
表Ⅲ-2-3 一般中国人の在留資格別出入国状況（平成 20 年）

在留資格	入国者	出国者	差
短期	632, 447	630, 163	2, 284
永住者	148, 677	149, 668	-991
留学	85, 721	76, 533	9, 188
配偶者等	69, 292	63, 759	5, 533
人文知識・国際業務	63, 297	63, 789	-492
家族滞在	45, 173	42, 185	2, 988
技術	37, 694	38, 931	-1, 237
研修	54, 711	19, 693	35, 018
企業内転勤	10, 932	11, 364	-432
就学	26, 844	10, 898	15, 946
その他	61, 462	101, 610	-40, 148

注 法務省入国管理局の資料による。

一般中国人の在留資格と比較すると（図Ⅲ-2-15 参照），一般中国人においては，圧倒的に「短期滞在」が多く，受刑者の在留資格とは大きく異なっている。中国人に限らず，我が国に入国する外国人の圧倒的多数が短期滞在の資格で入国している現状を考えると，「短期滞在」が少ないことが受刑者の特質として指摘される。

図Ⅲ-2-15 一般中国人の在留資格（平成20年，N=1,236,250）

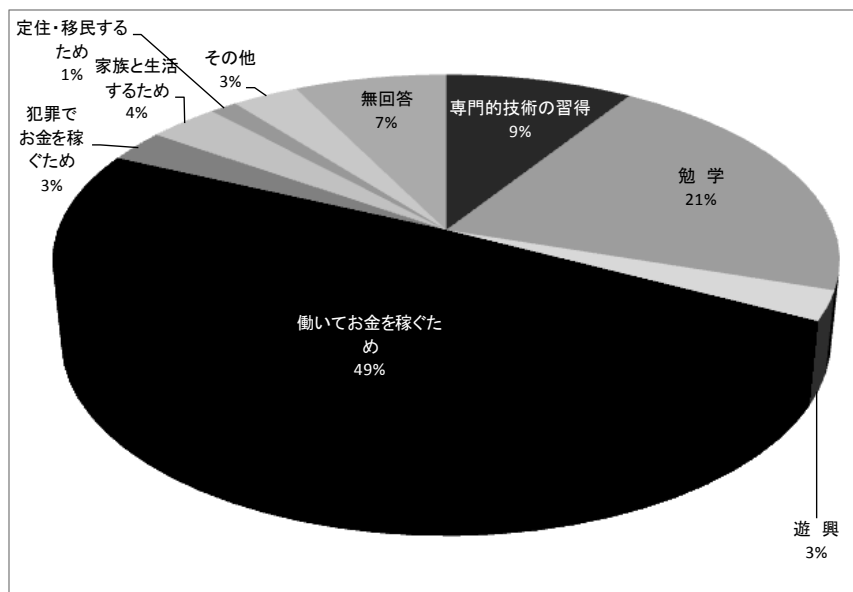


5. 来日の真の目的

（1）真の来日目的の実態

在留資格は，本人が申告した来日目的に応じて，我が国が本人に付与した公的資格であるが，この資格による区分とは別に，来日の真の目的について調査した。図Ⅲ-2-16 は，その結果を示したものである。

図Ⅲ-2-16 真の来日目的別構成比（N=845）

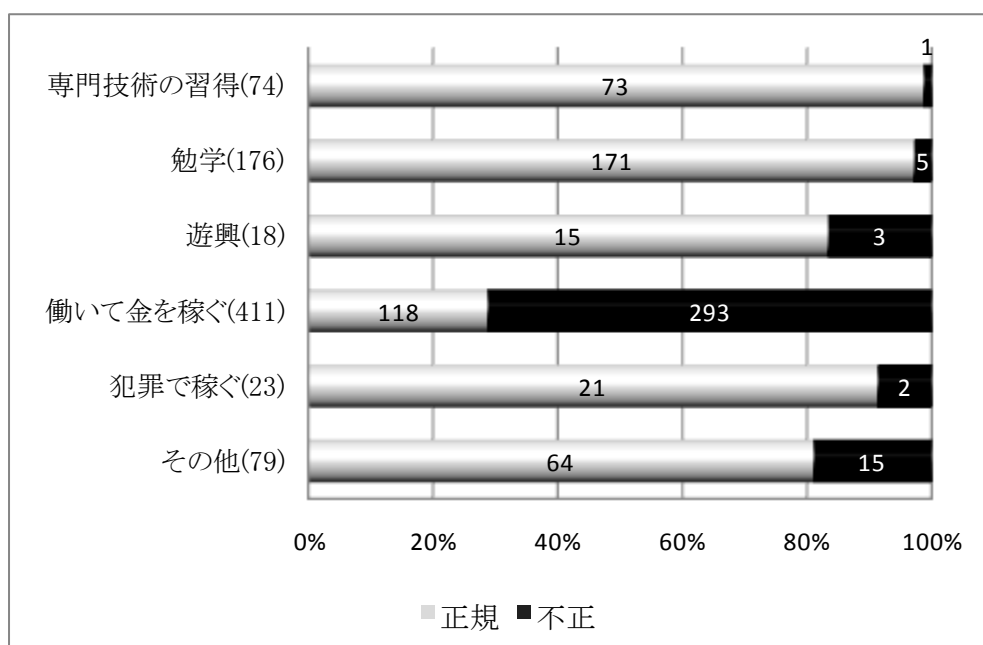


真の目的の中で最も多いのが「働いてお金をかせぐため(49%)」、次いで「勉学(21%)」、「専門技術の習得(9%)」の順になっている。3%であるが、「犯罪でお金を稼ぐため」に来日した受刑者もいる。正規就労・不法就労を問わず、金銭の獲得を目的として来日した受刑者が全体の約50%を占めていることが特徴であり、前述のように多額の資金を費やして入国し、それ以上の金銭を獲得しようと試みるのではないかと推測される。

(2) 真の目的と入国方法, 入国手段

真の目的と入国方法を見ると(図Ⅲ-2-17 参照)、「専門技術の習得」、「勉学」、「遊興」及び「犯罪で稼ぐ」ことを目的とする者は、正規に入国している者が多く、「働いて金を稼ぐ」ことを真の目的にしている者には、不正に入国した者が多いことが指摘される。「犯罪で金を稼ぐ」ことを真の目的としている者には、正規の方法で入国した者が多いことから、入国方法からは想定できない巧妙な方法を用いていることが推測される。

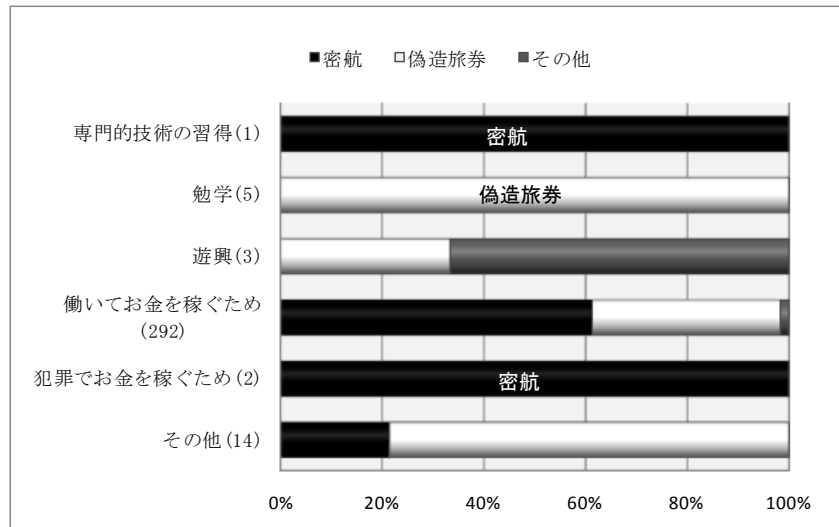
図Ⅲ-2-17 真の目的と入国方法 (N=781)



注 無回答を除く。

図Ⅲ-2-18 は、不正入国者の真の目的と入国手段を示したものである。真の目的が「専門的技術の習得」及び「犯罪でお金を稼ぐ」の場合は全員が密航で入国しているほか、「働いてお金を稼ぐ」ことを目的とした者も密航により入国した者が多い。また、「勉学」を目的としている場合は、全員が偽造旅券で来日している。これは、旅券を示して正規に入国したように装う必要があるためと思われる。「働いてお金を稼ぐため」に来日した者は、密航、偽造旅券ともに多いことが指摘される。

図Ⅲ-2-18 不正入国者の真の目的と入国手段（N＝317）

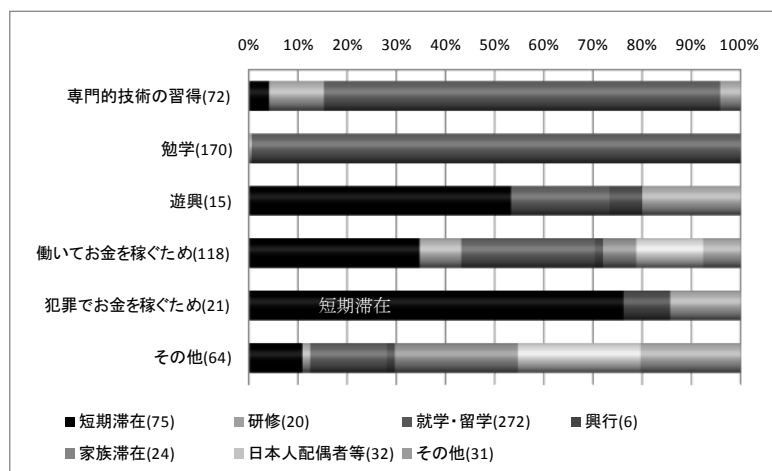


注 無回答を除く。

（３）真の目的と在留資格

図Ⅲ-2-19 は、真の目的と在留資格を見たものである。「勉学」及び「専門的技術の習得」を真の目的として入国した者は、当然であるが「就学・留学」が多く、「犯罪でお金をかせぐ」ことを目的とした者は、「短期滞在」を在留資格としている者が多いことが指摘される。公式資格としての在留資格で最も多いのは、「就学・留学」（約 6 割、図Ⅲ-2-13 参照）であり、専門的技術の習得や勉学を目的としているものと思われるが、この公的資格とは別に真の目的に焦点を当てて見ると、「犯罪でお金を稼ぐ」ことを目的とした場合は、依然として取得が容易な「短期滞在」となっている。観光や知人訪問などを隠れ蓑にして、その実は犯罪を企図する一群が存在しているものと思われる。

図Ⅲ-2-19 真の目的と在留資格（N＝460）

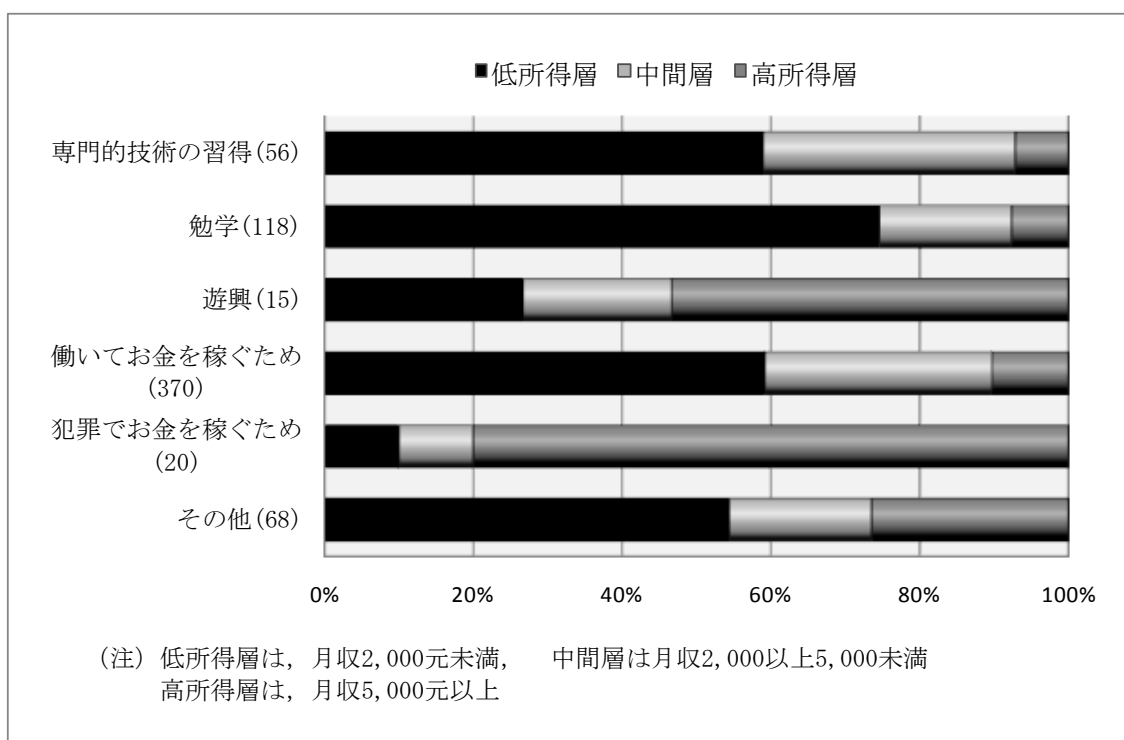


注 無回答を除く。

(4) 真の目的と月収

図Ⅲ-2-20 は、真の目的と中国での月収を見たものである。低所得者層は「専門技術の習得」、「勉学」、「働いてお金を稼ぐ」ことを真の目的としており、「犯罪でお金を稼ぐ」、「遊興」を真の目的とする者は、高所得層に多いことがわかる。「勉学」、「専門技術の習得」を目指している者は学生等も多いので低所得層に、「遊興」を目的とした場合は、一定程度の金銭的余裕が必要と思われ、比較的高所得層に多いと考えられる。「犯罪でお金を稼ぐ」ことを目的とした者に比較的高所得層が多いこと、さらには不正に入国した者が高額な金銭を費やしていること、来日に当たって 200 万円以上の金額を親戚・友人・知人から集めていることなど、比較的高所得を中国国内で得ている者が、さらに多額の金銭を獲得するために来日しているとも考えられる。所得層別に真の目的の関係について統計的検定をしたところ、1%以下の水準で有意な差が見られた（表Ⅲ-2-4 参照）。

図Ⅲ-2-20 真の目的と中国での月収（N=647）



注 無回答を除く。

表Ⅲ-2-4 真の目的と中国での月収（N=647）

	低所得層	中間層	高所得層	合計
専門的技術の習得	33	19	4	56
勉学	88	21	9	118
遊興	4	3	8	15
働いてお金を稼ぐため	219	113	38	370
犯罪でお金を稼ぐため	2	2	16	20
その他	37	13	18	68
合計	383	171	93	647

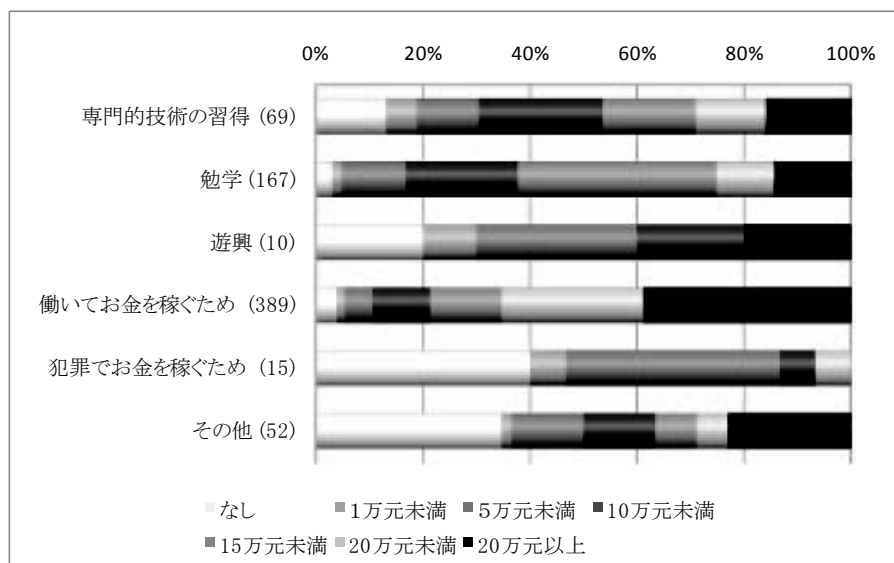
$\chi^2=119.1692$ df=10 P<0.01

（５）真の目的と総費用

図Ⅲ-2-21 は、真の目的と来日に要した総費用を示したものである。「専門技術の習得」、「勉学」及び「遊興」を目的とする者は、8割以上が20万元未満の費用で来日しているが、「働いてお金を稼ぐため」に来日した者は、不法仲介業者を介していることもあって、約4割の者が20万元以上の金額を支払っている。中国における貨幣価値を考えると、これほどの金銭を支払うのであれば、中国国内で適職を得て就労する方がリスクも少ないのではないかと考えられる。

この総費用との関係について分散分析をした結果は、表Ⅲ-2-5 に示すとおり、統計的に有意な差が認められ、「働いてお金を稼ぐ」ことを目的とする者は、高額な金銭を費やして来日しているといえよう。

図Ⅲ-2-21 真の目的と来日のための総費用（N=702）



注 無回答を除く。

表Ⅲ-2-5 真の目的と来日のための総費用（N＝702）

度数 真の目的と総費用									
		費用区分							合計
		なし	1 万円未満	5 万円未満	10 万円未満	15 万円未満	20 万円未満	20 万円以上	
真の目的	専門的技術の習得	9	4	8	16	12	9	11	69
	勉学	5	3	20	35	62	18	24	167
	遊興	2	1	3	2	0	0	2	10
	働いてお金を稼ぐため	15	6	20	42	52	103	151	389
	犯罪でお金を稼ぐため	6	1	6	1	0	1	0	15
	その他	18	1	7	7	4	3	12	52
合計		55	16	64	103	130	134	200	702

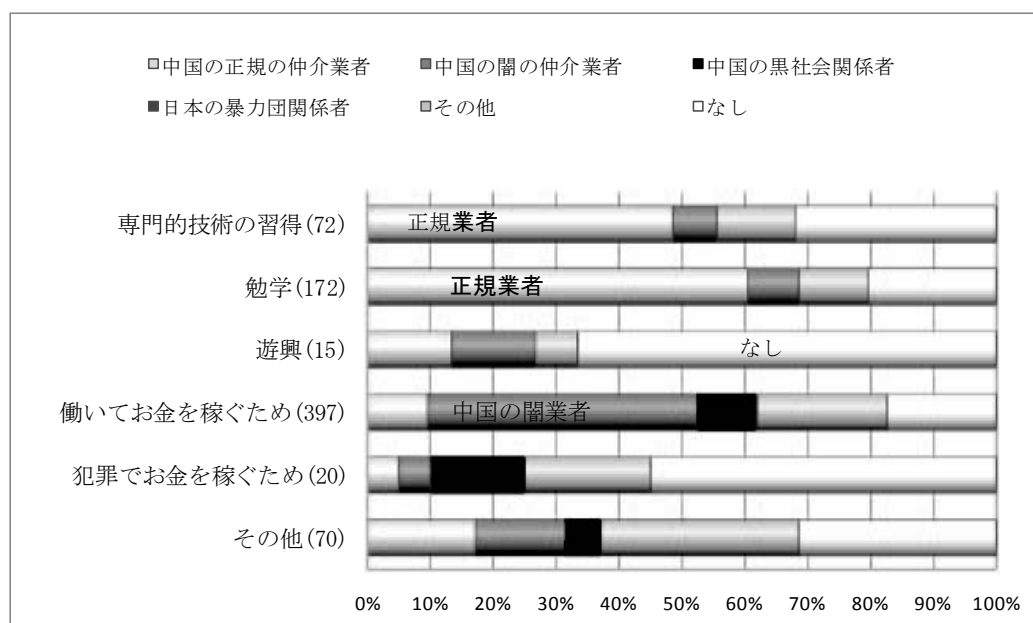
分散分析						
来日にかかった費用（万円）						
	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率	
グループ間	1606687.053	5	321337.411	5.036	.000	
グループ内	44410175.627	696	63807.724			
合計	46016862.679	701				

F (5,696)=5.036, P<0.01

（6）真の目的と仲介業者及び支払った費用

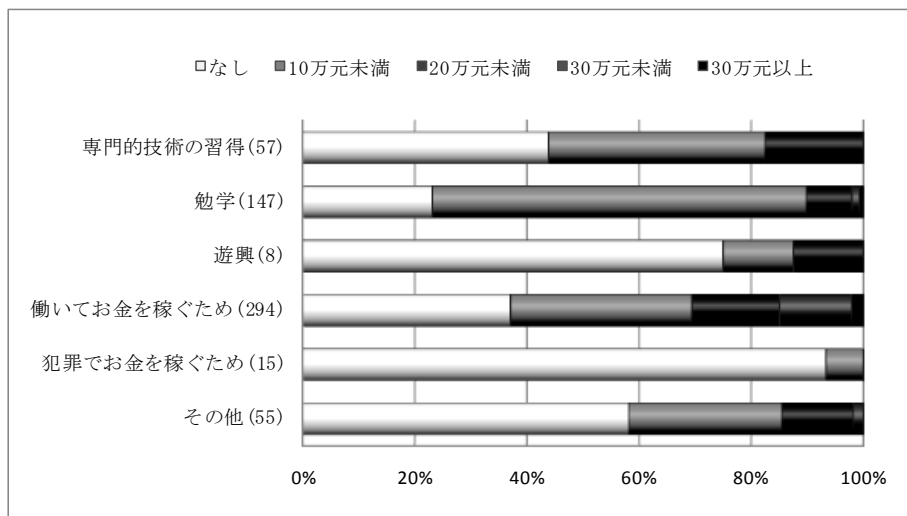
図Ⅲ-2-22 は、真の目的と仲介業者の関係を見たものである。「専門的技術の習得」及び「勉学」を目的に来日した者は、正規の仲介者が多く、一方、「働いてお金を稼ぐ」ことを目的に来日した者は、「中国内の闇の仲介業者（ブローカー）」を介していること、「犯罪でお金を稼ぐ」ことを目的とする者は、「中国の黒社会関係者」を介するか、仲介業者を頼らずに来日する傾向が見られる。

図Ⅲ-2-22 真の目的と仲介業者（N＝746）



注 無回答を除く。

図Ⅲ-2-23 真の目的と仲介業者に支払った費用（N＝746）



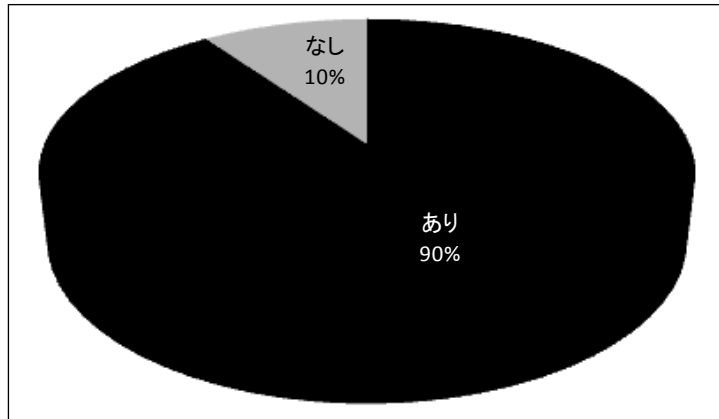
注 無回答を除く。

この仲介業者にどれくらいの金銭を支払ったかを見たのが、図Ⅲ-2-23である。前述のように、「専門的技術の習得」、「勉学」及び「遊興」を目的としている者は、正規業者を介して入国しており、支払った金額は低額であり、3者とも20万円未満が8割以上を占めている。これに対して、「働いてお金を稼ぐ」ことを目的に入国した者は、比較的高額の金銭を支払っている。また、「犯罪でお金を稼ぐ」ことを目的とした者は、費用を払わずに入国した者が多く9割を超えている。この「犯罪でお金を稼ぐ」ことを目的とした者の入国方法は（図Ⅲ-2-17 参照）、「正規」が圧倒的に多く、インターネット等を利用するなど、業者を介さずに入国しているのではないかと推測される。

（7）真の目的と就業の有無

図Ⅲ-2-24 は、来日後の就業の有無を示したものである。9割の者が就労の経験を有している。一方、公的資格である在留資格（図Ⅲ-2-13 参照）は、約8割が就労資格のない査証である。来日に当たって、多額の金銭を支払っている者が多いことから、不法に就労していることが推測されるが、不法就労が不法滞在と結びついており、この取締りの強化が今後の対策として有効だろうと考えられる。また、アルバイトなど就労することにより生計を維持する学生も多いことが推測される中、不法就労を厳しく制限することが可能なように、十分な奨学金の支給や各教育機関での学生相談、学生の出席管理などを充実させることも求められよう。

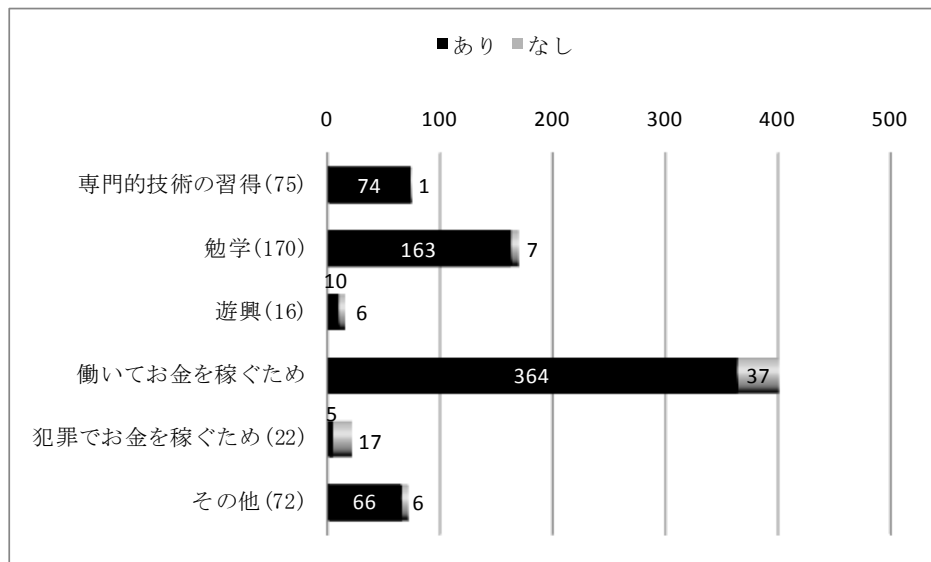
図Ⅲ-2-24 来日後の就労の有無（N＝756）



注 無回答を除く。

図Ⅲ-2-25 は、来日後の就労の有無と真の目的について示したものである。「犯罪でお金を稼ぐ」ことを目的として入国した者以外は、ほとんど就労を経験しているのが実態である。「犯罪でお金を稼ぐ」ことを目的にして来日した者は、就労するまでもなく犯罪に着手しているのではないと思われる。また、表Ⅲ-2-6 に記載のとおり、統計的検定をすると、1 %以下の水準で有意差が見られ、「専門的技術の習得」及び「勉学」を目的として来日した者に、就労する者が多いことが指摘される。

図Ⅲ-2-25 真の目的と来日後の就労の有無（N＝756）



注 無回答を除く。

我が国に滞在する外国人の問題として、不法就労が不法滞在と結びつきやすいことが指摘されているが、本調査においても、不法就労→不法滞在→犯罪へと流れやすい構図が見

えてくる。ただ、中国を含むアジアのいくつかの国では、外国に出稼ぎに出る文化があり、しかも長い歴史の中で定着している文化でもある。こうした文化を理解するとともに不法就労者が犯罪に陥りやすい構図を踏まえて、不法就労に対する有効な施策をどのように確立していくかが今後の大きな課題であろう。就労を望む善良な市民と犯罪に陥りやすい者との区別をどのように見分けるかなど、少子高齢化が進み、就労人口が減少していくことが確実な我が国にとって大きな課題である。

表Ⅲ-2-6 真の目的と就労の有無（N＝756）

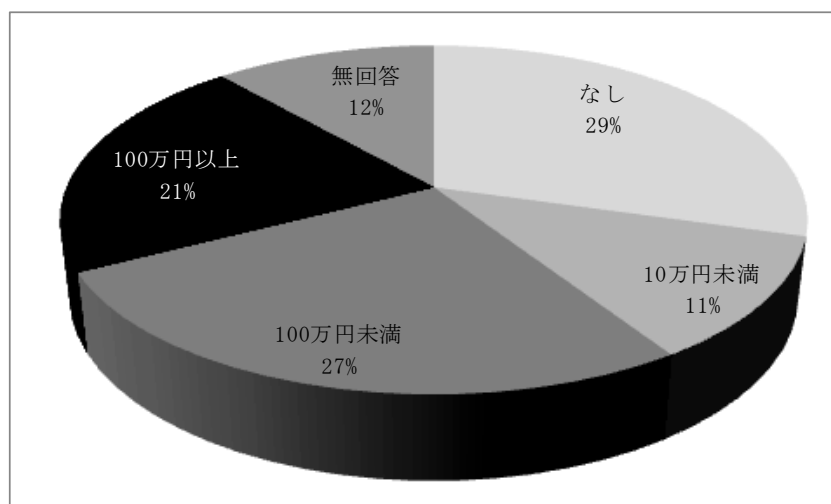
真の目的	就労の有無		合計
	あり	なし	
専門技術の習得	74	1	75
勉強	163	7	170
遊興	10	6	16
働いてお金を稼ぐ	364	37	401
犯罪でお金を稼ぐ	5	17	22
その他	66	6	72
合計	682	74	756
$\chi^2=139.9566$ df=5, $P<0.01$			

注 無回答を除く。

（８）犯罪による収益の有無

図Ⅲ-2-26 は、今回の犯罪によって得た収益（以下「犯罪収益」とする。）の有無を見たものである。5人に1人が100万円以上の収益を犯罪で得ている。しかしながら同時に、約3割は犯罪収益を得ていない。

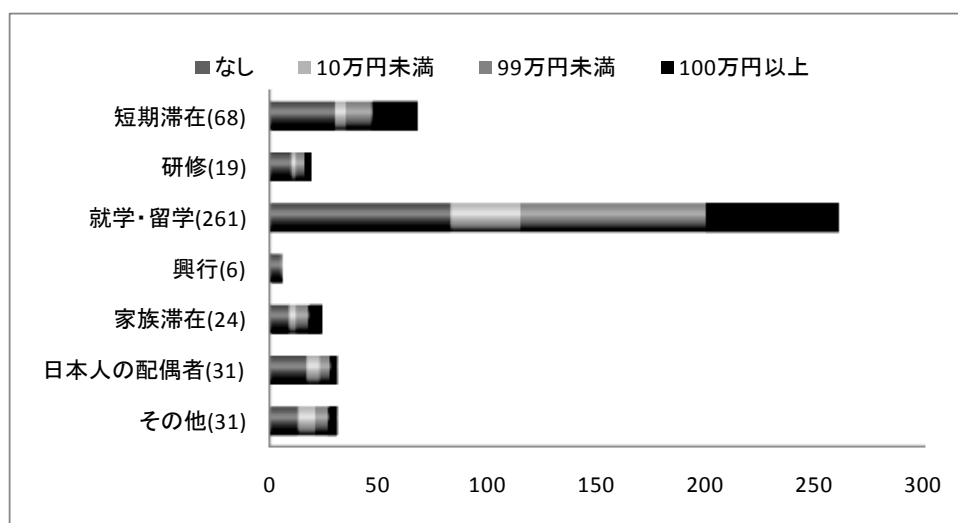
図Ⅲ-2-26 今回の犯罪による収益の有無（N＝845）



この犯罪収益について、在留資格との関係を見たものが図Ⅲ-2-27、真の目的との関連を示したものが図Ⅲ-2-28である。

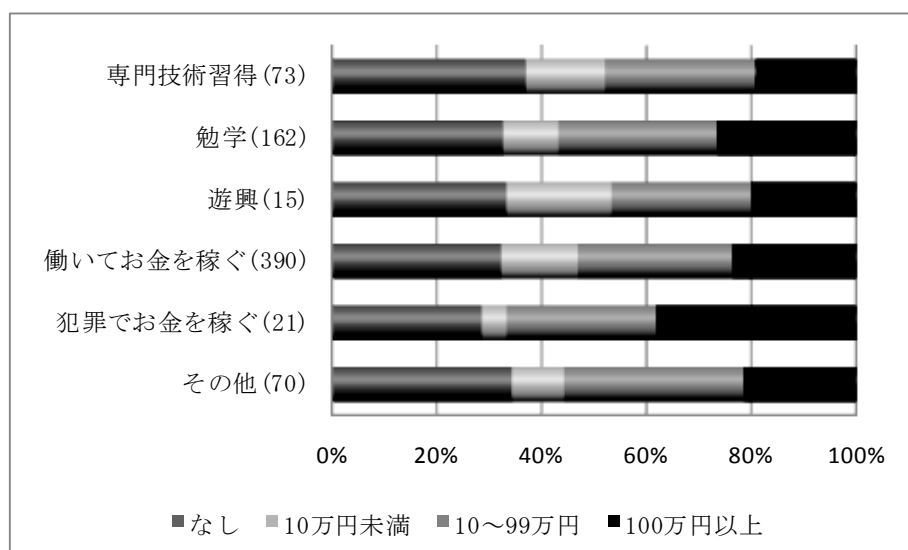
在留資格と犯罪収益では、「就学・留学」の資格で来日したものが最も多く犯罪収益を得ており、次いで「短期滞在」となっている。いずれも就労資格のない在留資格である。来日の真の目的と犯罪収益を見ると、どの目的であっても犯罪収益があり、かつ100万円以上を得ている者がいる。また、実数は少ないが「犯罪でお金を稼ぐ」ことを目的に来日した者は100万円以上を稼いだ者が最も多いことも注目される。

図Ⅲ-2-27 在留資格と犯罪収益（N＝440）



注 無回答を除く。

図Ⅲ-2-28 真の目的と犯罪収益の有無（N＝731）

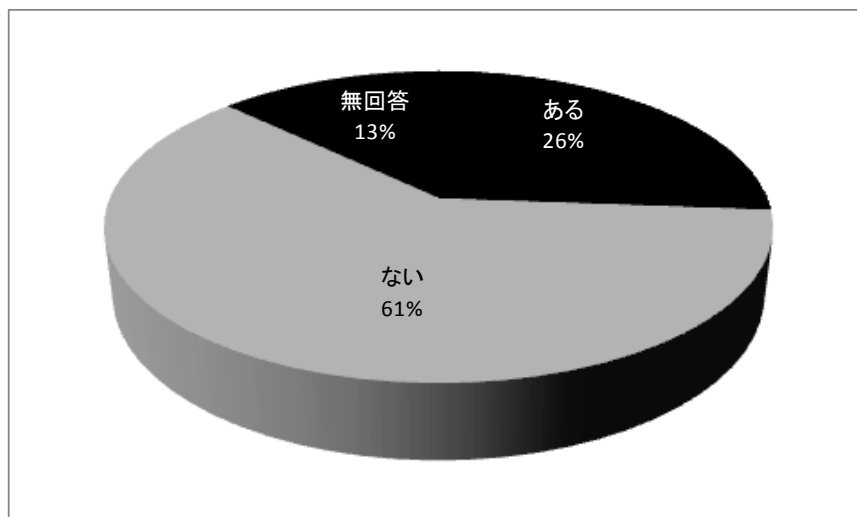


注 無回答を除く。

（９）送金の有無

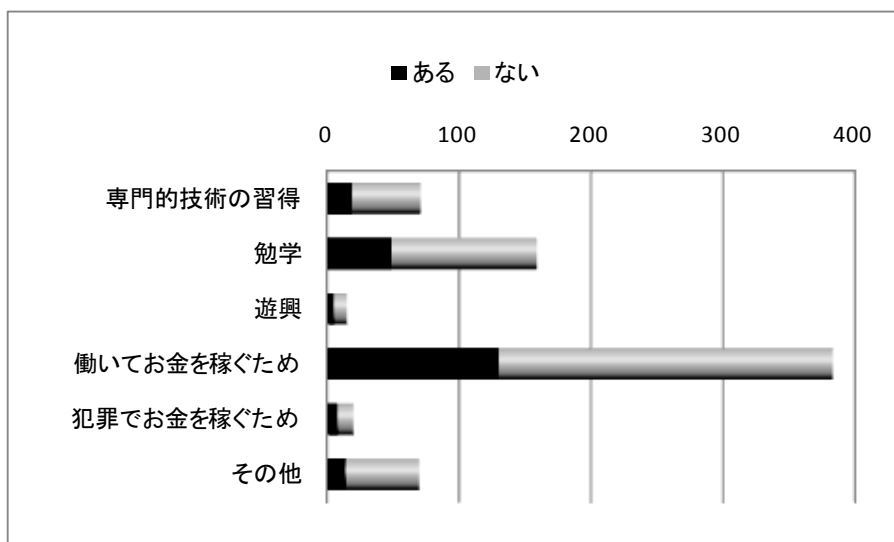
来日後、中国本土への送金をした者は 221 人（26.2%）、送金したことがない者は 515 人（60.9%）である（図Ⅲ-2-29 参照）。

図Ⅲ-2-29 犯罪収益の送金の有無（N=845）



図Ⅲ-2-30 は、真の目的と送金の有無を示したものである。「働いてお金を稼ぐ」ことを目的に入国した者が最も多く送金しており、次いで、「勉強」、「専門的技術の習得」の順になっている。

図Ⅲ-2-30 真の目的と送金の有無（N=718）

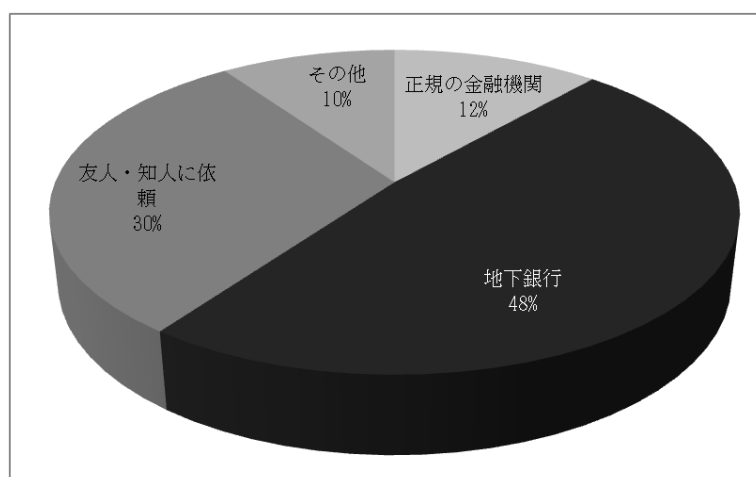


注 無回答を除く。

(10) 来日の真の目的と送金方法

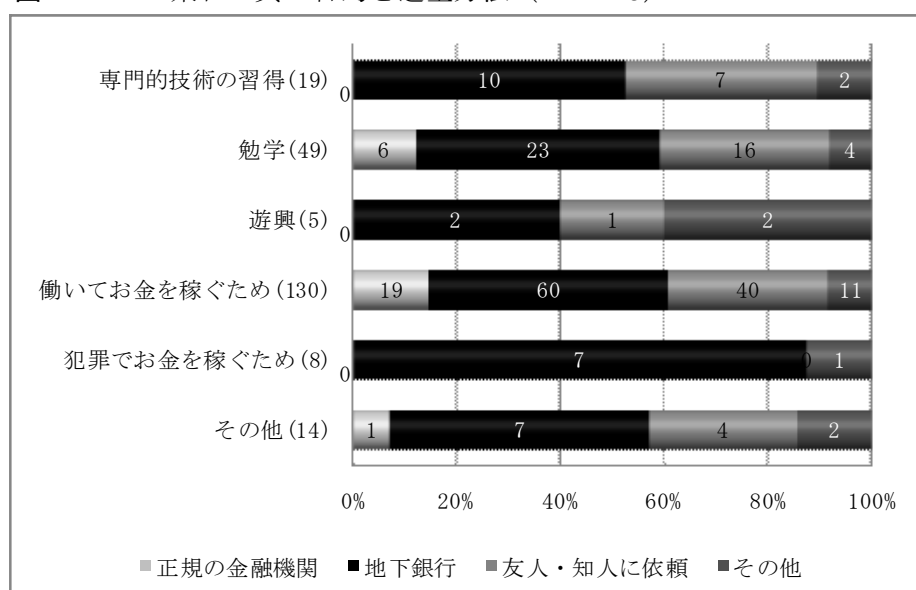
図Ⅲ-2-31 は、送金経験のある者（225 人）が、実際にどのような方法で本国へ送金しているかを見たものである。最も多い送金方法は、地下銀行で 48%，次いで友人・知人に依頼が 30%，正規の金融機関を通じて送金するのは 12%に過ぎない。

図Ⅲ-2-31 送金方法別構成比（N＝225）



送金方法について、来日の真の目的別に見たものが図Ⅲ-2-32 である。真の目的の区分に関わらず、地下銀行を経由して送金している者が多い実態が見られる。この中で、実数が少なく統計的な有意差は認められないが、「犯罪でお金を稼ぐ」ことを目的に入国した者は、圧倒的に地下銀行を経由して送金していることが指摘される。この地下銀行の存在が、犯罪と結びつきやすい状況の背景となっていると考えられる。

図Ⅲ-2-32 来日の真の目的と送金方法（N＝225）

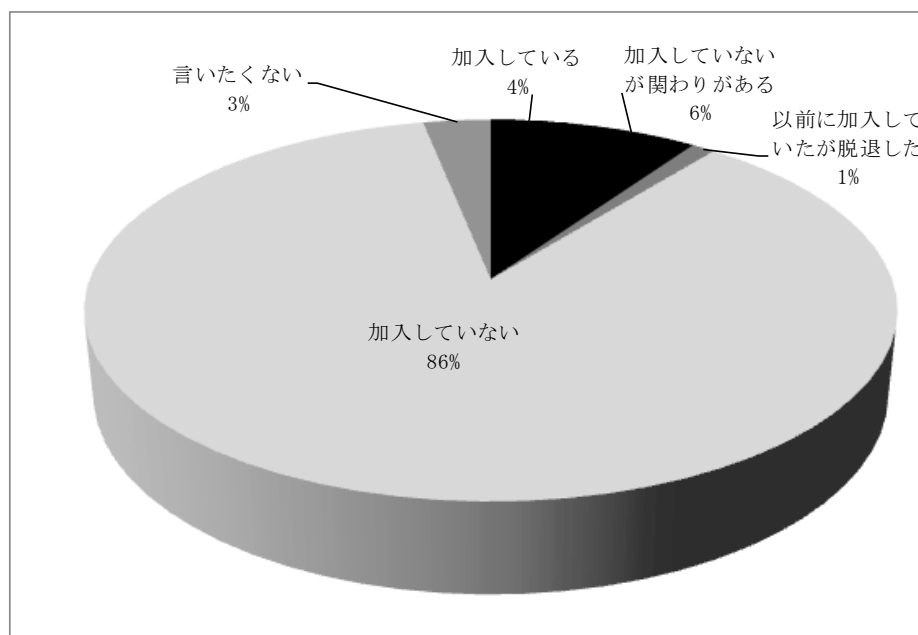


注 無回答を除く。

(11) 来日の真の目的と犯罪組織との関わり

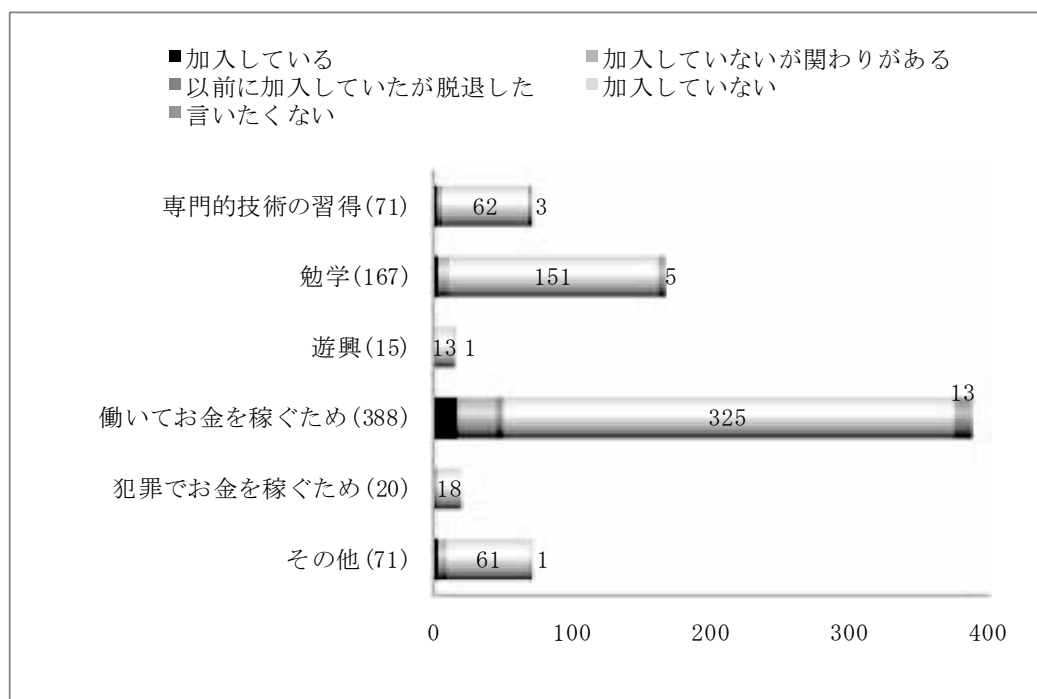
図Ⅲ-2-33は、犯罪組織との関わりを見たものである。前述のとおり、地下銀行を経由して送金している状況や、犯罪でお金を稼ぐことを真の目的として来日する者の存在などが明らかになっている。これらの者は何らかの形で犯罪組織との関係をもっているのではないかと推測されるが、その実際を検証するものである。86%（630人）が犯罪組織との関わりを否定している。加入している者が26人（4%）、加入していないが関わりを認めている者が45人（6%）であり、大多数の者は、犯罪組織には加入していない。地下銀行の利用などは、犯罪組織への加入とは関係なく、相当程度の人々が利用できるのかも知れない。これまで見てきた、不法入国→不法就労→不法滞在→犯罪といった一連の行動の最終段階として、闇の金融機関が存在し、本国への送金を可能にしているものと思われる。本国への送金の可能性が、多額の金銭を支払ってでも不正な手段で入国し、金銭を得ようとする動機づけに関連しているものと思われる。図Ⅲ-2-34は、来日の真の目的と犯罪組織との関わりを見たものである。「働いてお金を稼ぐ」ことを目的とした者に、犯罪組織との関係がわずかにみられる程度で、圧倒的多数は犯罪組織に加入していないのが実態である。

図Ⅲ-2-33 犯罪組織への加入の有無（N=732）



注 無回答を除く。

図Ⅲ-2-34 真の目的と犯罪組織との関わり (N=732)

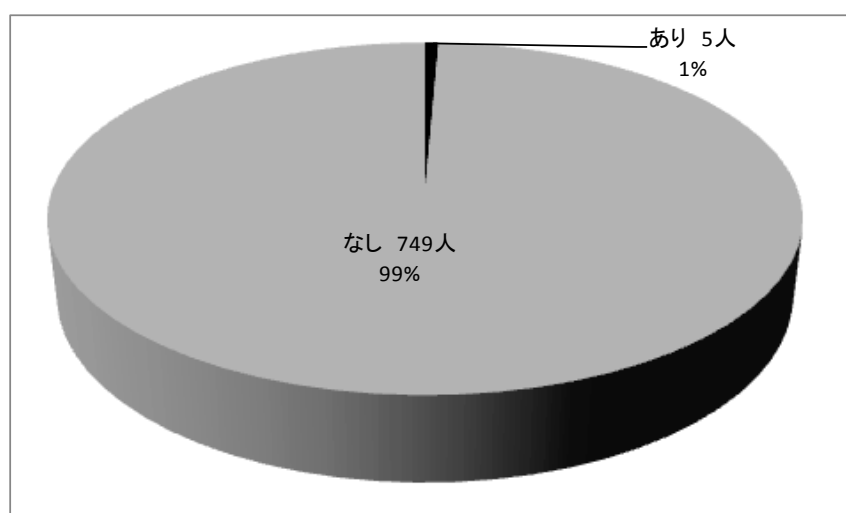


注 無回答を除く。

(12) 暴力団組織との関わり

図Ⅲ-2-35 は、暴力団組織との関わりを見たものである。749 人（99％）が暴力団組織との関わりを否定している。

図Ⅲ-2-35 暴力団組織との関わり (N=754)



注 無回答を除く。

6. まとめ

本調査の対象者 845 名のうち、正規に入国した者は 55%、不正入国者が 38%、無回答が 7%であった。公式統計は正規入国者に関する統計なので、単純に比較することはできないが、約 4 割が不正な手段で入国している実態が明らかになった。この不正入国者の入国手段を見ると、密航が最も多く 58%、次いで偽造旅券 39%であった。

不正入国者は、中国の不法仲介業者、中国の黒社会関係者を介して入国しており、その費用は高額であり、約 3 割が 20 万元以上を支払っており、15 万元以上を支払った者を含めると約半数（48%）を占めている。

在留資格は、約 6 割が「就学・留学」であり、次いで「短期滞在」である。一般中国人の半数以上が観光等を目的に「短期滞在」の在留資格で来日していることと比較すると大きく異なる。これらの在留資格とは別に、真の来日目的を見ると、「働いて金を稼ぐため」（49%）が最も多く次いで、「勉学」（21%）「専門技術の習得」（9%）の順になっている。「犯罪で金を稼ぐ」ことを真の目的とする者は 3%である。このうち、金銭獲得を目的とする者は、取得が比較的容易な「短期滞在」を在留資格とする者が多いこと、来日のための総費用が 20 万元以上の高額になっていることが特徴である。

調査対象者の 9 割が来日後就労しており、就労資格のない者を含めて圧倒的多数の者が就労している実態が明らかになった。これらの者の多くは不法滞在者でもあり、不法就労を目的に不法滞在し犯罪に至っている。

犯罪収益を得ている者が約 7 割いるが、そのうち半数が地下銀行を利用して送金している。正規の金融機関を利用して送金した者は、約 1 割にすぎない。

7. 調査結果による対策

不正入国者とその入国手段に関する有効な施策が求められるが、密航防止を強化するとともに偽造旅券の科学的・厳密なチェック体制の確立が重要であると思われる。これらの不法入国者の多くが、不法仲介者を通じて入国している現状に鑑み、不法仲介業者の厳しい取締りを中国政府に要請するとともに、我が国においても摘発を強化することが必要であろう。

在留資格を見ると、「就学・留学」が最も多いことから、留学生、研修生に対して、出席、学習、就労状況を把握し、生活指導を綿密に実施することが求められる。また、不法就労を防止するために、勉学意欲がある者に対しては、奨学金の支給制度を充実させ、勉学に専念する環境を整えることも必要であると考えられる。

犯罪により収益を得ている者の多くは地下銀行を通じて送金しているので、地下銀行に対する取締りを一層強化することも必要である。

第3章 来日後の生活

本調査対象者の中国人受刑者が今回の受刑に至った犯罪の理由は、本人の来日後の生活とはどんな関係があるのだろうか。そこで、来日後の生活の諸側面と入国方法・在留資格・来日の目的等のいくつかの項目とのクロス集計を試みた。文中に示す数値は、無回答と不明を除く有効票を100とした時の割合である。

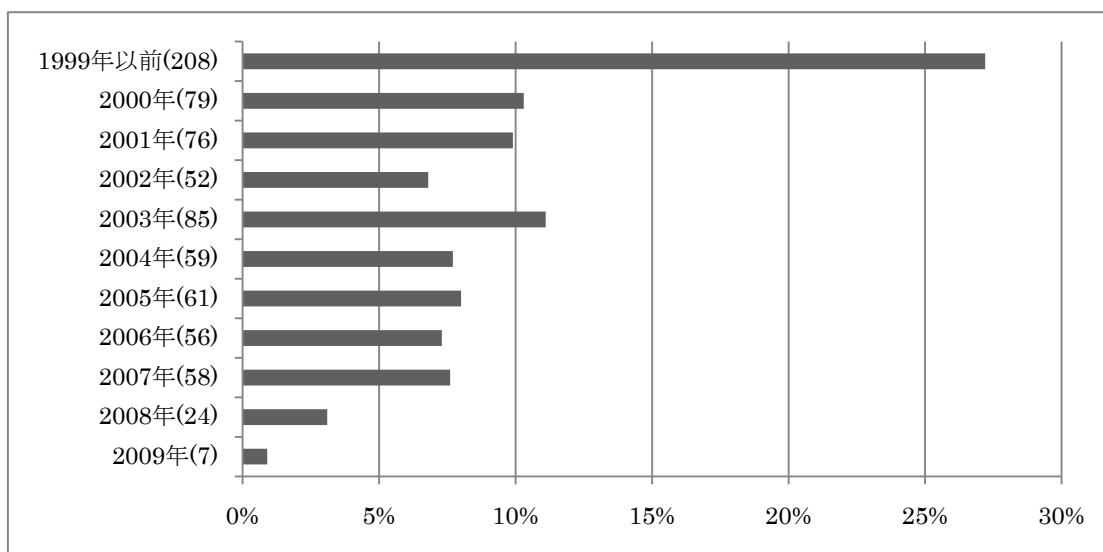
1. 来日後の期間及び就業・就学状況

(1). 来日後の期間

来日中国人による犯罪は1990年代末から2000年代初頭にかけて急増し、外国人犯罪の国籍別において1位となっている。2004年以降は減少に転じているが、国籍別の1位は依然として変わらない。

本調査対象者の来日後の期間（図Ⅲ-3-1）においても、1999年以前に日本に入国した者の合計27.2%を除く、2003年に日本に入国した者が最も多く11.1%である。次いで2000年が10.3%、2001年が9.9%、2005年が8.0%、2004年が7.7%、2007年が7.6%、2006年が7.3%、2002年が6.8%、2008年が3.1%、2009年が0.9%という順となっている。2004年以降は減少傾向に転じ、2008年以降はさらに激減していることが分かる。これは近年来中国経済の高成長に伴い、金銭目的で不正入国する中国人が減少していると推測できる。

図Ⅲ-3-1. 日本に入国した時期（N=765）



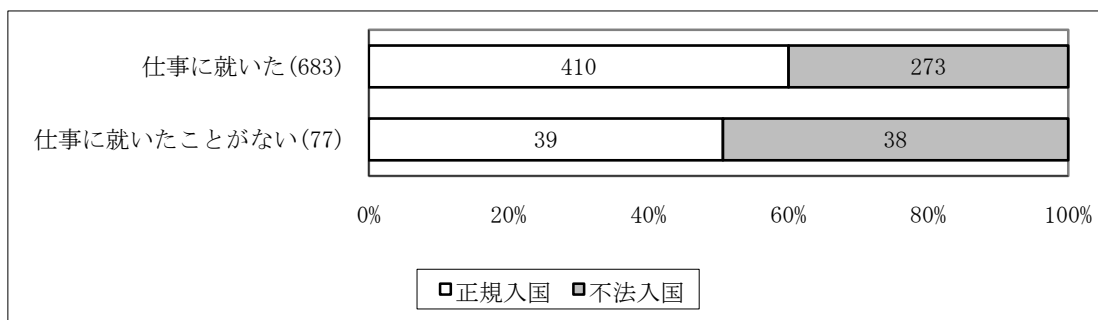
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

(2). 就業状況と入所直前の職業

まず、図Ⅲ-3-2 をみると、正規・不法入国に限らず、「仕事に就いた」と回答した者は 89.9%となっているのに対し、「仕事に就いたことがない」と回答した者は 10.1%となっている。約 9 割の者は何らかの形で仕事をしていたことが分かる。しかし、正規入国者に比べて、不法入国者の就業率は低い傾向がみられ、一部の者は最初から犯罪目的で入国していることが考えられる。この点については、図Ⅲ-3-3 の来日の真の目的をみても、「犯罪でお金を稼ぐため」目的で来日した者の 7 割以上は最初から就業していないことが分かる。

図Ⅲ-3-2. 就業の有無 (N=760)

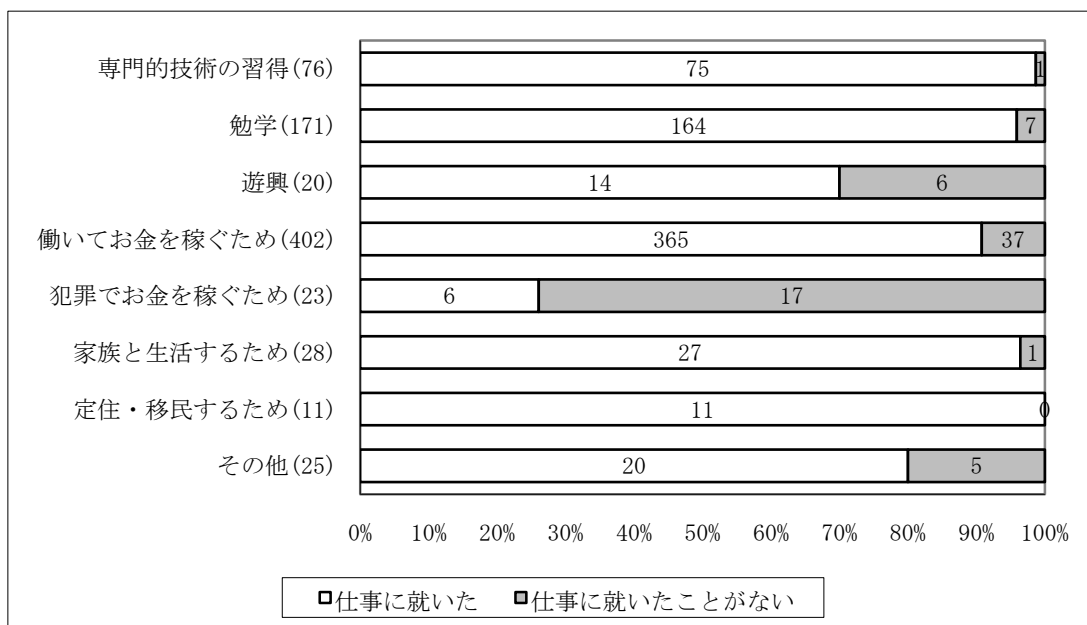


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 2.518, p = 0.113$

図Ⅲ-3-3. 来日の目的と就業の有無 (N=756)



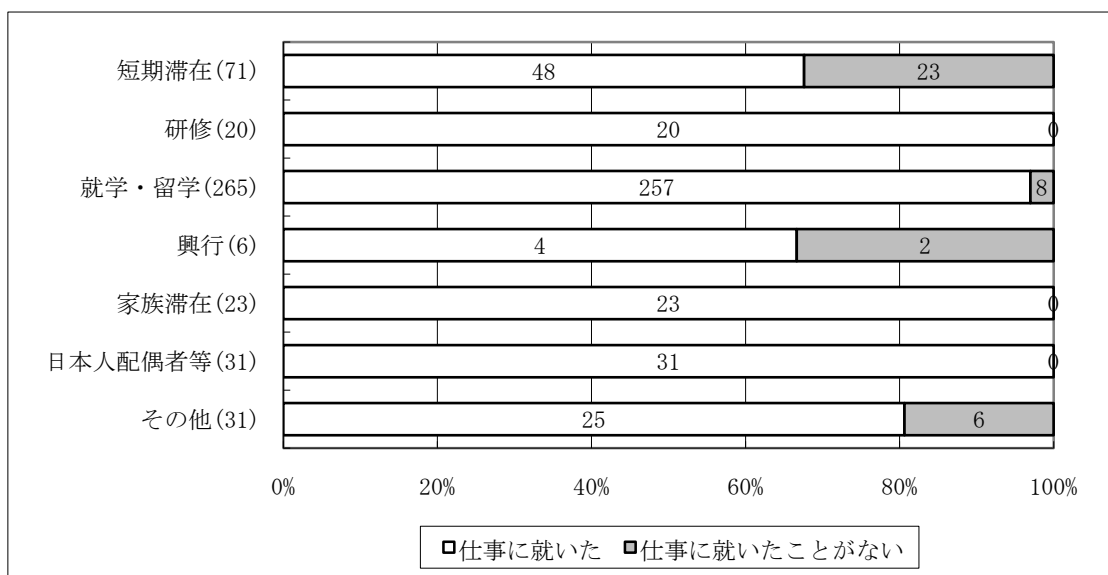
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 134.342, p < 0.001$

また、**図Ⅲ-3-4**をみると、正規入国者の平均9割以上は就業していたが、そのうち、入管法の定めによって、活動に制限がない在留資格は「日本人配偶者等」であり、定められた範囲で就労が認められる在留資格は「興行」である。他の在留資格は原則として就労が認められないが、「留学」・「就学」・「家族滞在」の在留資格を持つ者が収入を伴う活動を行おうとする場合には、あらかじめ法務大臣の資格外活動の許可を受ける必要がある。仮に許可を受けないまたは受けた許可の制限を破って就労すると不法就労になる。本調査対象者の具体的な就労状況は明らかでないが、相当数の者が不法就労をしていたことが推定できる。特に、中国人受刑者は不法就労を目的に「就学」・「留学」・「研修」・「家族滞在」等の正規の在留資格を取得して入国することが多いので、見分けることが極めて困難である。なお、「短期滞在」・「研修」の在留資格は、資格外活動が認められないので、不法就労であることが明らかである。

図Ⅲ-3-4. 在留資格と就業の有無（N=447）



注1 () 内の数値は実人員である。

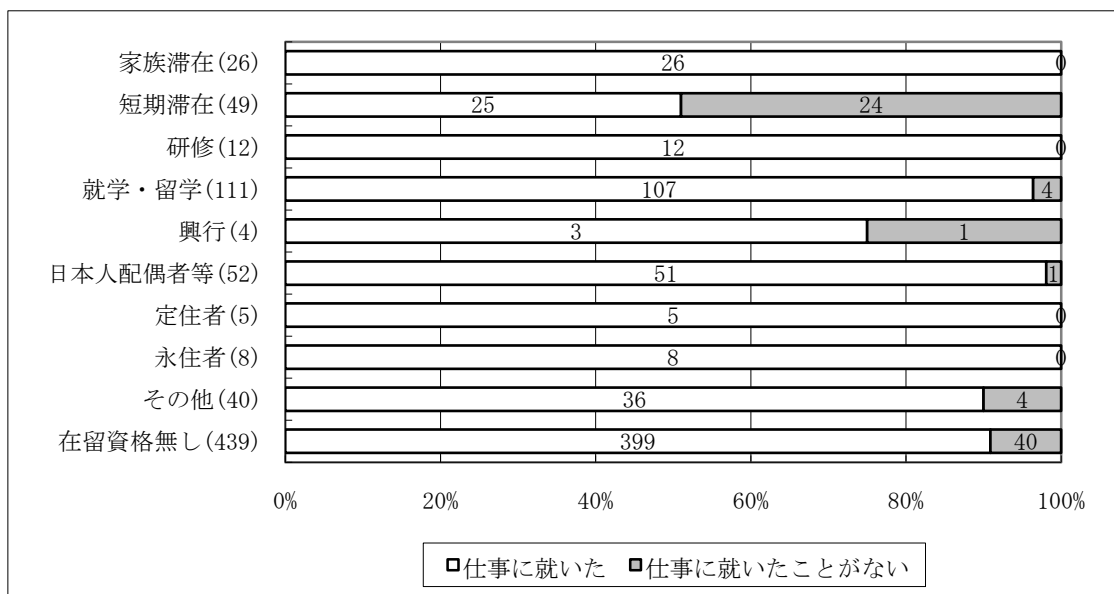
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 76.818, p < 0.001$

さらに、**図Ⅲ-3-5**も同様に、不法就労の状況が読み取れる。この図をみると、いずれの在留資格を持つ者も就業率が高いが、「在留資格無し」の者はもちろん、「短期滞在」・「研修」の者も就労を認められないため、明らかに不法就労である。「留学」・「就学」・「家族滞在」の者については、資格外活動の規則の順守状況によっては不法就労の可能性も否定できない。「日本人配偶者等」・「定住者」・「永住者」の者は不法就労に該当しないが、虚偽の申請をして金銭目的で来日する者も存在する。

不法就労・不法滞在・犯罪が外国人犯罪の一般的流れともいえる。そのため、不法就労を厳しく取り締まることが外国人犯罪の予防にとっては重要な一環である。

図Ⅲ-3-5. 逮捕時の在留資格と就業の有無 (N=746)



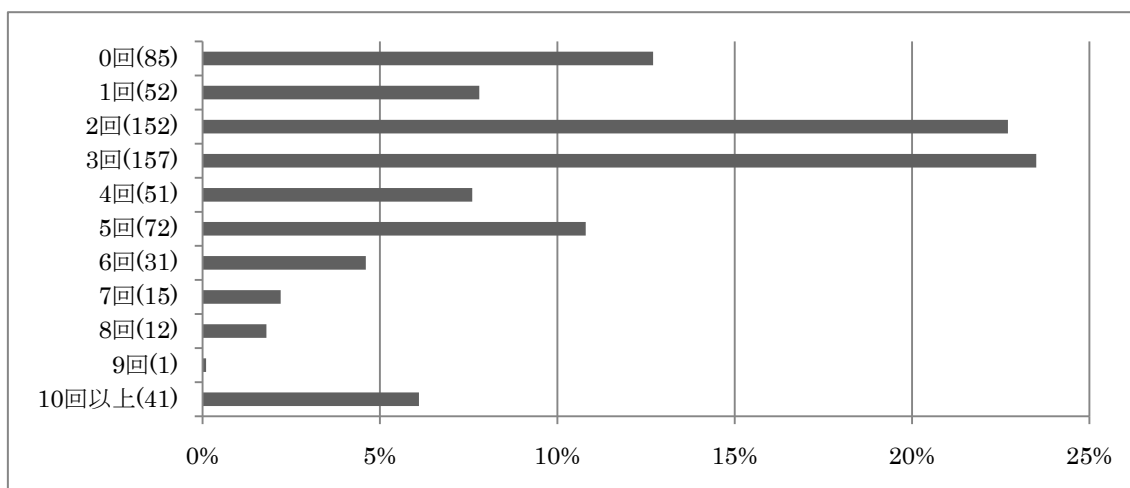
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 99.296, p < 0.001$

図Ⅲ-3-6 は仕事を変えた回数についての単純集計である。在留資格の有無を問わず、「仕事に就いた」と回答した者のうち、「これまで何回仕事を変えた」の質問に対し、3回と2回と答えた者が最も多くそれぞれ 23.5%と 22.7%となっている。また、4回以上の合計は 32.5%となり、入所前の就業状況は不安定であることがうかがえる。

図Ⅲ-3-6. 仕事を変えた回数 (N=669)

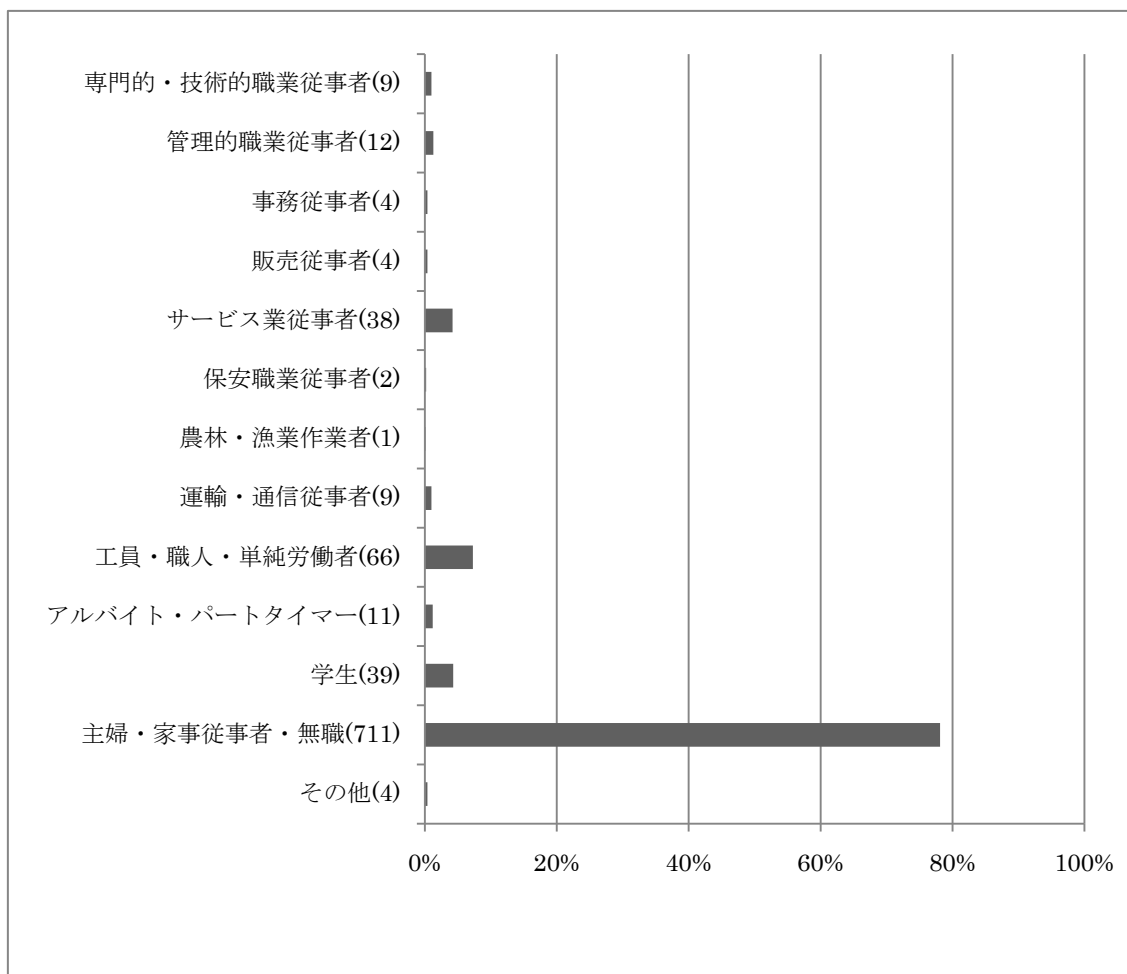


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

最後に、入所直前の職業（図Ⅲ-3-7）については、「主婦・家事従事者・無職」が最も多く 78.1%となっているが、そのうち一部の者は犯罪で生計を立てていることが推測できる。次いで、「工員・職人・単純労働者」が 7.3 %、「サービス職業従事者」が 4.2%の順となり、職のある者は「工員・職人・単純労働者」と「サービス職業従事者」が多いことが分かる。

図Ⅲ-3-7. 入所直前の職業（N=910）



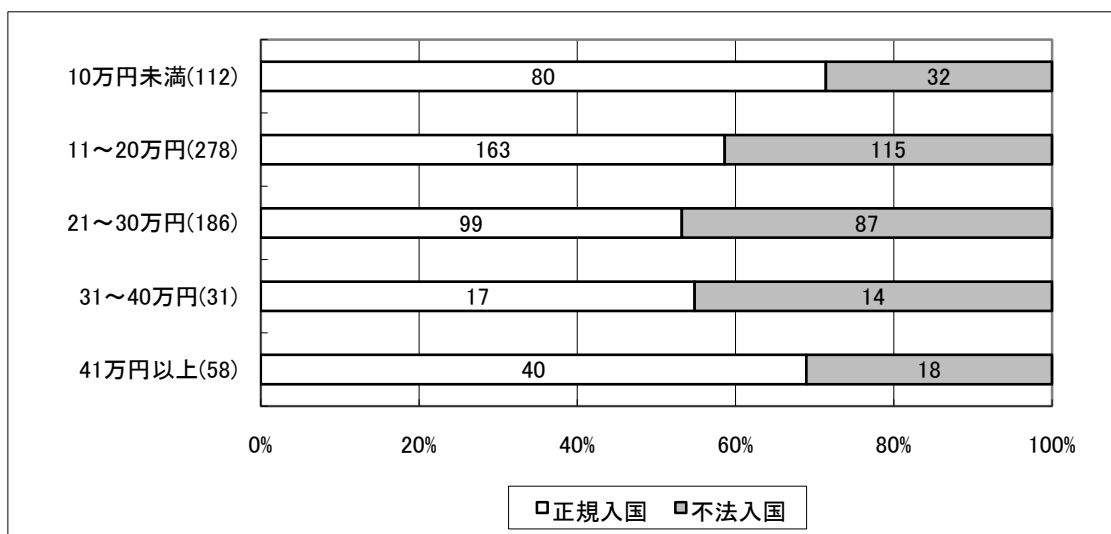
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

(3). 逮捕前の月収と収入源

図Ⅲ-3-8 は逮捕前の月収と入国方法のクロス集計である。月収については、11～20 万円が最も多く 41.8%となっている。次いで、21～30 万円が 28.0%、10 万円未満が 16.8%、41 万円以上が 8.7%、31～40 万円が 4.7%の順となっている。入国方法別の月収 20 万円以上の割合を比較してみると、正規入国者が 39.1%に対し、不法入国者が 44.7%であった。不法入国者は正規入国者より高い収入を得ていたことが分かる。

図Ⅲ-3-8. 逮捕前の月収と入国方法 (N=665)



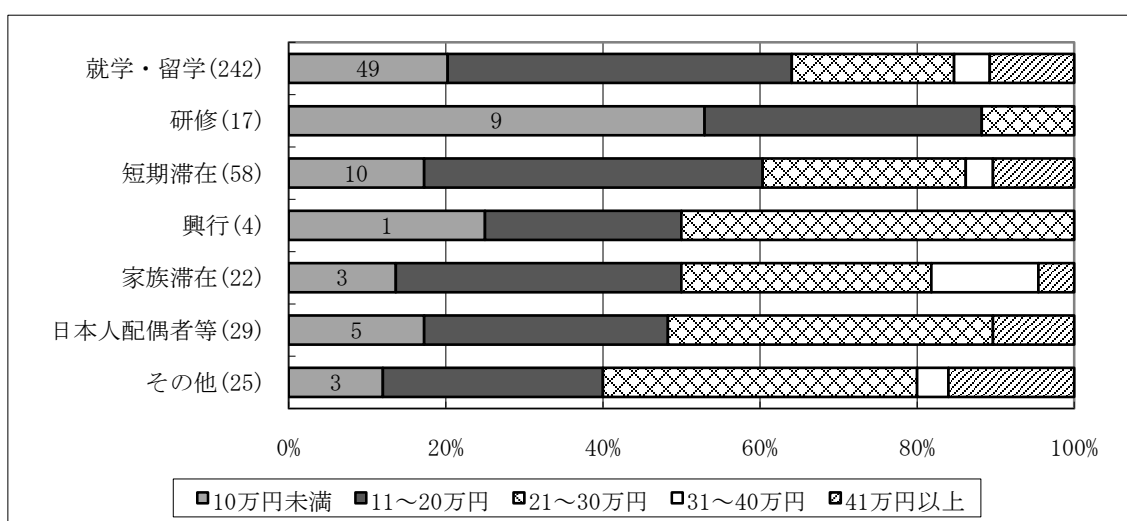
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 12.155, p = 0.016$

図Ⅲ-3-9 は逮捕前の月収と入国時の在留資格のクロス集計である。この図をみると、「研修」在留資格の者が他の在留資格の者に比べ、月収が低いことが目立つ。具体的には、月収 11～20 万円が 35.3%であり、月収 10 万円未満が 52.9%である。つまり、9 割近くの「研修」在留資格の者は月収 20 万円以下である。この傾向は図Ⅲ-3-10 においても同じように読み取れる。

図Ⅲ-3-9. 逮捕前の月収と入国時の在留資格 (N=397)



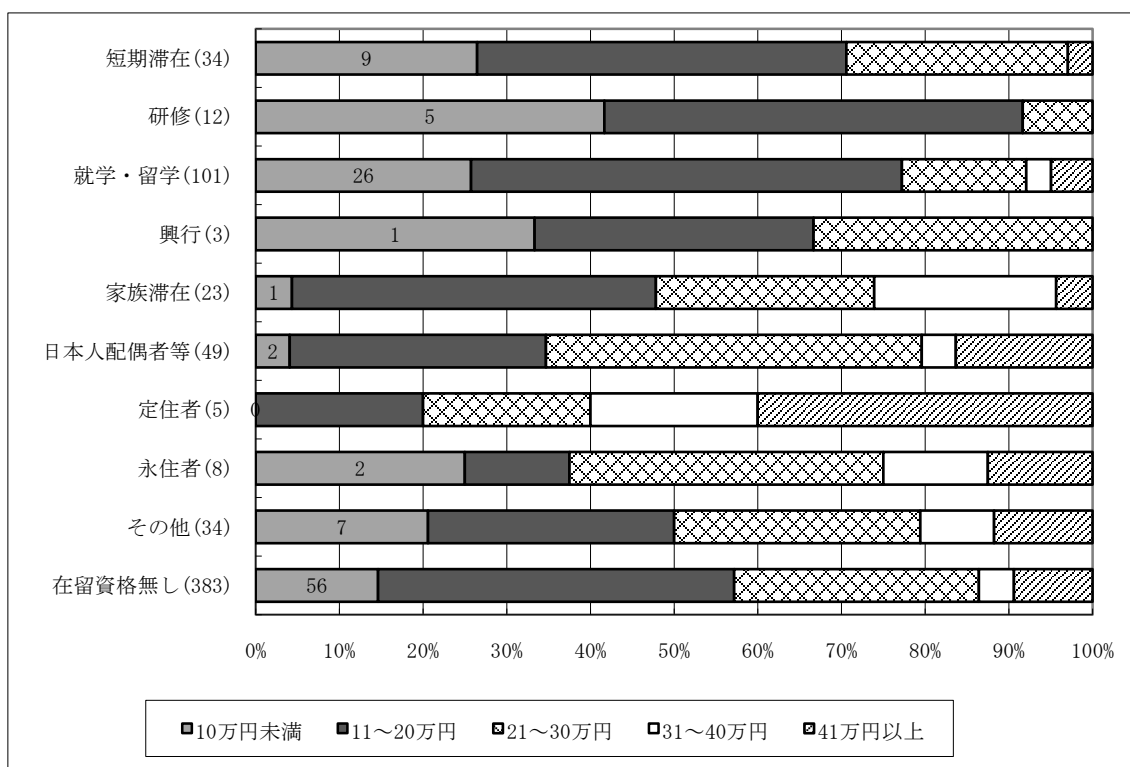
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 33.994, p = 0.085$

外国人研修・技能実習制度は、国際協力の一環として、平成5年に発展途上国への技術移転と人材育成を目的に創設された。しかし、この制度実施以来、受け入れ側の企業・団体が極端に低賃金で働かせる等の不正行為がしばしば発覚し、外国人研修生を犯罪者に追い込むこともある。また、研修生側にも問題がある。それは研修生の中には出稼ぎの目的で来日し、その後失踪して不法就労・不法滞在を犯す者がいるという問題である。

図Ⅲ-3-10. 逮捕前の月収と逮捕時の在留資格 (N=652)



注1 () 内の数値は実人員である。

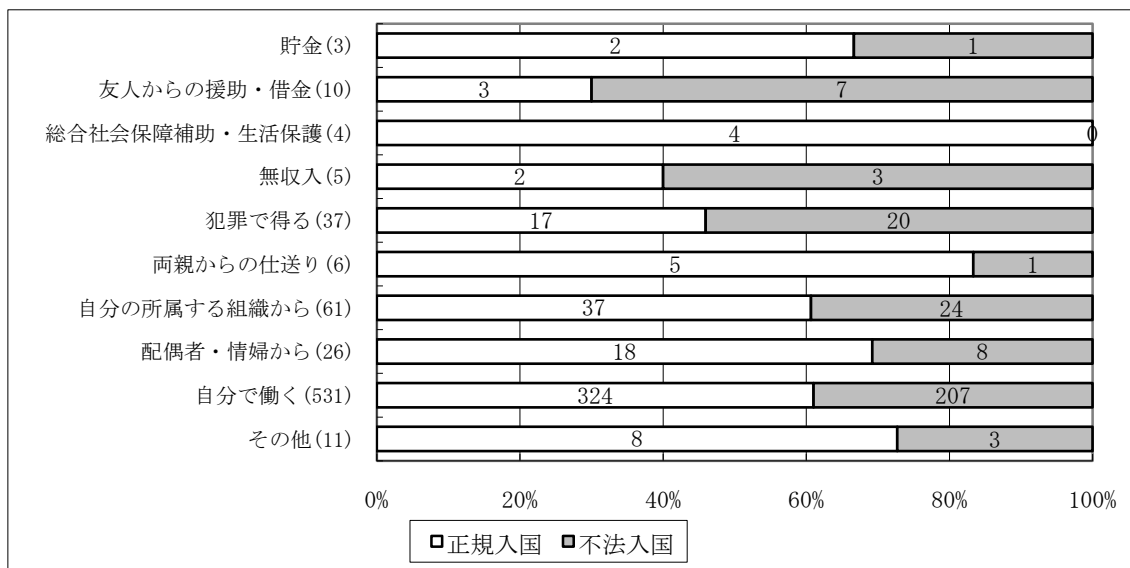
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 78.250, p < 0.001$

収入源については、図Ⅲ-3-11 のクロス集計をみると、「自分で働く」との回答が最も多く 76.5%となっている。次いで多い回答は、「自分の所属する組織から」が 8.8%、「犯罪で得る」が 5.3%、いずれも犯罪に関連する回答であり、その合計は 14.1%となっている。ちなみに、「配偶者・情婦から」との回答は 3.7%であった。

ここでは、このクロス集計の収入源から、「友人からの援助・借金」・「無収入」・「犯罪で得る」の3つの回答に注目したい。いずれの回答も不法入国者は半数以上を占めていることが分かる。これらの不法入国者の多くは日本の社会実情を把握せず、多額の借金を抱え、不法就労の目的で日本に辿り着いたが、結局厳しい現実には晒されて、ついに犯罪に手を出してしまったのではないか。

図Ⅲ-3-11. 収入源と入国方法 (N=694)



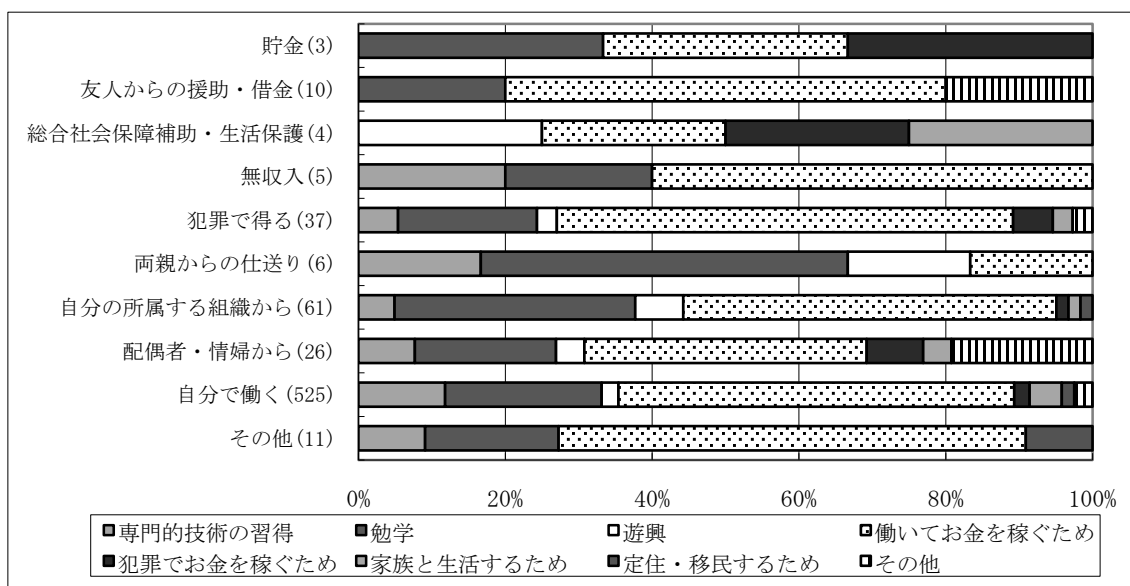
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 13.599$, $p = 0.137$

また、収入源と来日の目的別（図Ⅲ-3-12）のクロス集計をみると、以上の三つの回答のいずれも「働いてお金を稼ぐため」という目的の割合は半数以上を占め、入国当初の目的は不法就労であることが認められる。

図Ⅲ-3-12. 収入源と来日の目的 (N=688)



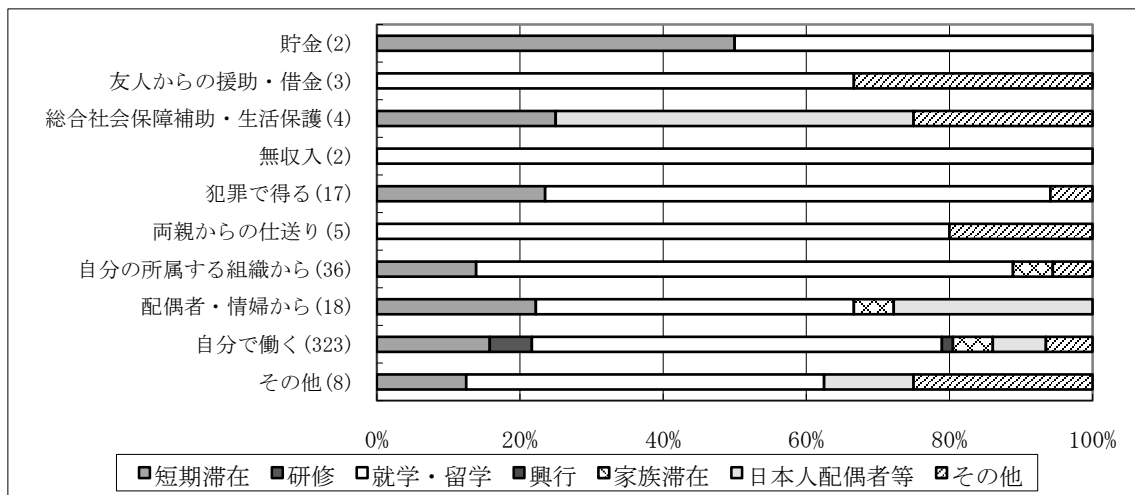
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 103.772$, $p = 0.001$

そして、収入源と入国時の在留資格（図Ⅲ-3-13）のクロス集計をみると、「総合社会保障補助・生活保護」以外の収入源のいずれも「就学・留学」の在留資格を持つ者は約 5 割以上を占め、その来日の真の目的は勉学でないことがうかがえる。

図Ⅲ-3-13. 収入源と入国時の在留資格（N=418）



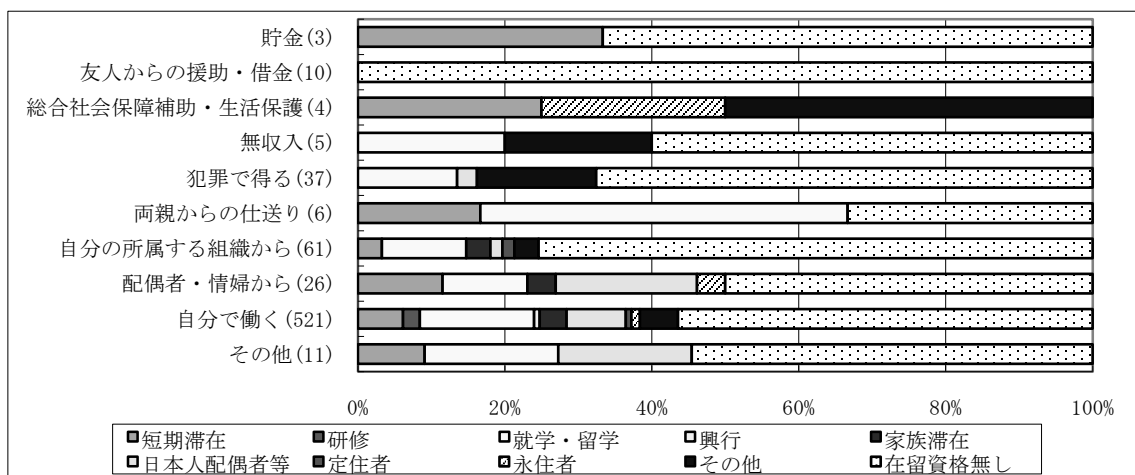
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 55.808, p = 0.407$

さらに、収入源と逮捕時の在留資格（図Ⅲ-3-14）のクロス集計になると、いずれも 6 割以上は「在留資格無し」であり、「就学・留学」在留資格の中から大勢の者は不法滞在に転落してしまったことが読み取れる。

図Ⅲ-3-14. 収入源と逮捕時の在留資格（N=684）



注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 103.435, p = 0.047$

(4) 来日後の最終学歴と就学状況

来日後の最終学歴については、受刑者に対する質問 3 と職員に対する問 13 を比較してみると、「大学・大学院」卒業または中退の割合は増えているのが分かるが、正確な人数を把握することが困難である。

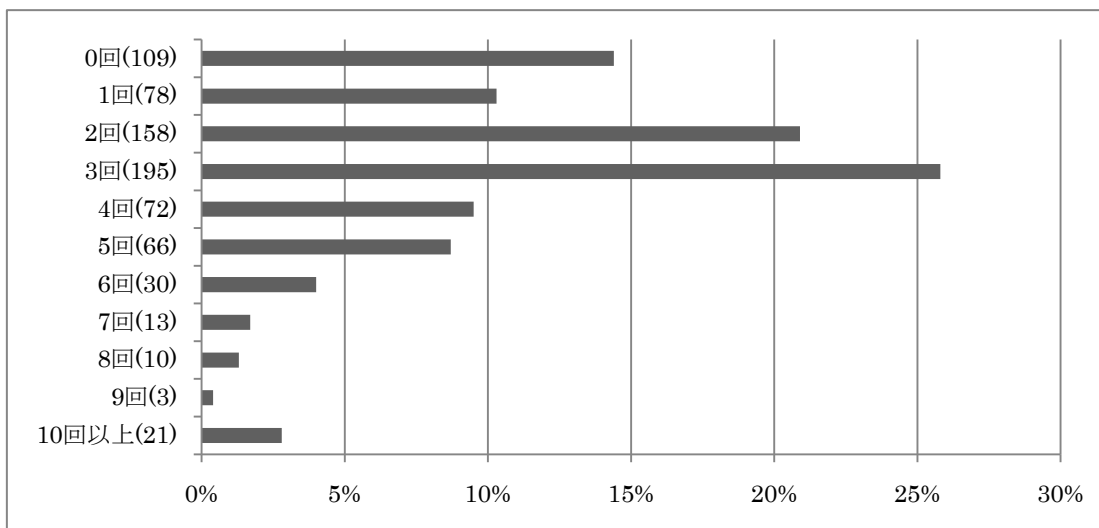
また、図Ⅲ-2-13 を参照してみると、正規入国者 467 名のうち、「就学・留学」の在留資格で入国した者は 58% (272 名) であった。しかし、図Ⅲ-2-16 を参照してみると、勉学を真の目的としていた者は 21% (178 名) に過ぎず、虚偽の申請をして入国した者が大勢いると推測される。さらに、図Ⅲ-3-7 を参照してみると、入所直前に学生であった者は 39 名に過ぎず、勉学を目的としながら何らかの原因で脱落した者が中国人受刑者の中に大勢みられ、真面目に学校に通っていた者が少なかったと推測される。

2. 居住と家庭状況

(1) 転居回数と入所前の居住地

転居回数（図Ⅲ-3-15）については、3 回と答えた者が最も多く 25.8% となっている。次いで 4 回以上と答えた者が合計 28.4% となっている。このように、半数以上の者が 3 回以上も転居し、居住状況はやや不安定であることがうかがえる。

図Ⅲ-3-15. 転居回数 (N=755)

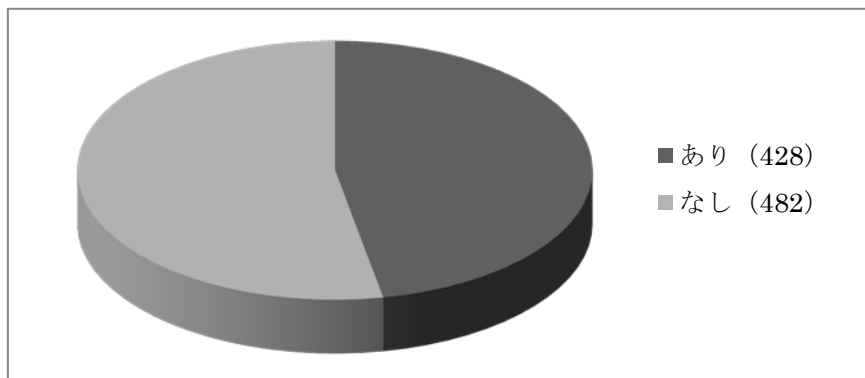


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

入所前の居住地（図Ⅲ-3-16）については、「あり」が 47.0%であるのに対し、「不定」が 53.0%であり、半数以上の者は住所不定の状態にあることが分かる。

図Ⅲ-3-16. 入所直前の固定住所の有無 (N=910)

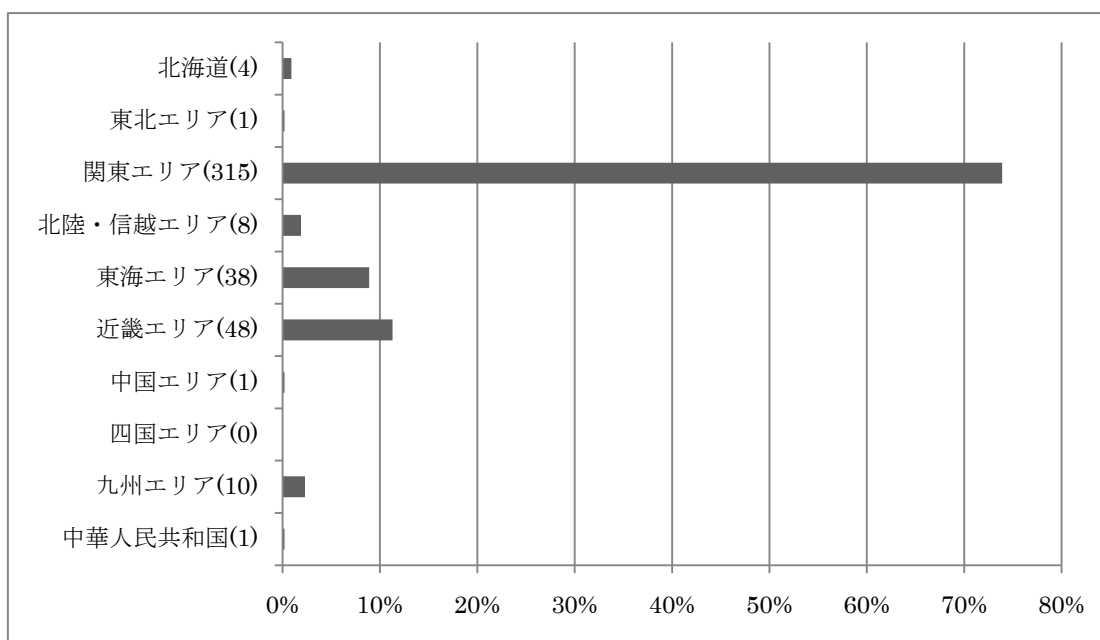


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

また、入所直前の居住エリア (図Ⅲ-3-17) については、関東エリアが最も多く 73.9% となっている。次いで比較的多いのは近畿エリアが 11.3%、東海エリアが 8.9% となっている。入所直前の居住エリアは大都市のあるエリアに集中していることが分かる。

図Ⅲ-3-17. 入所直前の居住エリア (N=426)



注1 () 内の数値は実人員である。

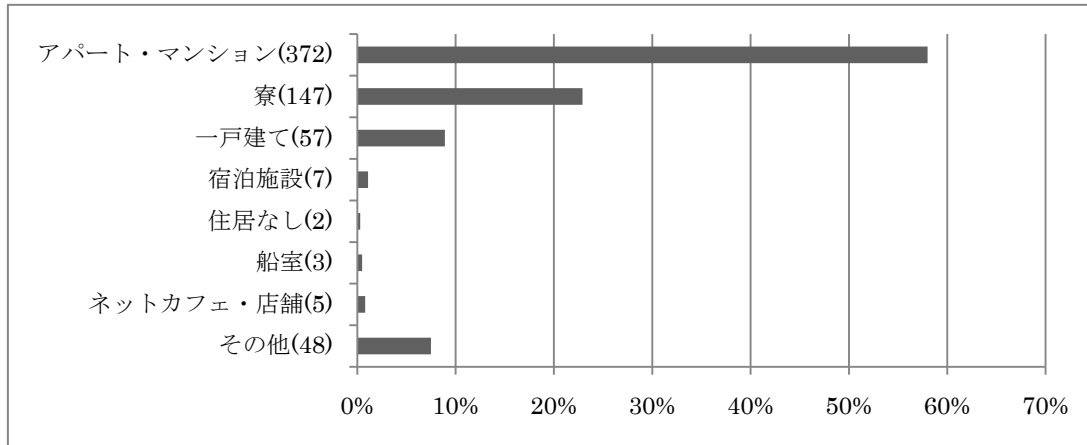
注2 無回答を除く。

(2). 居住形態と配偶者の有無

逮捕時の居住形態では、建物の種類 (図Ⅲ-3-18) については、「アパート・マンション」と答えた者が最も多く 58.0% となっている。次いで「寮」と答えた者が 22.9%、「一戸建」

と答えた者が 8.9%となっている。

図Ⅲ-3-18. 逮捕時の居住形態 (N=641)

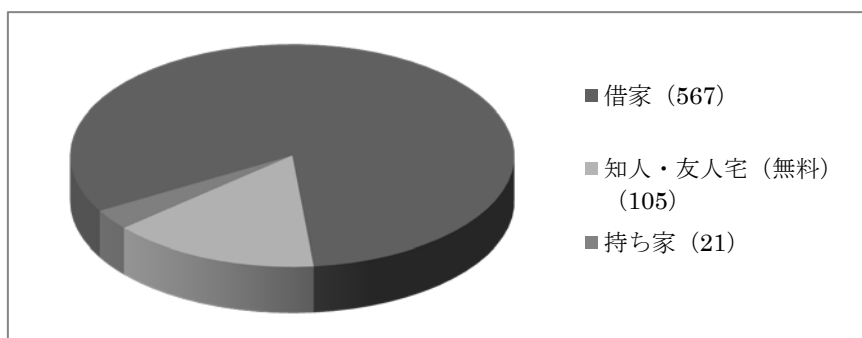


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

また、所有の形態 (図Ⅲ-3-19) については、借家が最も多く 81.8%となっている。次いで知人・友人宅 (無料) が 15.2%、持ち家が 3.0%となっている。

図Ⅲ-3-19. 住まいの所有形態 (N=693)

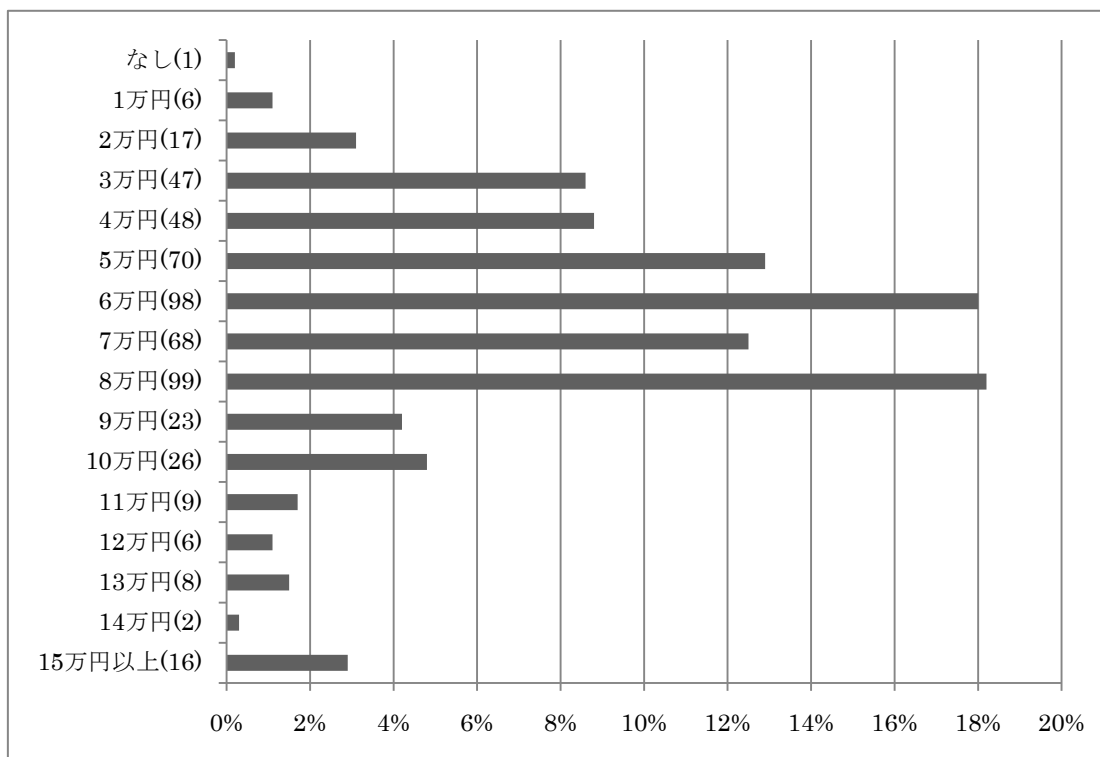


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

そして、借家の場合の月額家賃 (図Ⅲ-3-20) については、8 万円が最も多く 18.2%となっている。次いで 6 万円が 18.0%、5 万円が 12.9%、7 万円が 12.5%となっている。5 万円～8 万円は合計 61.6%となり、9 万円以上の 16.5%と合わせて、合計 78.1%となっている。8 割近くの者が 5 万円以上の住まいを借りていたことが分かる。我が国の住宅実情を考えると、これらの中国人受刑者のかつての居住状況は決して悪いと言えないだろう。

図Ⅲ-3-20. 借家の月額家賃 (N=544)

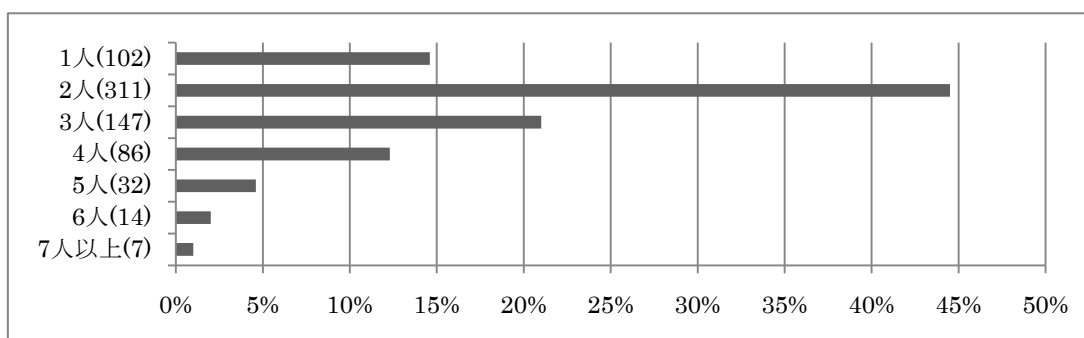


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

自分を含めた同居人数 (図Ⅲ-3-21) については、2 人が最も多く 44.5%となっている。次いで 3 人が 21%、1 人が 14.6%、4 人が 12.3%となっている。9 割以上の者が同居人数は 4 人以下であることが分かる。中国人受刑者は比較的良い住まいを借りて、少人数で共同生活をする傾向があると考えられる。

図Ⅲ-3-21. 同居人数 (自分を含む) (N=699)

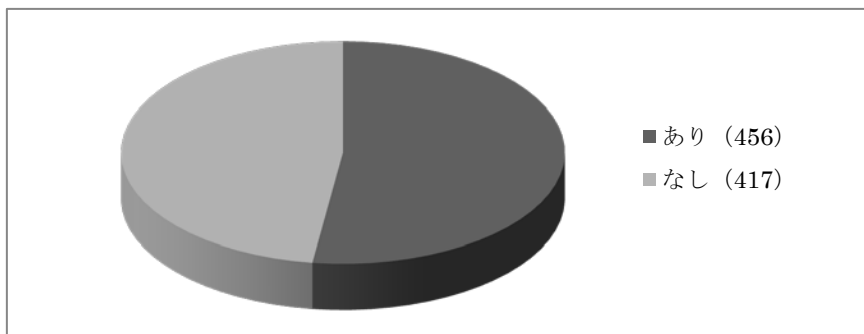


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

配偶者の有無（図Ⅲ-3-22）については、「あり」と「なし」はそれぞれ 52.2%と 47.8%となっている。また、配偶者の居住地（図Ⅲ-3-23）については、「中国在住」が 70.9%、「日本在住」が 28.2%、「その他の国」が 0.9%となっている。7 割以上の者は配偶者と別居していることが分かる。

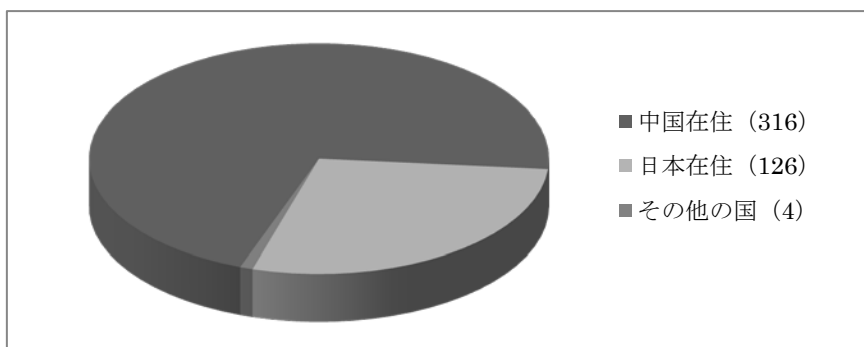
図Ⅲ-3-22. 配偶者の有無（N=873）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

図Ⅲ-3-23. 配偶者の居住地（N=446）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

3. 日本語会話能力及び人との付き合い

(1). 日本語会話能力及び来日時期との関係

逮捕前の日本語会話能力については、「あいさつ程度ならできた」と「日常会話ができた」がほぼ同じ割合で、それぞれ 33.9%と 32.6%となっている。次いで「全くできなかった」と「よくできた」はそれぞれ 22.1%と 11.4%となっている。

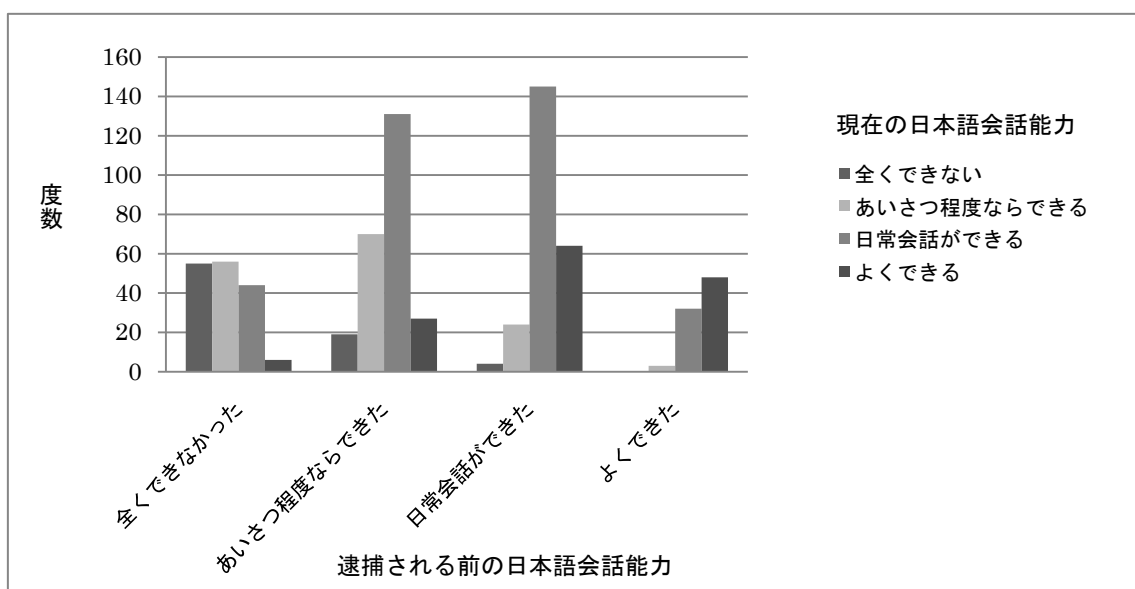
これに対し、現在の日本語会話能力は、「日常会話ができる」が最も多く 48.4%となっている。次いで「あいさつ程度ならできる」が 21.0%、「よくできる」が 19.9%となっている。そして「全くできない」は 10.7%となっている。図Ⅲ-3-24 の棒グラフが示したよ

うに、中国人受刑者は受刑生活を経て、現在の日本語会話能力を逮捕前より大幅に伸ばしていることがうかがえる。

表Ⅲ-3-1. 逮捕される前と現在の日本語会話能力のクロス表

逮捕される前の 日本語会話能力		現在の日本語会話能力				合計
		全くでき ない	あいさつ 程度なら できる	日常会話 ができる	よくでき る	
全くできなかった	度数	55	56	44	6	161
	現在の日本語会話能力 の %	70.5%	36.6%	12.5%	4.1%	22.1%
あいさつ程度なら できた	度数	19	70	131	27	247
	現在の日本語会話能力 の %	24.4%	45.8%	37.2%	18.6%	33.9%
日常会話ができ た	度数	4	24	145	64	237
	現在の日本語会話能力 の %	5.1%	15.7%	41.2%	44.1%	32.6%
よくできた	度数	0	3	32	48	83
	現在の日本語会話能力 の %	0%	2.0%	9.1%	33.1%	11.4%
合計	度数	78	153	352	145	728
	現在の日本語会話能力 の %	100%	100%	100%	100%	100.0%

図Ⅲ-3-24. 逮捕される前と現在の日本語会話能力の棒グラフ (N=728)

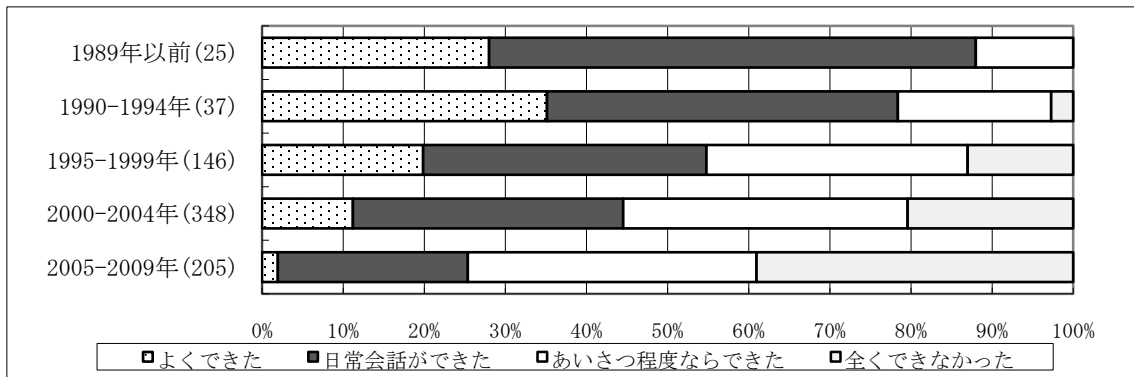


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

また、図Ⅲ-3-25 は、逮捕される前の日本語会話能力と来日時期の関係についてクロス集計をして試みた。この図をみると、当然であるが、来日時期が古ければ古いほど日本語会話能力は上達することが分かる。

図Ⅲ-3-25. 逮捕される前の日本語会話能力と来日時期 (N=761)



注1 () 内の数値は実人員である。

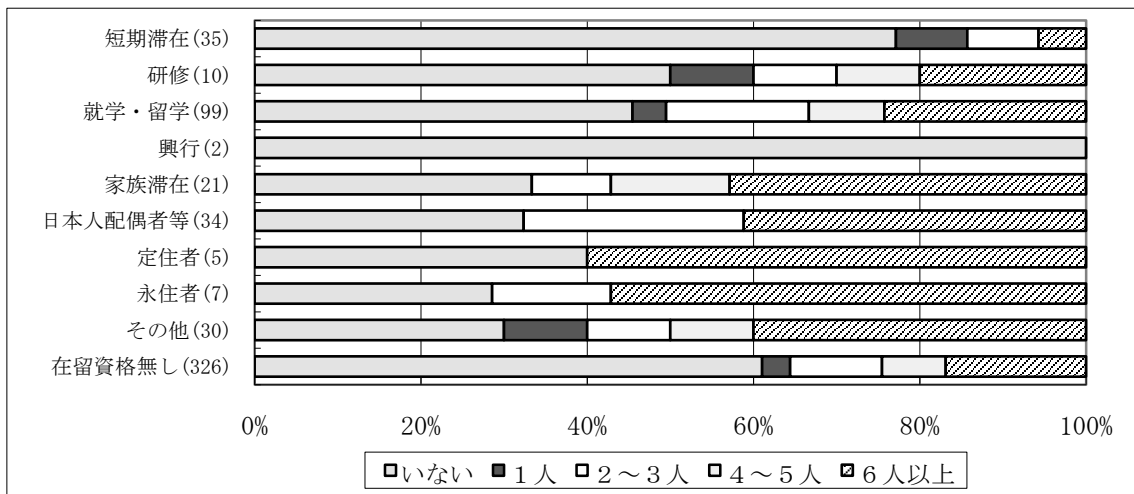
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 109.142, p < 0.001$

(2). 日本人との付き合いと逮捕時の在留資格及び来日時期の関係

図Ⅲ-3-26 は日本人との付き合い（あいさつしたり立ち話をしたりする人）と逮捕時の在留資格のクロス集計である。この図をみると、「家族滞在」・「日本人配偶者等」・「永住者」等を除く、いずれの在留資格においても4割以上の者は日本人と付き合いしていないことが分かる。

図Ⅲ-3-26. 日本人との付き合い（あいさつする人）と逮捕時の在留資格 (N=569)



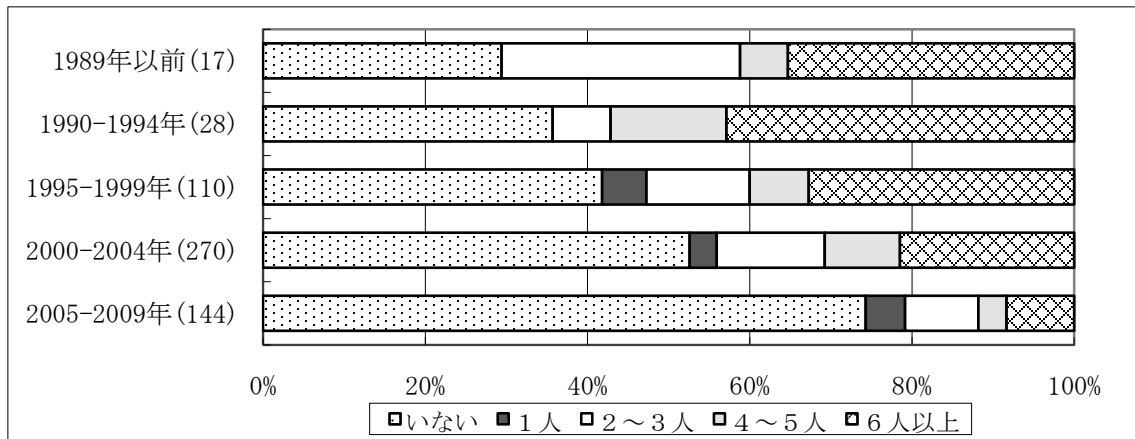
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 74.029, p < 0.001$

来日時期（図Ⅲ-3-27）をみても、いずれの来日時期においても 3 割以上の者は日本人と付き合っていないことが分かる。

図Ⅲ-3-27. 日本人との付き合い（あいさつする人）と来日時期（N=569）



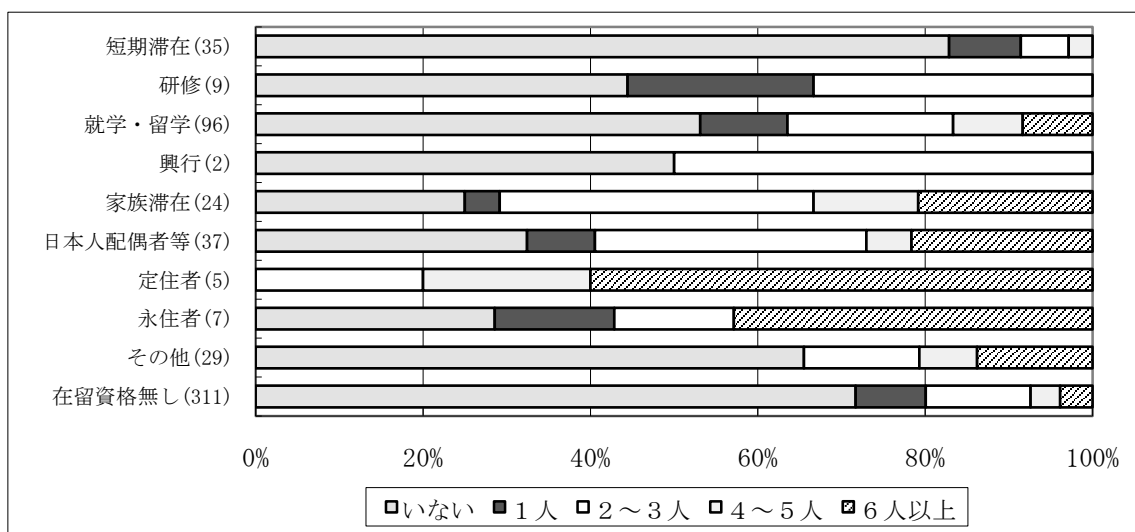
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 57.860, p < 0.001$

図Ⅲ-3-28 は日本人との付き合い（日本での生活のトラブルの際に助けてくれる人）と逮捕時の在留資格のクロス集計である。この図をみると、「家族滞在」・「日本人配偶者等」・「定住者」・「永住者」を除く、いずれの在留資格においても 4 割以上は日本人と付き合っていないことが分かる。

図Ⅲ-3-28. 日本人との付き合い（助けてくれる人）と逮捕時の在留資格（N=555）



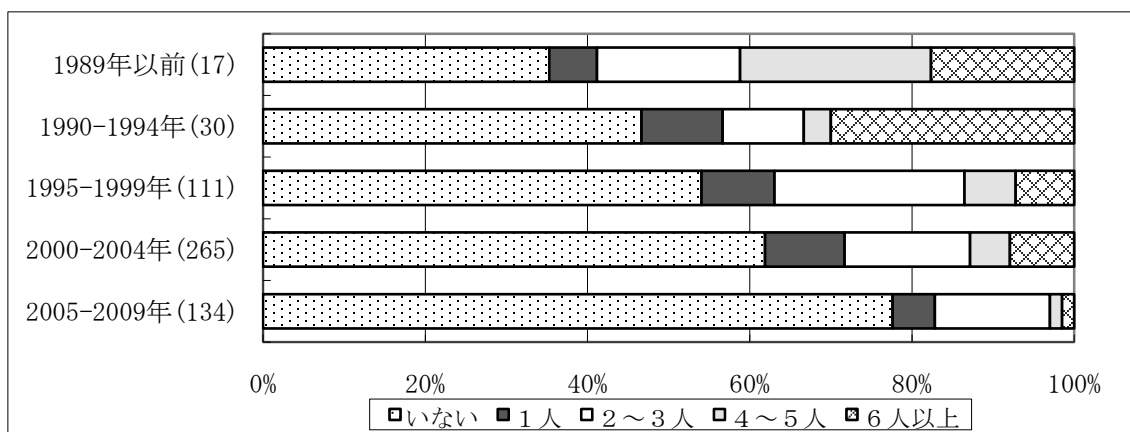
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 115.475, p < 0.001$

来日時期（図Ⅲ-3-29）をみても、いずれの来日時期においても4割以上の者が日本人と付き合う人数は1人以下であることが分かる。

図Ⅲ-3-29. 日本人との付き合い（助けてくれる人）と来日時期（N=557）



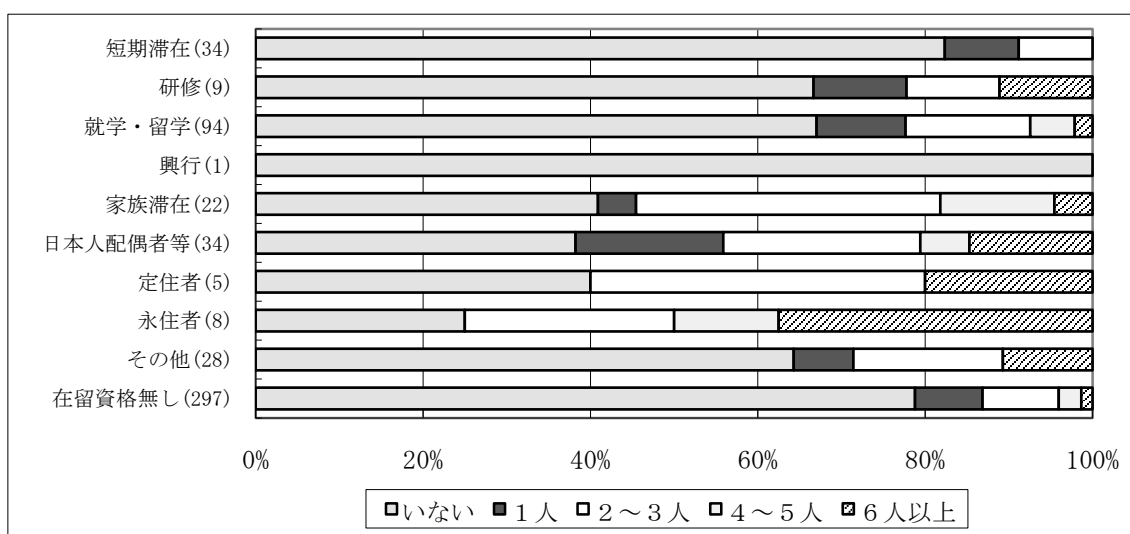
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=60.729, p<0.001$

図Ⅲ-3-30 は日本人との付き合い（心配や悩みごとを相談できる人）と逮捕時の在留資格のクロス集計である。この図をみると、「家族滞在」・「日本人配偶者等」・「定住者」・「永住者」を除く、いずれの在留資格においても6割以上の者は日本人と付き合いしていないことが分かる。

図Ⅲ-3-30. 日本人との付き合い（相談できる人）と逮捕時の在留資格（N=532）



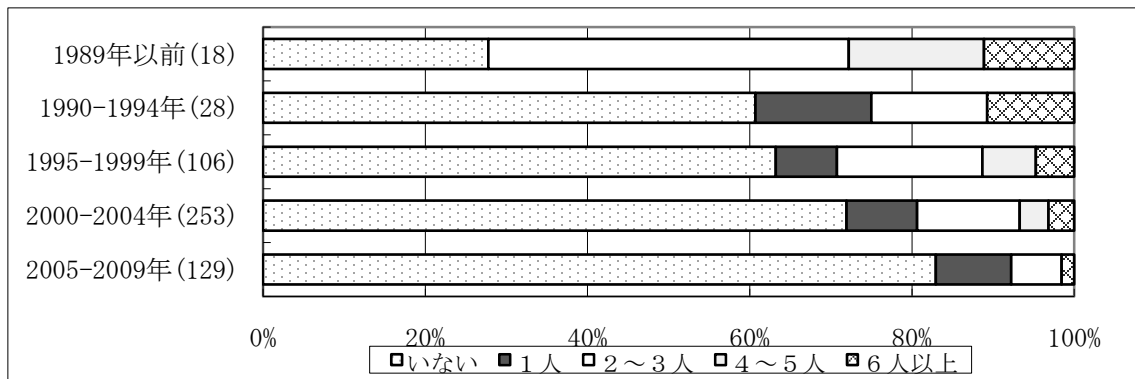
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=103.366, p<0.001$

来日時期（図Ⅲ-3-31）をみても、1990年以降のいずれの来日時期においても6割以上の者は日本人と付き合いしていないことが分かる。1989年以前に来日して者でも約3割は日本人と付き合いしていなかった。

図Ⅲ-3-31. 日本人との付き合い（相談できる人）と来日時期（N=534）



注1 () 内の数値は実人員である。

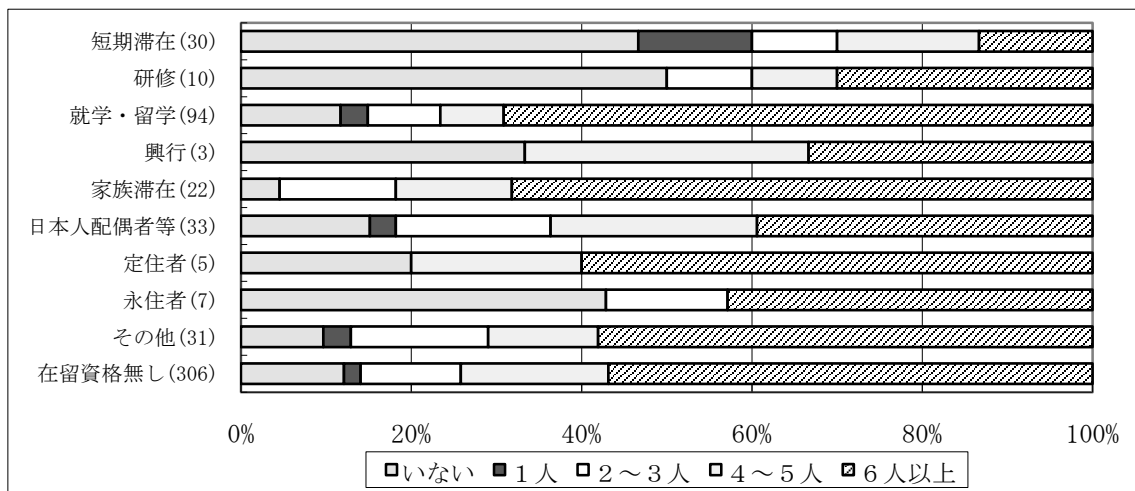
注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 56.780, p < 0.001$

(3). 中国人との付き合いと逮捕時の在留資格及び来日時期の関係

図Ⅲ-3-32 は中国人との付き合い（あいさつしたり立ち話をしたりする人）と逮捕時の在留資格のクロス集計である。この図をみると、「短期滞在」・「研修」を除く、いずれの在留資格においても5割以上の者が中国人と付き合う人数は2~3人以上であることが分かる。付き合う人数が6人以上の割合はかなり高い。

図Ⅲ-3-32. 中国人との付き合い（あいさつする人）と逮捕時の在留資格（N=541）



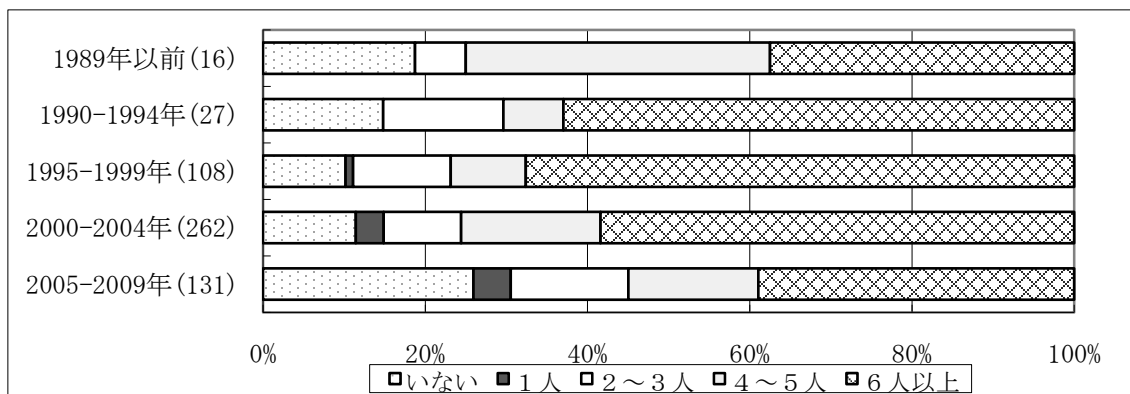
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 80.407, p < 0.001$

来日時期（図Ⅲ-3-33）をみても、いずれの来日時期においても 7 割以上の者が中国人と付き合う人数は 2～3 人以上であることが分かる。付き合う人数が 6 人以上の割合は 4 割近くに上る。

図Ⅲ-3-33. 中国人との付き合い（あいさつする人）と来日時期（N=544）



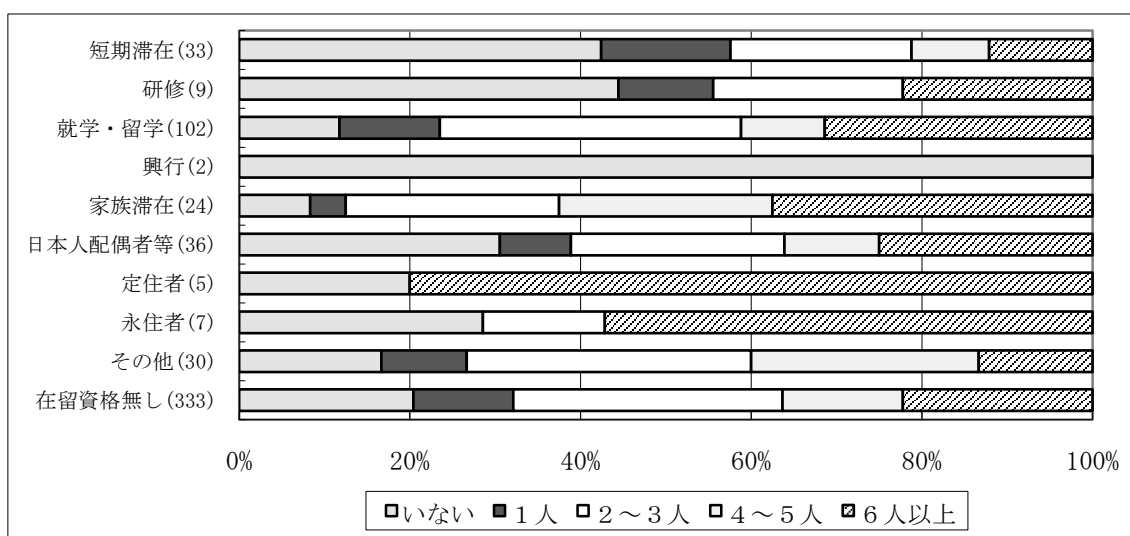
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 41.553$, $p < 0.001$

図Ⅲ-3-34 は中国人との付き合い（日本での生活のトラブルの際に助けてくれる人）と逮捕時の在留資格のクロス集計である。この図をみると、「短期滞在」・「研修」・「興行」を除く、いずれの在留資格においても 6 割以上の者が中国人と付き合う人数は 2～3 人以上であることが分かる。

図Ⅲ-3-34. 中国人との付き合い（助けてくれる人）と逮捕時の在留資格（N=581）



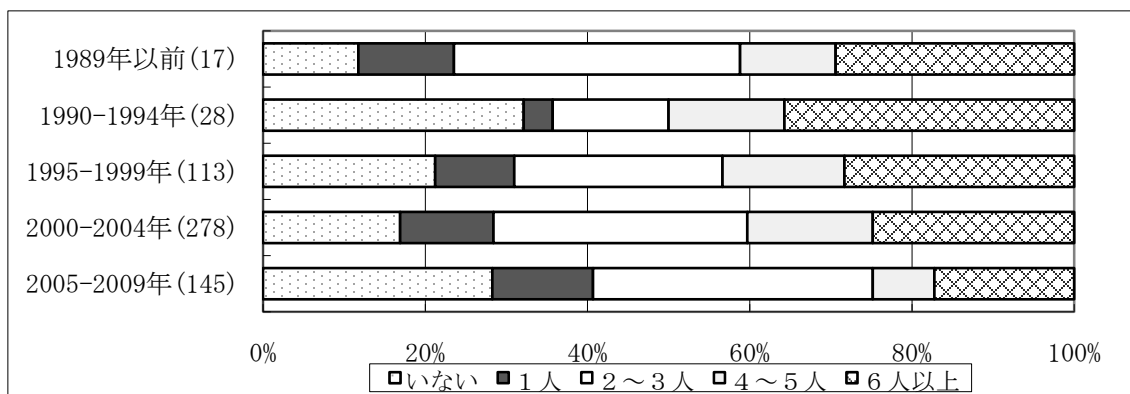
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 61.681$, $p = 0.005$

来日時期（図Ⅲ-3-35）をみても、いずれの来日時期においても約 6 割以上の者が中国人と付き合う人数は 2～3 人以上であることが分かる。付き合う人数が 6 人以上の割合も高い。

図Ⅲ-3-35. 中国人との付き合い（助けてくれる人）と来日時期（N=581）



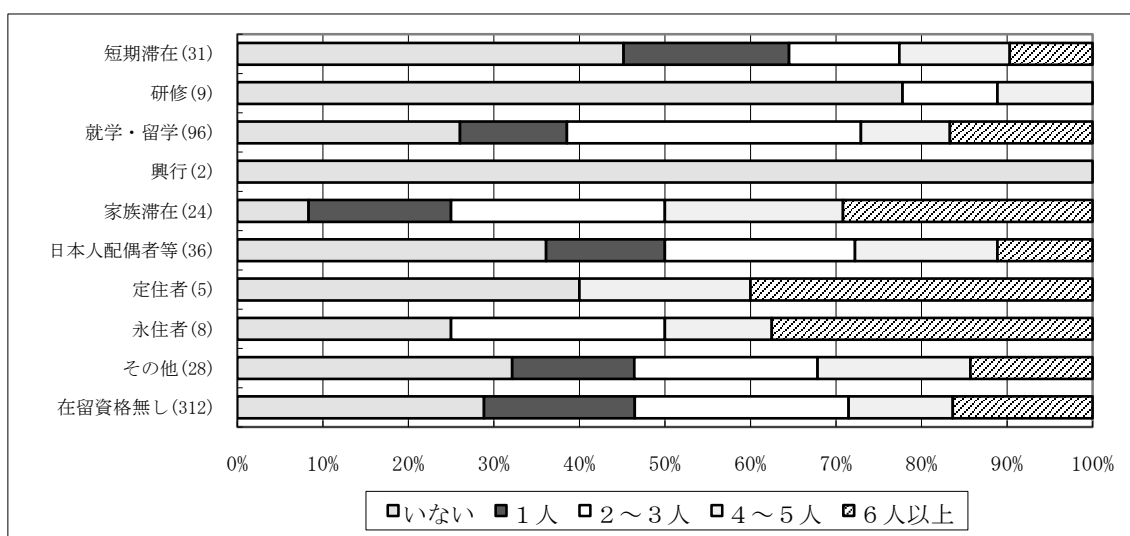
注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2=24.606$, $p=0.077$

図Ⅲ-3-36 は中国人との付き合い（心配や悩みごとを相談できる人）と逮捕時の在留資格のクロス集計である。この図をみると、「短期滞在」・「研修」・「興行」を除く、いずれの在留資格においても 5 割以上の者が中国人と付き合う人数は 2～3 人以上であることが分かる。

図Ⅲ-3-36. 中国人との付き合い（相談できる人）と逮捕時の在留資格（N=551）



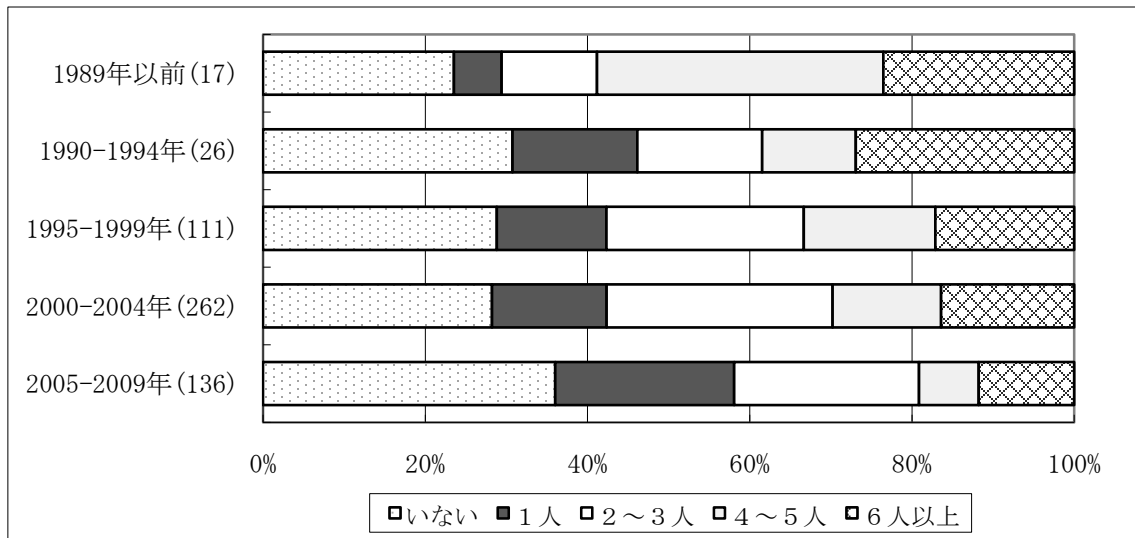
注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2=43.768$, $p=0.175$

来日時期（図Ⅲ-3-37）をみても、いずれの来日時期においても 4 割以上の者が中国人と付き合う人数は 2～3 人以上であることが分かる。

図Ⅲ-3-37. 中国人との付き合い（相談できる人）と来日時期（N=552）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2=25.667, p=0.059$

4. 来日後の生活（まとめ）

以上の分析から、中国人受刑者の来日後の生活は以下のようにまとめられる。①来日後の期間については、2003年に日本に入国した者が最も多くピークに達したが、2004年以降は減少傾向に転じていた。②就業状況では、仕事に就いた者が約9割に上るが、仕事を変えた回数が多く、就業状態はやや不安定である。また、正規入国者の就業状況をみると、不法就労の可能性が否定できない者は多く存在すると考えられる。さらに、不法入国者の就業率は低い傾向がみられ、「犯罪でお金を稼ぐため」目的で来日した者の7割以上は最初から就業しておらず、犯罪で生計を立てていたと推測できる。③職業では、入所直前に給料のない主婦・家事従事者・無職の者は約7割を占め、職のある者は「工員・職人・単純労働者」と「サービス職業従事者」が多い。④逮捕前の月収では、11～20万円が最も多く4割以上となっており、不法入国者は正規入国者より高い収入を得ていた。収入源については、7割以上の者は自分で働くと主張しているが、犯罪に関連する回答も1割以上を占めている。⑤最終学歴と就学状況では、「就学・留学」在留資格で入国した者の多くは入所直前に不法滞在者に転落してしまい、勉学目的で来日する者はそれほど多くないと推測される。⑥居住状況では、入所直前に固定住所のない者が多く、居住エリアは東京等の大都市のあるエリアに集中している。⑦居住形態では、賃貸マンション・アパートが主流であるが、その多くは家賃が5万円以上であり、同居人数が4人以下である。⑧配偶者に関

しては、半数以上の者は配偶者がいるが、うち7割以上の配偶者は中国や第3国に在住しており、夫婦別居している。⑨日本語の会話能力では、来日時期が古ければ古いほど会話能力は比較的上達するが、受刑生活を経て、現在の日本語会話能力は逮捕前より大幅に伸ばされている。⑩人との付き合いについては、基本的には中国人同士の付き合いは多く、日本人との付き合いはなかなかできないようである。

4章 中国人受刑者の犯罪

1. 服役の根拠となった犯罪

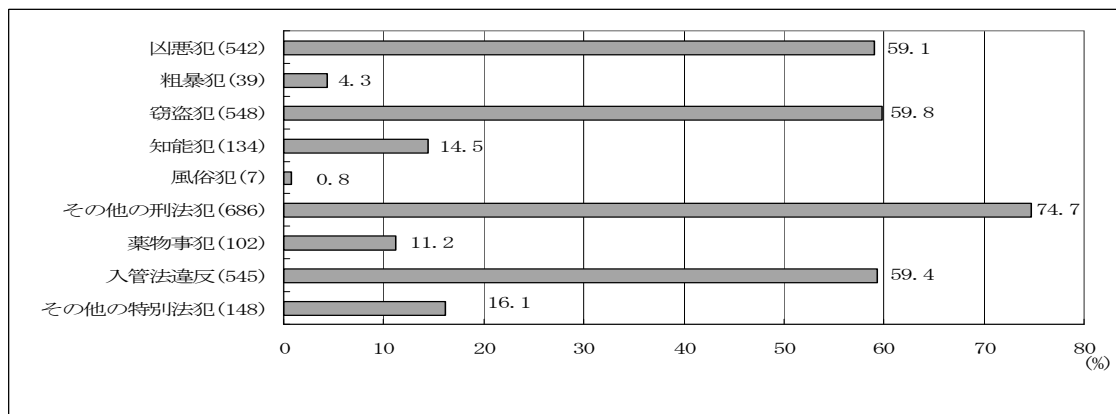
図Ⅲ-4-1は、職員対象アンケートの問5において、調査対象の中国人受刑者の罪名を1刑から4刑まで記載してもらったものの中から、1刑の内容について、刑法犯包括罪種別、及び特別法犯に示したものである。なお、複数の罪名で入所した者については、それぞれの罪名に計上した。

まず、刑法犯については、窃盗犯(59.8%)が最も多く、以下、凶悪犯(59.1%)、知能犯(14.5%)、粗暴犯(4.3%)、風俗犯(0.8%)の順となっていた。凶悪犯では、「強盗致死傷」(28.1%)が最も多く、凶悪犯全体の約5割を占め、次いで「強盗」(21.9%)も同じく約4割を占めるに至ったが、「殺人」(6.8%)は凶悪犯全体の約1割にとどまった。警察や検挙段階の統計においては、凶悪犯は上位には表れない傾向にあるが、起訴され、さらに刑事裁判でも執行猶予が付かず実刑に至った受刑者においては、強盗や強盗致死傷等が上位を占めることとなるのだろう。知能犯では、「文書偽造・有価証券偽造・印章偽造」が8.9%であった。粗暴犯は全体的に少なく、この中で最も多かったのは傷害で、全体の3.2%程度にとどまっていた。

なお、＜その他の刑法犯＞のうち多数を占めていたのは「住居侵入」(49.3%)で、純粋に罪名別で見れば窃盗の次に多かったのが特徴的である。その理由としては、次のことが考えられる。すなわち、他人の住居やオフィス等への侵入とは、侵入盗をしたり、または相手を殺傷したりするための付随的行為であるから、それらの悪質な犯行のいわば「導入の」行為として、幅広く検挙・処罰の対象となったのではないかと考える。

また、特別法犯では「入管法違反」(「出入国管理及び難民認定法」違反、以下「入管法」という)が59.4%で最も多く、次いで薬物事犯(11.2%)となっていた。薬物事犯について

図Ⅲ-4-1 中国人受刑者の罪種別構成比 (N=917)



注 ()内の数値は実人員である。

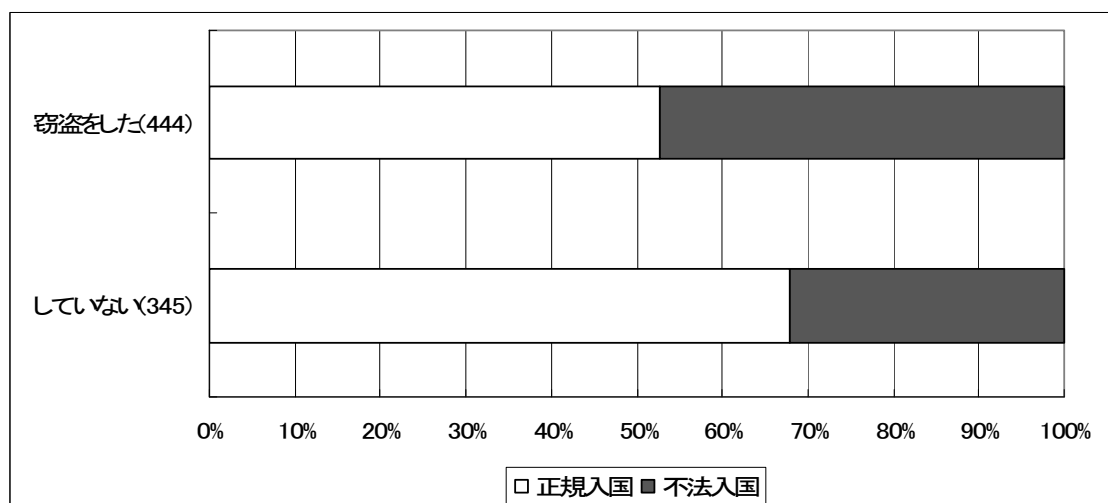
は、「覚せい剤取締法」違反が 8.0%、「麻薬及び向精神薬取締法」違反が 3.2%となっていた。

今回の調査対象者が今回受刑に至った罪を犯した理由は、どのような点にあるのだろうか。そこで、調査対象受刑者の 1 刑罪種を軸として、受刑者本人への質問である「入国の方法（質問 6）」や「来日目的(質問 7)」などのいくつかの項目とのクロス集計を試みた。

はじめに、「入国の方法(質問 6)」とのクロス集計を試み、各受刑者の入国方法（正規入国か不正入国か）と受刑の根拠となった犯罪との間にどのような相関があるのかをみる。

図Ⅲ-4-2 をみると、窃盗をした者の入国方法は、正規入国が若干不正入国を上回る程度ではあるが、窃盗をしていない者に比べると不正入国の割合が高くなっている。

図Ⅲ-4-2 罪名（窃盗）と入国方法（N=789）



注 1 () 内の数値は実人員である。

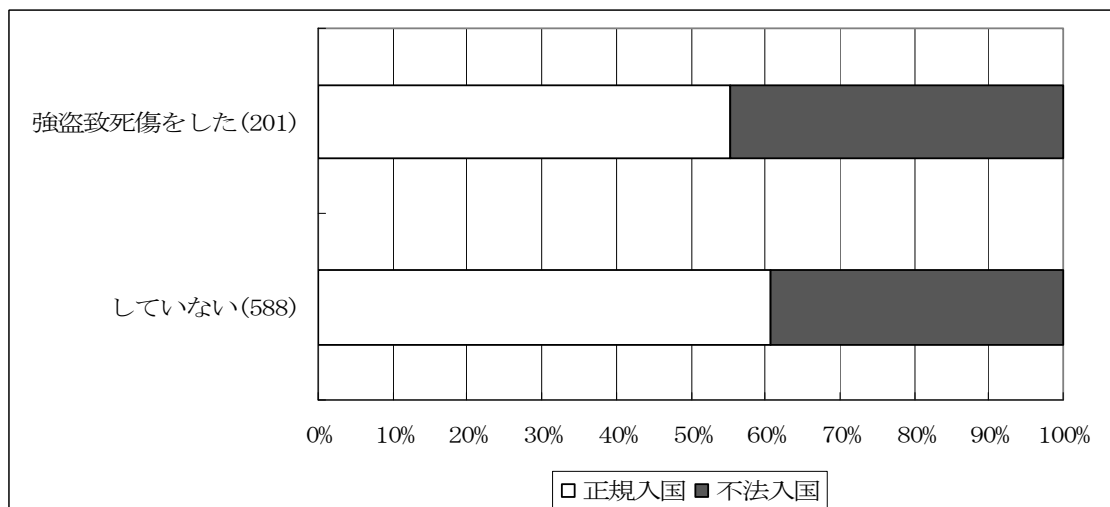
注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 18.40, p < 0.001$

また、統計上の有意差はなかったものの、図Ⅲ-4-3 に示されるとおり、強盗致死傷をした者の入国方法も、していない者に比べると不正入国の割合が高くなっている。

なるほど、外国人による財産犯というと、何らかの不法な手段を用いて入国するプロの犯罪集団による大々的な貴金属窃盗や強盗などがあり、注目を集めることがある。そして、第 2 章で示されたように、不法入国者は多額の費用をかけて来日しており、その経済的困窮の結果、窃盗や強盗に関与するという可能性も推測される。しかしながら、入国の方法のみに注目した場合、正規入国者によるものが半数を越えている。何らかの目的を持って日本に正規に入国しながら、その後財産犯に関与するというケースにも注目すべきであると考えられる。

図Ⅲ-4-3 罪名（強盗致死傷）と入国方法（N＝789）



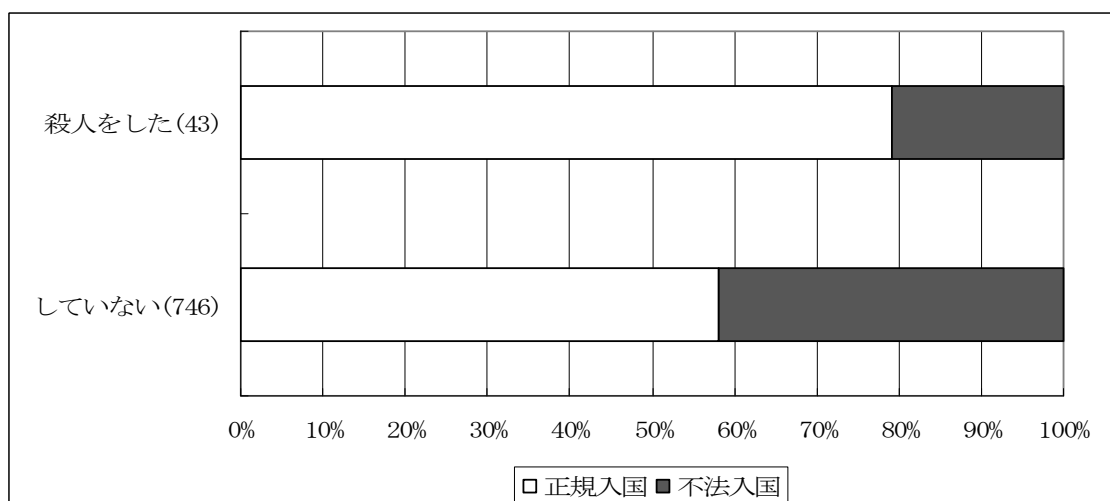
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 1.87, p = 0.171$

これらに対し、図Ⅲ-4-4をみると、殺人をした者の入国方法は、していない者に比べて、正規入国の割合が高いことがわかる。後述するが、殺人をした者の中に、「就学・留学」や「研修」などの在留資格で正規に入国した者もあり、それぞれの目的をもってわが国社会で生活する中、殺人の動機を持つに至ったものが多いということになる。動機との関連についても、後に考察することとしたい。

図Ⅲ-4-4 罪名（殺人）と入国方法（N＝789）



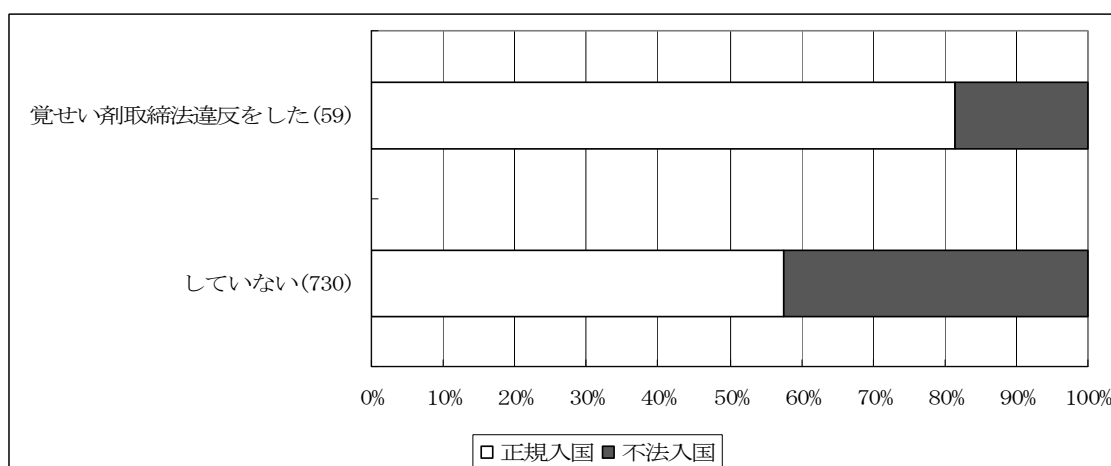
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 7.35, p = 0.007$

続いて特別法犯をみると、**図Ⅲ-4-5**に示されるとおり、覚せい剤取締法違反をした者は、していない者に比べて正規入国の割合が高い。海外からの覚せい剤の持ち込みという行為を想定した場合、例えば海から不正に運び入れるケースなど、不法入国者による犯行が多いものと推測しがちであるが、トータルでは、正規入国者の方が多いことが示された。

図Ⅲ-4-5 罪名（覚せい剤取締法違反）と入国方法（N＝789）



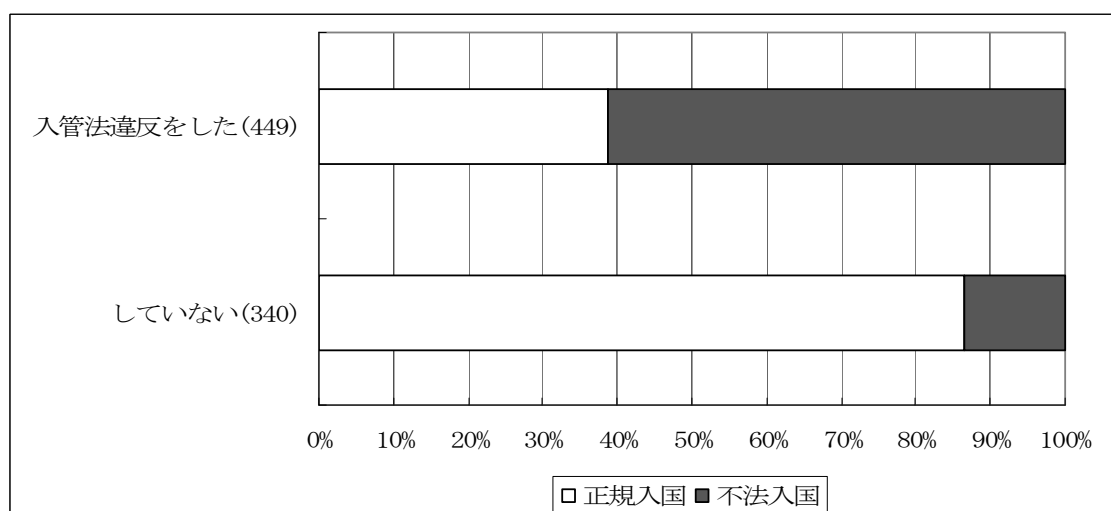
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 12.84, p < 0.001$

一方、入管法違反をした者は、**図Ⅲ-4-6**に示されるとおり、していない者に比べて不法入国の割合が高い。もっとも、「不法入国」という行為そのものが入管法違反となるのであるから、この結果はむしろ当然といえよう。

図Ⅲ-4-6 罪名（入管法違反）と入国方法（N＝789）



注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

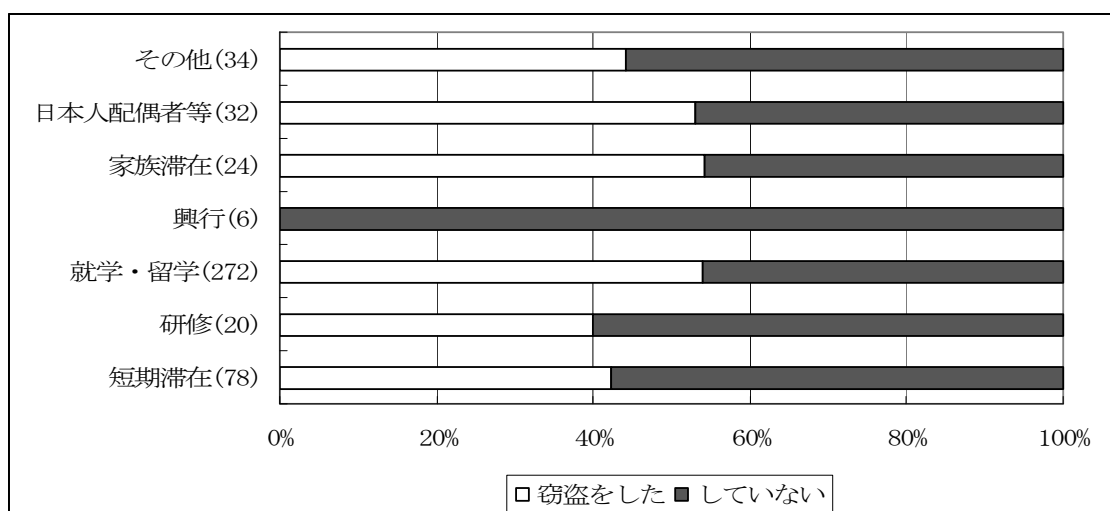
注 3 $\chi^2 = 182.56, p < 0.001$

ここまで、受刑に至った犯罪と入国方法との関連をみてきたが、より重要なのは、各受刑者が「どのような」正規入国、ないしは不法入国をし、犯罪に至ったのか、である。

そこで次に、「入国時の在留資格(質問 6)」とのクロス集計を試み、受刑の根拠となった犯罪との間にどのような相関があるのかをみる。

まず、窃盗をした者としていない者との内訳を在留資格ごとに示したものが図Ⅲ-4-7 である。統計的な有意差はみられなかったものの、これをみると、「日本人配偶者等」、「家族滞在」、及び「留学・就学」が過半数を超えており、今回の調査対象者の中では、わが国に生活基盤をもち、一定期間在留することを目的として入国してきた者の方が、比較的短期間の滞在が推測される者より、窃盗に関与し、受刑に至った者が多かったことが示された。

図Ⅲ-4-7 罪名（窃盗）と入国時の在留資格（N＝466）



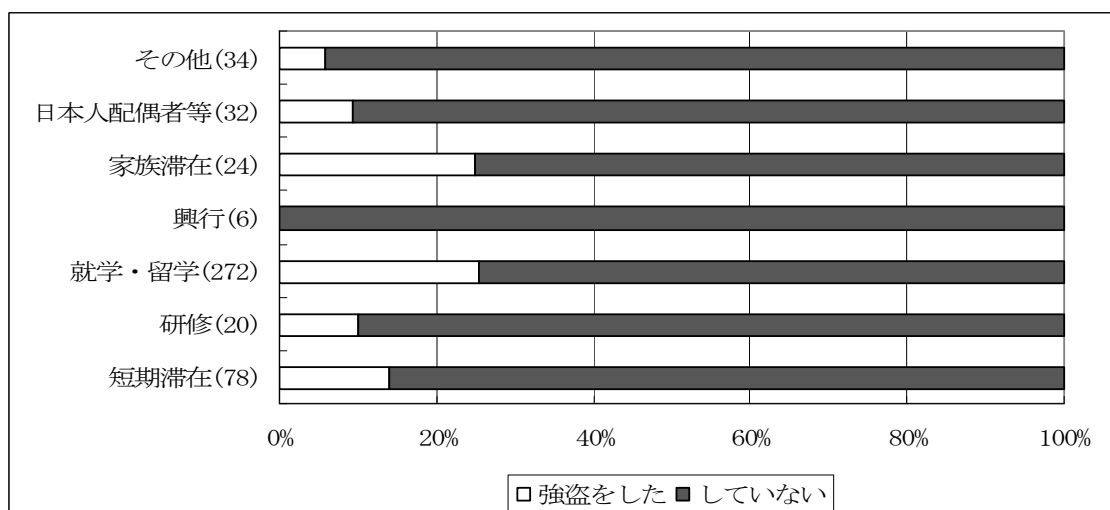
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 11.19, p = 0.083$

次に、強盗をした者としていない者との内訳を在留資格ごとに示したものが図Ⅲ-4-8 である。これをみると、入国時の「家族滞在」、及び「留学・就学」の在留資格と、その後の強盗との実行に関連があり、カイ 2 乗検定の結果、5%水準での有意差がみられた。窃盗と同様、わが国に生活基盤をもち、一定期間在留することを目的として入国してきた者の方が、強盗に関与し、受刑に至ったことに相関していることが示された。

図Ⅲ-4-8 罪名（強盗）と入国時の在留資格（N＝466）



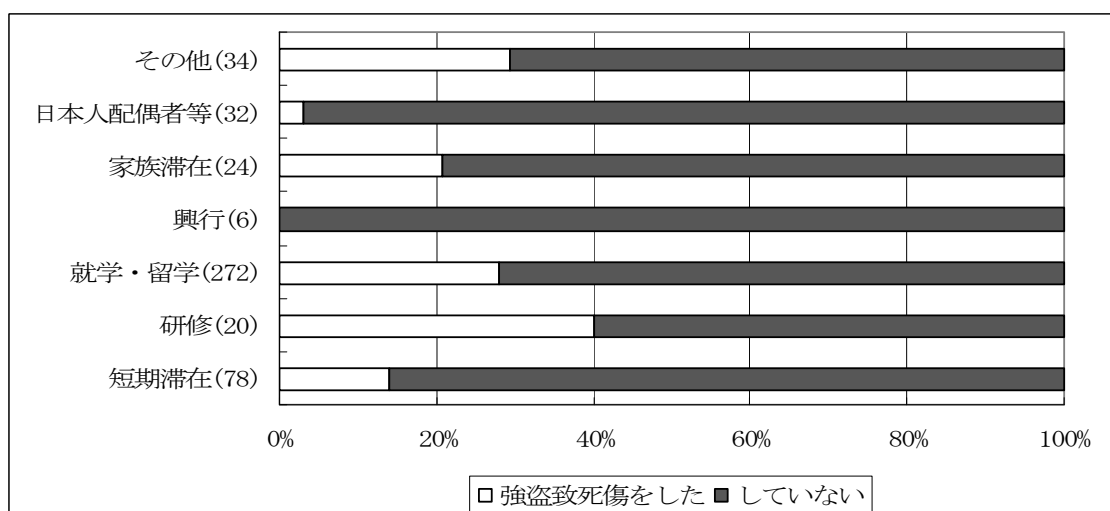
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 16.24, p = 0.013$

同じく凶悪犯中、強盗致死傷をした者としていない者との内訳を在留資格ごとに示したものが図Ⅲ-4-9である。強盗と同様、入国時の「家族滞在」、及び「留学・就学」の在留資格と、その後の強盗との関与に関連がみられた。しかし、強盗と異なる点は、「研修」の4割が強盗致死傷に関与しているという点であった。これらは、カイ2乗検定の結果、5%水準での有意差がみられている。

図Ⅲ-4-9 罪名（強盗致死傷）と入国時の在留資格（N＝466）



注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

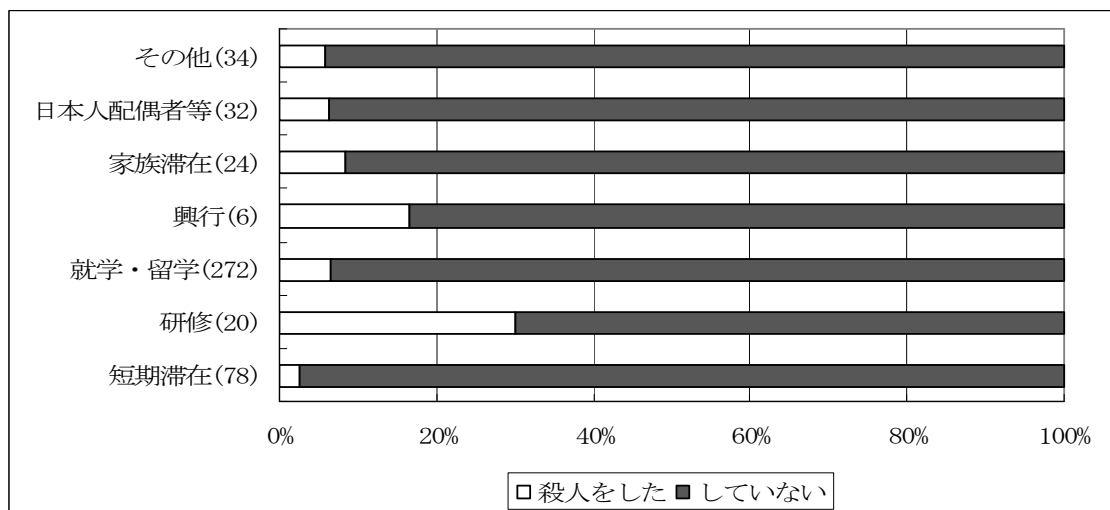
注 3 $\chi^2 = 19.62, p = 0.003$

さらに、殺人をした者としていない者との内訳を在留資格ごとに示したものが図Ⅲ-4-10である。興味深いのは、強盗致死傷と同様、「研修」の在留資格とその後の殺人の実行とに関連がみられた点である。カイ 2 乗検定の結果、5%水準での有意差もみられた。

この在留資格は、「外国人研修・技能実習制度」の研修生として、各業界で研修を受けることを希望する者が取得する資格である。しかしながら、地方の零細企業などが労働力不足を補う目的でこの制度を悪用し、研修という名目でひたすら単純労働をさせては賃金を支払わないという実態が問題となっていた。そのような劣悪な環境に耐えられず、失踪して不法滞在者になったり、受け入れ先の関係者とトラブルになり、殺害した例もみられるのである⁷。このような事情が、上記の結果に反映しているのではないか。

そして、いずれの罪種にもみられるのは、「就学・留学」である。日本の語学学校や大学、短期大学に通い、語学のスキルや各分野の専門的知識を身につけるといふ、入国を奨励すべき者たちが、在留を経て、どのようなことが原因となり、罪を犯す結果に至ったのか。この点については、後に別の角度から分析を試みる。

図Ⅲ-4-10 罪名（殺人）と入国時の在留資格（N=466）



注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 19.48, p = 0.003$

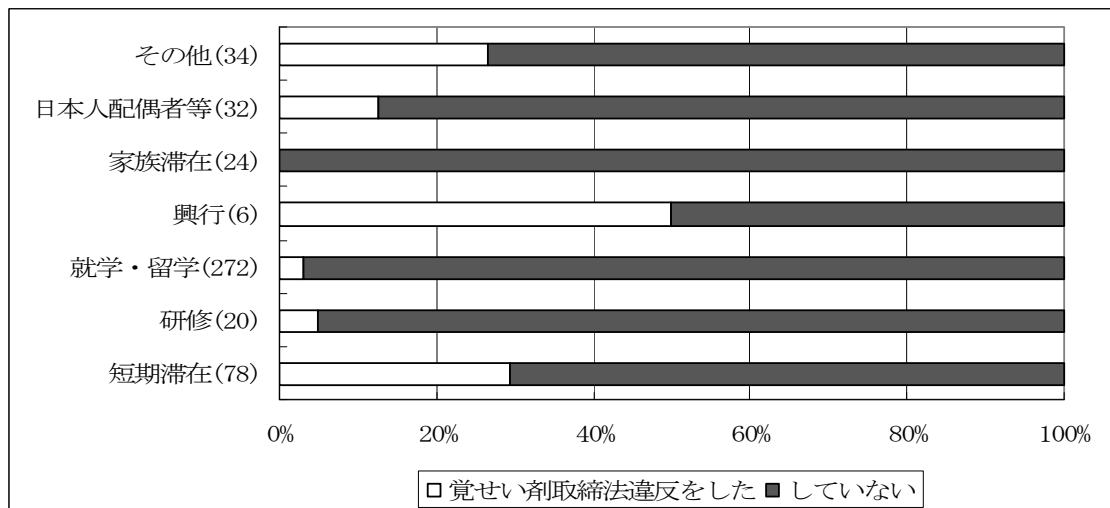
次に、特別法犯についてみることにする。

覚せい剤取締法違反をした者としていない者との内訳を在留資格ごとに示したものが図Ⅲ-4-11である。これをみると、上記の罪種とは異なり、入国時の「興行」、及び「短期滞在」の在留資格と、その後の覚せい剤の所持や取引などへの着手に関連があることが示され、これらは、カイ 2 乗検定の結果、1%水準での有意差がみられた。先に図Ⅲ-4-5 にお

⁷ 安田浩一『外国人研修生殺人事件』（七つ森書館・2007年）は、畜産会社の研修生となった中国東北部出身の男性が、第一次受入機関であった地域の農業協会の職員とトラブルになり、3名を殺傷した事件と、当時の研修制度の実態を取材したものである。

いて、同法違反は正規入国者の方がより多く関与することが示されたが、「短期滞在」との関連でいえば、観光客として日本に覚せい剤を持ち込み、検挙される場合などがこれにあたるものと考えられる。

図Ⅲ-4-11 罪名（覚せい剤取締法違反）と入国時の在留資格（N＝466）



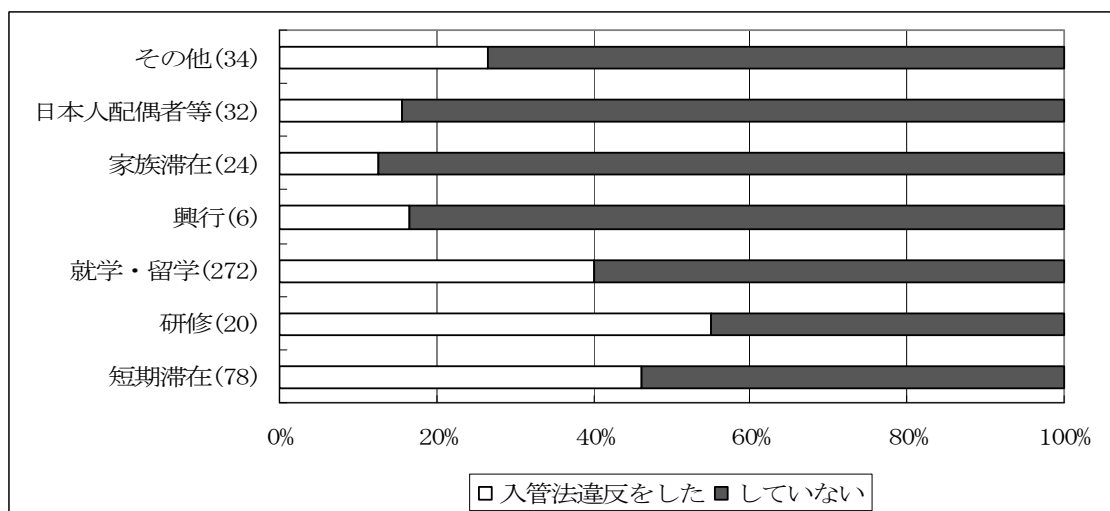
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 70.41, p < 0.001$

最後に、入管法違反をした者としていない者との内訳を在留資格ごとに示したものが図Ⅲ-4-12である。これをみると、入国時の「就学・留学」、「研修」、及び「短期滞在」の在留資格に関連が示されている。これらの在留資格は、まさにこれまでに不法就労や不法滞

図Ⅲ-4-12 罪名（入管法違反）と入国時の在留資格（N＝466）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 21.72, p = 0.001$

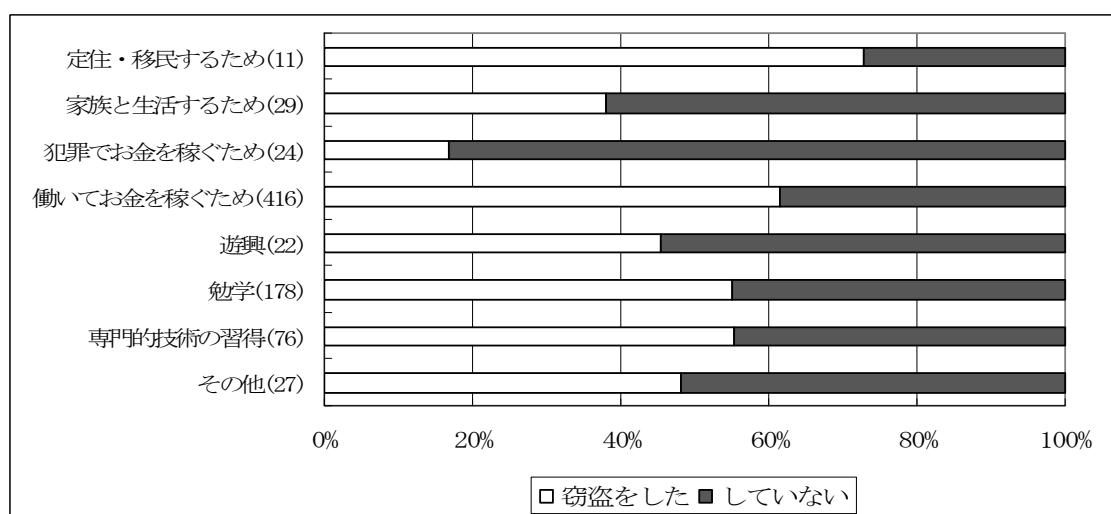
在を真の目的とする外国人が取得してきた資格であり、本調査においても、そのような実態を裏付けることができたといえよう。

そこで次に、調査対象受刑者の犯罪が、各々の真の来日目的とどのような相関があるのかをみるため、「来日の真の目的(質問 7)」とのクロス集計を試みた。

まず、窃盗をした者としていない者との内訳を、来日の目的ごとに示したものが図Ⅲ-4-13 である。これをみると、「定住・移民するため」、及び「働いてお金を稼ぐため」という目的に「窃盗をした」が占める割合が高いことが示されている。特に後者は実数も圧倒的に多かったのであるが、これらの者は、わが国で多額の財産を得たいという動機が来日時から強かったものの、就労等で十分な成果を得ることができず、結果として非合法な手段で財産を得ようと、罪を犯すに至ったのではないかと推察される。

その他、「勉学」という目的も注目される。先に図Ⅲ-4-8 において、「就学・留学」の在留資格を得て入国し、その後窃盗に関与する者が少なくないという点を指摘した。確かに、中国人留学生が、遊興費がかさむ一方で生活に困窮し、やがて学費を払えず退学を余儀なくされ、その結果窃盗や強盗に至るというケースが実際に見られるが⁸、そのようなケースは必ずしも少なくないということが、本調査においても明確に示されたといえよう。

図Ⅲ-4-13 罪名（窃盗）と来日の目的（N=783）



注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 27.09, p < 0.001$

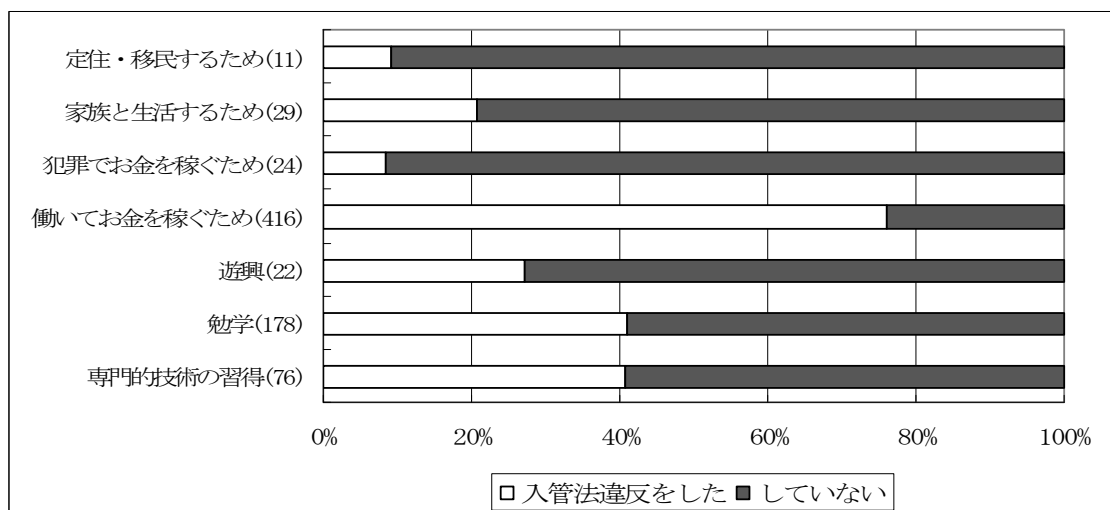
次に、入管法違反をした者としていない者との内訳を、来日の目的ごとに示したものが図Ⅲ-4-14 である。これをみると、こちらも「働いてお金を稼ぐため」という目的に占める「入管法違反をした」者の割合が 8 割弱を占めている。

⁸ 京都地裁平成 16 年 9 月 24 日判決、強盗殺人等被告事件（無期懲役）など。本判例は、裁判所ホームページよりダウンロードし、閲覧することができる。

そこで、入管法違反の有無と、「来日前のイメージ(質問 11)」の回答とのクロス集計を試みたところ、**図Ⅲ-4-15** のとおり、入管法違反をした者は、していない者に比べて「大金が稼げる」というイメージをもっていたことが示されている。

これらの結果から、たとえ法を犯してでも、わが国で就労し、大金を稼ぐということが、当時の中国の人々にとってどれだけ魅力的であったことがうかがえる。

図Ⅲ-4-14 罪名（入管法違反）と来日の目的（N=783）

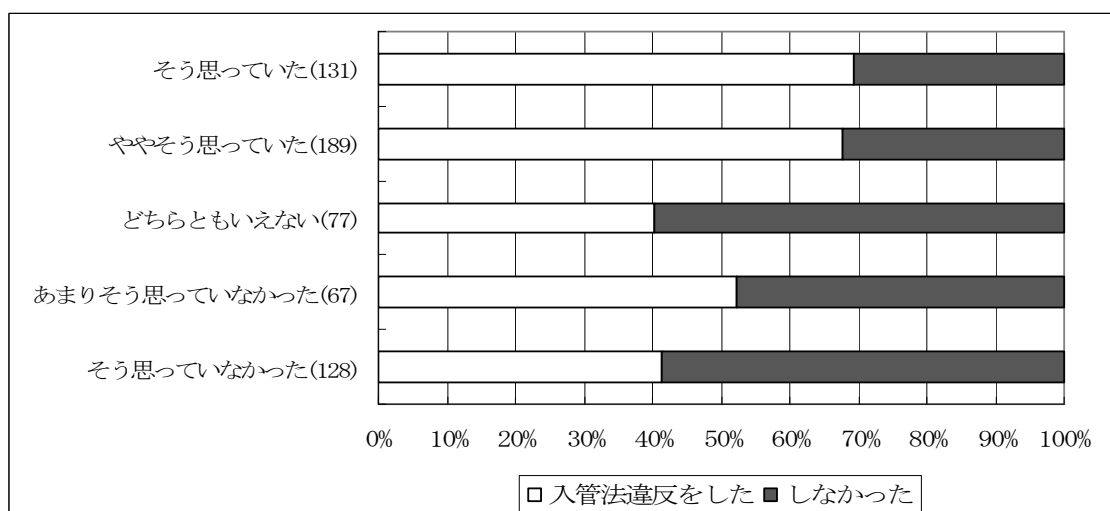


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 147.64, p < 0.001$

図Ⅲ-4-15 罪名（入管法違反）と来日前のイメージ（大金が稼げる）（N=592）



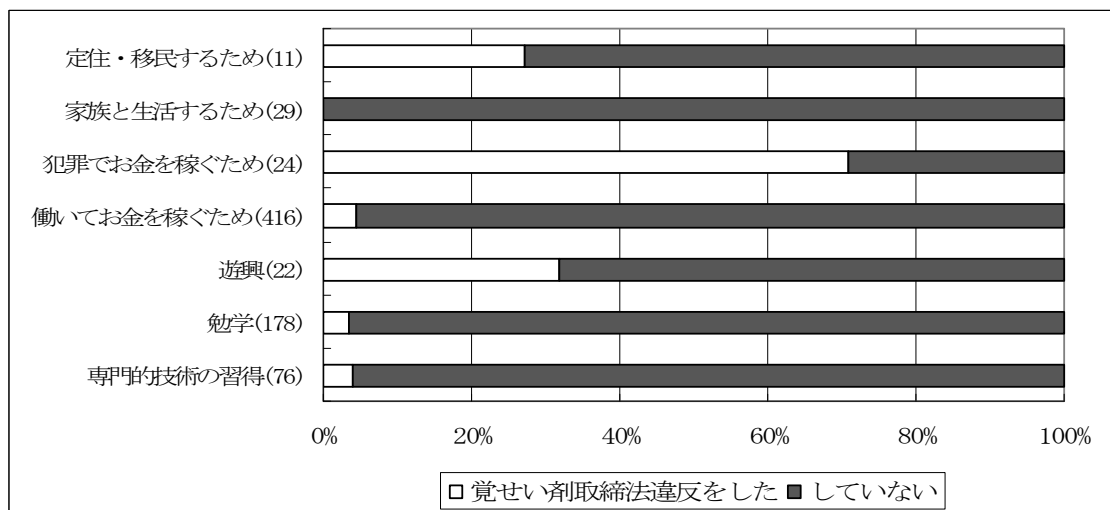
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 39.31, p < 0.001$

これに対し、**図Ⅲ-4-16**に示されるとおり、「犯罪でお金を稼ぐため」が多数を占めたのは、覚せい剤取締法違反である。覚せい剤の取引や密輸に着手した者であれば、まさにそのような目的での来日となるはずである。なお、「遊興」の目的で来日した者は、同法違反との関連でいえば、自己使用が該当するものと推測される。

図Ⅲ-4-16 罪名（覚せい剤取締法違反）と来日の目的（N＝783）



注 1 () 内の数値は実人員である。

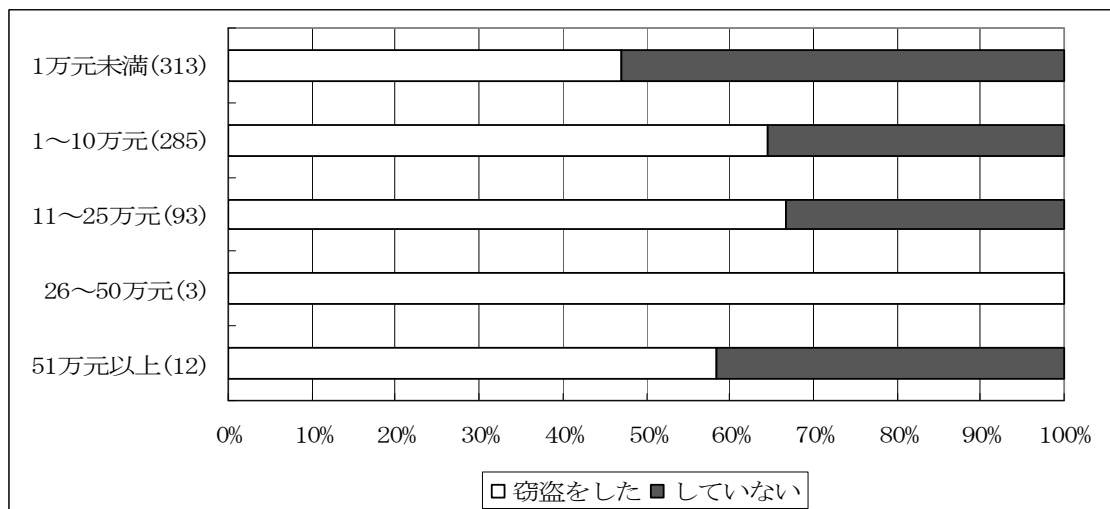
注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 183.27, p < 0.001$

次に、各調査対象受刑者の犯罪が、来日にかかった費用とどのような相関があるのかをみるため、「来日にかかった費用(質問 9)」とのクロス集計を試みた。

まず、窃盗をした者としていない者との内訳を、来日にかかった費用ごとに示したものが**図Ⅲ-4-17**である。これをみると、「1～10 万円」の費用をかけて来日し、窃盗をした者が約 65%、同じく「11～25 万円」が約 67%おり、「25～50 万円」については全ての者があてはまっている。2011 年 2 月のレートでは 1 円当たり約 12.6 元であるから、10 万円となると、日本円で約 130 万円となる。中国の発展は近時めざましいものがあり、日本や香港に家電製品や化粧品などを買いあさる「富裕層」の人々をマスメディアが取り上げることが多かったが、それでも地方の農村部に住む人々にとって、10 万円を工面することは容易なことではないはずである。そのように考えると、窃盗をした者の多くは、相当な費用をかけて来日しており、そのことがその後の日本社会での生活に負荷をかけていたのではなかろうか。

図Ⅲ-4-17 罪名（窃盗）と来日にかかった費用（N＝706）



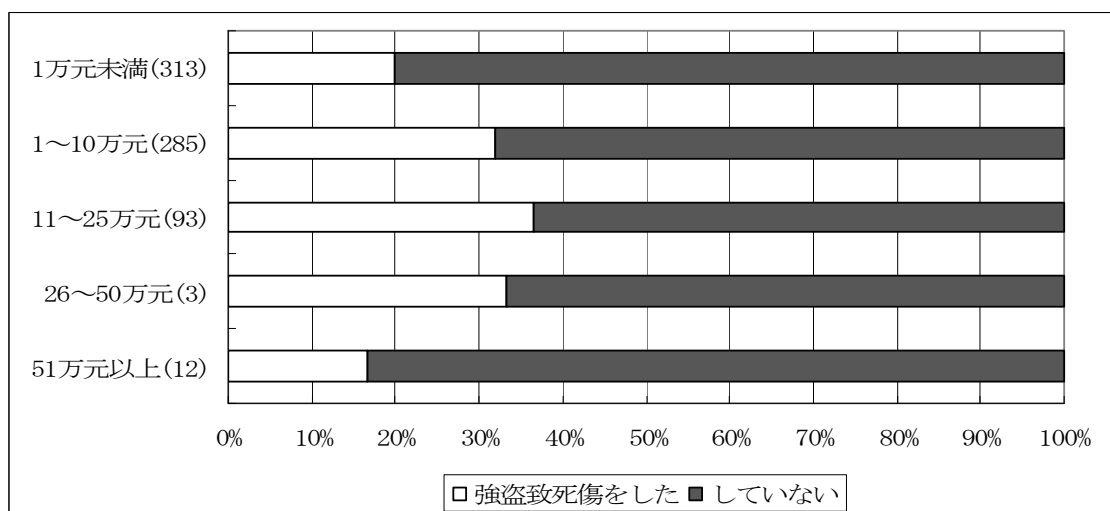
注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 52.49, p < 0.001$

同じ財産犯である強盗や強盗致死傷も、窃盗と同様「1 万円未満」との回答はあまりみられなかった。図Ⅲ-4-18 は、強盗致死傷をした者としていない者との内訳を、来日にかかった費用ごとに示したものであるが、強盗致死傷に関与した者の割合がもっとも高かったのは、「11～25 万円」であった。多額の金を来日に費やしたということが、暴行や脅迫を用いてでも他者の財物を強引に奪うという凶行にかりたてた要因の 1 つになったのではないだろうか。

図Ⅲ-4-18 罪名（強盗致死傷）と来日にかかった費用（N＝706）



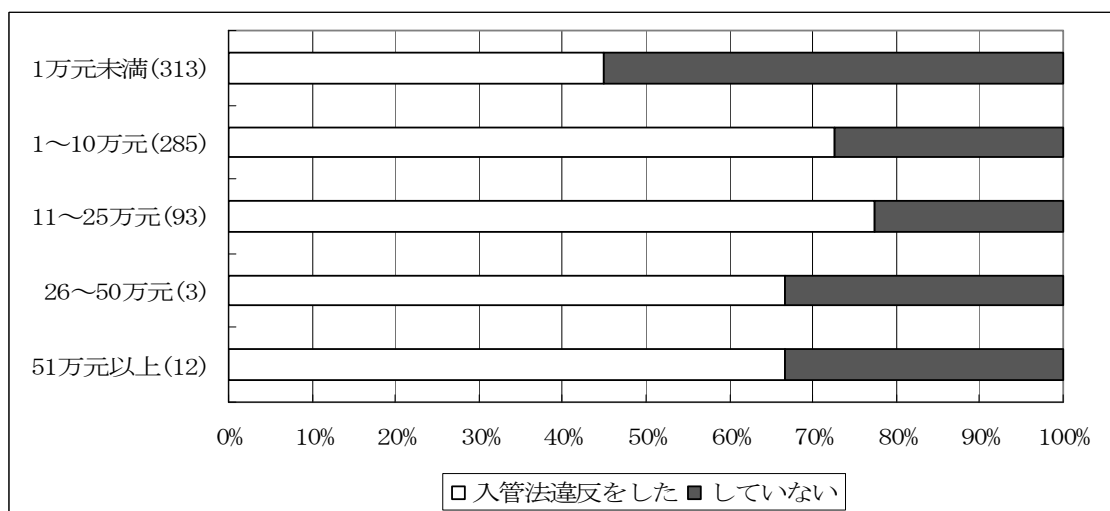
注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 16.78, p = 0.002$

続いて、特別法犯をみていく。図Ⅲ-4-19 は、入管法違反をした者としていない者との内訳を、来日にかかった費用ごとに示したものであるが、こちらは「1～10 万円」から「51 万元以上」までの項目全てに、違反をした者の 6 割以上が該当しており、窃盗や強盗などと同様、この違反者の多くが相当な費用をかけて来日していたことが分かる。先にみたように、入管法違反者の多くが、「働いてお金を稼ぐ」という目的を持って来日したのである。第 2 章でも指摘されているが、それだけの費用があるのなら、かえって中国国内でその資金を有効に使った方が利点があるのではないかと思われるところ、彼らにとっては、巨額の財を投じてでも日本で就労することの方が、より大きな魅力があったのだろう。

図Ⅲ-4-19 罪名（入管法違反）と来日にかかった費用（N＝706）



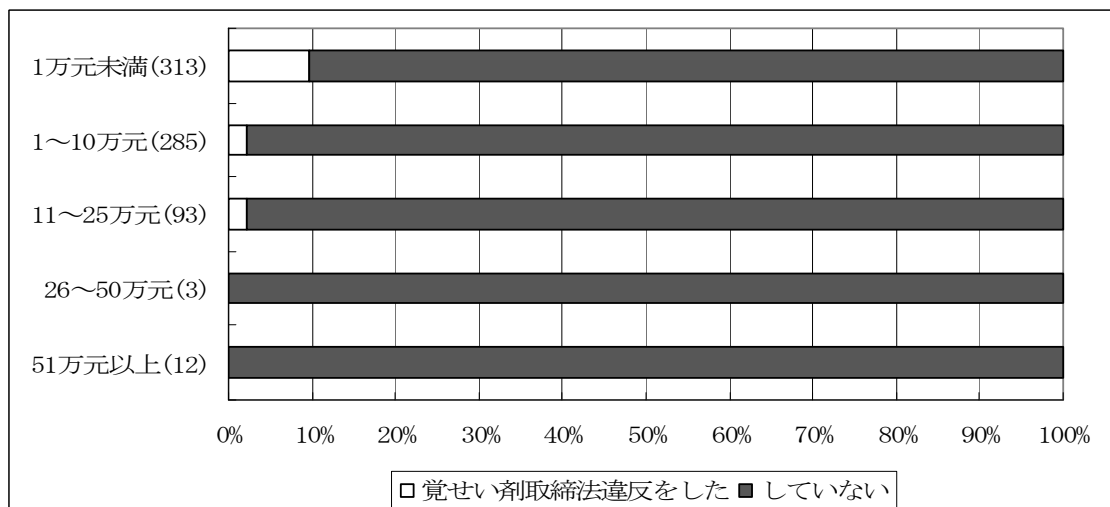
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 60.37, p < 0.001$

これらに対して、覚せい剤取締法違反をした者としていない者との内訳を、来日にかかった費用ごとに示した図Ⅲ-4-20 では、「1 万円未満」の来日費用にとどまっている違反者が多く、25 万元以上をかけたものは誰もいなかった。このような結果からは、同法違反をした者の多くは、日本には短期間の滞在しか予定していなかったことがうかがえる。具体的には、日本での旅行中に自己使用したケースや、覚せい剤を持ち込んだ際に空港などで摘発され検挙されたケースことなどがこれにあたると推測される。

図Ⅲ-4-20 罪名（覚せい剤取締法違反）と来日にかかった費用（N＝706）



注 1 () 内の数値は実人員である。

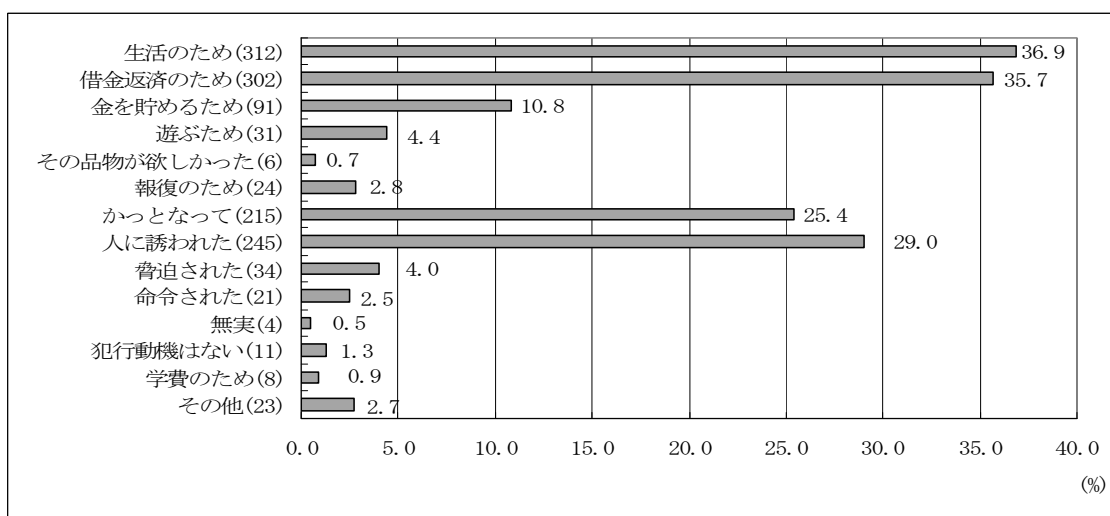
注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 19.62, p = 0.001$

2. 犯行の動機

図Ⅲ-4-21 は、受刑者本人に対し本件犯行の動機をたずね(質問 21)、重複選択で回答を求めた結果を示したものである。これをみると、「生活のため」(36.9%)が最も多く、次いで「借金返済のため」(35.7%)、「人に誘われた」(29.0%)、「かっとなって」(25.4%)、「金を貯めるため」(10.8%)との順となった。

図Ⅲ-4-21 犯行の動機（N＝845）



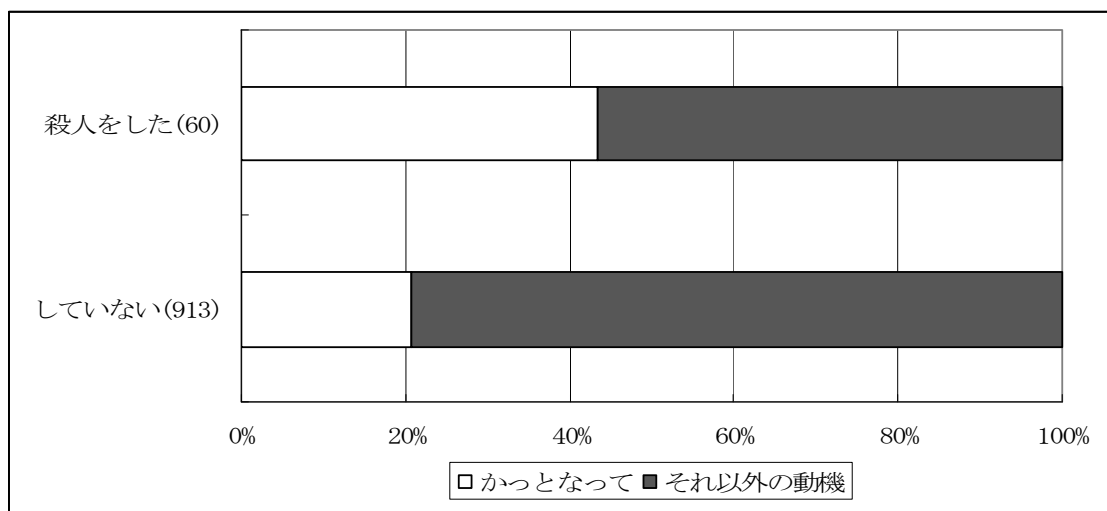
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

動機は、どのような種類の犯罪を実行しようとしたかに関連するものと考えられる。そこでまずは、1 刑罪種とのクロス集計を試みた。以下、主要罪種についてみていく。

まず、殺人については、**図Ⅲ-4-22**、並びに**図Ⅲ-4-23**に示されるとおり、他の罪種に比して「かっとなって」、「脅迫された」という動機によって殺人をした者の割合が高かった。殺人のパターンには、計画的になされた犯行と、激情に駆られての犯行に大きくわけることができるが、「かっとなって」とはまさに後者にあてはまる動機といえよう。

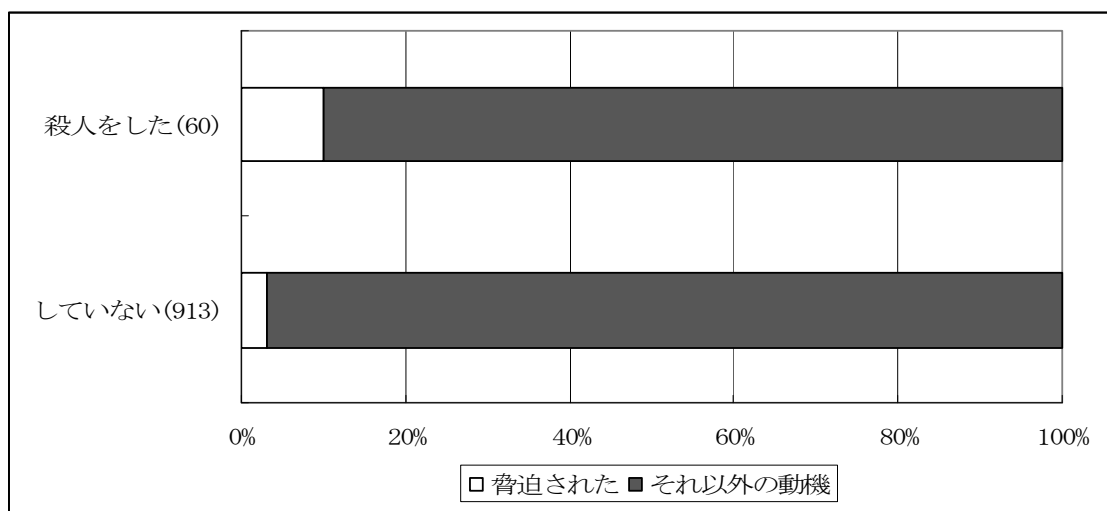
図Ⅲ-4-22 罪名（殺人）と犯行の動機（かっとなって）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 16.75, p < 0.001$

図Ⅲ-4-23 罪名（殺人）と犯行の動機（脅迫された）（N=973）

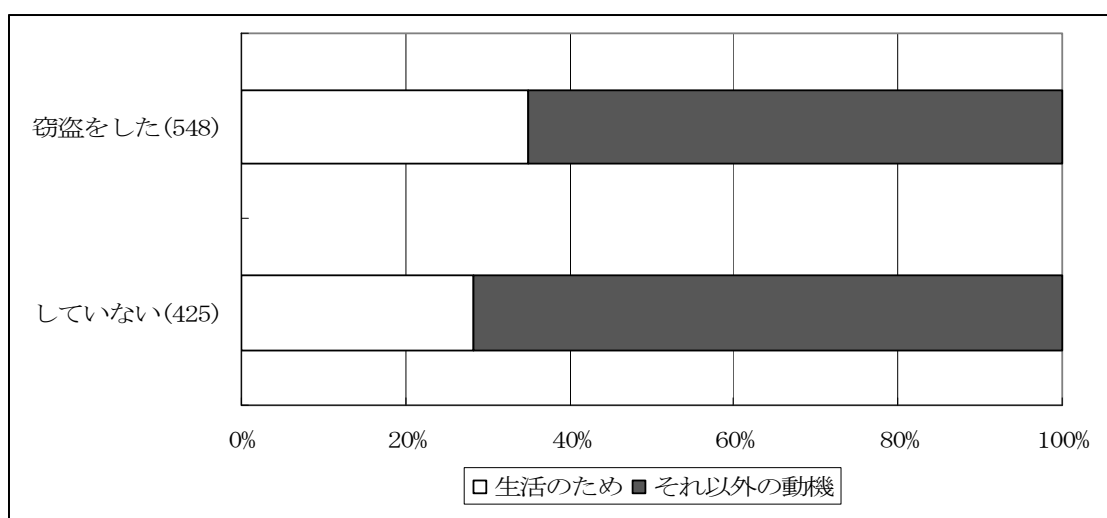


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 8.03, p = 0.005$

次に、窃盗については、**図Ⅲ-4-24**、並びに**図Ⅲ-4-25**に示されるとおり、他の罪種に比して「生活のため」、もしくは「借金返済のため」に窃盗をした者の割合が高かった。先に考察したように、窃盗をした者には、働いて金を稼ぐためや勉強のために来日する者が多く、そのための費用についても決して少ないとはいえないものであった。その結果の経済的困窮が、上記の犯行動機にも表れているのではないか。

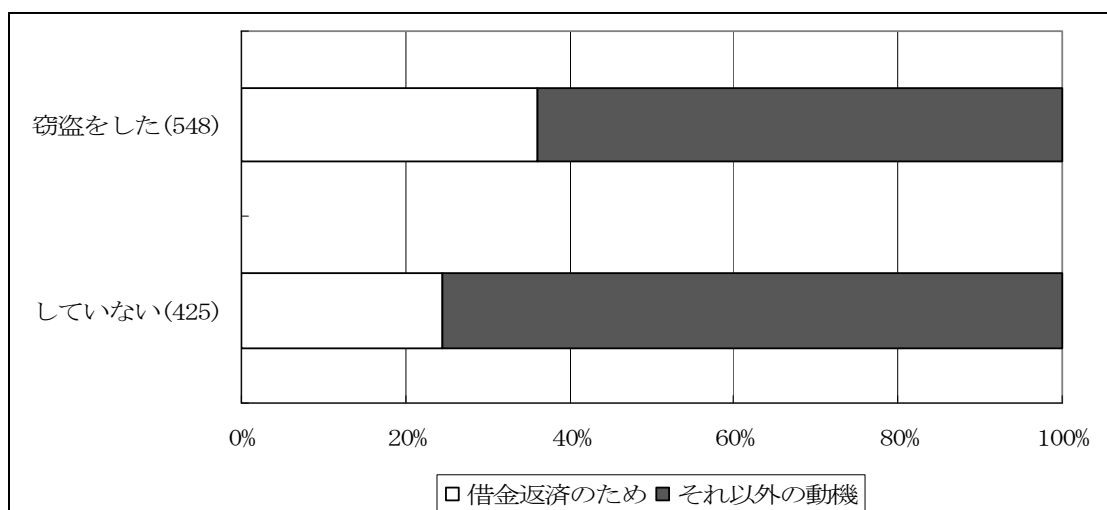
図Ⅲ-4-24 罪名（窃盗）と犯行の動機（生活のため）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 5.08, p = 0.024$

図Ⅲ-4-25 罪名（窃盗）と犯行の動機（借金返済のため）（N=973）

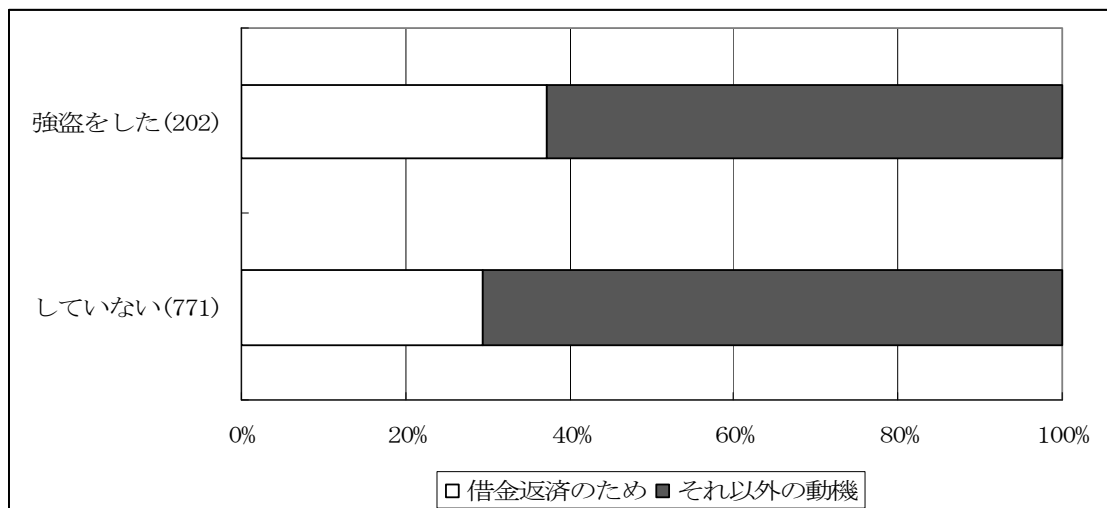


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 15.21, p < 0.001$

強盗についても、図Ⅲ-4-26 に示されるとおり、他の罪種に比して「借金返済のため」に強盗をした者の割合が高く、経済的困窮との結びつきがあることを推測させる。

図Ⅲ-4-26 罪名（強盗）と犯行の動機（借金返済のため）（N=973）

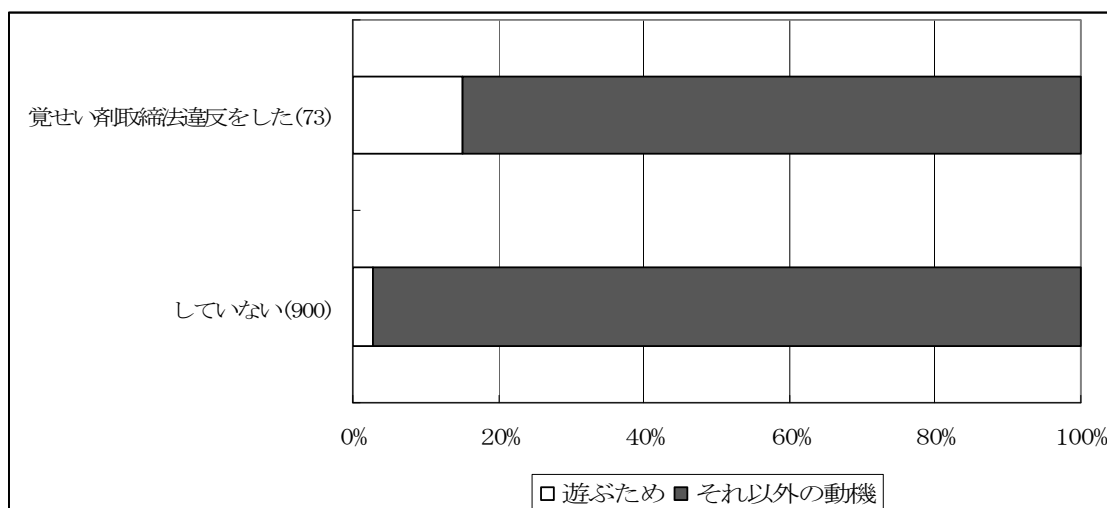


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 $\chi^2 = 4.42, p = 0.036$

次に、覚せい剤取締法違反については、図Ⅲ-4-27 に示されるとおり、他の罪種に比して「遊ぶため」に同法違反をした者の割合が高かった。この結果からは、覚せい剤の自己使用や密輸によって得た報酬を使つての遊興などが動機につながったものと推測される。

図Ⅲ-4-27 罪名（覚せい剤取締法違反）と犯行の動機（遊ぶため）（N=973）

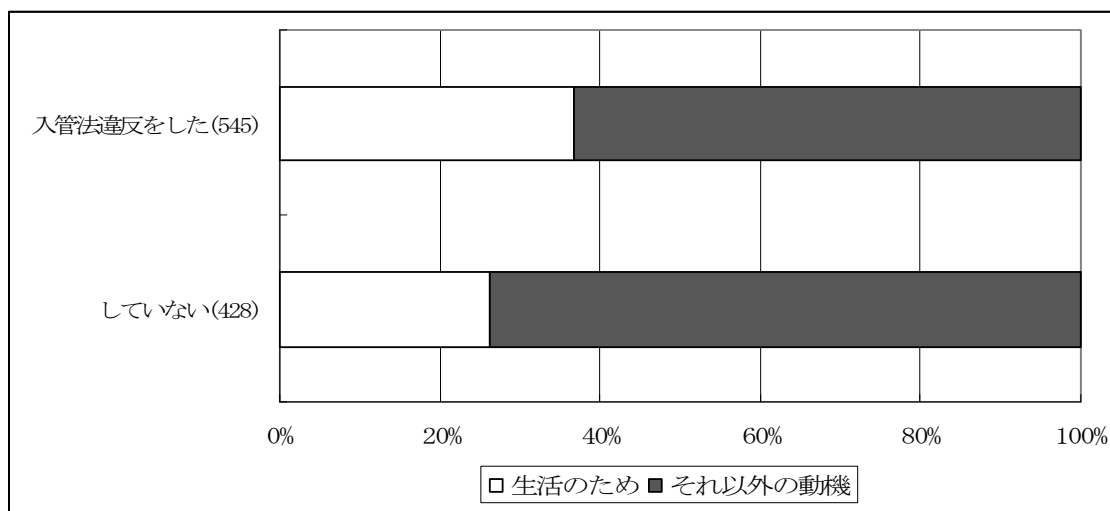


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 $\chi^2 = 27.38, p < 0.001$

最後に、入管法違反については、**図Ⅲ-4-28**、並びに**図Ⅲ-4-29**に示されるとおり、他の罪種に比して「生活のため」、もしくは「借金返済のため」に同法違反をした者の割合が高かった。先のクロス集計とあわせて考察すると、不法入国もオーバーステイも、日本で就労して財を得たいともくろみ、入国にも多額の費用を投じる者が少なくなかった。日本での生活の中で借金をする者もいるだろう。このような背景が、これらの犯行動機に結びついたものと考えられる。

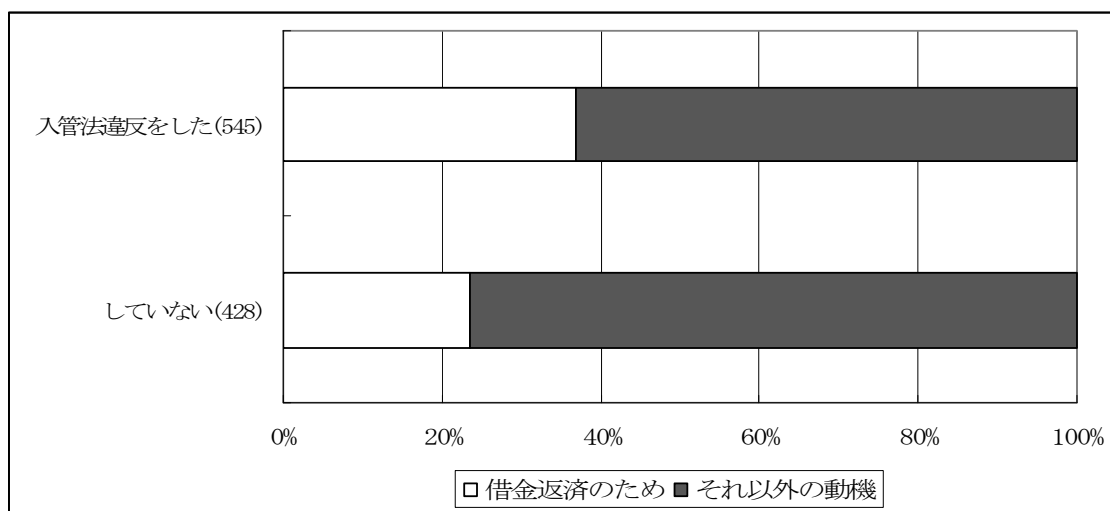
図Ⅲ-4-28 罪名（入管法違反）と犯行の動機（生活のため）（N=973）



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 12.20, p < 0.001$

図Ⅲ-4-29 罪名（入管法違反）と犯行の動機（借金返済のため）（N=973）



注1 ()内の数値は実人員である。

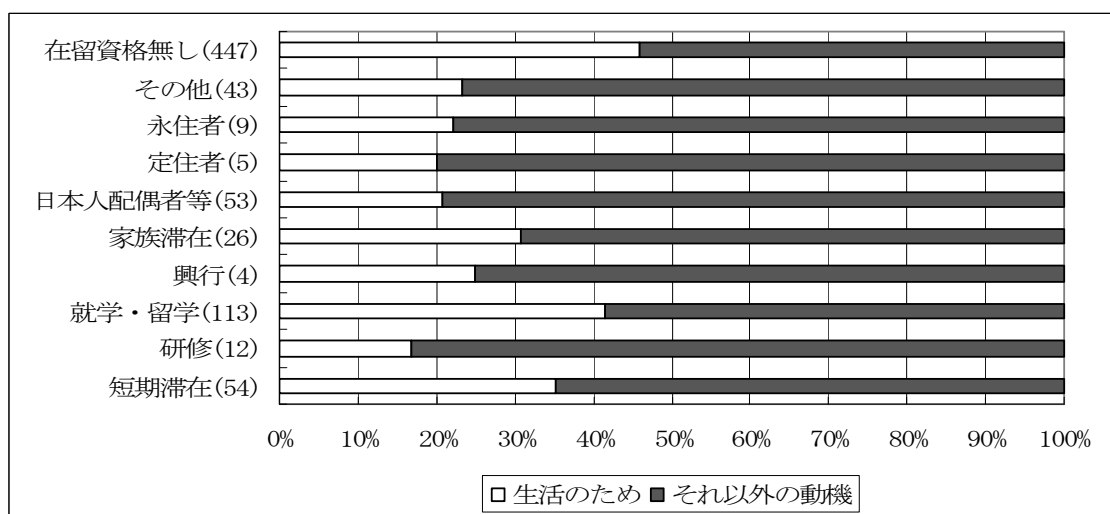
注2 $\chi^2 = 19.76, p < 0.001$

さて、これら罪種と犯行の動機との関連をみると、借金や不法に滞在していること等、日本で生活を営むことに対する不安や葛藤などが、犯行の背景にあるのではないかと推測される。

そこで、次に試みたのは、「逮捕時の在留資格(質問 17)」とのクロス集計である。

まず、**図Ⅲ-4-30** は、逮捕時の在留資格ごとに、「生活のため」という動機で各犯行に及んだ者の占める割合を示したものである。そしてこれをみると、「在留資格なし」、そして「就学・留学」に関連がみられた。

図Ⅲ-4-30 犯行の動機（生活のため）と逮捕時の在留資格（N=766）



注 1 () 内の数値は実人員である。

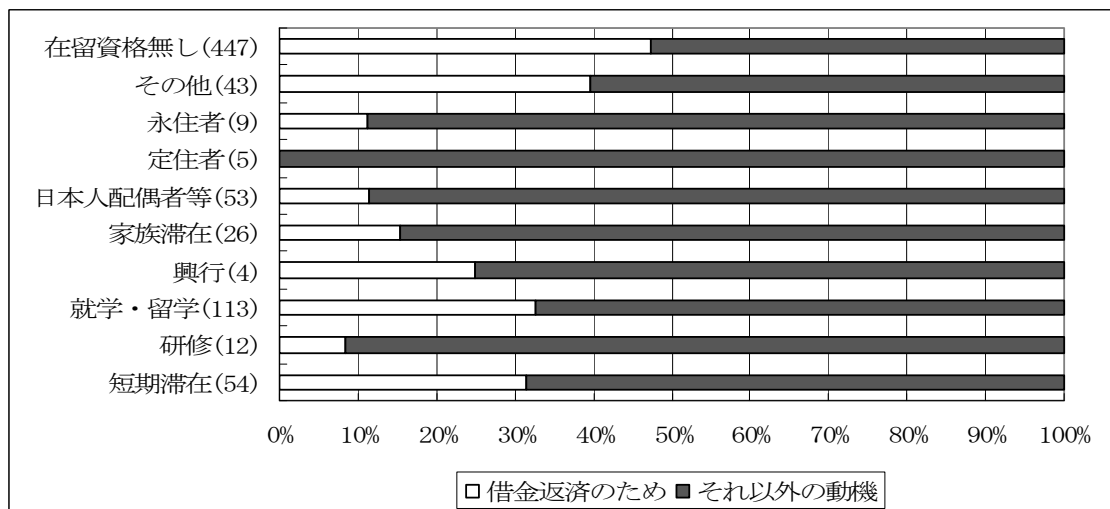
注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 26.29, p = 0.002$

次に、**図Ⅲ-4-31** は、同じく逮捕時の在留資格ごとに、「借金のため」という動機で各犯行に及んだ者の占める割合を示したものであるが、こちらも関連がみられたのは「在留資格なし」「就学・留学」であった。

先にみたように、在留資格を持たない者は、渡航費用や日本での生活費がかさむ、経済的に困窮していたことがうかがえるのであり、また、留学生・就学生についても、高額な学費や生活費の支払に追われ、ストレスに苦しむ中で、窃盗や強盗等に及ぶという事例があった。上記の結果は、これらのことともつながりがあるものと考えられる。

図Ⅲ-4-31 犯行の動機（借金返済のため）と逮捕時の在留資格（N＝766）



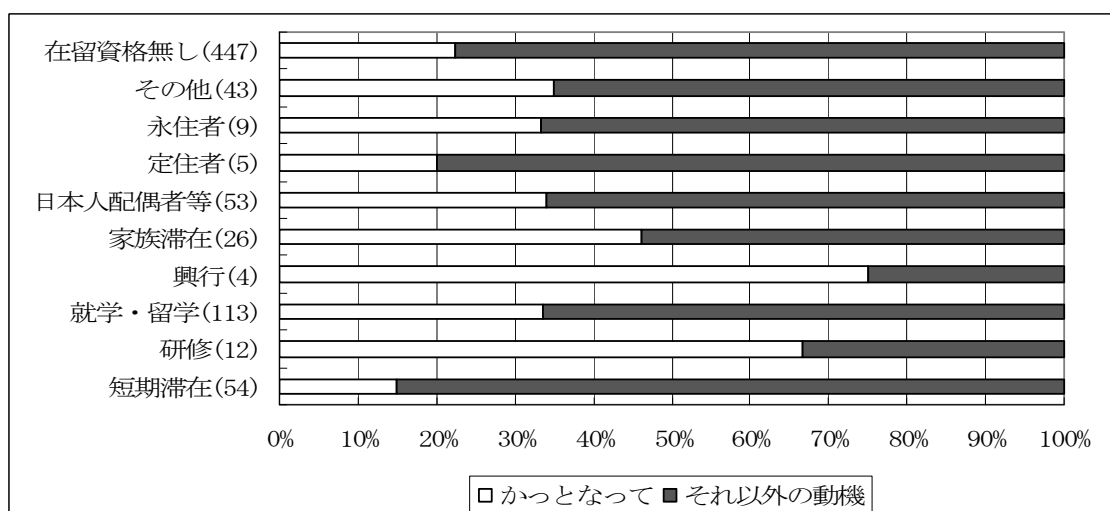
注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 51.00, p < 0.001$

さらに、図Ⅲ-4-32 は、同様に「かつとなって」各犯行に及んだ者の占める割合を示したものである。実数は少ないものの、「研修」や「興行」の在留資格に関連がみられる。先に、図Ⅲ-4-10において、「研修」と殺人の関連を考察した際に、外国人研修制度の問題に触れたが、日本で生活を営むことに対する不安や人間関係等で生じるストレスや葛藤などを、犯行の動機を生む要因の1つと考えることが可能ではないだろうか。

図Ⅲ-4-32 逮捕時の在留資格と犯行の動機（かつとなって）（N＝766）



注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

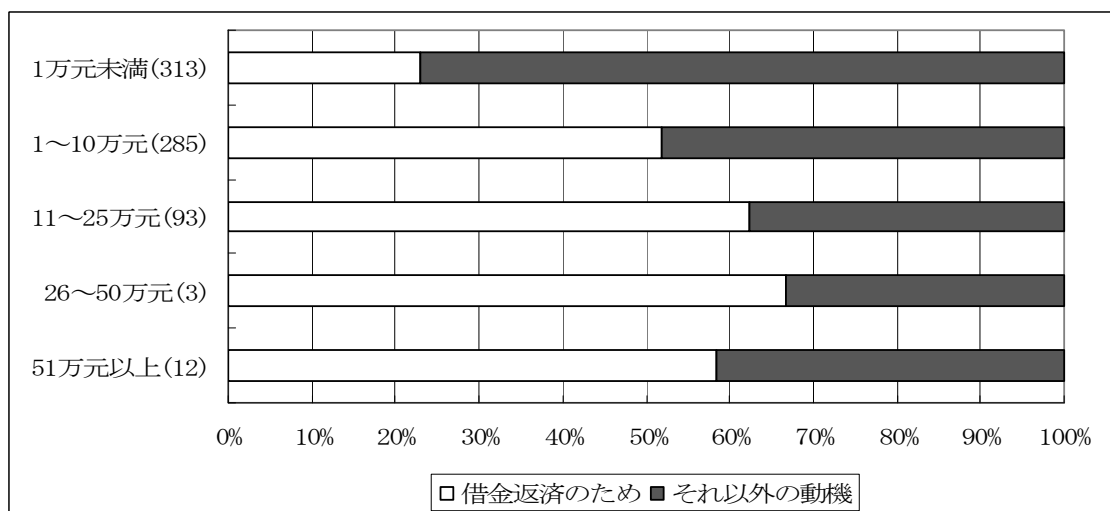
注 3 $\chi^2 = 33.59, p < 0.001$

以上までの分析から、分析者は、各調査対象受刑者の経済的困窮と犯行の動機との関連について、さらに掘り下げて分析する必要があると考えた。

そこで次に試みたのは、「来日にかかった費用(質問 9)」とのクロス集計である。しかしながら、その結果統計的な有意差がみられたのは、**図Ⅲ-4-33**に示されるとおり、「借金返済のため」とのクロスであった。

これをみると、来日の際に投資した費用が高額であれば、「借金返済のため」に犯行に及ぶ者の割合が高くなっている。つまり、来日費用を自力でまかなえず、多額の借金を背負うというリスクが、犯罪の機会に接近させたと考えられるのではないかと。

図Ⅲ-4-33 来日にかかった費用と犯行の動機（借金返済のため）（N＝706）



注 1 () 内の数値は実人員である。

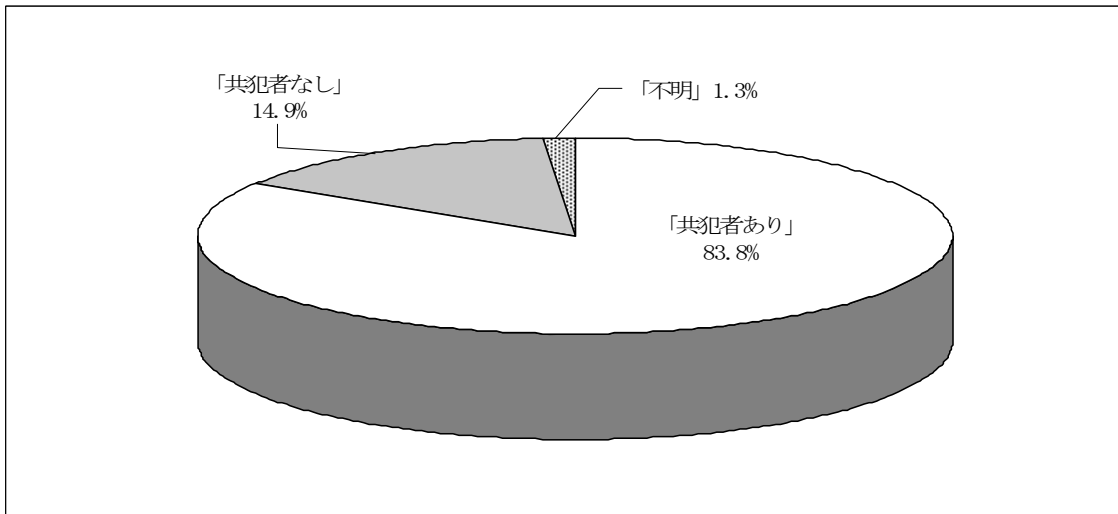
注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 76.01, p < 0.001$

3. 共犯者の有無、犯行時の本人の役割等

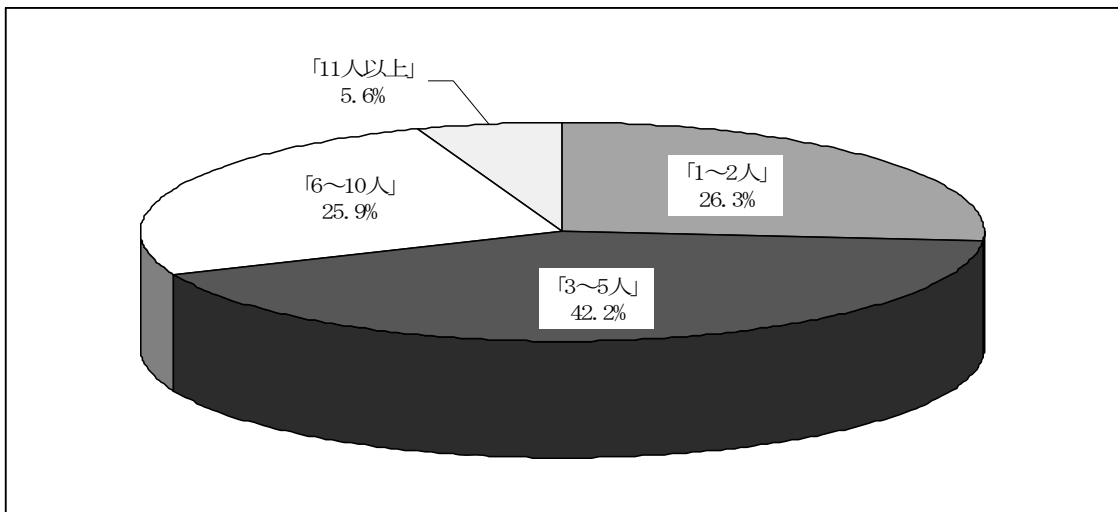
図Ⅲ-4-34 は、職員対象アンケートの問 9 の回答結果をもとに、調査対象受刑者の犯罪における共犯者の有無を示したものである。これをみると、「共犯者あり」と回答したのは 768 名で、83.8%を示していた。

図Ⅲ-4-34 共犯者の有無 (N=917)



次に、「共犯者あり」と回答した 768 名に対し、共犯者の人数(問 9)について尋ねたところ、図Ⅲ-4-35 の通りである。これをみると、最も多いのは「3～5 人」(42.2%)であり、全体の約 7 割が 3 人以上による犯行であったことが示された。

図Ⅲ-4-35 共犯者の人数 (N=734)

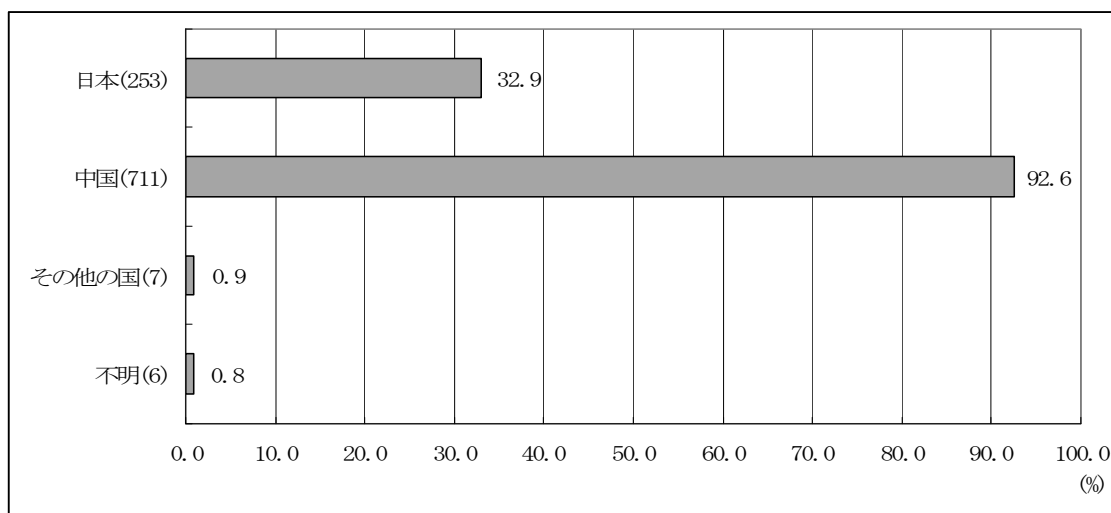


注 無回答を除く。

次に、共犯者の国籍(問 9)については、図Ⅲ-4-36 の通りである。「中国」が 92.6%であったのに対し、「日本」が 32.9%、「その他の国」が 0.9%となった。

ちなみに「その他の国」には、「韓国」、「台湾」、「イラン」、「ペルー」等の回答があった。

図Ⅲ-4-36 共犯者の国籍 (N=768)

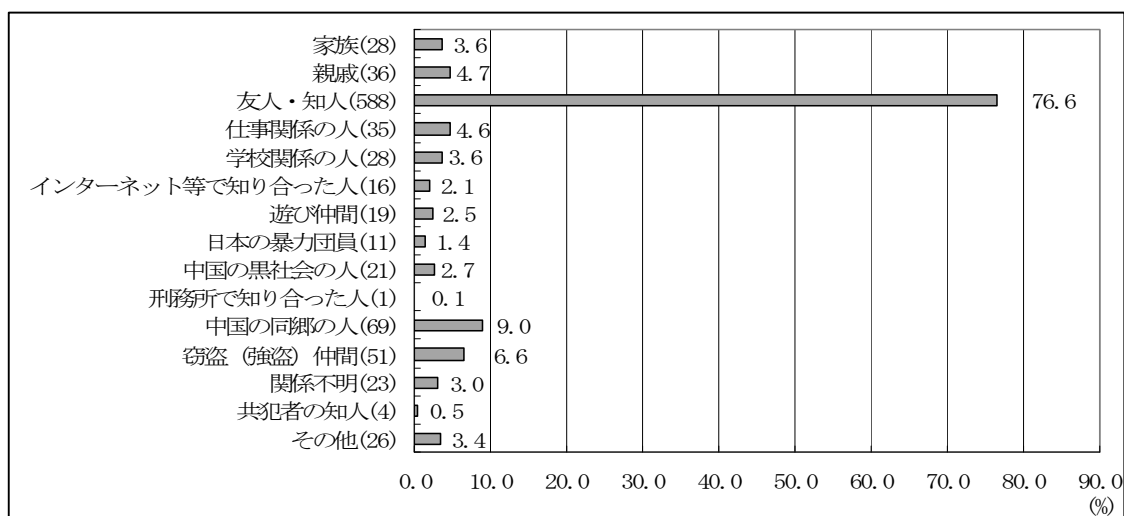


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

次に、共犯者との関係(問 9)については、図Ⅲ-4-37 の通りとなった。最も多かったのは「友人・知人」で 76.6%であった。「親戚」36(4.7%)や「家族」28(3.6%)との回答もみられ、本人と近い間柄の者と共に犯行に及ぶ傾向にあることが示された。

図Ⅲ-4-37 共犯者との関係 (N=768)

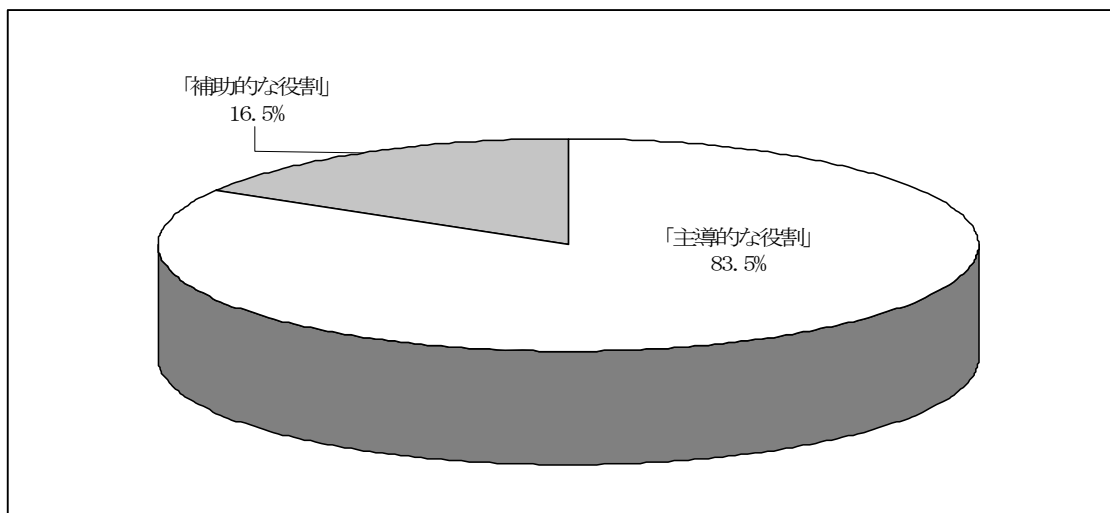


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

次に、共犯事件における本人の役割(問 9)については、図Ⅲ-4-38 に示される通り、「主導的な役割」との回答が 8 割を超えた。

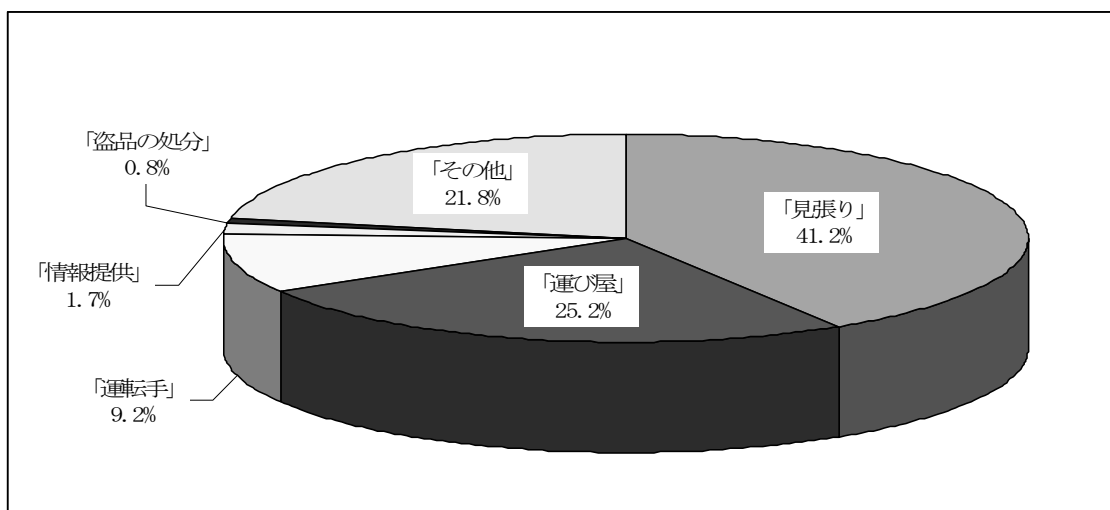
図Ⅲ-4-38 共犯事件における共犯者との関係 (N=739)



注 無回答を除く。

次に、図Ⅲ-4-38 で「補助的な役割」と回答した者の具体的な役割(問 9)については、図Ⅲ-4-39 の通りとなった。最も多かった回答は「見張り」で 41.2%となっており、次いで「運び屋」が 25.2%であった。

図Ⅲ-4-39 補助的な役割の内容 (N=122)

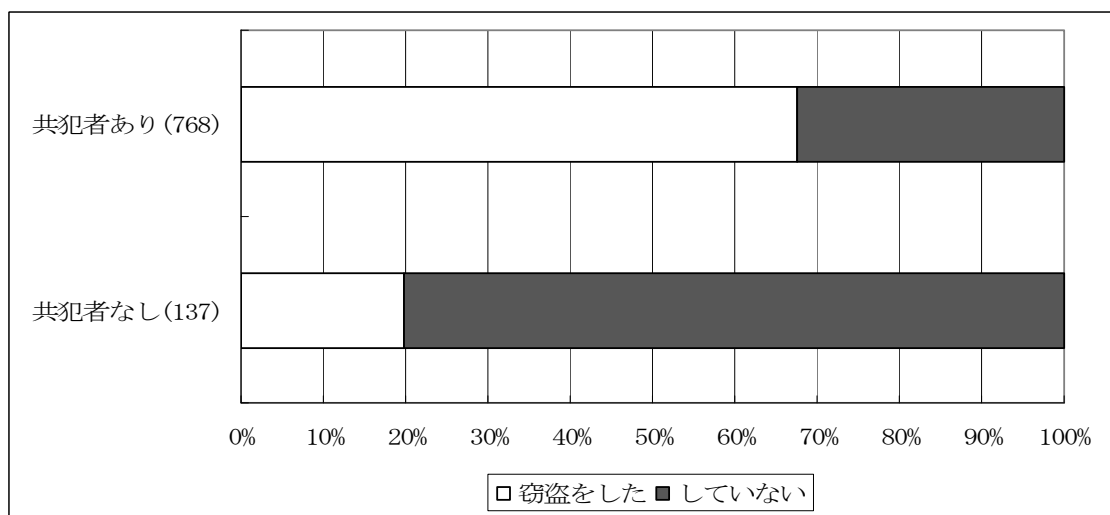


注 無回答を除く。

ところで、外国人による犯罪は、概して共犯率が高いといわれているが、罪種ごとの特徴などはみられるのだろうか。

そこで、各1刑罪種と共犯の有無とのクロス集計を行ったところ、**図Ⅲ-4-40**、**図Ⅲ-4-41**、並びに**図Ⅲ-4-42**の通り、窃盗、強盗、並びに強盗致死傷をした者は、していない者に比して、共犯者と犯行に及んだ傾向にあることが示された。

図Ⅲ-4-40 罪名（窃盗）と共犯者の有無（N=905）

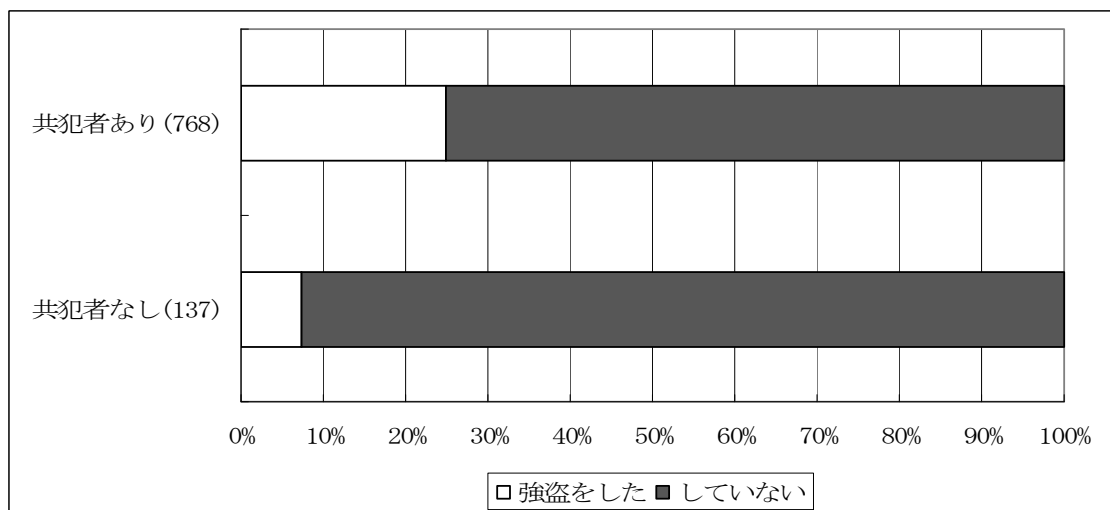


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 111.32, p < 0.001$

図Ⅲ-4-41 罪名（強盗）と共犯者の有無（N=905）

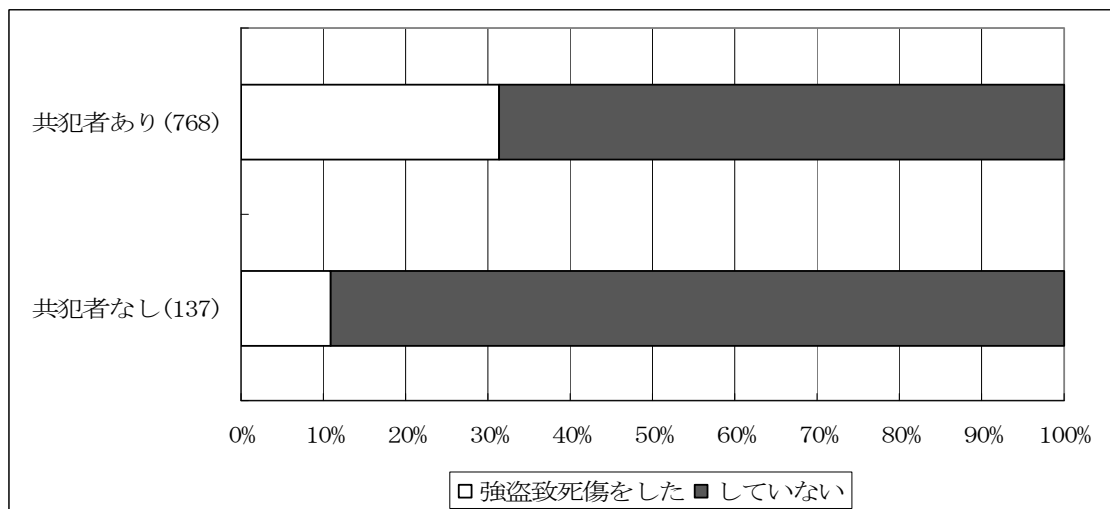


注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 20.77, p < 0.001$

図Ⅲ-4-42 罪名（強盗致死傷）と共犯者の有無（N＝905）



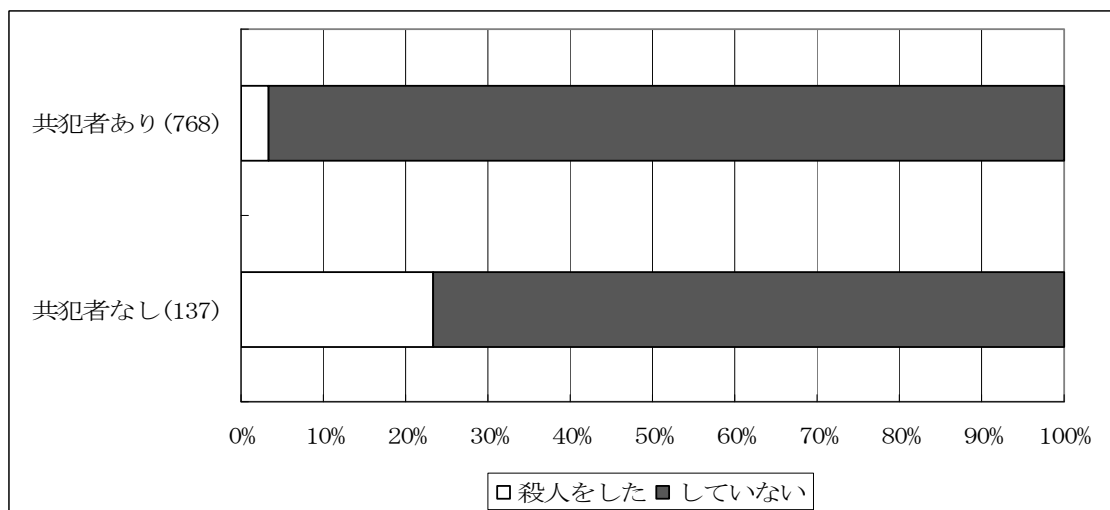
注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 23.92, p < 0.001$

逆に、殺人については、図Ⅲ-4-43 に示されるとおり、複数犯よりも単独犯でなされた傾向にあることが示された。

図Ⅲ-4-43 罪名（殺人）と共犯者の有無（N＝905）



注1 ()内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

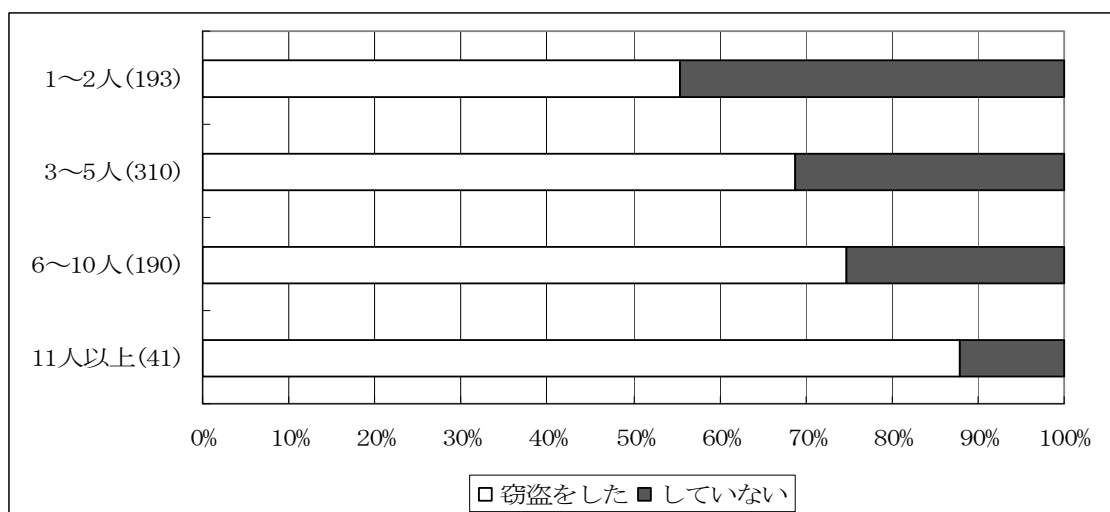
注3 $\chi^2 = 77.32, p < 0.001$

次に、調査対象受刑者による共犯事件において、共犯者の人数と罪名にはどのような相関があるのだろうか。そこで次に、各 1 刑罪種と共犯者の人数とのクロス集計を行ったところ、それぞれ図Ⅲ-4-44、図Ⅲ-4-45、並びに図Ⅲ-4-46 に示される通り、窃盗、強盗、並びに強盗致死傷のいずれも、共犯者の人数が多ければ多いほど、それぞれの犯罪をする傾向にあることが示された。

窃盗に関して、中国人による侵入盗やスリのケースには、複数犯、それも比較的多人数での犯行がみられるという指摘はこれまでもなされてきたところ、本調査においても、同様の特徴が示された。

また、強盗に関して、刑法理論においては、強盗罪を認定する際の要件として、「相手の犯行を抑圧するに足りる暴行または脅迫がなされた」ことを要求する。そこで、例えば大勢で一斉に被害者宅に押し入ったり、被害者を取り囲んだりすれば、被害者にとってその態勢を崩すことは必ずしも容易ではない。ましてや、被害者が日本人であった場合、挙動や言語の異なる外国人にそのようにされたなら、より恐怖心を抱くことになるだろう。このような点が、実務上中国人による強盗成立の判断基準になっているとも考えられる。

図Ⅲ-4-44 罪名（窃盗）と共犯者の人数（N＝734）

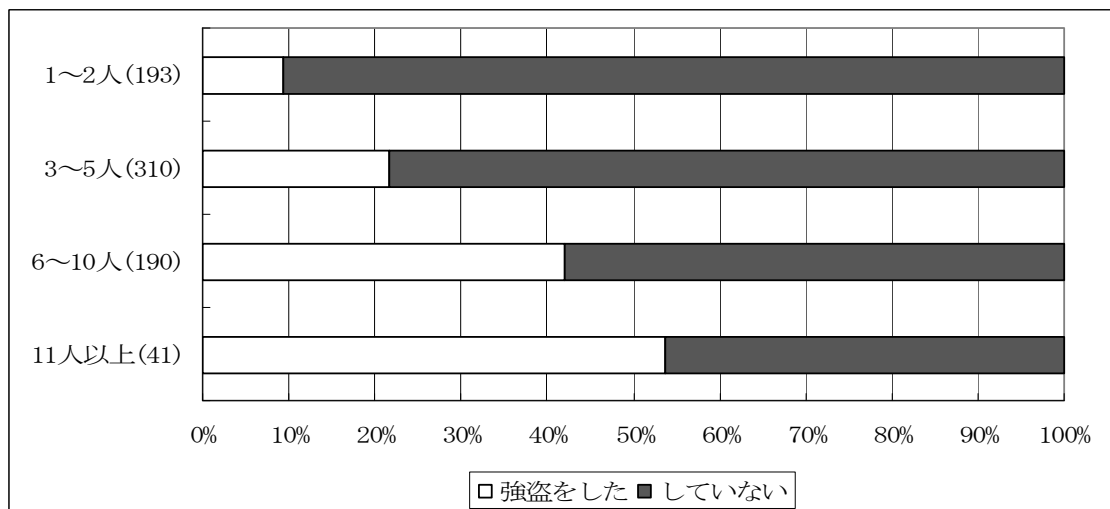


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 25.34, p < 0.001$

図Ⅲ-4-45 罪名（強盗）と共犯者の人数（N＝734）

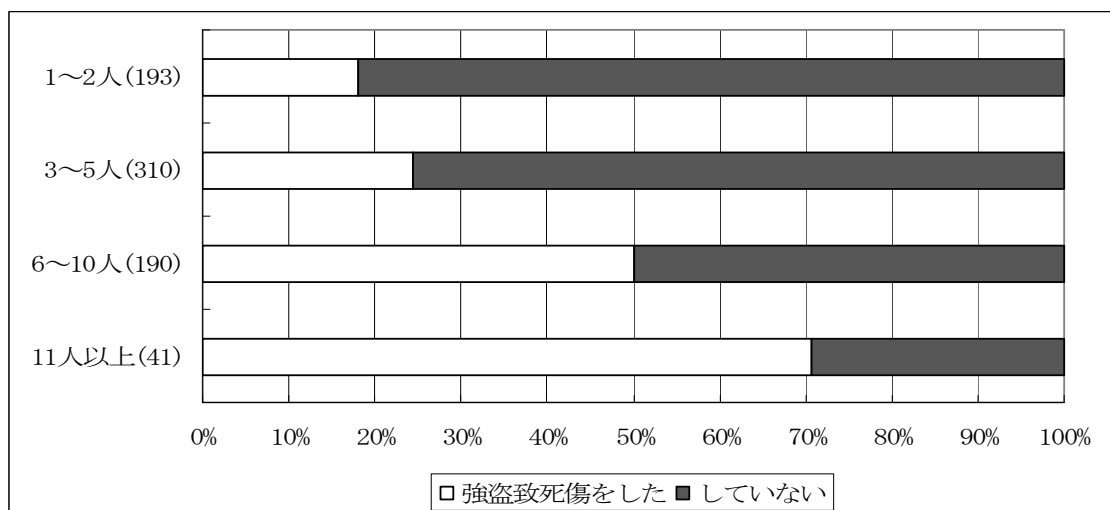


注1 （ ）内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 73.77, p < 0.001$

図Ⅲ-4-46 罪名（強盗致死傷）と共犯者の人数（N＝734）



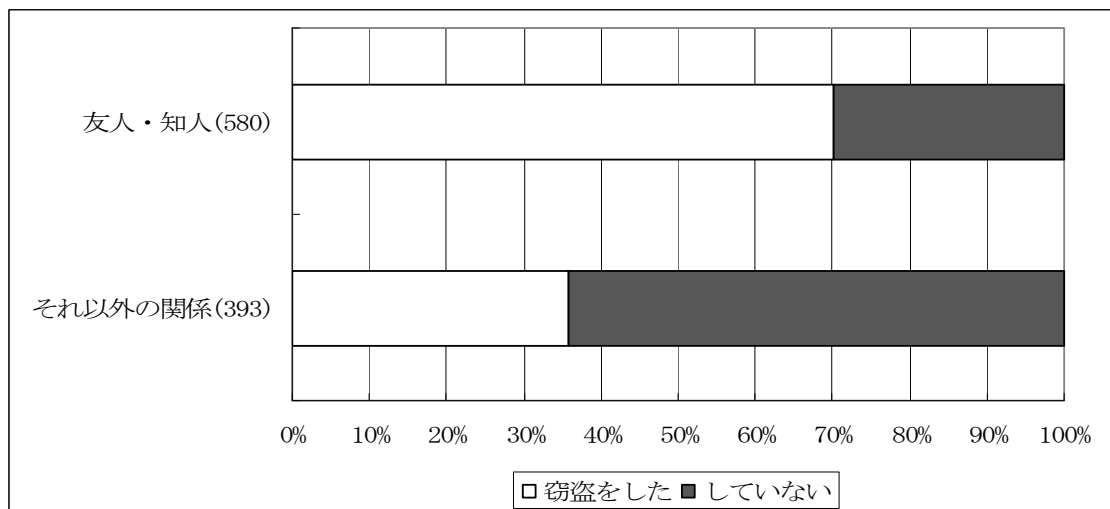
注1 （ ）内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 81.56, p < 0.001$

それでは、これらの罪種は、本人と共犯者との関係と、どのようなつながりがあるのだろうか。図Ⅲ-4-47、図Ⅲ-4-48、図Ⅲ-4-49 に示される通り、窃盗、強盗、並びに強盗致死傷の共犯者は、「友人・知人」を共犯者とする傾向がより強いことがわかる。強盗などの凶悪犯であっても、より身近な関係者と徒党を組み、犯行に及んだことが示された。

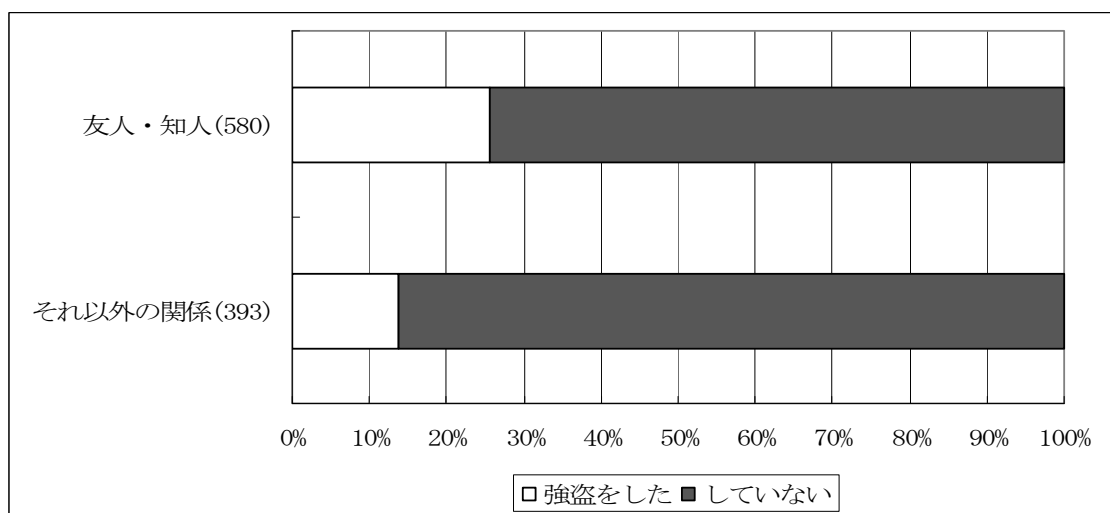
図Ⅲ-4-47 罪名（窃盗）と共犯者との関係（友人・知人）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 112.00, p < 0.001$

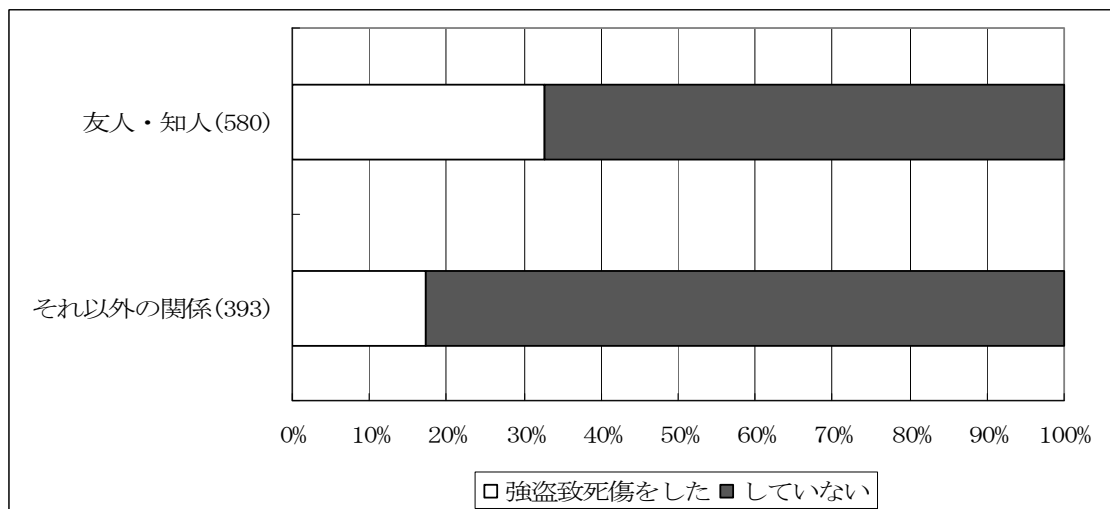
図Ⅲ-4-48 罪名（強盗）と共犯者との関係（友人・知人）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 19.75, p < 0.001$

図Ⅲ-4-49 罪名（強盗致死傷）と共犯者との関係（友人・知人）（N=973）

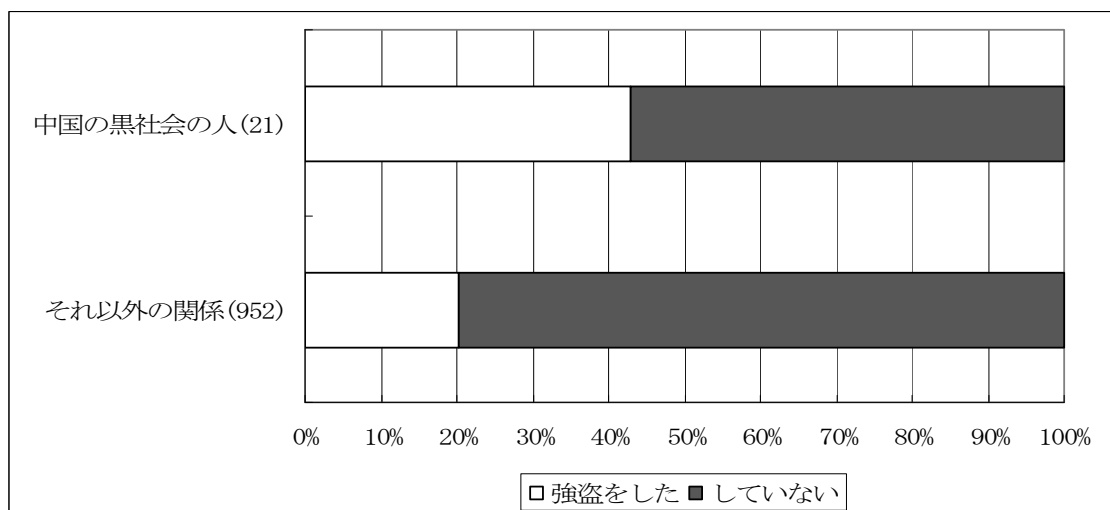


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 28.72, p < 0.001$

他方、犯罪組織の構成員との関連については、図Ⅲ-4-50 の、強盗と「中国の黒社会の人」とのクロスのみ、統計上の有意差が認められた。これをみると、中国の黒社会関係者は、他の関係者に比して、強盗の共犯になる傾向がある。

図Ⅲ-4-50 罪名（強盗）と共犯者との関係（中国の黒社会の人）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 6.37, p = 0.012$

しかしながら、罪名と日本の暴力団関係者とのクロス集計では、統計上の有意差がみとめられるものではなく、故に、今回の調査対象者に限られるかもしれないが、中国人による共犯事件は、確かに共犯者の人数をみればその規模は少なくないが、その犯行にプロの犯

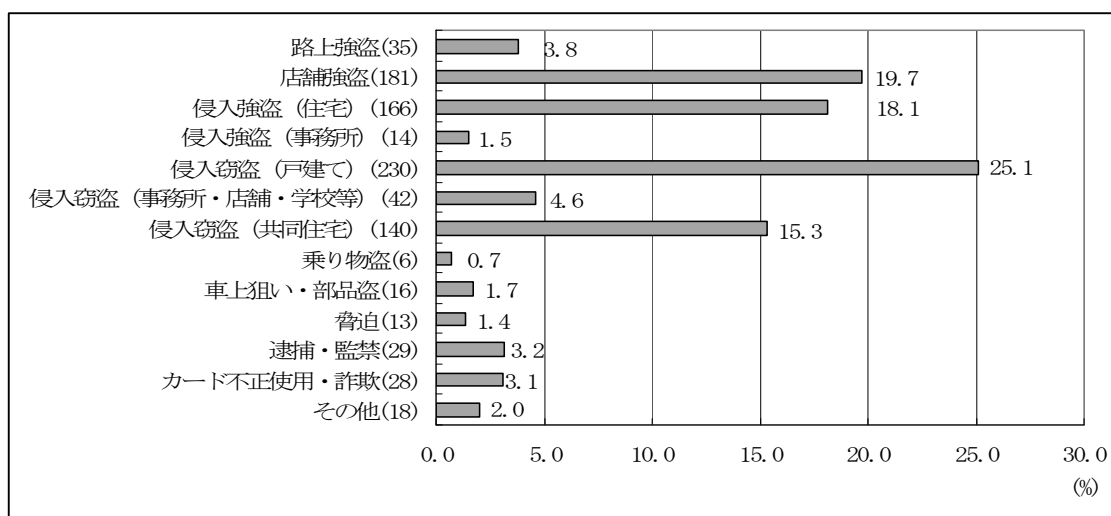
罪組織が関連しているとはいえず、これらを「組織犯罪」と捉えて捜査の対象とするのは、相当ではないと考える。

4. 犯行の手口、凶器の使用の有無等

職員対象アンケートの問 10 は、外国人受刑者の本件犯行における手口や凶器使用の有無、並びに凶器を使用しない薬物事犯については本件犯行における使用等の種類、等を明らかにするために設けた質問である。

図Ⅲ-4-51 は、職員対象アンケートの問 10 の回答結果をもとに、調査対象受刑者の犯罪における犯行の手口を示したものである。最も多かったのは「侵入窃盗（戸建て）」で 25.1% となっており、次いで「店舗強盗」が 19.7%、「住宅侵入強盗」が 18.1%、「侵入窃盗（共同住宅）」が 15.3%となっていた。先にみたように、今回の調査対象者においては窃盗や強盗等の財産犯を犯した者が多数を占めていたが、ここに示された手口をみると、さすが窃盗であっても実刑となる者の手口であることが改めて分かる。

図Ⅲ-4-51 犯行の手口（N＝917）

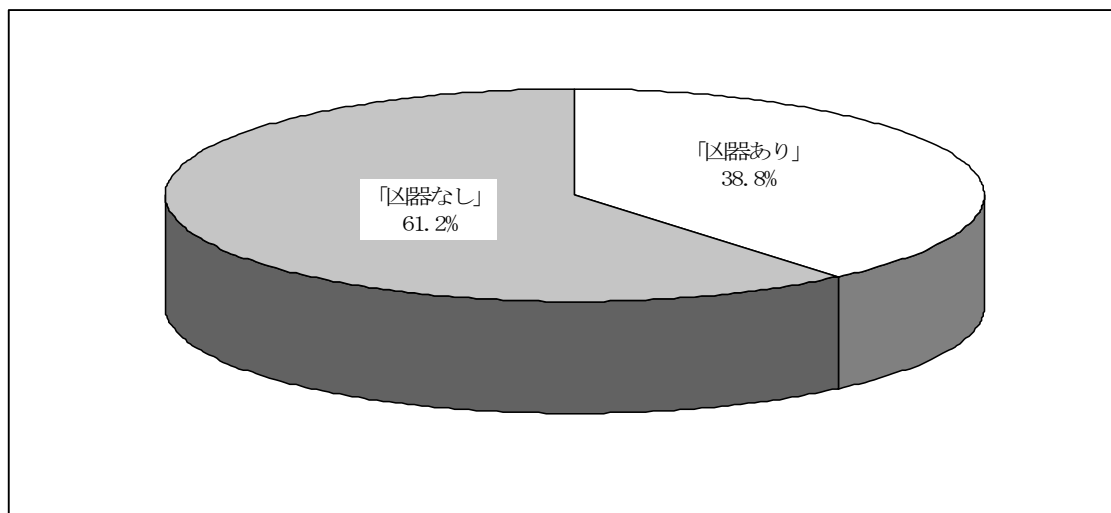


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答・非該当を除く。

次に、本件犯行時の凶器使用の有無については、図Ⅲ-4-52 に示される通り、「なし」との回答が 61.2%、「あり」との回答が 38.8%であった。

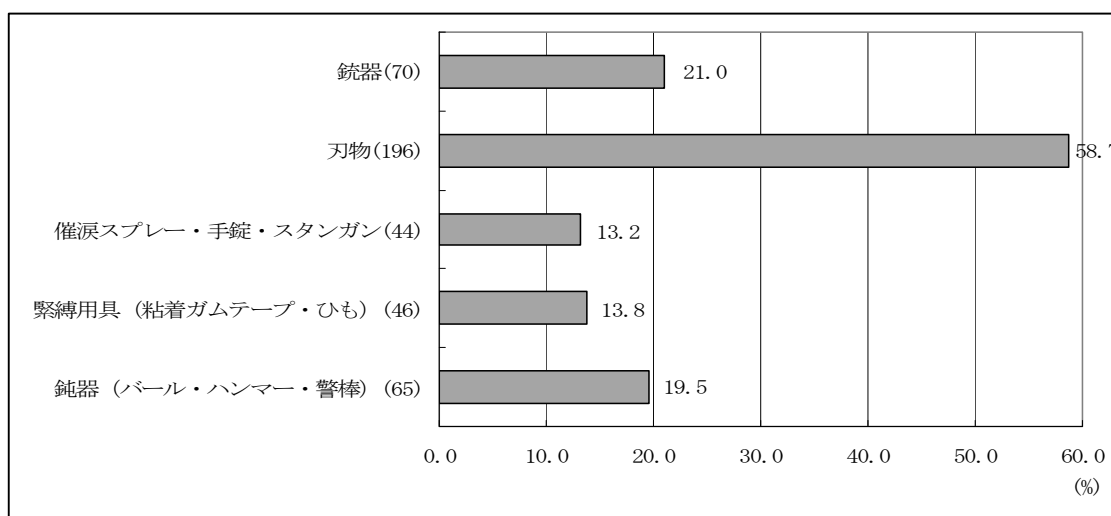
図Ⅲ-4-52 凶器使用の有無（N＝860）



注 無回答を除く。

次に、具体的な凶器の種類については、図Ⅲ-4-53 の通りとなった（重複回答による）。最も多かったのは「刃物」で 58.7%となっており、次いで「銃器」が 21.0%となった。「緊縛用具」に「粘着ガムテープ」とあるが、捜査機関によれば、手軽でかつ丈夫であり、外国人事件によく用いられる傾向にあるようである。

図Ⅲ-4-53 使用した凶器の種類（N＝334）

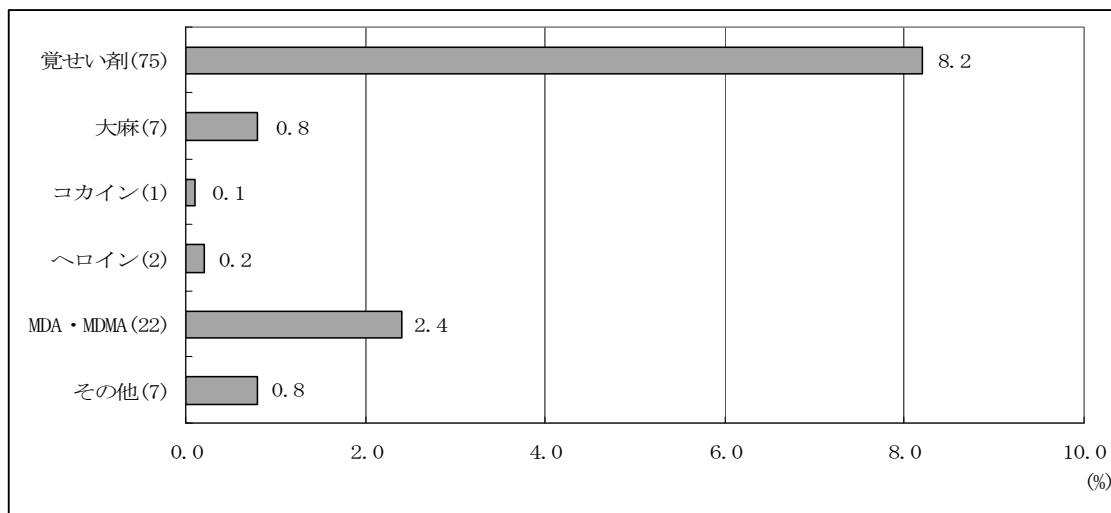


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

次に、薬物事犯の調査対象者が所持・売買等をした薬物の種類については、**図Ⅲ-4-54**に示される通り、最も多かったのは「覚せい剤」で 8.2%となっていた（重複回答による）。

図Ⅲ-4-54 使用した薬物の種類（N=917）

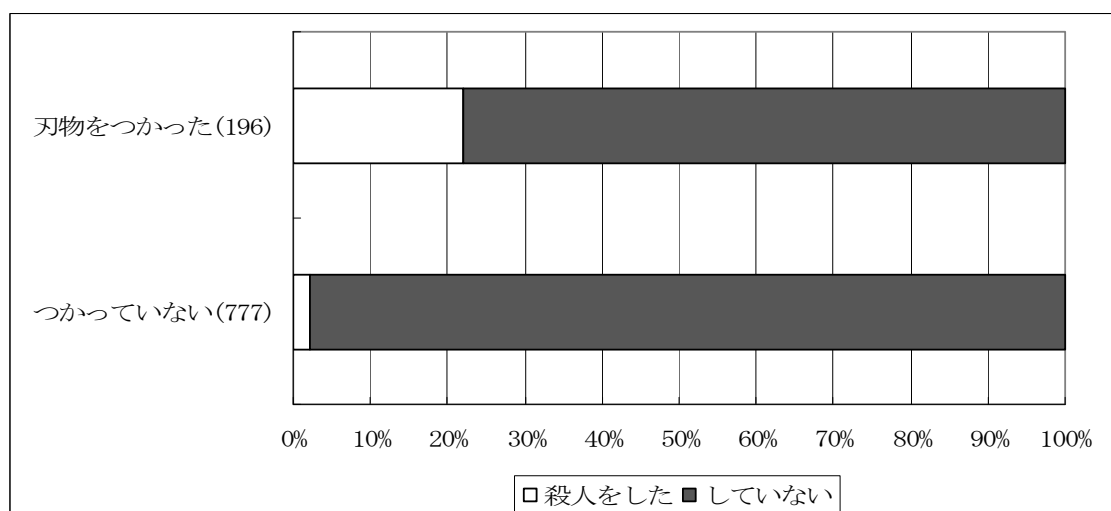


注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 無回答・非該当を除く。

さて、中国人による犯罪において、罪種ごとに凶器使用の特徴があるのだろうか。そこで、各 1 刑罪種と凶器の種類とのクロス集計を試みたところ、殺人については**図Ⅲ-4-55**に示されるとおり「刃物」が、強盗については**図Ⅲ-4-56**、及び**図Ⅲ-4-57**に示されるとおり「銃器」、及び「刃物」が、それ以外の凶器に比してより用いられていた。

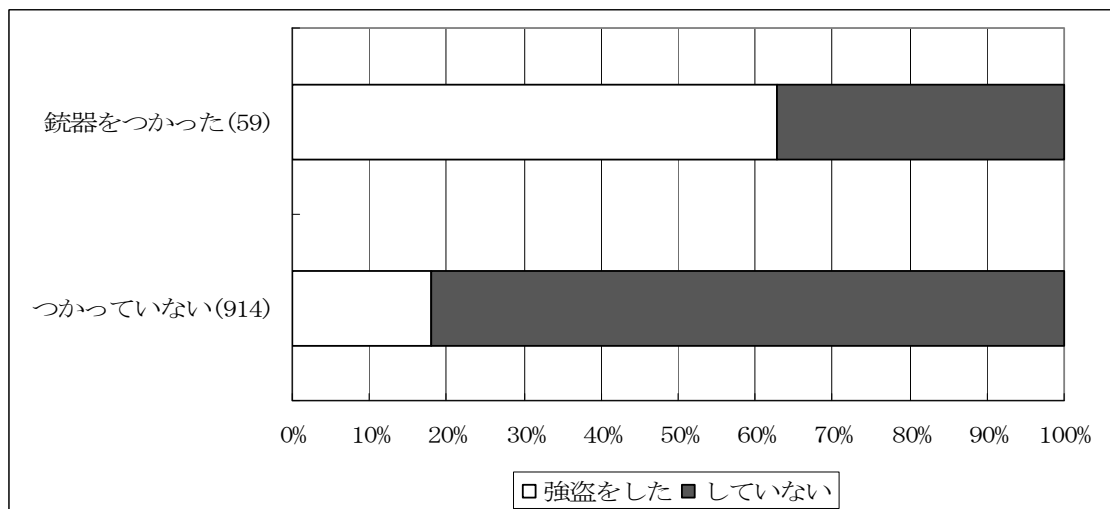
図Ⅲ-4-55 罪名（殺人）と凶器の種類（刃物）（N=973）



注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 $\chi^2 = 105.52, p < 0.001$

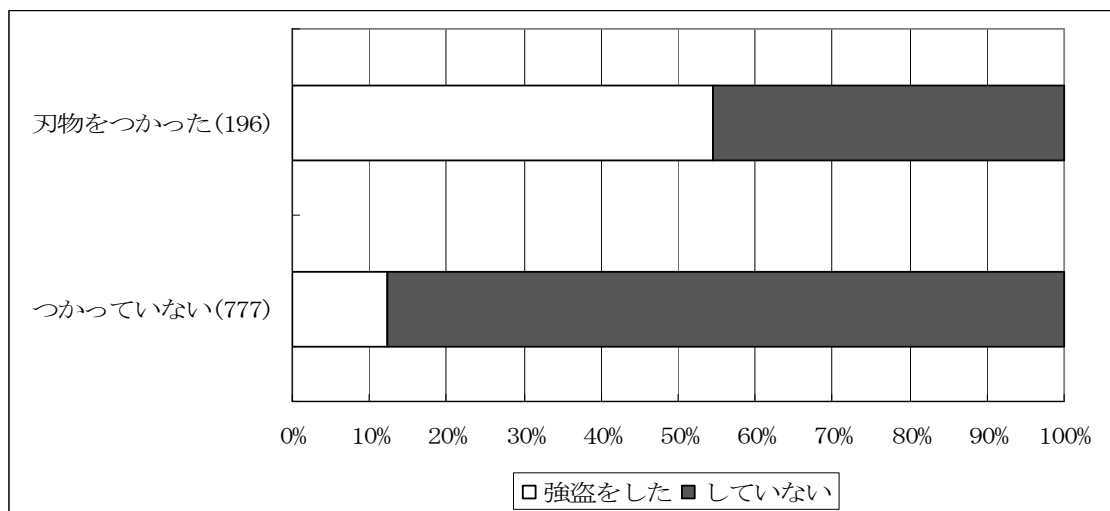
図Ⅲ-4-56 罪名（強盗）と凶器の種類（銃器）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 67.19, p < 0.001$

図Ⅲ-4-57 罪名（強盗）と凶器の種類（刃物）（N=973）



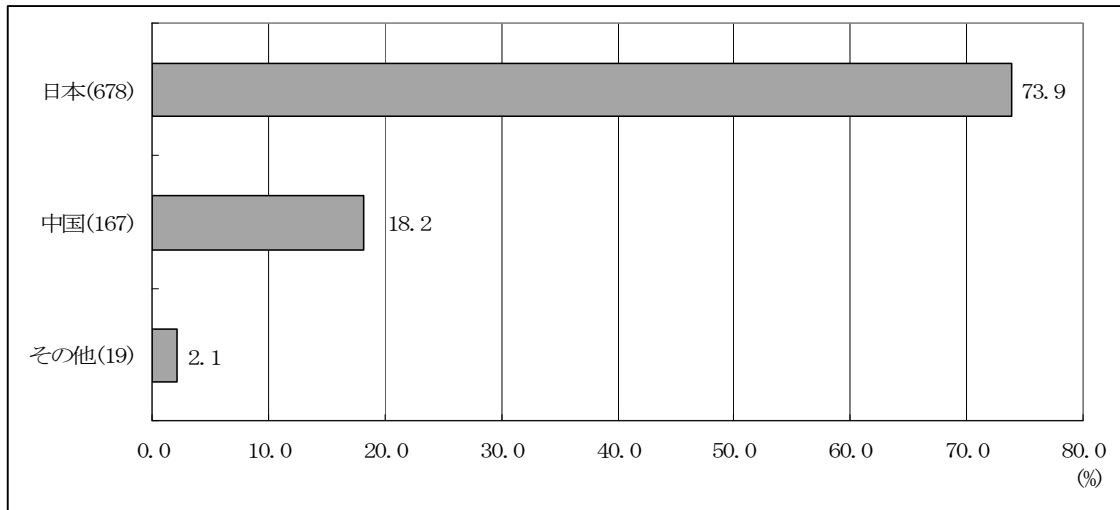
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 170.77, p < 0.001$

5. 被害者の国籍、被害者との関係

図Ⅲ-4-58 は、職員対象アンケートの問 10 の回答結果をもとに、調査対象受刑者の犯罪における被害者の国籍を示したものである。最も多かったのは「日本」で 73.9%となっており、「中国」は 18.2%となっていた（重複回答による）。

図Ⅲ-4-58 被害者の国籍（N=917）

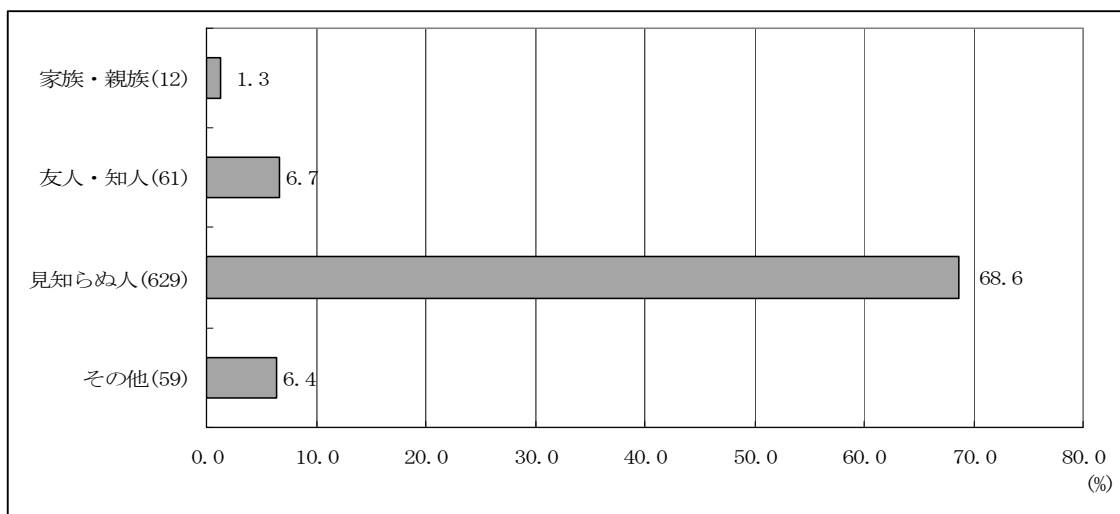


注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

次に、図Ⅲ-4-59 は、調査対象受刑者と被害者との関係について示したものであるが、最も多かったのは「見知らぬ人」で 68.6%となっていたのに対し、調査対象者と何らかの面識がある被害者は、1 割強程度にとどまっていた（重複回答による）。

図Ⅲ-4-59 被害者との関係（N=917）

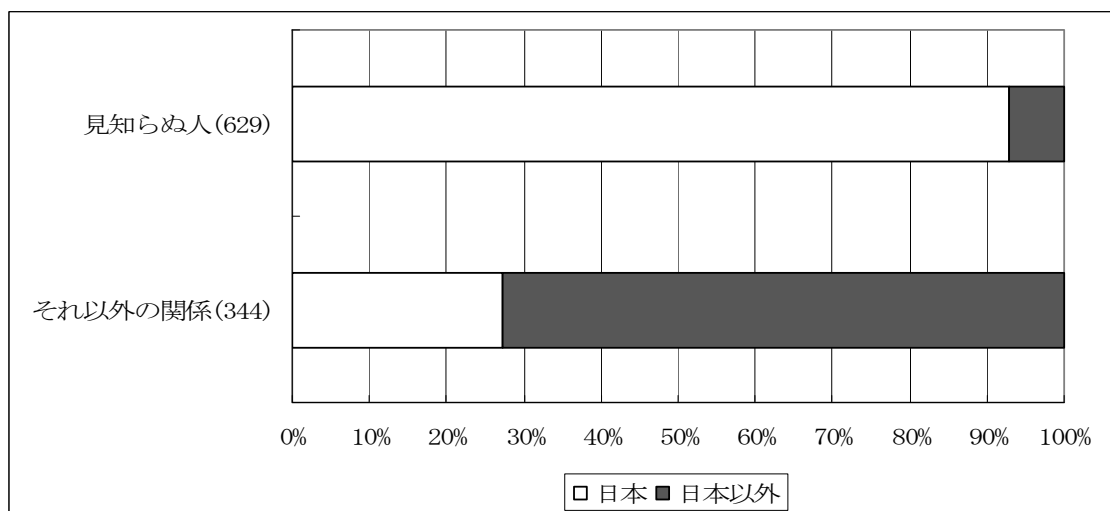


注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 無回答・非該当を除く。

この2つの単純集計結果をふまえて、当該被害者は、本人とどのような関係で、どの国籍を有していたかをみるため、これらのクロス集計を試みた。その結果、自分とは面識のない被害者をターゲットとした犯罪の場合、その被害者は日本人である傾向が高く（図Ⅲ-4-60）、他方、家族・親族、もしくは友人・知人をターゲットとした犯罪の場合、その被害者は同国人である傾向にあることが示された（図Ⅲ-4-61、図Ⅲ-4-62）。その違いは、罪種が関連していると推測される。罪種とのクロス集計について、後述する。

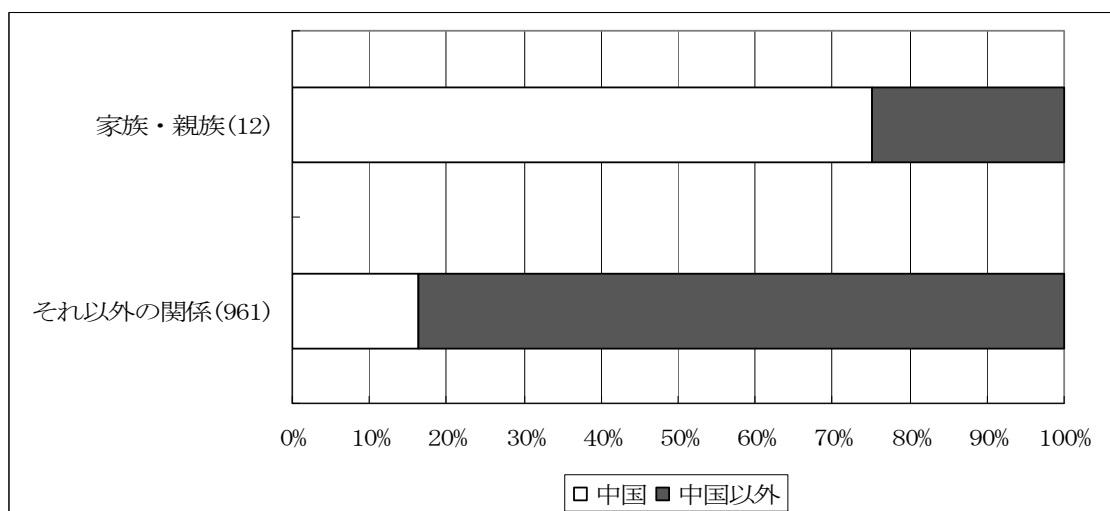
図Ⅲ-4-60 被害者の国籍（日本）と被害者との関係（見知らぬ人）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 451.88, p < 0.001$

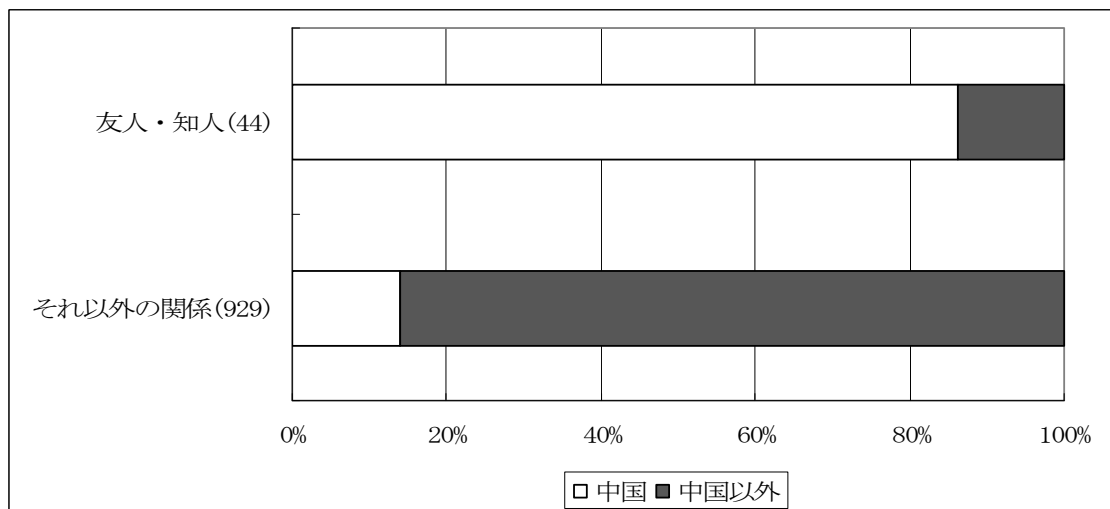
図Ⅲ-4-61 被害者の国籍（中国）と被害者との関係（家族・親族）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 28.59, p < 0.001$

図Ⅲ-4-62 被害者の国籍（中国）と被害者との関係（友人・知人）（N=973）

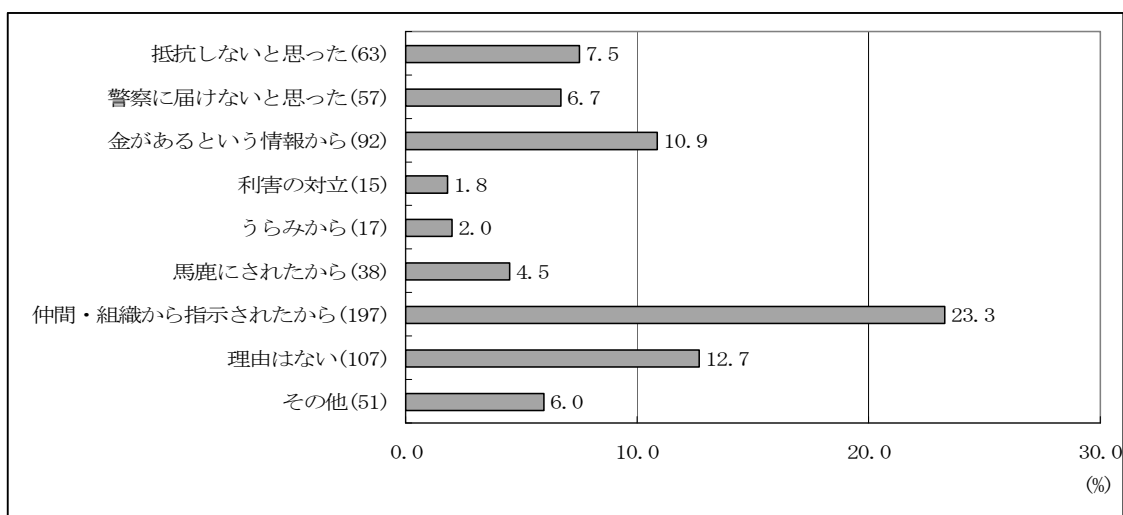


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 155.22, p < 0.001$

次に、図Ⅲ-4-63 は、被害者を選んだ理由について示したものであるが、最も多かったのは「仲間・組織から指示されたから」で 23.3%となっており、次いで「理由はない」が 12.7%、「金があるという情報から」が 10.9%であった。

図Ⅲ-4-63 被害者を選んだ理由（N=845）



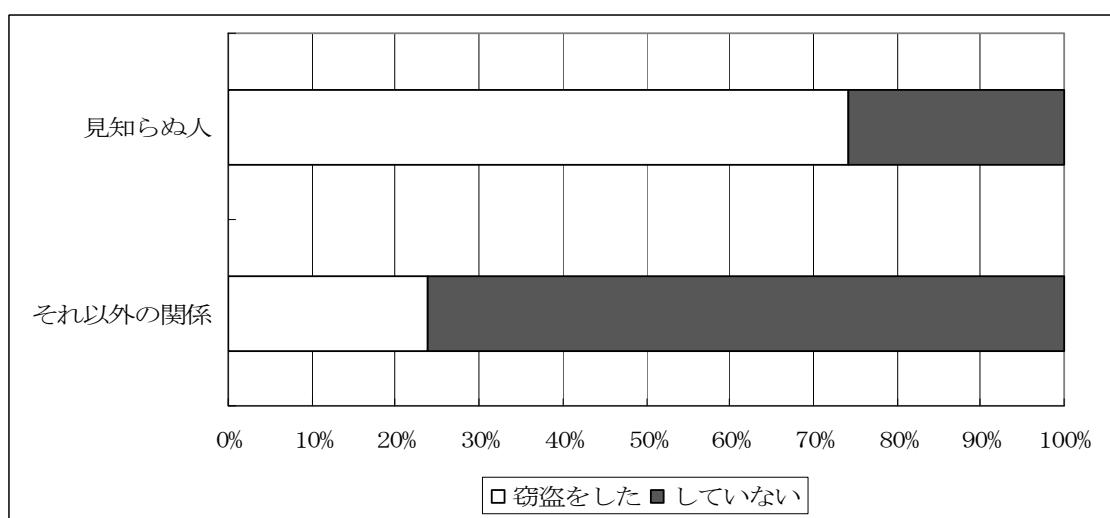
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答・非該当を除く。

さて、ここまで被害者の特徴を単純集計によりみてきたが、調査対象受刑者の罪種とのクロス集計結果から、その特徴をより詳細に捉えていくこととしたい。

そこではじめに、罪種と被害者との関係とのクロス集計を試みた。その結果、窃盗、並びに強盗については、**図Ⅲ-4-64**、並びに**図Ⅲ-4-65**に示されるように、その被害者は「見知らぬ人」であった傾向が、それ以外の関係よりも高いことが分かる。

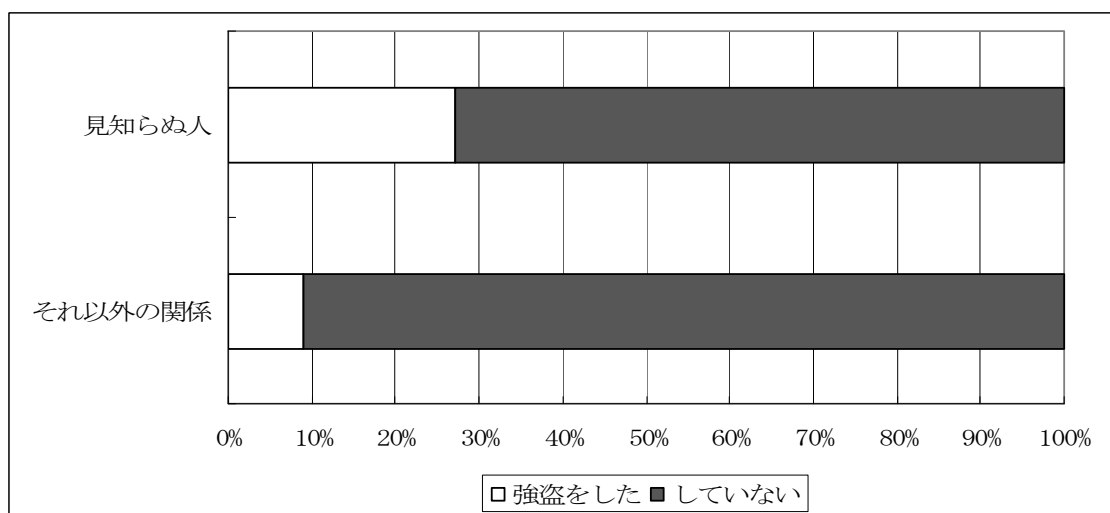
図Ⅲ-4-64 罪名（窃盗）と被害者との関係（見知らぬ人）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 228.24, p < 0.001$

図Ⅲ-4-65 罪名（強盗）と被害者との関係（見知らぬ人）（N=973）

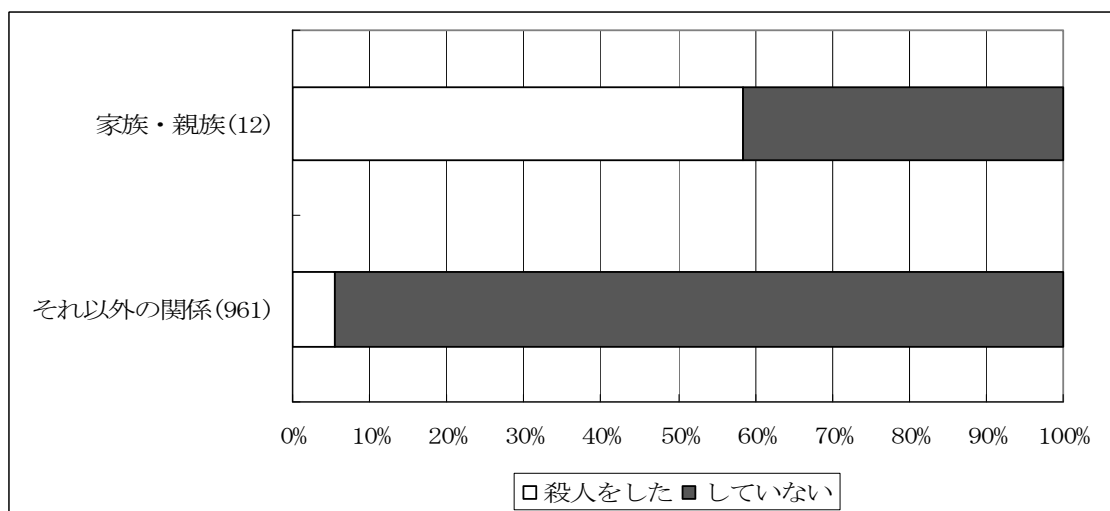


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 44.65, p < 0.001$

これに対し、殺人については、**図Ⅲ-4-64**、並びに**図Ⅲ-4-65**に示されるように、その被害者は「家族・親族」や「友人・知人」であった傾向が、それ以外の関係よりも高いことが分かる。

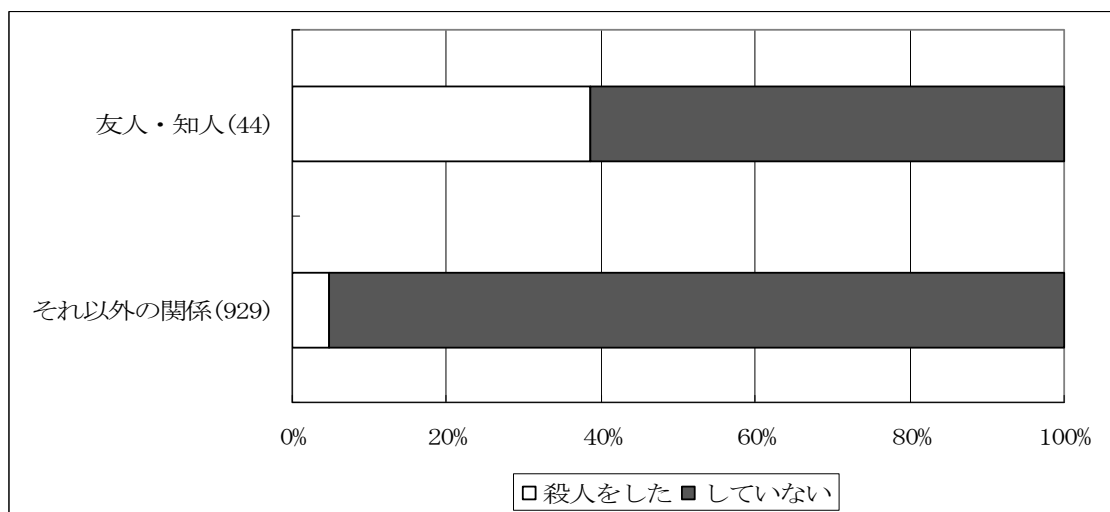
図Ⅲ-4-66 罪名（殺人）と被害者との関係（家族・親族）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 57.14, p < 0.001$

図Ⅲ-4-67 罪名（殺人）と被害者との関係（友人・知人）（N=973）



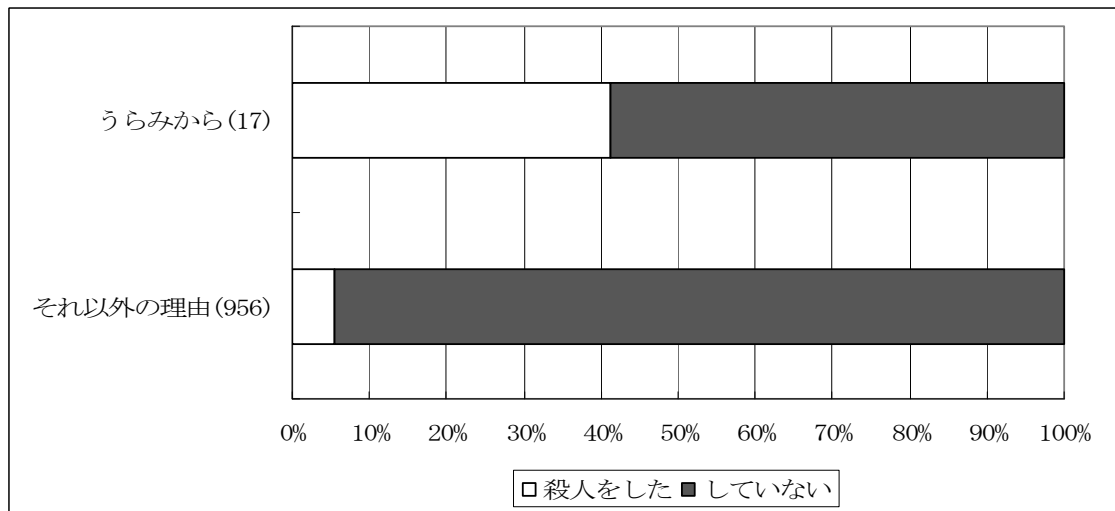
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 83.97, p < 0.001$

続いて、罪種と被害者を選んだ理由とのクロス集計を試みた。

殺人については、図Ⅲ-4-68、並びに図Ⅲ-4-69に示される通り、「うらみから」、並びに「馬鹿にされたから」が、それ以外のものよりも犯行に及んだ理由となった傾向が強いことが示された。先に、殺人においては「かっとなって」という犯行の動機が関連していたが、これらの結果は、いずれも、「激情に駆られての殺人」に共通するものである。

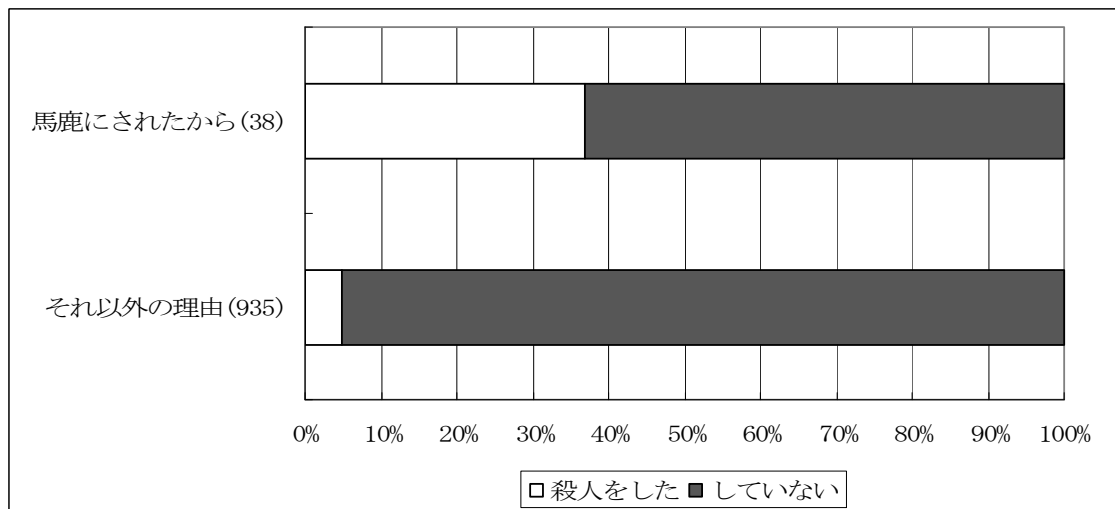
図Ⅲ-4-68 罪名（殺人）と被害者を選んだ理由（うらみから）（N=973）



注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 36.65, p < 0.001$

図Ⅲ-4-69 罪名（殺人）と被害者を選んだ理由（馬鹿にされたから）（N=973）

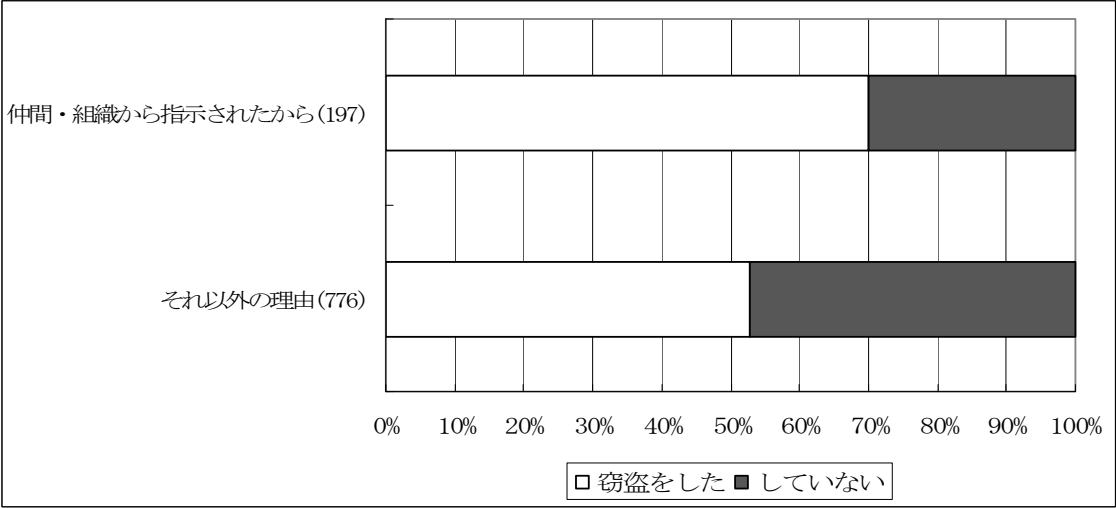


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 $\chi^2 = 64.31, p < 0.001$

窃盗については、図Ⅲ-4-70 に示される通り、「仲間・組織から指示されたから」が、それ以外のものよりも犯行に及んだ理由となった傾向が強いことが示された。

図Ⅲ-4-70 罪名（窃盗）と被害者を選んだ理由（仲間・組織から指示されたから）（N＝973）

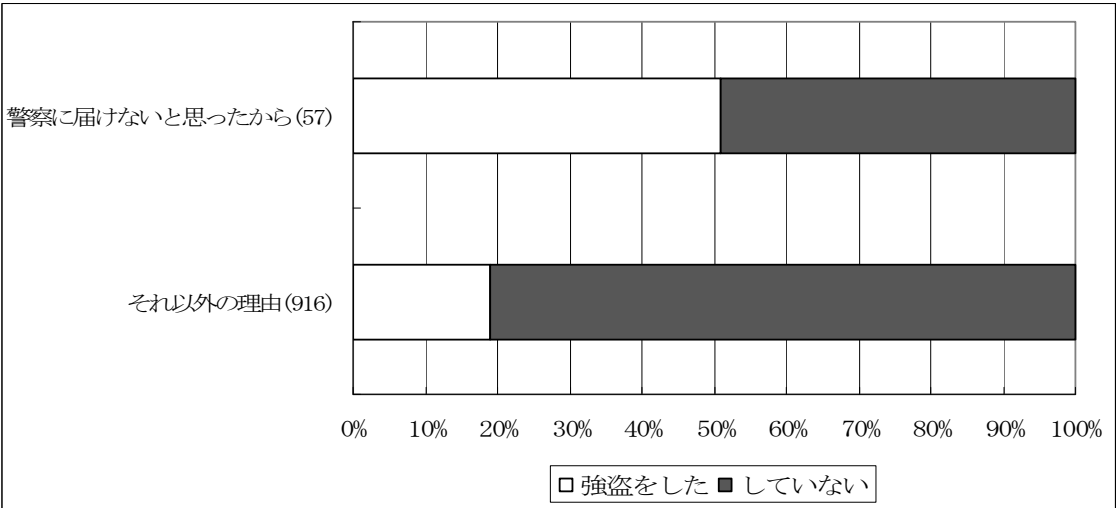


注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 $\chi^2 = 18.93, p < 0.001$

最後に、強盗については、図Ⅲ-4-71、並びに図Ⅲ-4-72 に示される通り、「警察に届けないと思ったから」、並びに「金があるという情報から」が、それ以外のものよりも犯行に及んだ理由となった傾向が強いことが示された。

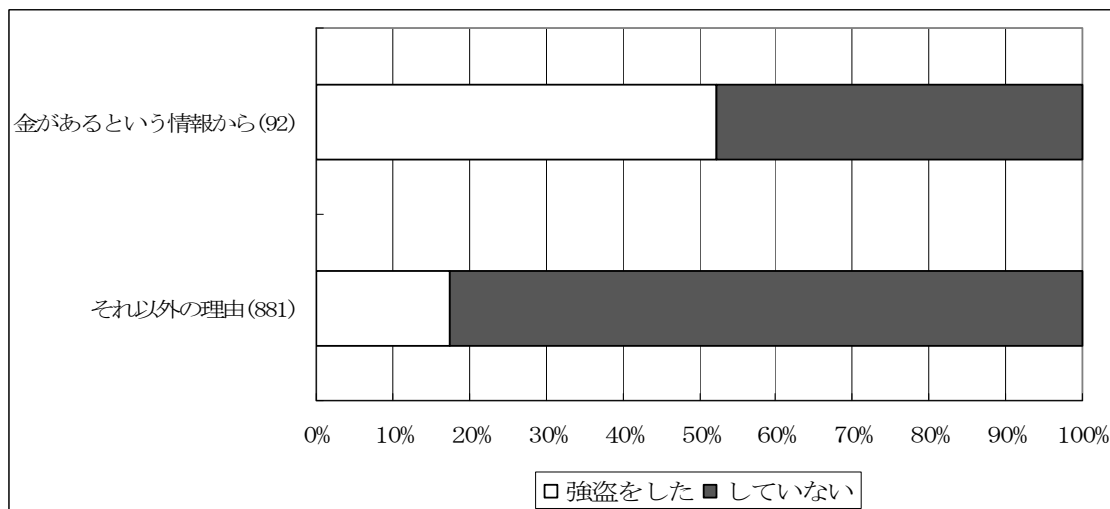
図Ⅲ-4-71 罪名（強盗）と被害者を選んだ理由（警察に届けないと思ったから）（N＝973）



注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 $\chi^2 = 33.38, p < 0.001$

図Ⅲ-4-72 罪名（強盗）と被害者を選んだ理由（金があるという情報から）（N＝973）



注 1 （ ） 内の数値は実人員である。

注 2 $\chi^2 = 60.95, p < 0.001$

被害者に関するこれまでの分析結果を総合すると、次のことがいえるのではないかな。

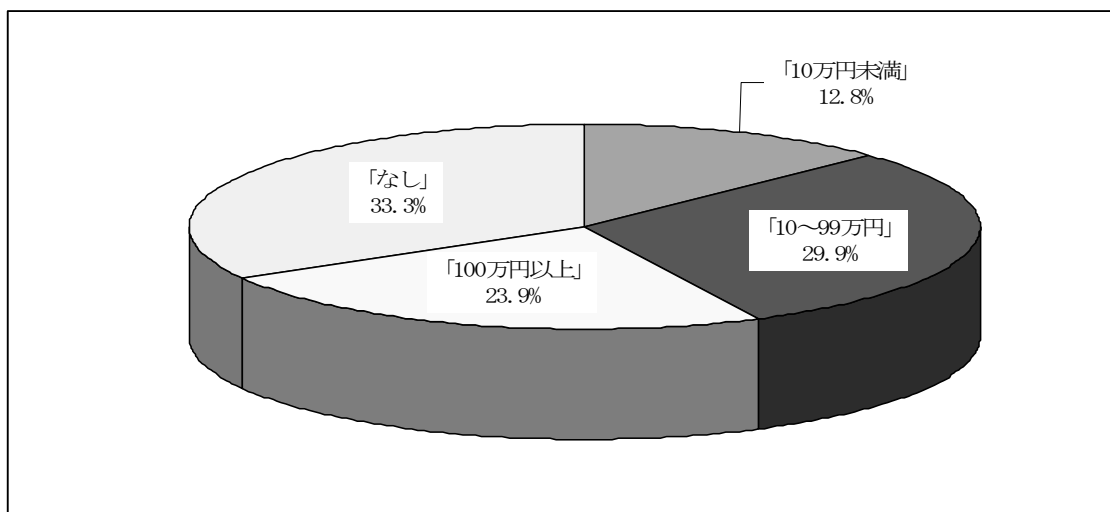
窃盗や強盗などの財産犯は、本人とは直接面識のない、見知らぬ日本人がターゲットとなった。そして、ターゲットの設定の際には、犯行によって利益を得なければならないという観点からも、財産を有すると思われる家や人を狙うことを、自分で、もしくは仲間や組織からの指示に基づいて決定したということが示された。

他方、殺人については、馬鹿にされたり、その他のうらみから犯行に及んだ傾向が強く、そのような激情を全くの見知らぬ人から抱くことはむしろ困難であり、故に、犯行のターゲットに選ばれたのは、友人・知人、もしくは家族・親族など、本人とある程度の関係のある中国人となったことが考えられる。

6. 犯罪によって得た利益、利益の本国への送金

図Ⅲ-4-73 は、受刑者本人に対し、本件犯行によって得た利益がどのくらいであったかをたずね（質問 23）、その回答結果を示したものである。この最も多かったのは「なし」で 33.3%となっており、次いで「10～99 万円」で 29.9%となっていた。いうまでもなく暴行や器物損壊、薬物の自己使用などは金銭的な利益を目的としないので、それらの犯罪をした者は、利益が「なし」ということになる。

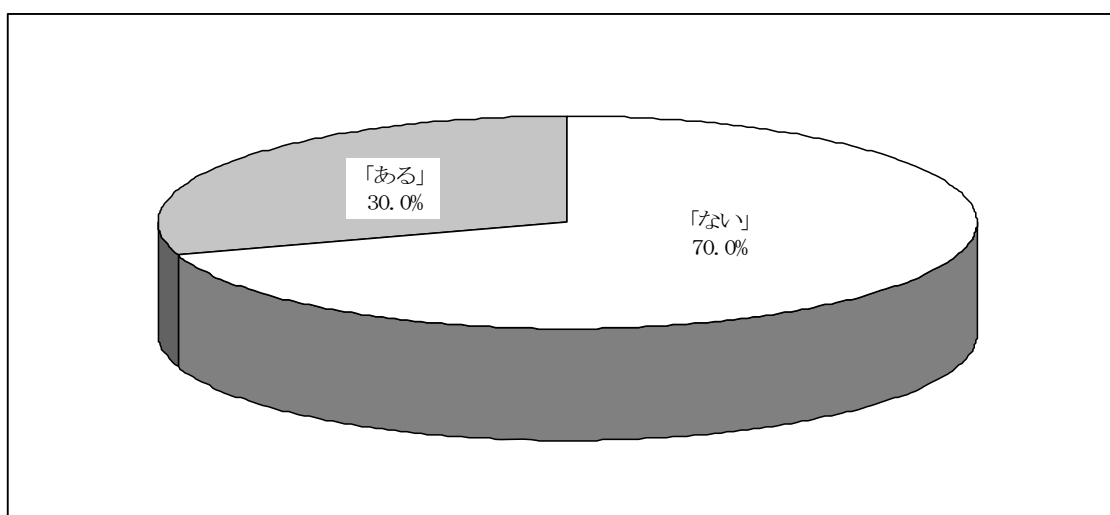
図Ⅲ-4-73 犯行によって得た利益（N＝748）



注 無回答を除く。

次に、図Ⅲ-4-74 は、受刑者本人に対し、本件犯行によって得た利益を中国に送金したことがあるか否かをたずね(質問 24)、その回答結果を示したものである。これをみると、「なし」との回答が 70.0%、「あり」との回答が 30.0%であった。

図Ⅲ-4-74 本国への送金の有無（N＝736）



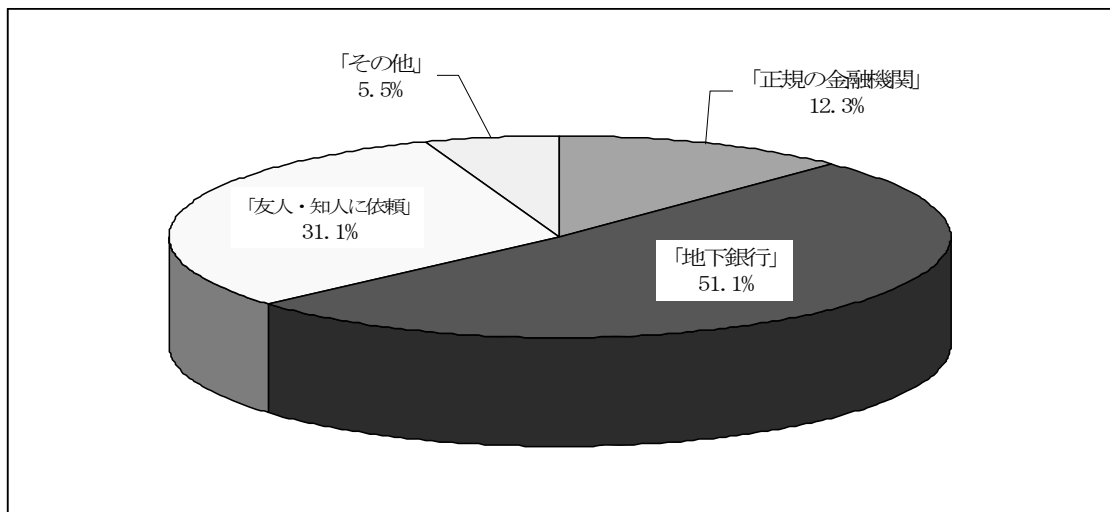
注 無回答を除く。

そこで、送金の有無について「あり」と回答した者に、具体的な送金方法についてたずねたところ(質問 24)、その結果は図Ⅲ-4-75 の通りとなった。最も多かった回答は「地下銀行」で 51.1%となっており、次いで「友人・知人に依頼」が 31.1%となった。

地下銀行の利用については、これまで窃盗グループの検挙に伴い一斉摘発されるなど、

実態が明らかになりつつある。手数料等を払わずに犯罪による「円」の収入を本国に送金でき、かつ正規ルートで犯罪の利益たる現金を送金する際のリスクを回避できることが、地下銀行を利用するメリットであろう。この調査でも、中国人犯罪者における地下銀行の重要性が明らかになったといえよう。

図Ⅲ-4-75 犯行から得た利益の本国への送金方法（N=219）



注 無回答を除く。

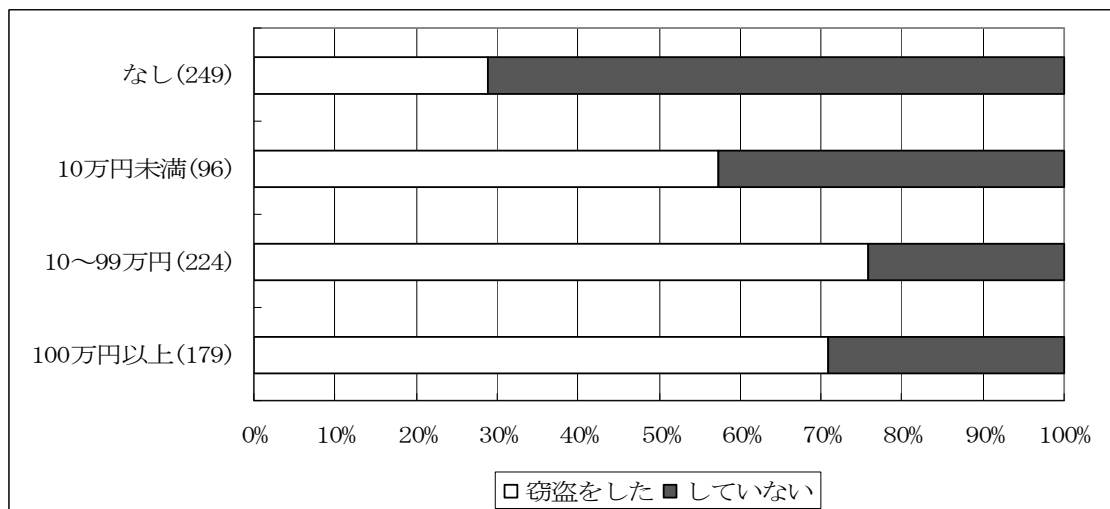
では、犯行によって得た利益の内容は、罪種によってどのような特徴を示すのだろうか。そこで、各1刑罪種と犯行の利益とのクロス集計を試み、カイ2乗検定を実施したところ、いくつかの罪種との間に1%水準での有意差がみられた。

図Ⅲ-4-76 に示される通り、窃盗をした者は、していない者に比べてある程度の利益を得ており、中でも10～99万円という決して少額とはいえない利益を得ている者が多いことが特徴としてみられる。

次に、図Ⅲ-4-77 をみると、入管法違反をした者も、同様に何らかの利益を得ている者が多く、100万円以上にも及ぶ大金を得た者も少なくないことが示されている。おそらく入管法違反による「利益」とは、不法入国後、またはオーバーステイ中の不法就労や、正規滞在中の資格外活動（としての就労）などによって得られる利益であると推測される。

最後に、図Ⅲ-4-78 に示されるように、強盗については、強盗以外の犯罪をなした者に比して利益を得た者が多かったとはいえないものの、その中でも利益を得た者の中では、100万円以上の利益を得る傾向があることが示された。

図Ⅲ-4-76 罪名（窃盗）と犯行から得た利益（N＝748）

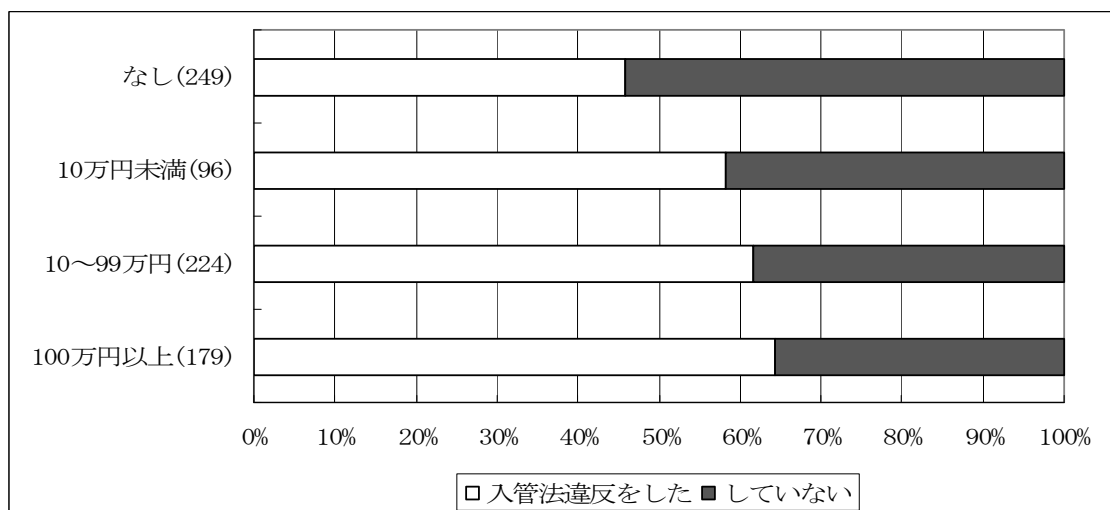


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 126.71, p < 0.001$

図Ⅲ-4-77 罪名（入管法違反）と犯行から得た利益（N＝748）

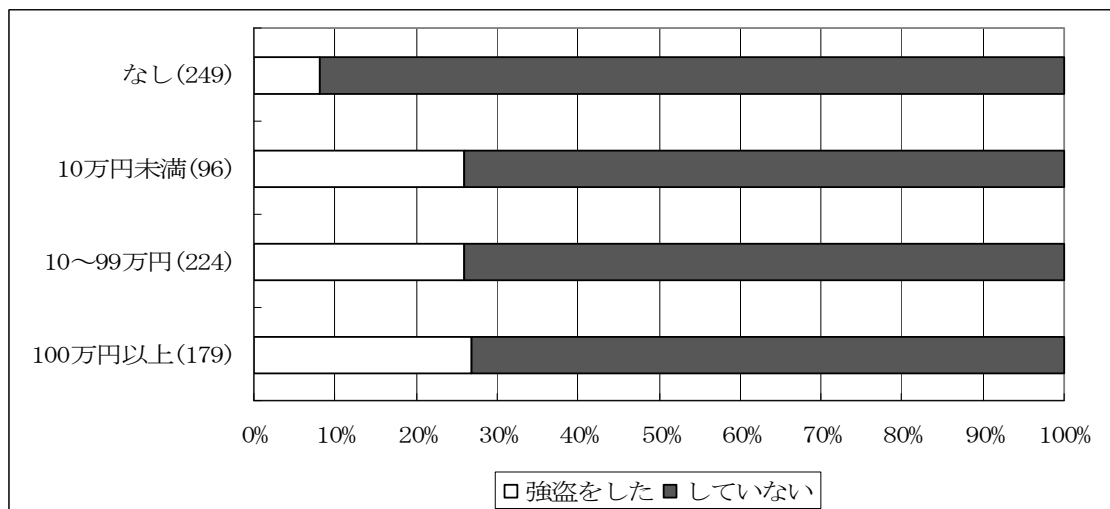


注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 18.52, p < 0.001$

図Ⅲ-4-78 罪名（強盗）と犯行から得た利益（N＝748）



注 1 （ ）内の数値は実人員である。

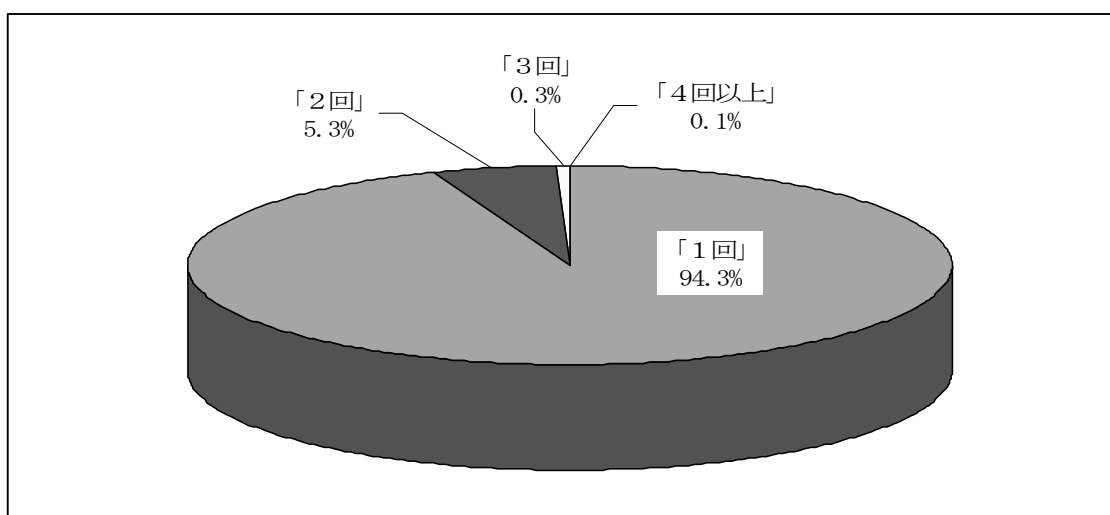
注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 34.28, p < 0.001$

7. わが国の刑務所への入所度数

図Ⅲ-4-79 は、職員対象アンケートの問 8 の回答結果をもとに、調査対象受刑者の日本国の刑務所への入所度数を示したものである。これをみると、「1 回」が 94.3%で圧倒的に多く、次いで「2 回」が 5.3%となった。

図Ⅲ-4-79 日本の刑務所への入所度数（N＝889）

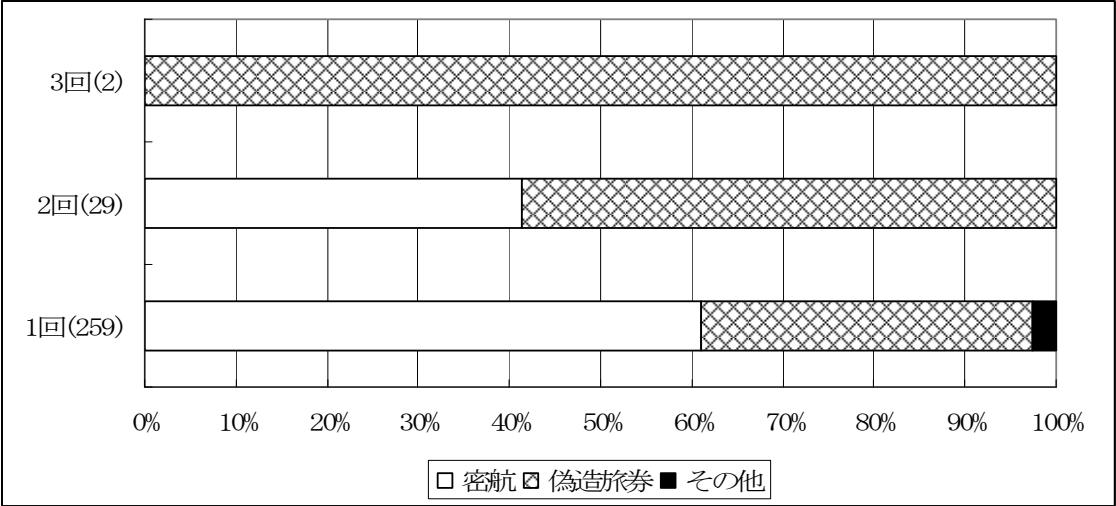


注 無回答を除く。

入管法では、日本国の法令に違反して 1 年以上の懲役刑もしくは禁錮刑に処せられた者は、日本国内に上陸することができないと定められているため（第 5 条第 5 号）、外国人

受刑者の入所度数が「1 回」に集中するのはむしろ当然といえる。そして、複数回入所したことがある者の中では、**図Ⅲ-4-80** に示されるように、偽造パスポートを使用して空港等から正規に入国する方法が採られた傾向がみられる。

図Ⅲ-4-80 日本の刑務所への入所度数と不法入国の手段（N=290）



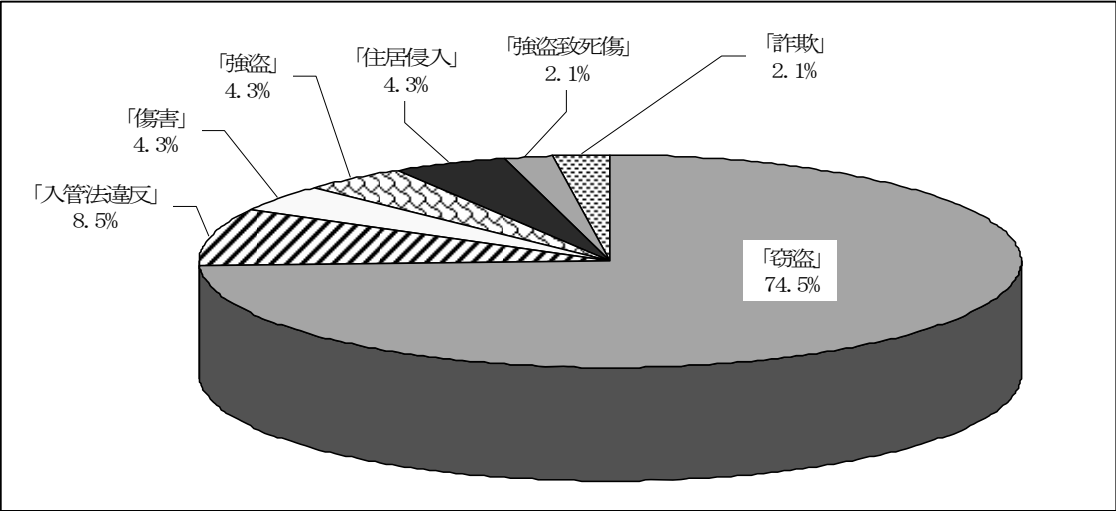
注 1 （ ）内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 8.99, p = 0.061$

次に、職員対象アンケートの間 8-1 の回答結果をもとに、入所度数 2 度以上の者について、前回入所したときの罪名の内訳を示したものが**図Ⅲ-4-81** である。最も多かったのは「窃盗」で 74.5%であった。

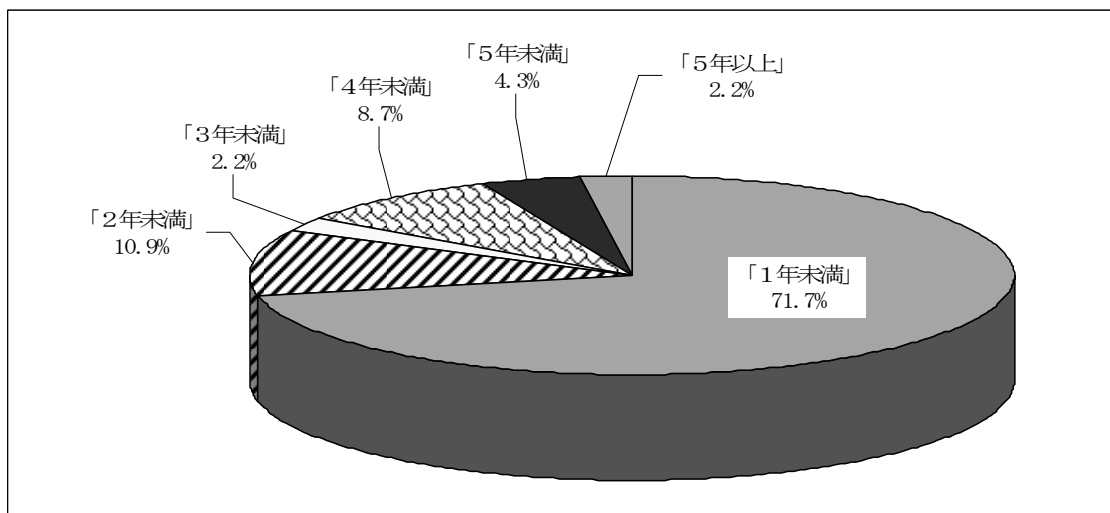
図Ⅲ-4-81 前回入所したときの罪名（N=47）



注 無回答を除く。

次に、職員対象アンケートの問 8-2 の回答結果をもとに、入所度数 2 度以上の者について、前回入所したときの刑期の内訳を示したものが図Ⅲ-4-82 である。最も多かったのは「1 年未満」で 71.7%、次いで「2 年未満」が 10.9%となっていた。

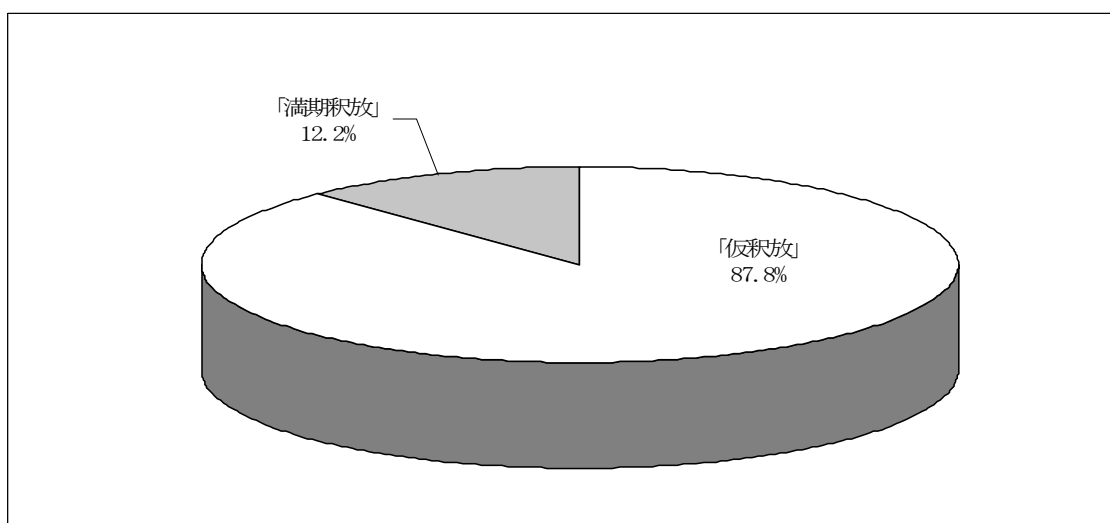
図Ⅲ-4-82 前回入所したときの刑期（N=46）



注 無回答を除く。

さらに、その際の出所の種別についてたずねたところ、図Ⅲ-4-83 に示される通り、「仮釈放」が 87.8%となっていた。ここまですを総合すると、これらの者は、窃盗罪などで比較的短期の実刑に処せられ、仮釈放となって早期に出所した者が多いことが推測される。

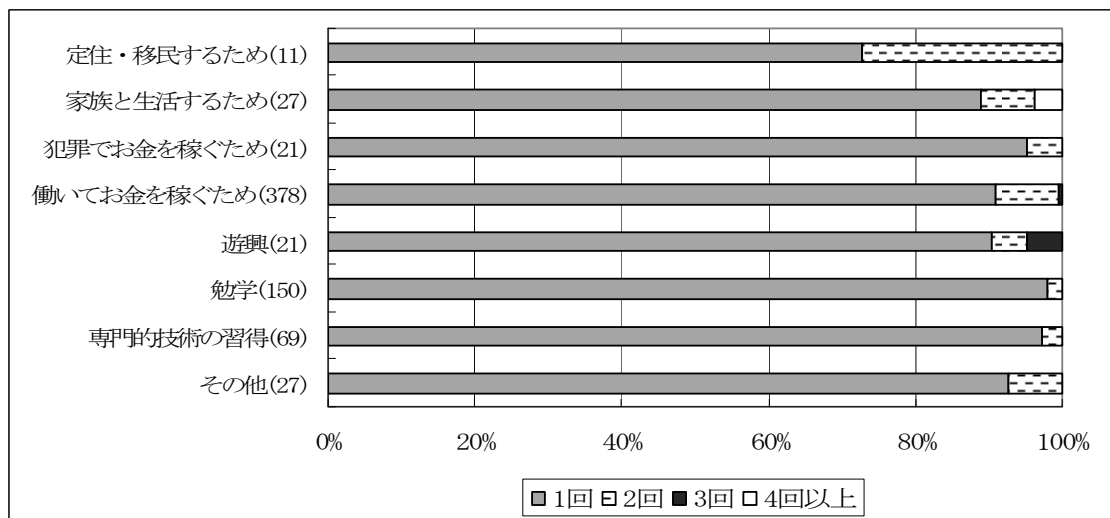
図Ⅲ-4-83 前回入所したときの出所種別（N=49）



注 無回答を除く。

そもそも複数回の入所歴を有する中国人とは、どのような目的で来日した者なのだろうか。図Ⅲ-4-84 は、日本の刑務所への入所度数と来日の目的とのクロス集計結果を示したものであるが、これをみると、実数は少ないものの「移民・定住するため」という目的に、4 回以上の入所歴を有する者の占める割合がやや多くなっている。推測にすぎないが、永住を前提とする在留資格を持たないものの、日本に家族等がいるなどの生活実態がある者がこのようなケースにあてはまるのではないか。

図Ⅲ-4-84 日本の刑務所への入所度数と来日の目的（N=704）



注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 52.76, p < 0.001$

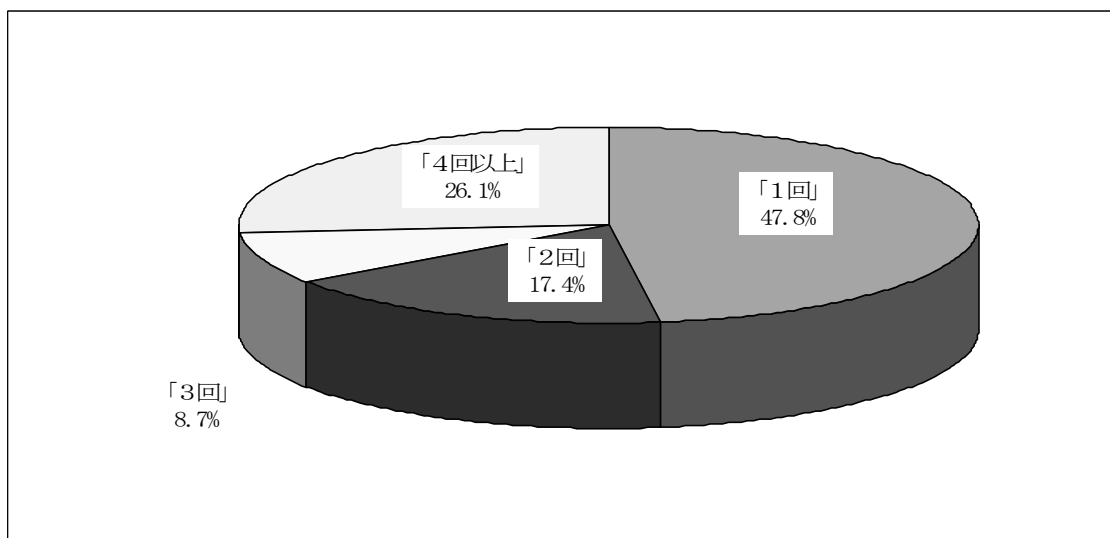
8. わが国における犯罪歴

職員対象アンケートの間 11 では、調査対象受刑者のわが国における犯罪歴を明らかにするための質問も設け、「強盗」・「恐喝」・「賭博」・「窃盗」・「殺人」・「詐欺」・「カード関係」・「横領」・「薬物」・「強姦」について、それぞれ何回関与したかをたずねている。紙面の関係上個々の結果については第Ⅳ部の単純集計表をご参照いただくこととし、強盗、並びに窃盗の犯罪歴について、図Ⅲ-4-85、並びに図Ⅲ-4-86 に示す。

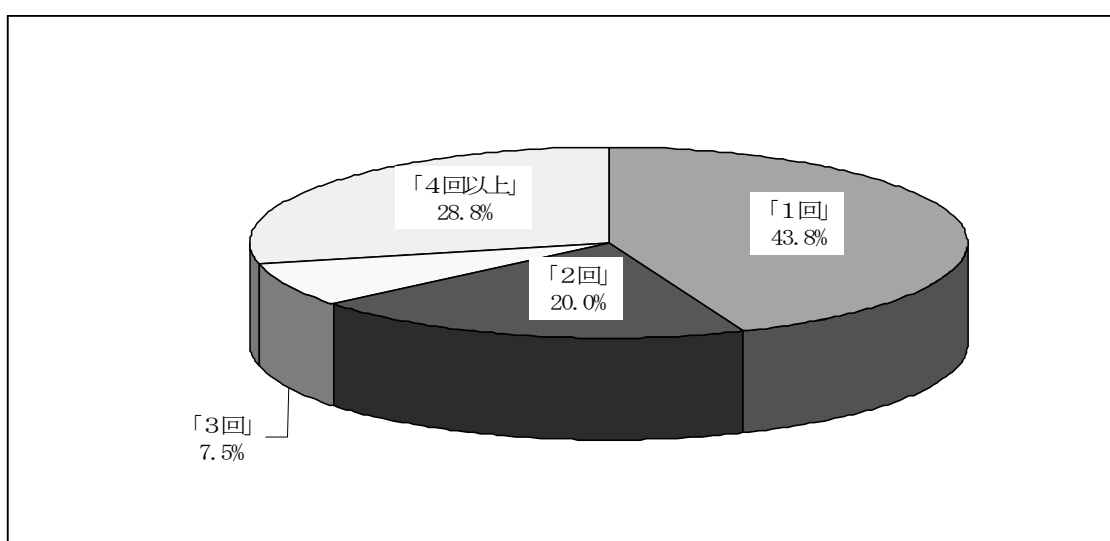
もっとも、上記各罪種の犯罪歴については、全体的に「無回答・非該当」という回答が多かったが、その理由として、前述のように外国人犯罪者は再犯者が少ないこととあわせて、本国や他の外国における犯罪歴を調査することがかなり困難であることが挙げられる。

そのような中でも、窃盗や強盗については、「2 回」以上の犯行を行っている者も少なからずおり、「4 回以上」という回答もみられた。

図Ⅲ-4-85 強盗の犯罪歴（N＝46）



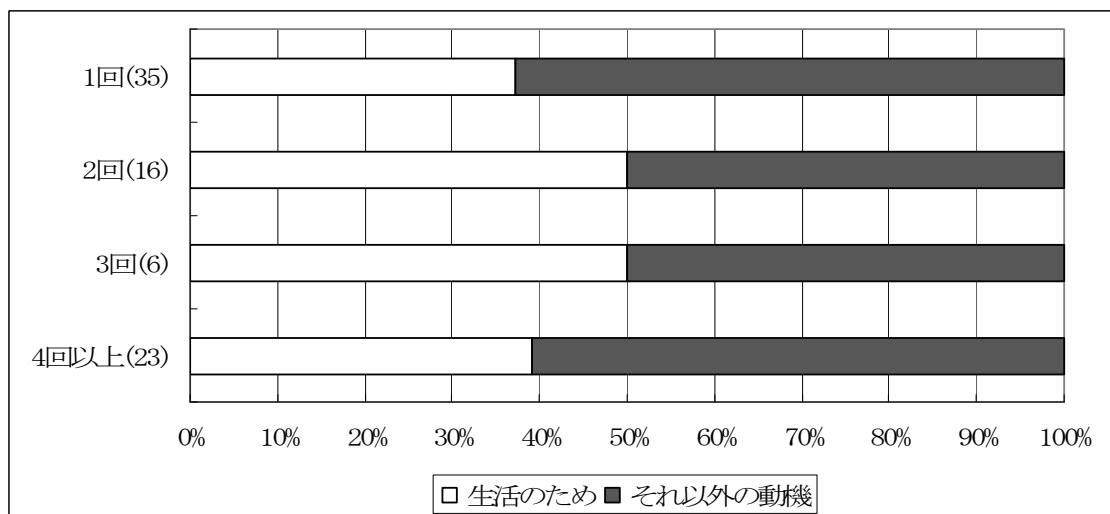
図Ⅲ-4-86 窃盗の犯罪歴（N＝80）



ところで、複数の犯罪歴をもつ者には、どのような特徴がみられるのか。そこで、複数回の犯罪歴がみられた窃盗と強盗について、他の質問項目とのクロス集計を試みた。その際仮説として想定したのは、財産目的の犯行を繰り返す背景には、借金や学費の滞納、生活苦など経済的困窮があるのではないかと、そしてその犯罪歴が多ければ多いほど、それらはより深刻なのではないかと、というものであった。

まず、図Ⅲ-4-87 は、窃盗の犯罪歴と犯行の動機（生活のため）とのクロス集計結果を示したものであるが、これをみても、複数回窃盗の犯罪歴をもつ者が、他の動機に比して「生活のため」という動機を抱いたのかが明確には示されなかった。カイ 2 乗検定による統計的な有意差もみられなかった。

図Ⅲ-4-87 窃盗の犯罪歴と犯行の動機（生活のため）（N=80）



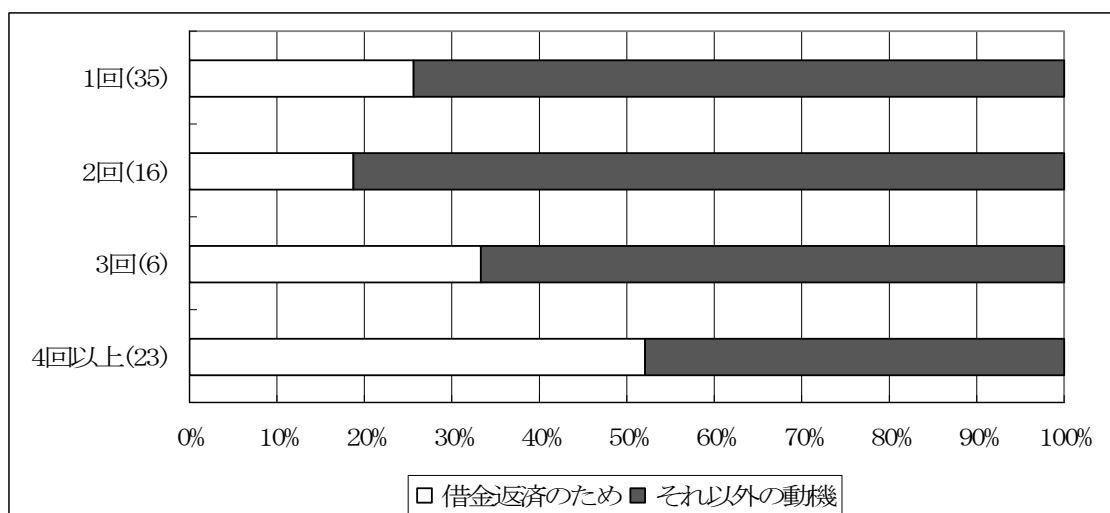
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 0.98, p = 0.806$

次に、図Ⅲ-4-88 は、窃盗の犯罪歴と犯行の動機（借金返済のため）とのクロス集計結果を示したものである。図Ⅲ-4-87と同様、こちらもカイ 2 乗検定による統計的な有意差がみられなかったが、4 回以上窃盗の犯罪歴をもつ者は、他の動機に比して「借金返済のため」に犯行に及んだ割合が若干高いことが示されており、これらの者については、犯行の背後に深刻な経済的困窮という事情があると推測できるのではないかな。

図Ⅲ-4-88 窃盗の犯罪歴と犯行の動機（借金返済のため）（N=80）



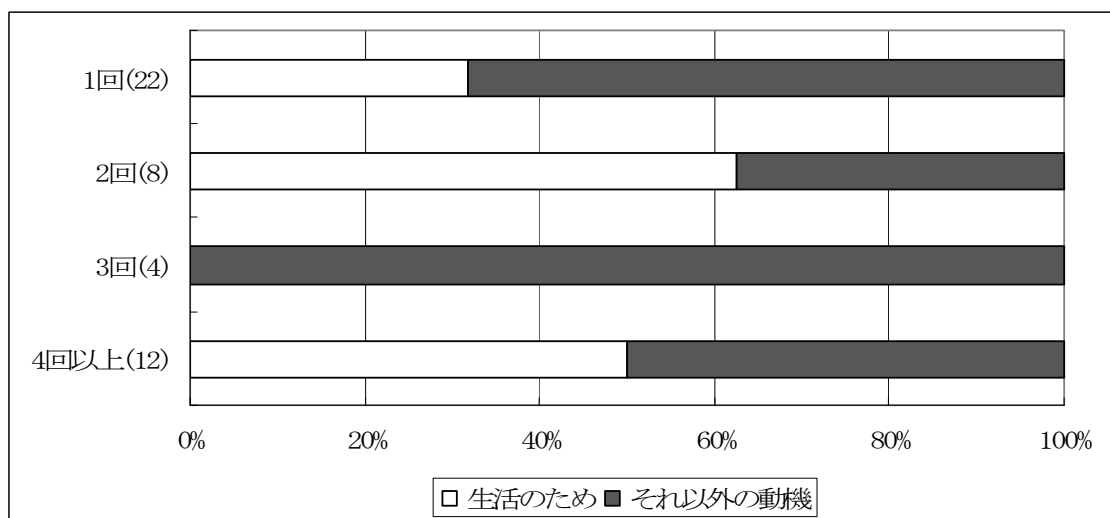
注1 () 内の数値は実人員である。

注2 無回答を除く。

注3 $\chi^2 = 6.17, p = 0.103$

一方、図Ⅲ-4-89、並びに図Ⅲ-4-90 は、強盗の犯罪歴と犯行の動機（生活のため）、並びに同（借金返済のため）とのクロス集計結果を示したものであるが、いずれも、強盗の犯行をより重ねることと、これらの動機との関連は明確には示されなかった。カイ 2 乗検定による統計的な有意差もみられなかった。よって、強盗を複数回行うことと経済的困窮との間には相関があるとはいえない、とまとめざるを得ない。

図Ⅲ-4-89 強盗の犯罪歴と犯行の動機（生活のため）（N=46）

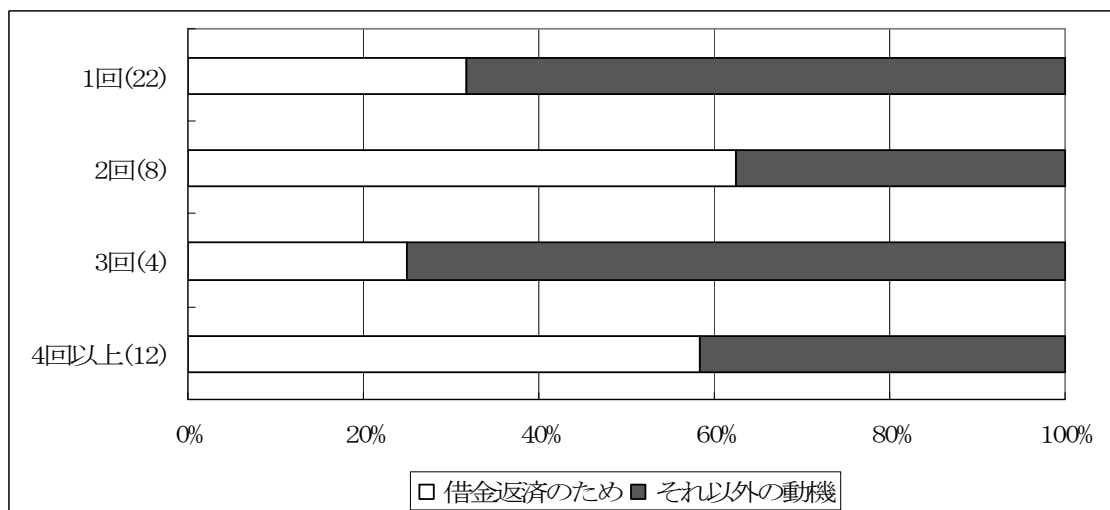


注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 5.49, p = 0.0139$

図Ⅲ-4-90 強盗の犯罪歴と犯行の動機（借金返済のため）（N=46）



注 1 () 内の数値は実人員である。

注 2 無回答を除く。

注 3 $\chi^2 = 4.028, p = 0.258$

9. 中国人受刑者の犯罪・まとめ

最後にまとめとして、今後の中国人犯罪への対策を、分析結果をもとに考察してみたい。

1) 研修・技能実習制度の見直しと円滑な運用が行われるべきである

「研修」の在留資格で来日した者に強盗致死傷、殺人、入管法違反（不法滞在）が多くみられた。研修・技能実習制度を悪用した受入れ企業や団体によってもたらされた劣悪な労働環境が、彼らを犯罪の実行へと導いたと考えられることについては先に指摘したが、この制度については、団体が研修生の受入れを監理しつつも、傘下の企業に対する指導・監督を十分に行わないという「団体管理型」受入れ体制の問題や、研修生をあっせんして不当な利益を得るブローカーの存在も指摘されるなど、様々な点で改善が求められていた。そこで、平成 21 年 7 月に公布された改正入管法において、実務研修は、原則として雇用契約に基づいて行うことが義務付けられるとともに、団体監理型の受入れにおいても、従来は 1 年目の研修についてのみ団体が監理を行っていたところを、2 年目以降の技能実習についても、団体の責任と監理の下で行われることとなるなど、大幅な見直しがなされることとなった。研修という名の下に苛酷な状況に人間を追い込めば、当事者の人生を破壊するばかりでなく、犯罪という形で社会に負の結果をもたらすことになることは、この調査でも明確に示されたところである。同制度が、技術・技能移転を通じた開発途上国の発展という真の目的にかなうものとなるよう、その運用を今後も注視すべきである。

2) 中国からの留学生に対する所属先教育機関のケアが充実化されるべきである

「就学」や「留学」などの在留資格をもって来日した者にも窃盗、強盗犯が多くみられた。先に、留学生における生活の困窮と財産犯やオーバーステイなどとの関連について指摘したが、この点をふまえて、大学や短期大学等の教育諸機関は、在学する留学生に対し、継続的な生活指導の実施や奨学金制度の弾力的な運用などのケアを充実化させる必要があると考える。

3) 生活困窮者に対する保護やその他の法的措置を講じるべきである

調査対象者の犯行の動機をみると、「生活のため」や「借金返済のため」という動機がそれぞれ 3 割強を占めていたが、これらの動機をもって犯行に及んだ者の逮捕時の在留資格をみると、「就学」や「留学」であったり、資格をもたない者が多く、「生活の困窮」が背景に浮かび上がる。「貧困と犯罪」は、犯罪学における伝統的なテーマであるが、日本人・外国人を問わず、広く生活困窮者に対する保護やその他の法的措置を講じることが、地域防犯のために必要である。

4) 店舗や住宅等への侵入防止を図るべきである

調査対象者には、侵入強盗や侵入窃盗などの形態が多くみられ、加えて住居侵入によって受刑に及んでいる者も少なくなかった。従って、店舗や住宅等への侵入防止手段を新たに検討したり、既存のものを強化したりすることが望まれる。

5) 強盗防止のために、中国人の銃刀法違反者の取締りを強化すべきである

強盗においては、銃器、刃物などの凶器がより多く用いられることが示された。中国人の銃刀法違反に対する取締り強化が必要であると考ええる。

6) 地下銀行の摘発を引き続き強化すべきである

本件犯行によって得た利益の中国本国への送金手段として、地下銀行を利用するケースが多いことが示された。今後も引き続き地下銀行の摘発を強化する必要がある。

7) 中国人の私的グループの動向把握をより重視すべきである

最後に、調査対象者のうち、特に、窃盗や強盗、同致死傷を行った者には、共犯者が伴うケースが多いことが示された。しかし、共犯者との関係をみると、中国人の友人・知人であることが多く、逆に、日中の犯罪組織と結びついて行われる犯罪は少ないことが本調査で示されることとなった。つまり、中国人による犯罪を防止するためにより重要なのは、中国人の私的グループの動向把握であり、従って、先に指摘したが、中国人による共犯事件は、その犯行にプロの犯罪組織が必ずしも関連しているとはいえず、日本の捜査機関が、これらをすべて「組織犯罪」と捉えて捜査の対象とするのは、相当ではないのかもしれない。むしろ、中国人が集団で何らかの犯罪を実行する際に、その集団の特徴や集団間の人間関係がどのようなものであるのか等について、今後も研究していく必要があると考える。

第5章 刑罰への評価

本章では、我が国の刑事司法制度について、特に裁判、科刑状況についての中国人受刑者の評価について検討するとともに国際受刑者移送条約を見据えて、中国本国への移送を希望するかどうかについて検討する。

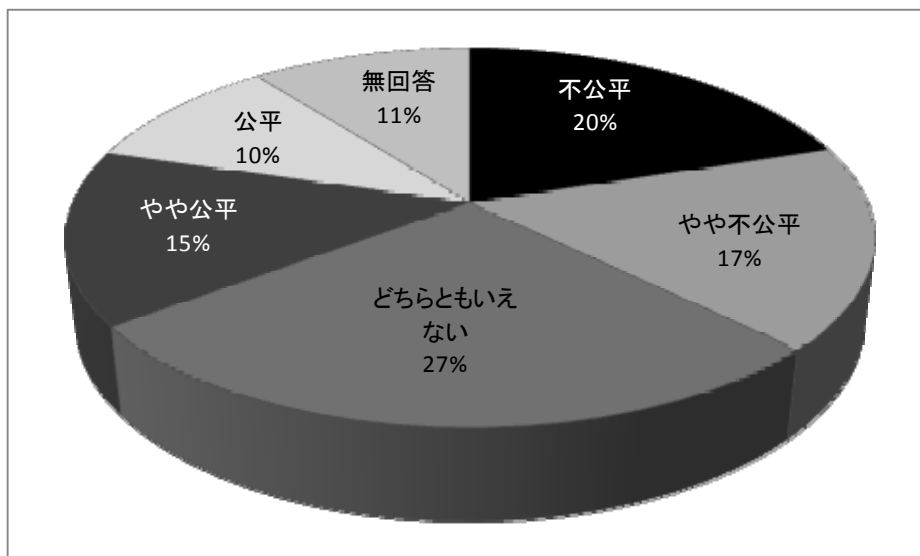
なお、本章の対象者は、第Ⅰ部第1章2調査方法（回収標本数）に記載のとおり中国人受刑者 845 人である。

1. 日本の裁判

図Ⅲ-5-1 は、我が国の裁判に関して公平、不公平などの評価を示したものである。「どちらとも言えない」と回答した者が最も多く（27%）、次いで「不公平」（20%）、「やや不公平」（17%）、「やや公平」（15%）の順で、「公平」と回答した者は1割である。裁判が終了し、争うこともない状況ではあるものの、裁判を冷静に振り返り評価することはかなり困難であると思われる。また、複雑な利害関係や言語上の問題などもあり、裁判では思ったことを十分に説明できなかったことも想像される。そうした状況下で、4人に1人が公正（「公正」と「やや公正」）であると評価したことは、むしろ注目されるのではないかとと思われる。

以下、各項目別に裁判への評価について検討する。

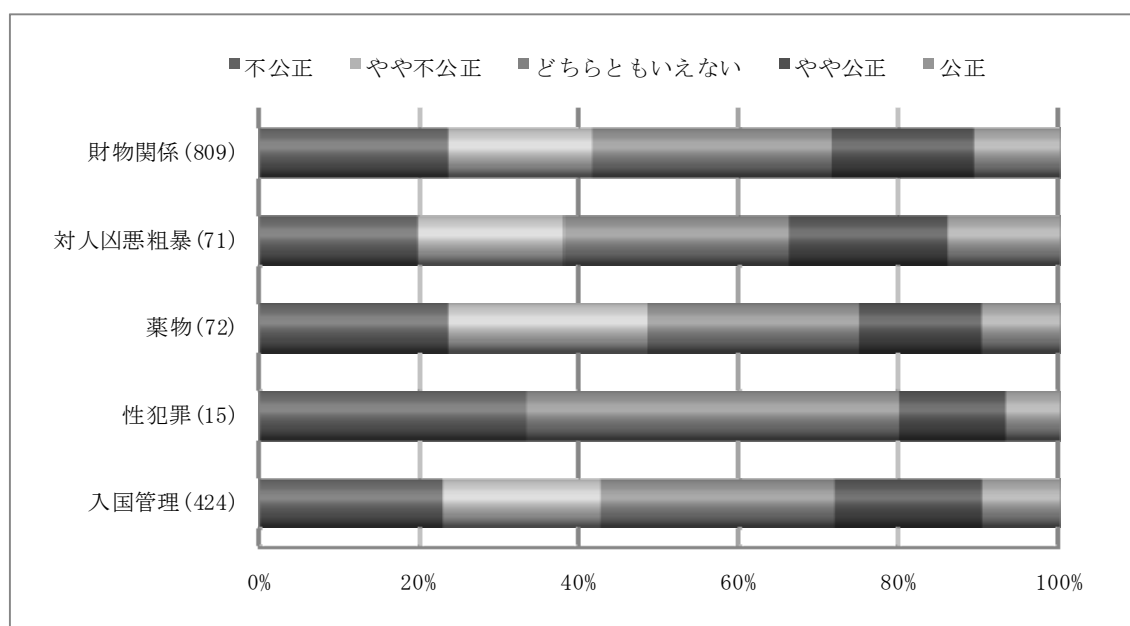
図Ⅲ-5-1 日本の裁判に関する評価（N＝845）



（１）罪名，罪種別による評価⁹

最初に，罪名，罪種別に裁判への評価について検討する。図Ⅲ-5-2は，罪種ごとに裁判に対する評価を示したものである。「公正」及び「やや公正」の二つを「公正」とすると，「対人凶悪粗暴」，「財物関係」，「入国管理」の順に公正である評価をしている。最も不公平であるとする（「不公平」及び「やや不公平」）罪種は，性犯罪である。裁判に関する評価は，刑罰の重さとも密接に関連しているので，各罪名別に節を改めて検討することにする。

図Ⅲ-5-2 罪種別裁判への評価（N＝845）



注 1 脚注を参照のこと

注 2 各罪種は，以下の犯罪内容を含む

財物関係：窃盗，強盗等，詐欺，盗品等関係，横領，背任

対人凶悪粗暴：殺人，傷害，傷害致死，暴行，暴力行為

薬物：覚せい剤，麻薬等

性犯罪：強姦，強制わいせつ

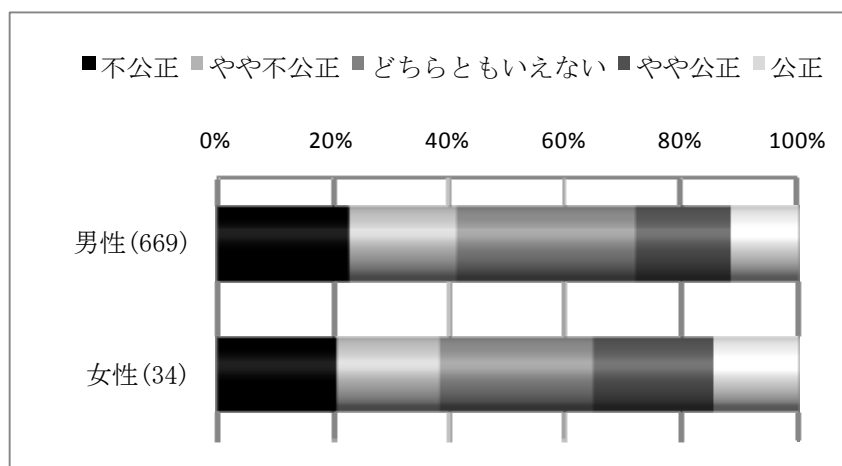
入国管理：入国管理難民認定法

⁹ 罪名は，第 1 刑の罪名を対象とし，罪名が複数ある場合は該当するすべてを対象とするため，1 人につき数個の罪名が計上されている。罪種別は，犯罪学での罪種ではなく，犯罪内容を検討し財物取得を企図した犯罪は「財物関係」に計上している。例えば，「強盗」は，犯罪学では「凶悪犯罪」に分類されるが，ここでは，「財物関係」に計上している。

（２）性別による裁判評価

図Ⅲ-5-3 は、男女別に裁判に関する評価を示したものである。男女間で大きな差はないが、女性のほうが男性に比べてやや公正な裁判であると評価する傾向が見られる。

図Ⅲ-5-3 男女別、裁判評価の構成比（N＝703）

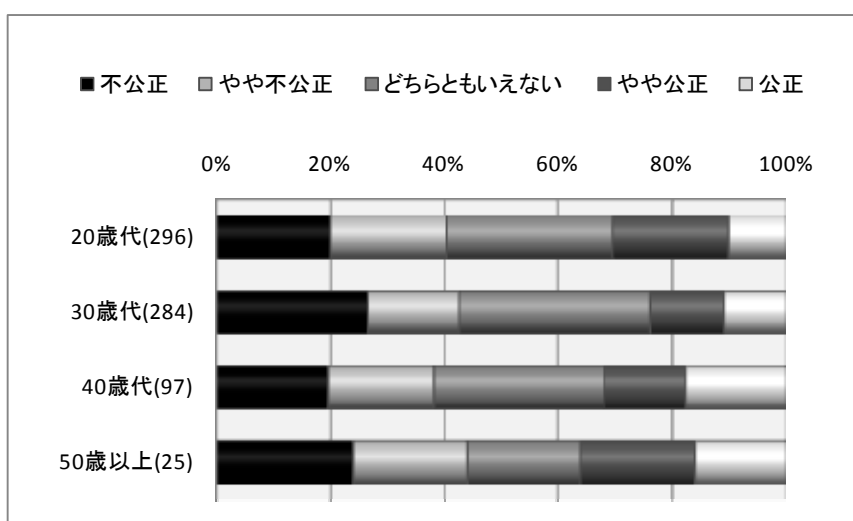


注 無回答を除く

（３）年齢層別による裁判評価

図Ⅲ-5-4 は、年齢層別に見た裁判評価を示したものである。年齢層によって大きく異なる評価はみられないが、30歳代及び50歳以上の年齢層にやや不公平であると感じている者が多い一方、50歳以上の年齢層の場合は公平感を抱いている者も多く、「公平」「やや公平」を含めると4割近くになっている。

図Ⅲ-5-4 年齢別層裁判評価（N＝702）

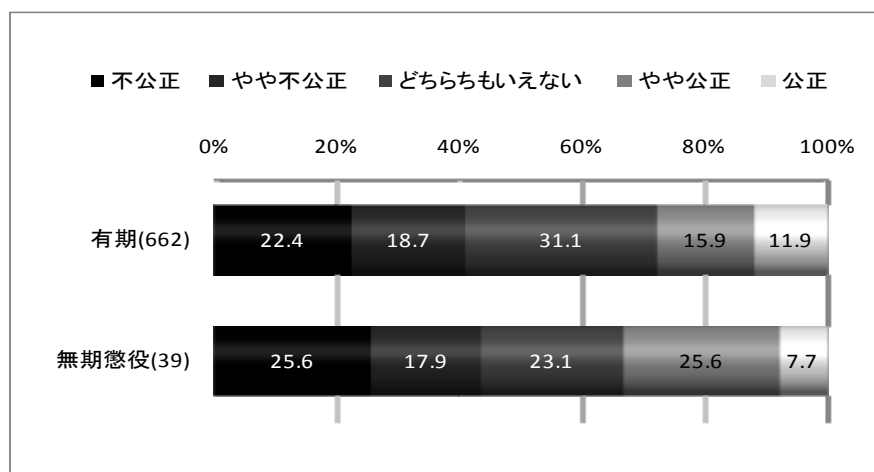


注 無回答を除く

(4) 刑期別による裁判評価

図Ⅲ-5-5 は、刑期別（有期刑と無期刑）に裁判評価を見たものである。統計的な有意差はないが、無期刑に処せられた者は、両極端の評価をしており、「不公平（25.6%）」と「やや公平（25.6%）」が多くなっている。

図Ⅲ-5-5 刑期による裁判評価（N＝701）

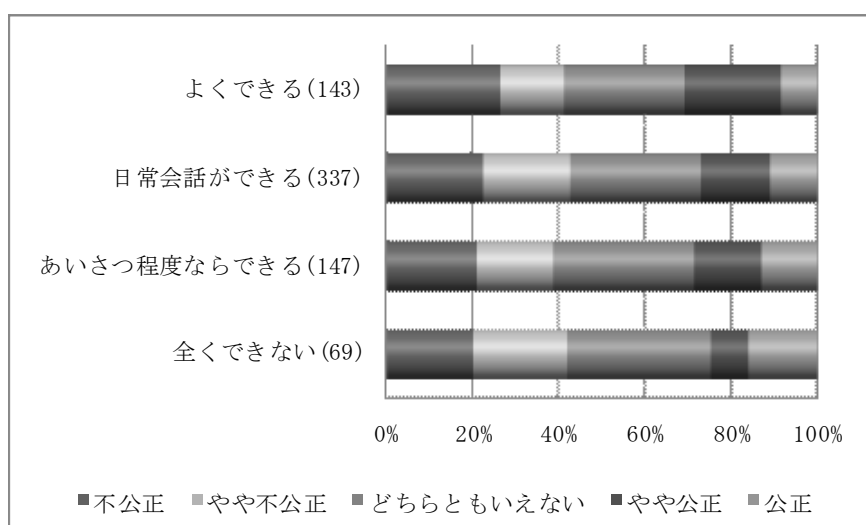


注 無回答を除く

(5) 日本語会話能力別による裁判評価

図Ⅲ-5-6 は、日本語の会話能力別に裁判評価を見たものである。能力の程度によって裁判評価が大きく異なる傾向は見られない。日本語がよくできる者は、「やや公平」であると感じているが、同時に「不公平」と感じている者も最も多い。

図Ⅲ-5-6 日本語会話能力と裁判評価の構成比（N＝696）



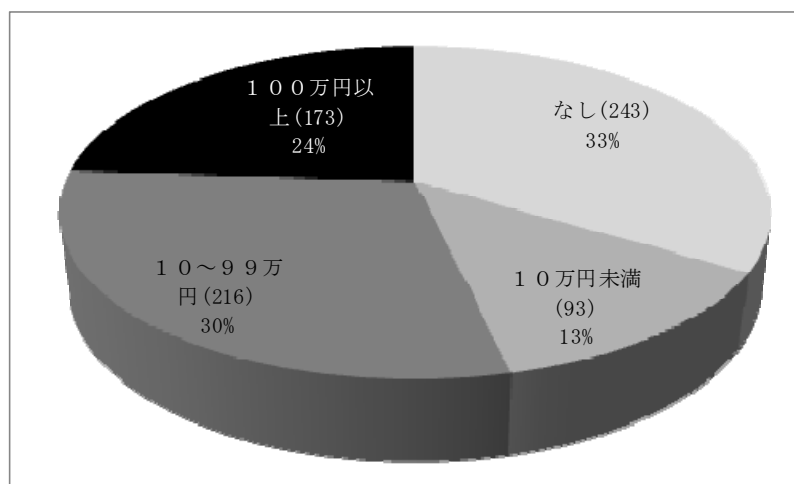
注1 日本語会話能力は職員による評価である。

注2 対象は図Ⅰ-1-1に記載した789名で、そのうち無回答を除いた。

(6) 犯罪収益別による裁判評価

図Ⅲ-5-7 及び図Ⅲ-5-8 は、犯罪による収益別に裁判の評価を示したものである。
犯罪収益がない者の比率が最も多いが（33%）、全体では 67%が犯罪収益を得ており、こ
の中で約 4 人に 1 人が 100 万円以上の収益を得ている。

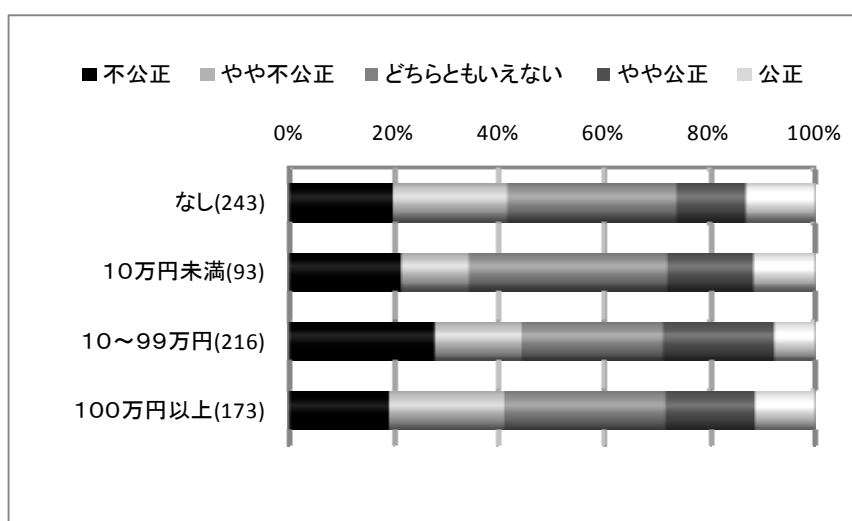
図Ⅲ-5-7 犯罪収益（N＝725）



注 無回答を除く

統計的な有意差は認められないが、100 万円以上の多額の犯罪収益を得た者に「不公平」であると感じている割合が少なく、10 万円から 99 万円の利益を得た層に「不公平」であると感じている者が多いことが指摘される。

図Ⅲ-5-8 犯罪収益別裁判評価の構成比（N＝725）

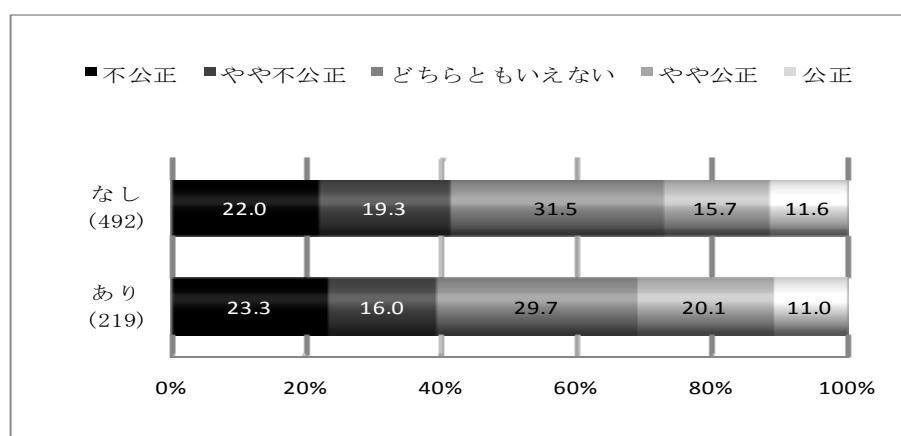


注 無回答を除く

（７）送金の有無別による裁判評価

犯罪収益を中国へ送金しているのかを見たものが図Ⅲ-5-9である。約３割が送金している（219人）。統計的な有意差は認められないが、送金している者に裁判が「不公平」と感じている者がやや多いことが指摘される。

図Ⅲ-5-9 送金の有無別裁判評価の構成比（N＝711）



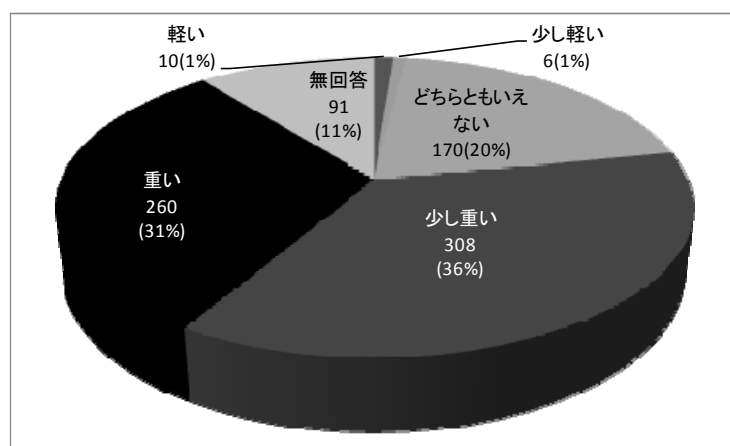
注 無回答を除く

２．刑罰に対する評価

図Ⅲ-5-10は、科せられた刑罰に関する評価を示したものである。「重い」、「少し重い」を合計すると約７割を占め、全般に科刑状況に対して厳しさを感じていることがうかがわれる。1997年の中華人民共和国（以下、「中国」とする。）の新刑法で規定されている法定刑と日本の法定刑を比較すると、一般に中国の法定刑の方が重いと考えられるが、本調査においては上記のとおり、約７割の者が日本の刑罰を重く感じている。

以下、裁判同様に項目ごとに検討する。

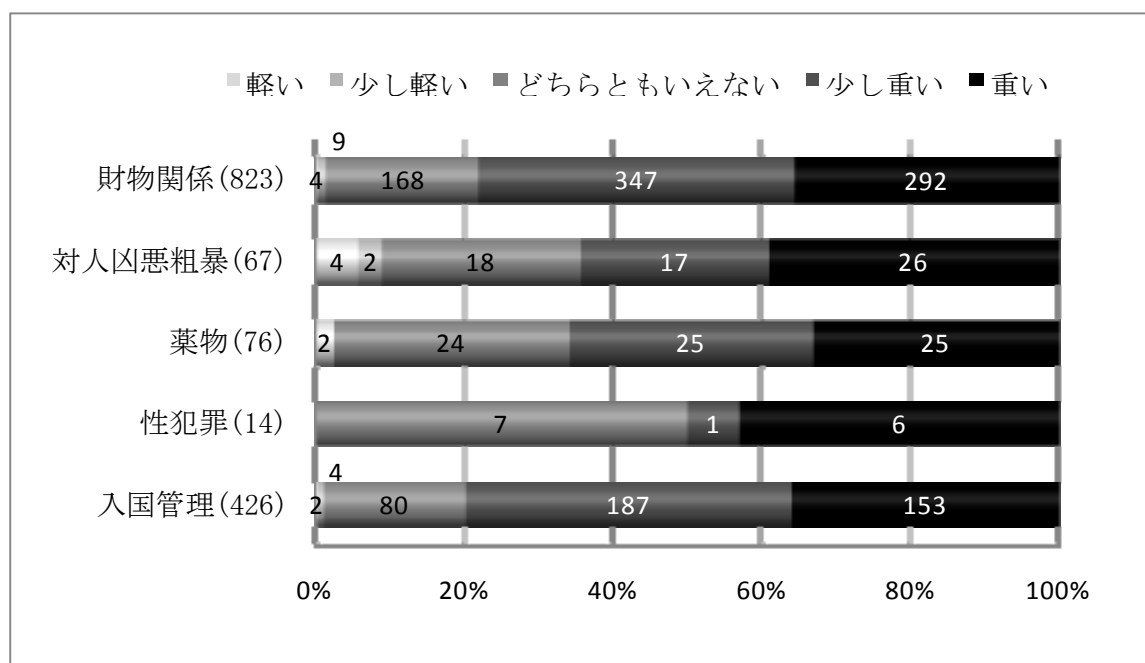
図Ⅲ-5-10 日本の刑罰に対する評価（N＝845）



(1) 罪名、罪種別等による評価¹⁰

図Ⅲ-5-11 は、罪種別に刑罰の評価を見たものである。この罪種は、第1刑の罪名について犯罪内容から罪種を特定し計上したものである¹¹。「重い」と評価した罪種は、性犯罪であるが、「重い」、「少し重い」を合計すると「入国管理」が最も多く、次いで「財物関係」になっている。「財物関係」の中に「強盗」を含めているが、このことと関係しているとも考えられる。調査票を仔細に検討すると、「強盗」の多くは、所持のナイフなどの凶器を示し、抵抗を抑圧し金品を強取しているケースが多いが、凶器で傷害を負わせている例は少ない。そのため、受刑者は、自己に都合よく考え、窃盗として処断されるべきであると考えているのではないかと推測される。

図Ⅲ-5-11 罪種別刑罰の評価 (N=845)



注 図Ⅲ-5-2 と同じ

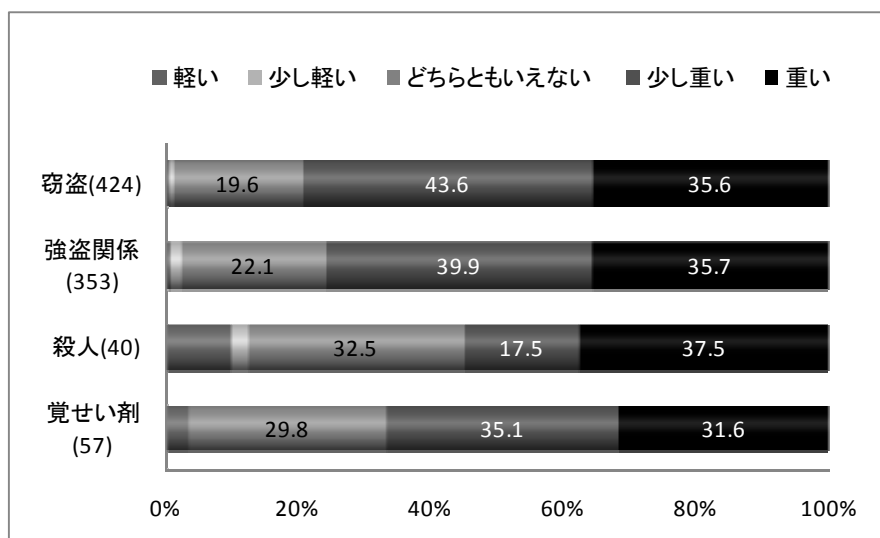
図Ⅲ-5-12 は、主要罪名別に刑罰に対する評価を見たものである。重い（「重い」及び「少し重い」）と感じている罪名は窃盗及び強盗である。覚せい剤に関しても重く感じている者が6割を超えている。中国の刑法によると、覚せい剤の製造・販売・販売目的所持に関しては、法定刑の上限が死刑であり、我が国よりも重い刑罰が規定されている。

¹⁰ 罪名は、裁判と同様に、第1刑の罪名を対象とし、罪名が複数ある場合は該当するすべてを対象とするため、1人につき数個の罪名が計上されている。

¹¹ 前項の裁判と同様に、犯罪内容により罪種を特定しており、強盗は、財物の獲得を目的としているので「凶悪犯」ではなく、「財物関係」として計上した。

しかし、単純自己使用に関しては、病人として治療処分に付されることも多いため、「重い」と感じているのではないかと推測される。

図Ⅲ-5-12 主要罪名別，刑罰に対する評価（N＝845）

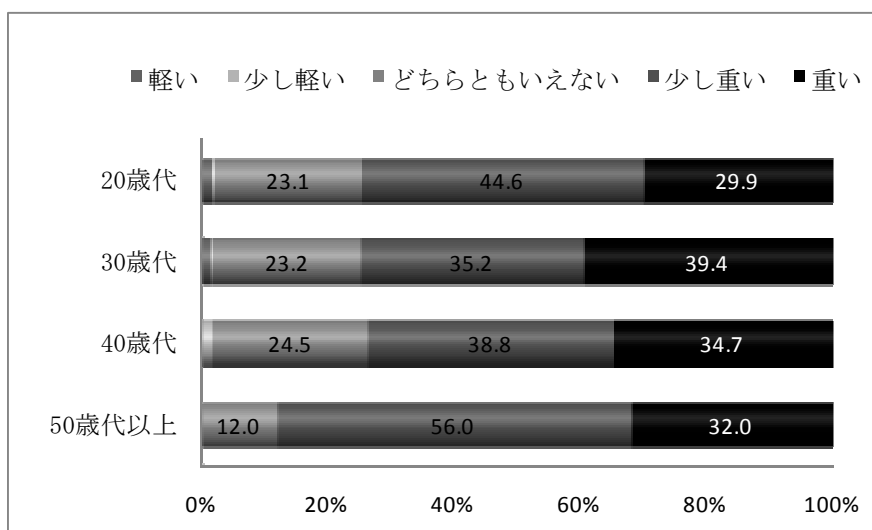


注 無回答を除く

（２）年齢による評価

図Ⅲ-5-13 は、年齢層別に刑罰に関する評価を示したものである。統計的な差は認められないが、30 歳代に重いと感じる者が多い。「重い」，「少し重い」を合わせると 50 歳代以上の年齢層では 88%に達している。

図Ⅲ-5-13 年齢層別，刑罰に対する評価（N＝845）

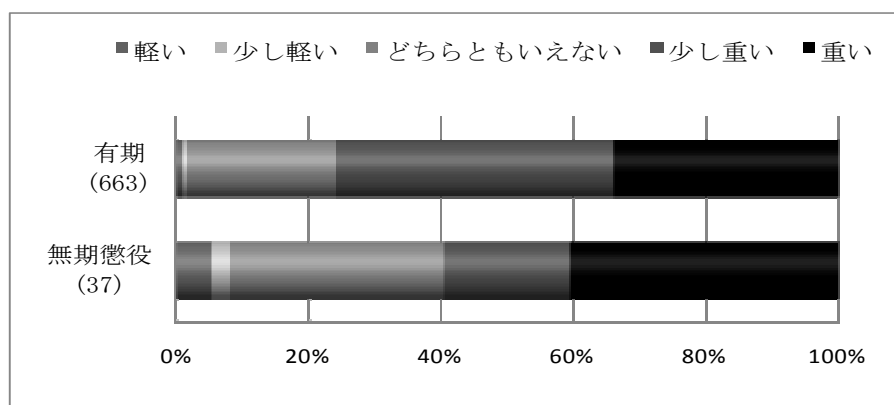


注 無回答を除く

(3) 刑期別、刑罰に関する評価

図Ⅲ-5-14 は、有期刑、無期刑の別に刑罰に関する評価を見たものである。無期刑受刑者に刑罰が「重い」と感じている者が多いが(40.5%)、有期刑受刑者の場合は、「少し重い」と感じている者が多く、「重い」、「少し重い」を合わせると76%に達している。

図Ⅲ-5-14 刑期別刑罰に関する評価の構成比 (N=700)

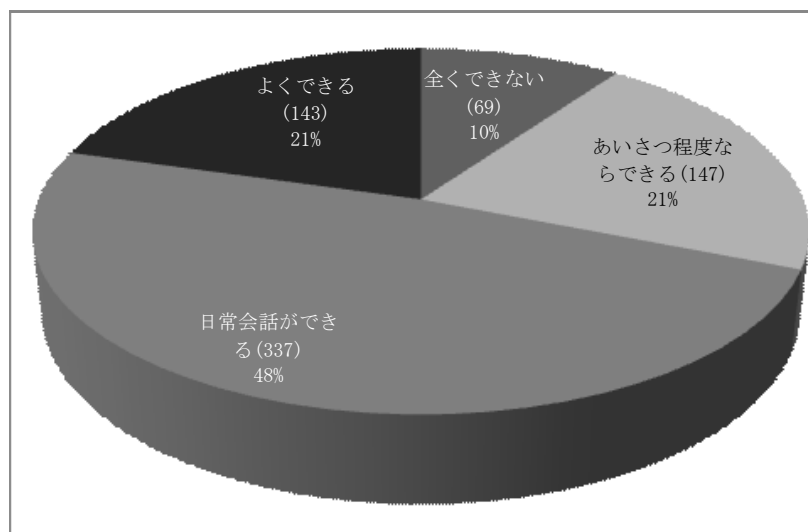


注 () 内は実数

(4) 日本語会話能力と刑罰に対する評価

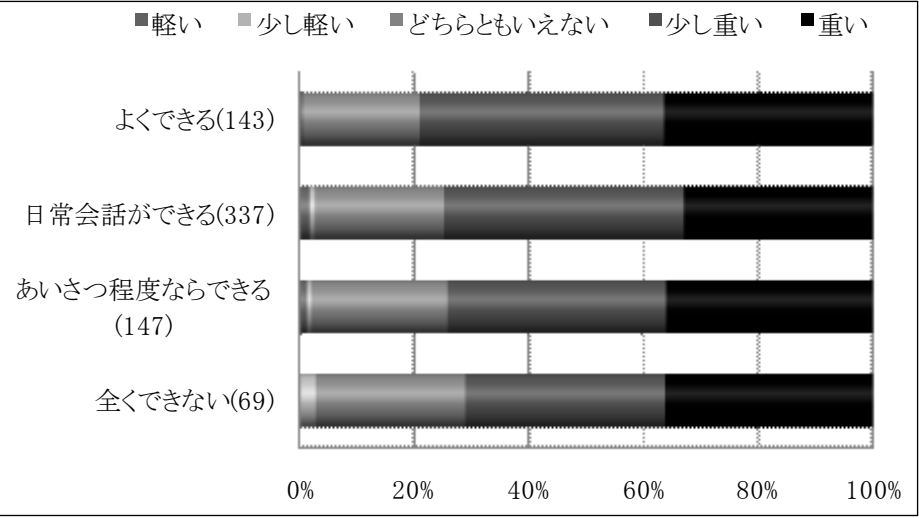
図Ⅲ-5-15 及び図Ⅲ-5-16 は、日本語会話能力及び刑罰に対する評価を見たものである。「よくできる」(20%)、「日常会話ができる」(49%)を合わせると約7割の者は日本語の会話に大きな支障がないと考えられる。刑罰との関係を見ると、「よくできる」者のうち、78%が刑罰を重い(「重い」及び「少し重い」と評価しており、「全くできない」者は72%が重いと評価している。統計的な有意な差はないものの、会話能力が優れている者ほど刑罰の評価が重いと感じる傾向がうかがわれる。

図Ⅲ-5-15 日本語会話能力 (N=696)



注 無回答を除く

図Ⅲ-5-16 日本語会話能力別，刑罰に対する評価の構成比（N＝695）



注1 () 内は実数

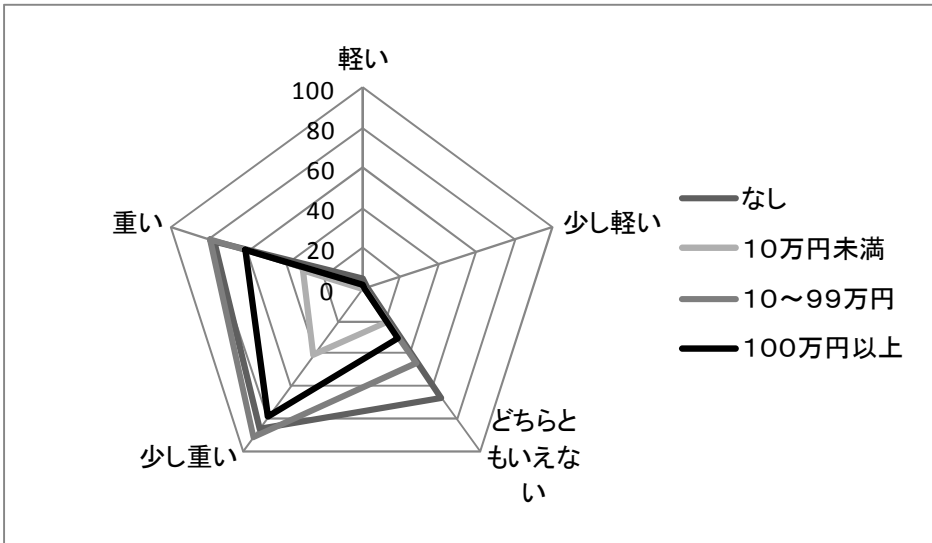
注2 無回答を除く

（５）犯罪によって得た利益との関係

図Ⅲ-5-17 及び図Ⅲ-5-18 は，犯罪により得た利益と刑罰に関する評価の関係を見たものである。

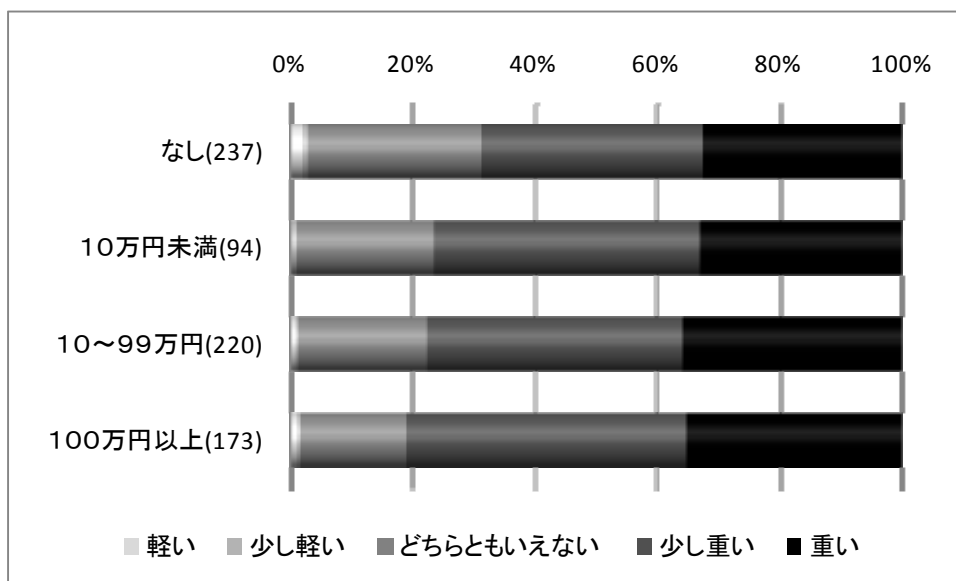
「軽い」，「少し軽い」と感じている者はほとんどおらず，「重い」，「少し重い」，「どちらとも言えない」に偏っている。これを，犯罪収益の金額別に見ると，どの収益層でも「重い」，「少し重い」と感じている者が多く，特に犯罪収益による金額が多い者ほど「重い」と感じる傾向がうかがわれる。

図Ⅲ-5-17 犯罪の利益と刑罰に関する評価（N＝724）



注 無回答を除く

図Ⅲ-5-18 犯罪収益別，刑罰評価（N＝724）



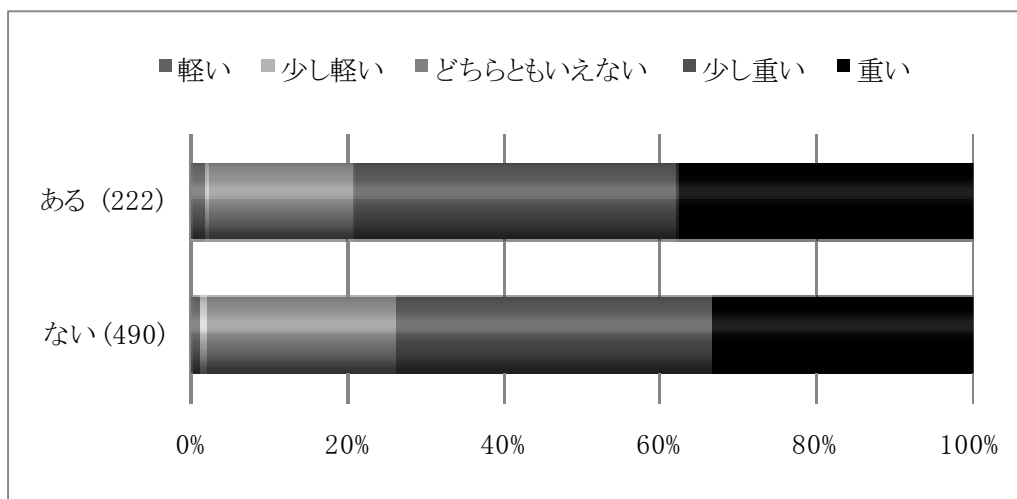
注1 （ ）内は実数

注2 無回答を除く

（6）送金の有無と刑罰に関する評価

図Ⅲ-5-19は，犯罪収益の送金の有無と刑罰に関する評価を示したものである。二者間に統計的な有意差はないが，送金経験を有している者のほうが，刑罰に関して重いと感じる傾向がうかがわれる。

図Ⅲ-5-19 送金の有無と刑罰に関する評価（N=712）



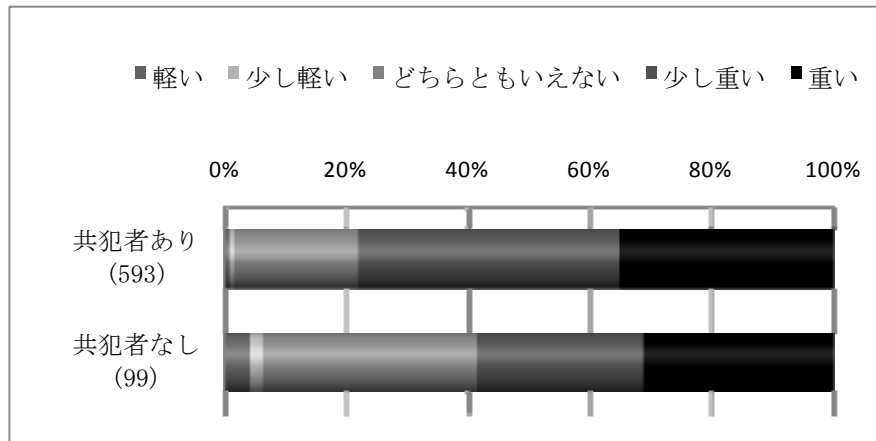
注1 （ ）内は実数

注2 無回答を除く

(7) 共犯の有無と刑罰に対する評価の構成比

図Ⅲ-5-20は、共犯の有無別に刑罰に関する評価を見たものである。共犯者がいる受刑者のほうが重い（「重い」及び「少し重い」）と感じていることが指摘される。

図Ⅲ-5-20 共犯の有無別，刑罰に対する評価（N＝692）

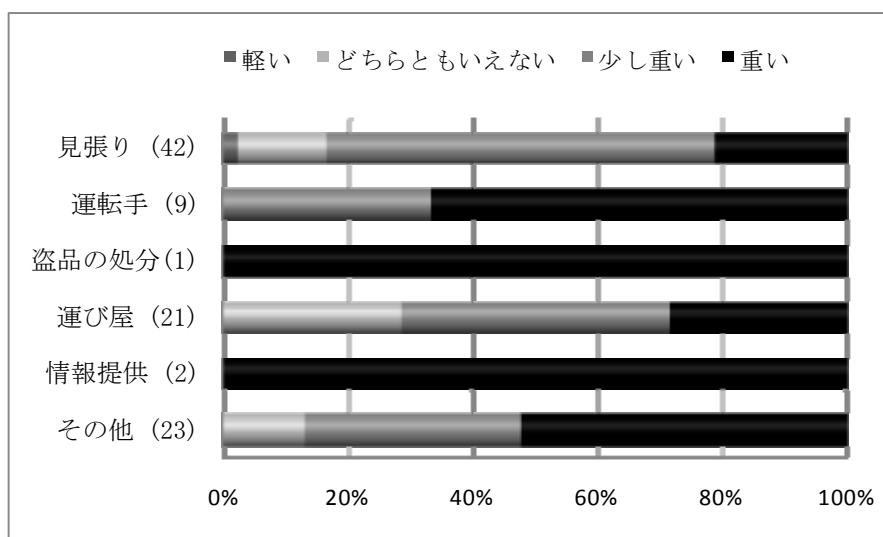


注1 () 内は実数

注2 無回答を除く

この共犯者がいる者に関して、具体的な役割別に刑罰に関する評価を見たものが図Ⅲ-5-21である。実数が少ないため確定的なことは言えないが、「盗品の処分」及び「情報提供」などの犯罪の実行行為に直接関与していない者は「重い」と感じている。

図Ⅲ-5-21 具体的役割別，刑罰に対する評価の構成比（N＝98）



注1 () 内は実数

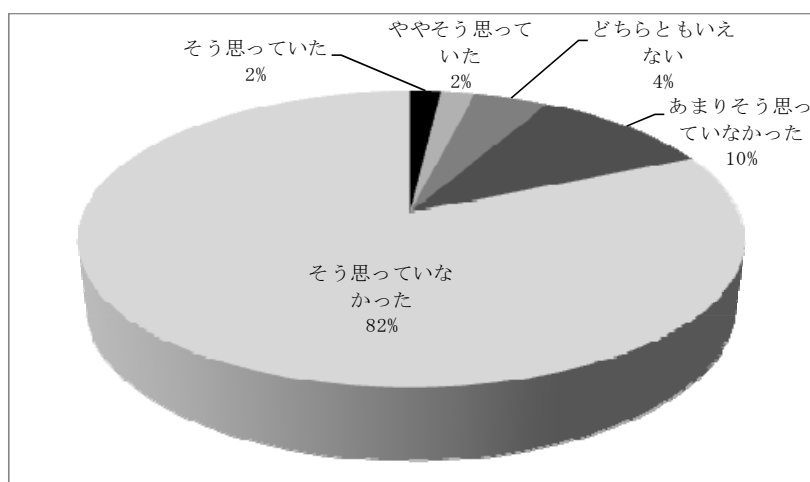
注2 無回答を除く

(8) 来日前の日本のイメージと刑罰に対する評価

① 捕まりにくい

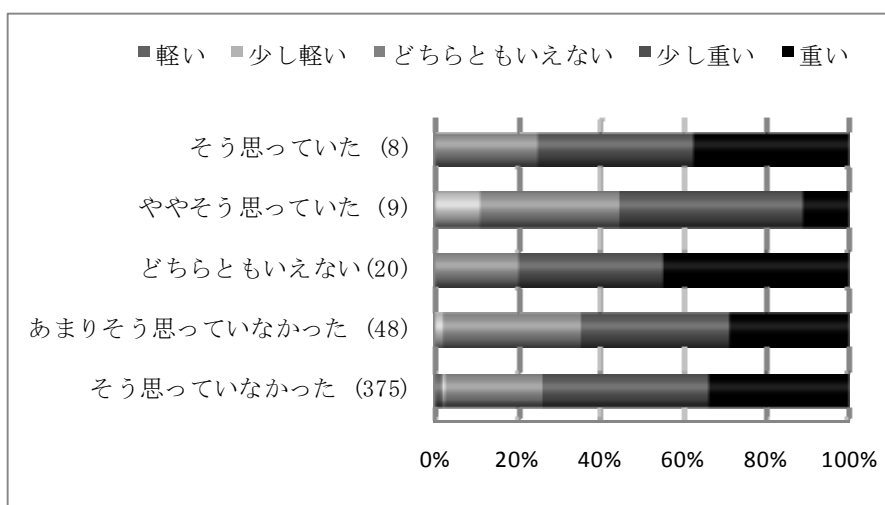
図Ⅲ-5-22 及び図Ⅲ-5-23 は、刑罰と来日前の日本のイメージ（捕まりにくい）との関係を示したものである。82%の者は「捕まりにくい」とは思っておらず、我が国の科学捜査、警察等の証拠収集能力について一定の評価をしているものと思われる。統計的な有意差はないが、捕まりにくいと思っていた者も捕まりやすいと思っていた者も刑罰に関しては約8割が重い（「重い」及び「少し重い」）と評価している。

図Ⅲ-5-22 日本のイメージ（捕まりにくい，N=460）



注 無回答を除く

図Ⅲ-5-23 来日前の日本のイメージ（捕まりにくい）と刑罰に対する評価の構成比（N=460）



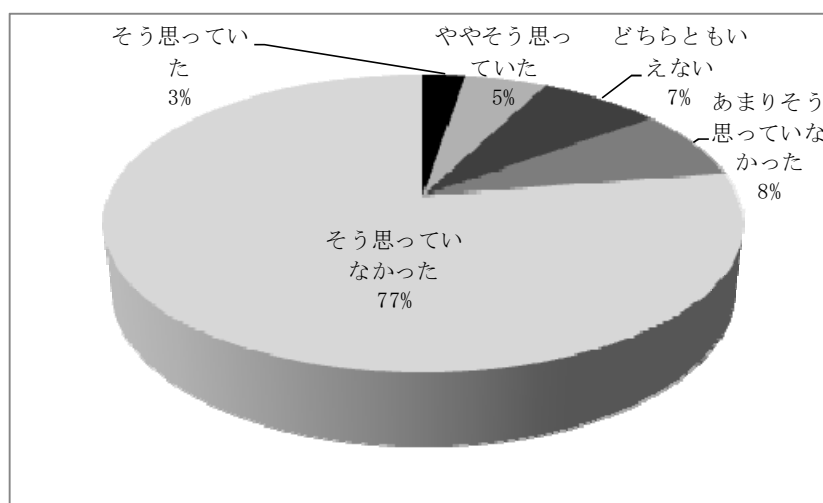
注1 () 内は実数

注2 無回答を除く

② 刑罰が軽い

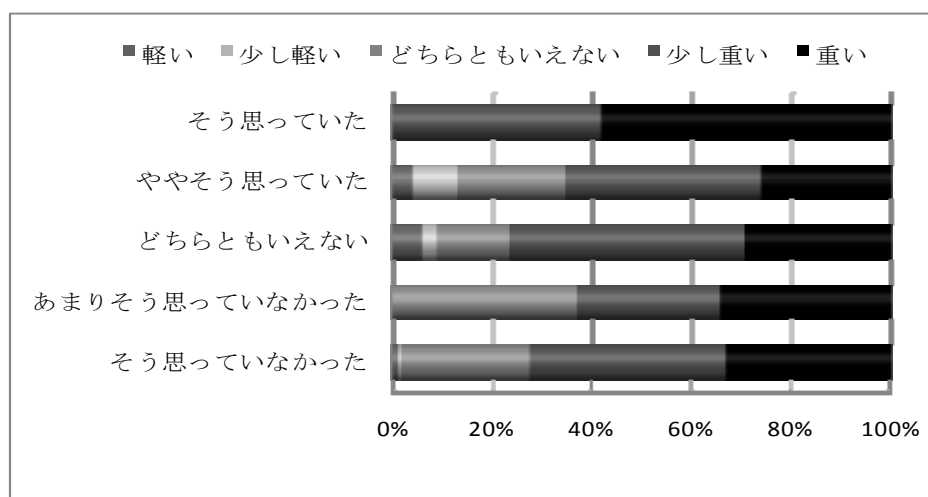
日本に関して、来日前に「刑罰が軽い」とイメージしているかを見たのが、**図Ⅲ-5-24**及び**図Ⅲ-5-25**である。全体の約8割の者は、我が国の刑罰が軽いとは思ってはいない。また、来日前に日本の「刑罰は軽い」と思っていた者は、実数が少なく断定的なことは言えないが、6割近くの者が実際には「刑罰が重い」と感じており、来日前のイメージと実際では大きく異なっていることが指摘される。

図Ⅲ-5-24 日本刑罰に関する評価（刑罰が軽い，N＝463）



注 無回答を除く

図Ⅲ-5-25 日本のイメージ（刑罰が軽い）と刑罰に関する評価（N＝463）

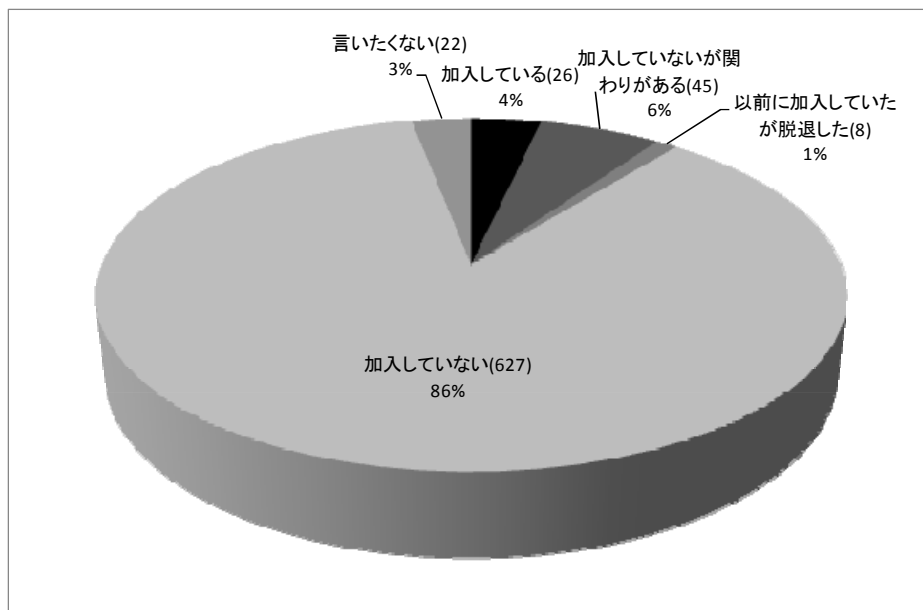


注 無回答を除く

(9) 犯罪組織加入と刑罰に関する評価

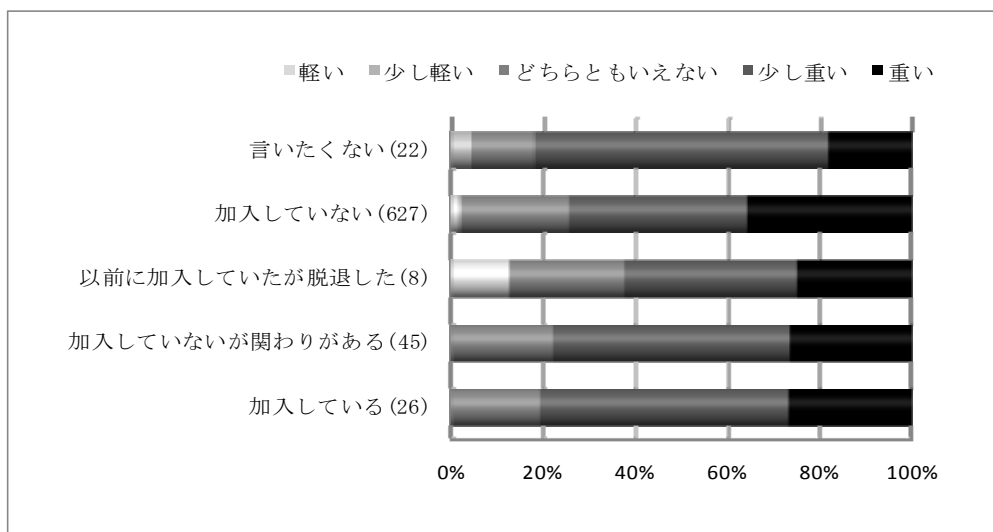
図Ⅲ-5-26 及び図Ⅲ-5-27 は、犯罪組織加入状況と我が国の刑罰に関する評価を示したものである。犯罪組織に加入している者は5%未満で、圧倒的多数は犯罪組織と関係していない。加入状況と刑罰に関する評価を見ると、統計的に有意差は認められないが、犯罪組織に加入していない者は、「刑罰が重い」と感じる傾向が見られる。

図Ⅲ-5-26 犯罪組織加入状況（N＝728）



注 無回答を除く

図Ⅲ-5-27 犯罪組織加入と刑罰に関する評価（N＝728）



注 無回答を除く

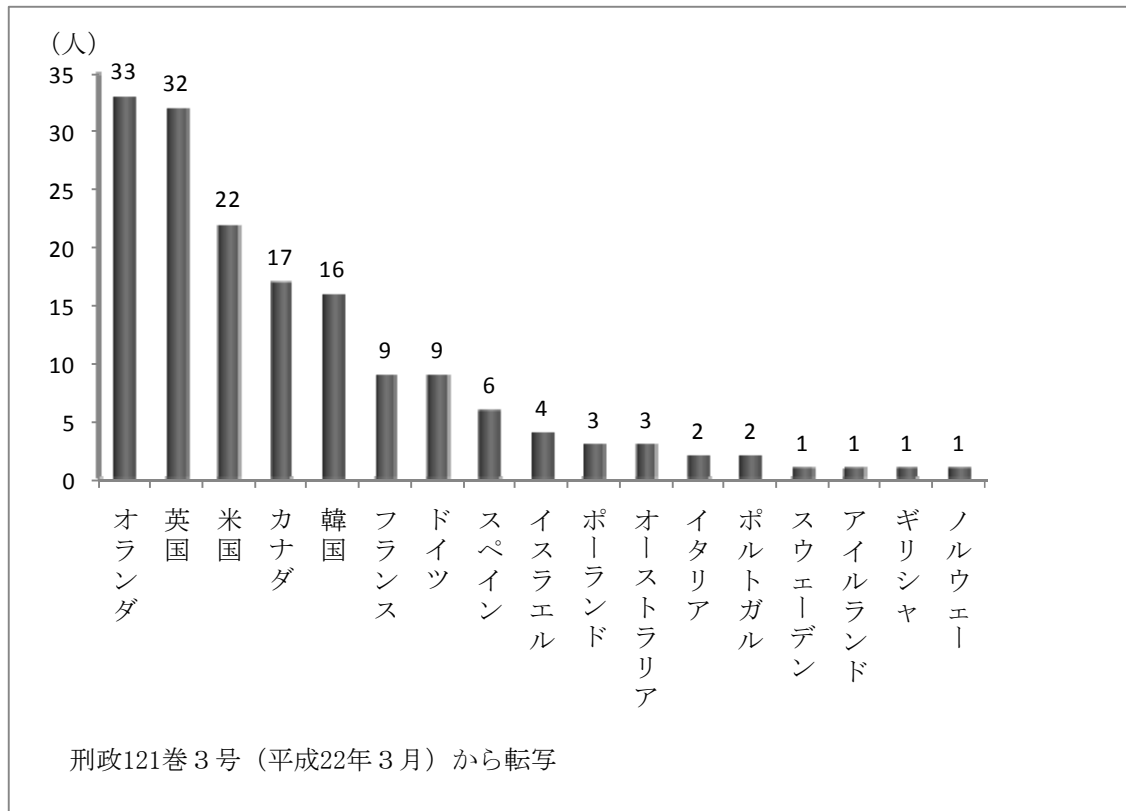
3. 中国本国への移送について

(1) 中国への移送希望状況

我が国で裁判を受け、その執行のために日本の刑事施設に収容されている中国人受刑者に、残刑期を中国で執行できるとすれば中国への移送を希望するかを調査したので、その結果について述べる。

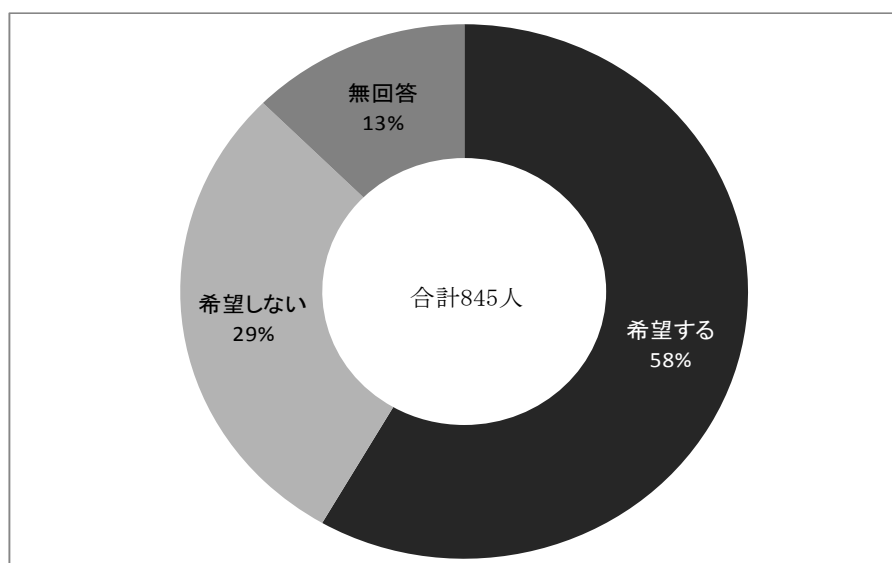
我が国は、欧州評議会の「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入し、国際受刑者移送法等に基づき、条約締約国との間で受刑者の移送を実施している。移送が実施された平成15年から21年12月末までに、17カ国へ162人の受刑者を移送している（図Ⅲ-5-28参照）。国際化の進展を背景に円滑に実施が進んでおり、我が国における外国人受刑者処遇の重要な制度の一つになっている。しかし、中国を含むアジア諸国の多くは同条約に批准・加入しておらず、特に必要と認められる場合は、二国間条約を締結して移送することになるが、現在までのところ、我が国と中国は二国間条約を締結しておらず受刑者移送は実施していない。しかしながら、中国人受刑者全員を対象とする本調査において、受刑者移送について中国人がどのような希望を抱いているのかを把握することは重要なことと思われる。

図Ⅲ-5-28 国際受刑者移送法等に基づく移送者数（平成15年～21年）



そこで最初に、中国への移送希望を見ると、**図Ⅲ-5-29**のとおり、移送を希望する者が58%、希望しない者が29%である。かつて、我が国の刑事施設と中国における施設の設備、教育内容、作業報奨金の額、医療水準などの大きな違いから、さらには、中国本国に移送されることによって刑罰が加算され刑期が長くなるのではないかといった危惧から、中国への移送については希望しない受刑者多かったが、最近においては、中国の刑事施設への移送を希望する受刑者が増加していると思われる¹²。

図Ⅲ-5-29 中国への移送希望



(2) 罪種別、移送希望状況

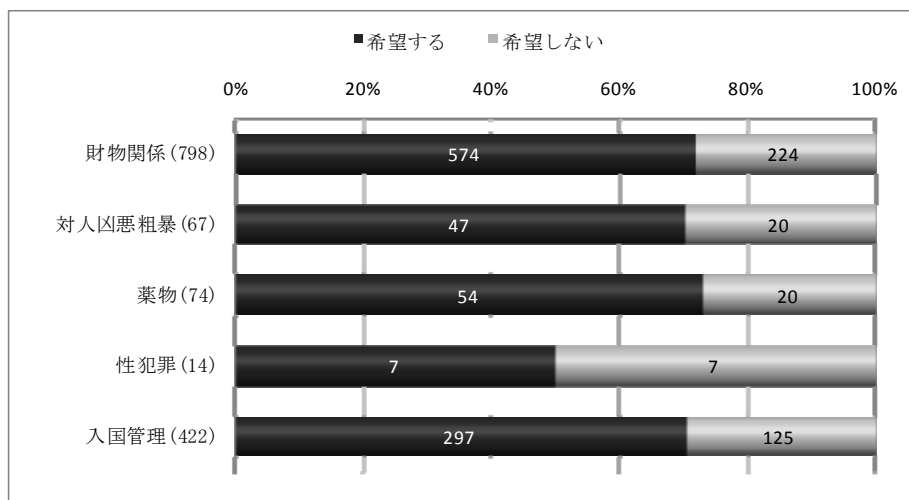
図Ⅲ-5-30は、罪種別¹³に移送希望を見たものである。罪種別による統計的な有意差はないが、「性犯罪」者は他種犯罪者に比べて移送希望が少なく50%以下である。他の4罪種に関しては、各罪種間の違いはないが、いずれの罪種であっても約7割の者が移送を希望していることが注目される。

図Ⅲ-5-31は、主要罪名ごとに移送希望の有無を見たものである。詐欺を除いて、すべての主要罪名の者の7割以上が移送を希望していることが注目される。移送を希望している罪名で最も多いのが、「強盗関係」次いで「覚せい剤取締法違反」、「殺人」、「窃盗」である。アヘン戦争以来、中国においては、歴史の教訓から薬物に関しては極めて厳しい刑罰

¹² 特別な調査は実施していないが、筆者が府中刑務所に勤務していた平成6年～8年ころは、本国への移送を希望しない中国人受刑者が圧倒的に多かった。その理由は、刑が加算されることへの危惧とともに、我が国の刑務所の設備が整っていること、当時の作業賞与金額が高いことなどであった。

¹³ 第1刑の罪名について分類した。罪名が複数ある場合は、そのすべてを計上しているため、「入国管理」罪種に関しては、前項と同じように、犯罪学上の罪種ではなく、犯罪内容に基づいて分類している。例えば、「強盗」は、財物の取得を目的とした内容なので、「凶悪犯罪」ではなく「財物関係」に分類している。

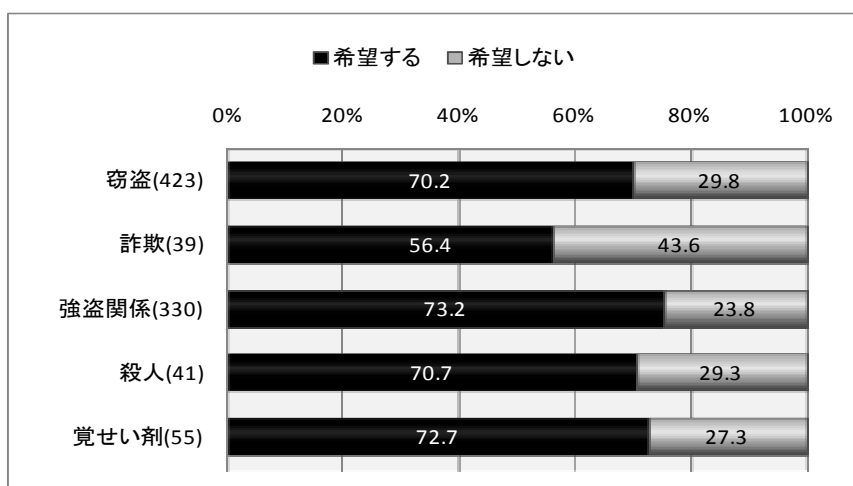
図Ⅲ-5-30 罪種別移送希望状況（N＝845）



注 図Ⅲ-5-2 と同じ

が規定されている。特に、販売目的所持、密輸入などは死刑を含む厳格な法執行で臨んでいることが特徴である。自己使用に関しても、我が国の法定刑と中国の法定刑を比較すると、中国の法定刑が重く規定されている。しかし、中国においては、自己使用者に関しては「病人」としての処遇など、我が国以上に多様な処遇が展開されているので、本国において刑事罰としての処遇ではなく、医療上の治療対象者としての処遇を期待しているのではないかと推測される。

図Ⅲ-5-31 主要罪名別移送希望の有無（N＝845）



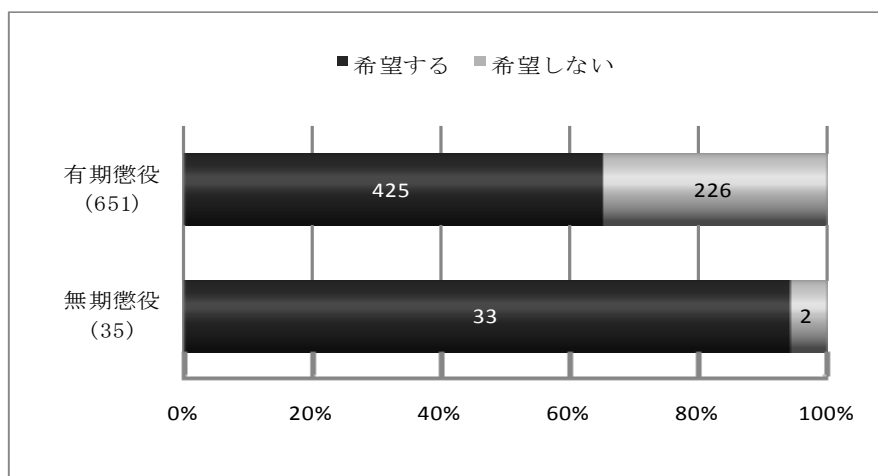
注 無回答を除く

(3) 刑期別、移送希望状況

図Ⅲ-5-32 は、刑期別に移送希望の有無を見たものである。有期懲役、無期懲役とも移

送を希望している者が多く、特に無期懲役刑受刑者に移送を希望する者が多い。我が国においては、近年、仮釈放制度が厳格に執行される傾向にあり、無期懲役受刑者の多くが30年以上の服役後に仮釈放になっているのが実情である。こうした実情が敏感に反映されているのではないかと推測される。

図Ⅲ-5-32 刑期別移送希望の有無（N=687）

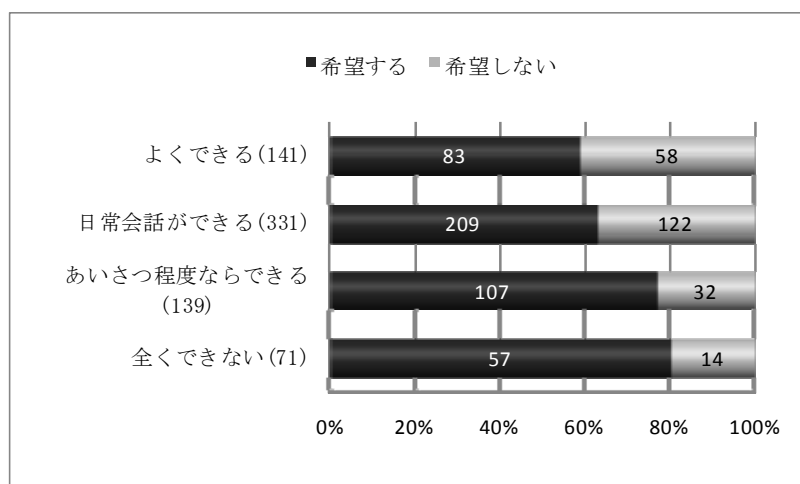


注 無回答を除く

（4）日本語会話能力と移送希望の有無

図Ⅲ-5-33 は、日本語の会話能力と移送希望の有無を見たものである。日本語の会話能力のある者ほど、移送を希望する者が少なく、全くできない者は8割以上の者が本国への移送を希望している（ $\chi^2=18.3280$ df=3, $P<0.01$ ）。

図Ⅲ-5-33 日本語会話能力と移送希望の有無（N=682）

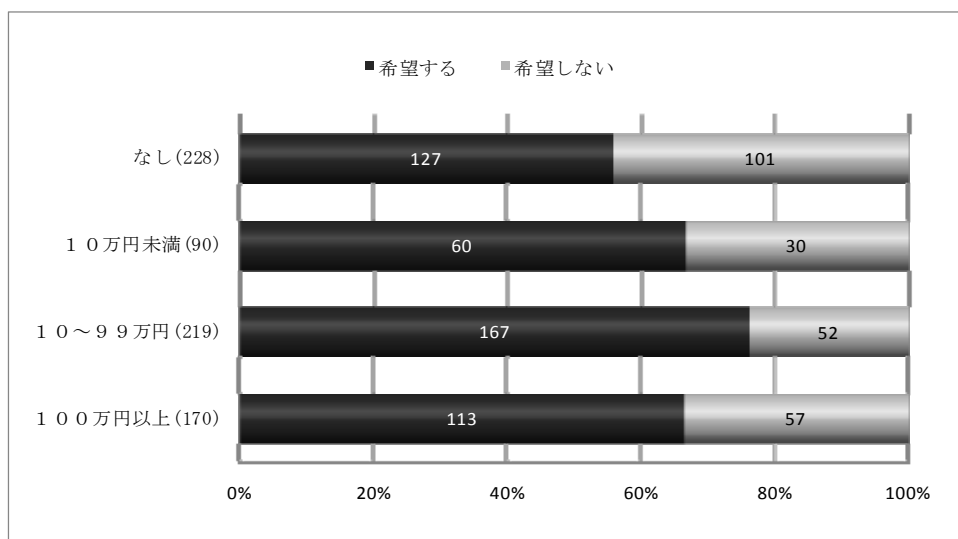


注 無回答を除く

（５）犯罪収益と移送希望

図Ⅲ-5-34 及び表Ⅲ-5-1 は、犯罪収益と移送希望の有無を見たものである。犯罪収益のない者は必ずしも移送を希望していないが、犯罪による収益が 10 万円～99 万円未満の者は移送を希望している者が有意に多いことが指摘される（１％以下の水準で有意差あり）。

図Ⅲ-5-34 犯罪収益と移送希望（N＝707）



注１ （ ）内は実数

注２ 無回答を除く

表Ⅲ-5-1 犯罪収益と移送希望の有無

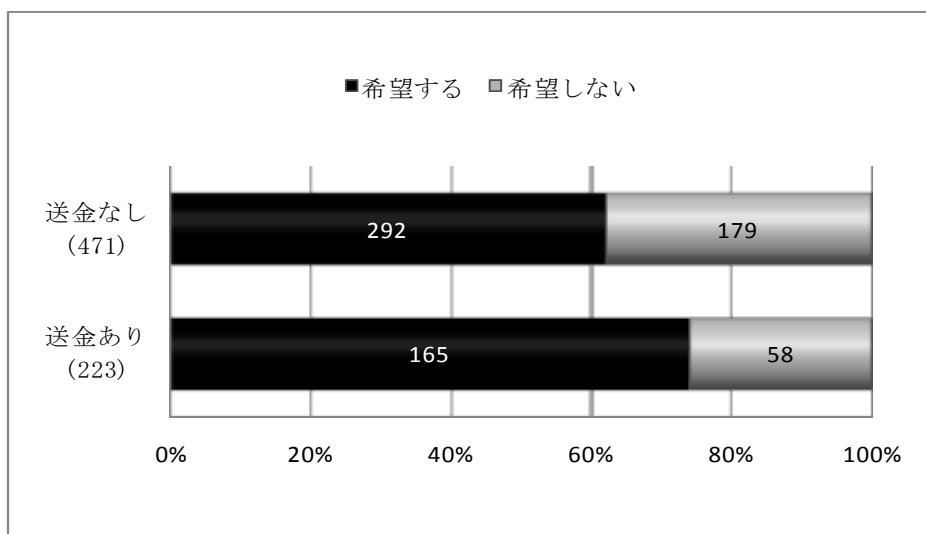
犯罪収益	希望する	希望しない	合計
なし	127	101	228
10 万円未満	60	30	90
10 万円～99 万円	167	52	219
100 万円以上	113	57	170
合計	467	240	707

$$\chi^2=21.0902, df=3 \quad P<0.01$$

（６）中国への送金の有無と移送希望

図Ⅲ-5-35 は、犯罪収益の送金の有無と移送の希望について示したものである。送金の有無にかかわらず移送を希望する者が多いことが指摘されるが、送金している者ほど移送を希望しており、表Ⅲ-5-2 に記載のとおり １％以下の水準で有意差が見られる。

図Ⅲ-5-35 犯罪収益の送金の有無と移送希望（N＝694）



注 無回答を除く

表Ⅲ-5-2 犯罪収益の送金の有無と移送希望（N＝694）

	希望する	希望しない	合計
送金あり (223)	165	58	223
送金なし (471)	292	179	471
合計	457	237	694

$$\chi^2=9.3908 \quad df=1 \quad P<0.01$$

4. まとめ

日本の裁判に関しては、25%が公正（「公正」及び「やや公正」）、37%の者が不公正（「不公正」及び「やや不公正」）であると感じている。罪種別にみると、性犯罪者において、やや不公正と感じている者が多いが、性、年齢、刑期、日本語会話能力、犯罪収益、送金の有無などに関しては、いずれも有意な差はなく、目立った特徴は指摘されない。

刑罰に関しては、軽いと感じている者はほとんどおらず、「重い」（31%）、「少し重い」（36%）を合計すると約7割を占めている。罪種別に見ると、財物関係犯罪（強盗を含む）、入国管理違反者に、重く感じている受刑者がやや多い。日本語会話能力、犯罪収益、送金の有無、来日前のイメージなどでも統計的な有意差はない。

中国本国への残刑期執行のための移送の希望に関しては、約6割の受刑者が希望している。罪種別では、薬物犯罪者、入国管理法違反者において移送を希望する者が多い。日本語の会話能力との関係では、会話能力が低い者ほど移送を希望する傾向が見られる。

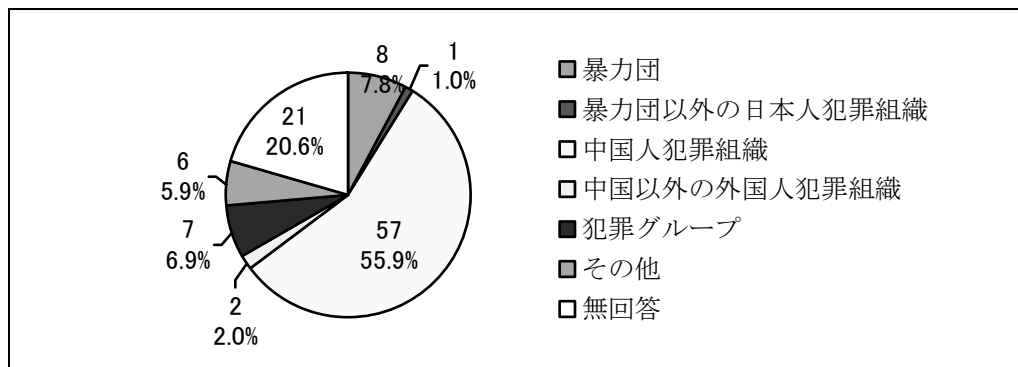
第6章 日本人犯罪組織とのかかわり

本章では、中国人受刑者の中で犯罪組織に係わりのある者について、日本人犯罪組織とのどのように関係しているかについて分析する。その際、日本人受刑者調査（「日中組織犯罪共同研究報告書Ⅰ」第Ⅲ部第4章）の結果も利用し、相手の国の犯罪組織との関係をどのように認識しているかについても検討を加える。

1. 日本の暴力団との関係

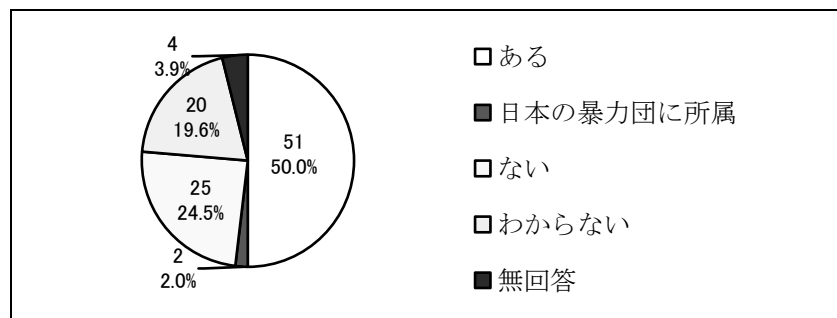
中国人受刑者の中で、何らかの犯罪組織と関係している102人のうち、中国人犯罪組織に関係のある者が57人（55.9%）であり、日本の暴力団との関係があるのは8人である（図Ⅲ-6-1）。

図Ⅲ-6-1 関係する犯罪組織（N=102）



また、自分が所属している犯罪組織と日本の暴力団との関係については、関係があると回答した者が51人（50.0%）と、半数が関係ありと回答している（図Ⅲ-6-2）。個人は中国人犯罪組織に関係している者が多いが、その所属している組織は暴力団との関係をもっている状況がうかがえる。

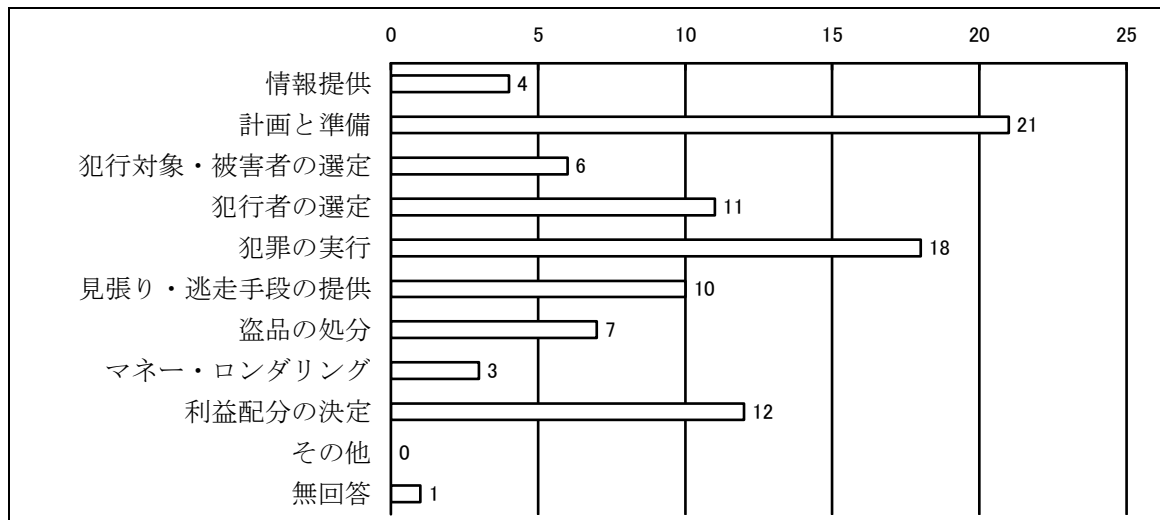
図Ⅲ-6-2 日本の暴力団との関係（N=102）



2. 日本の暴力団との役割分担

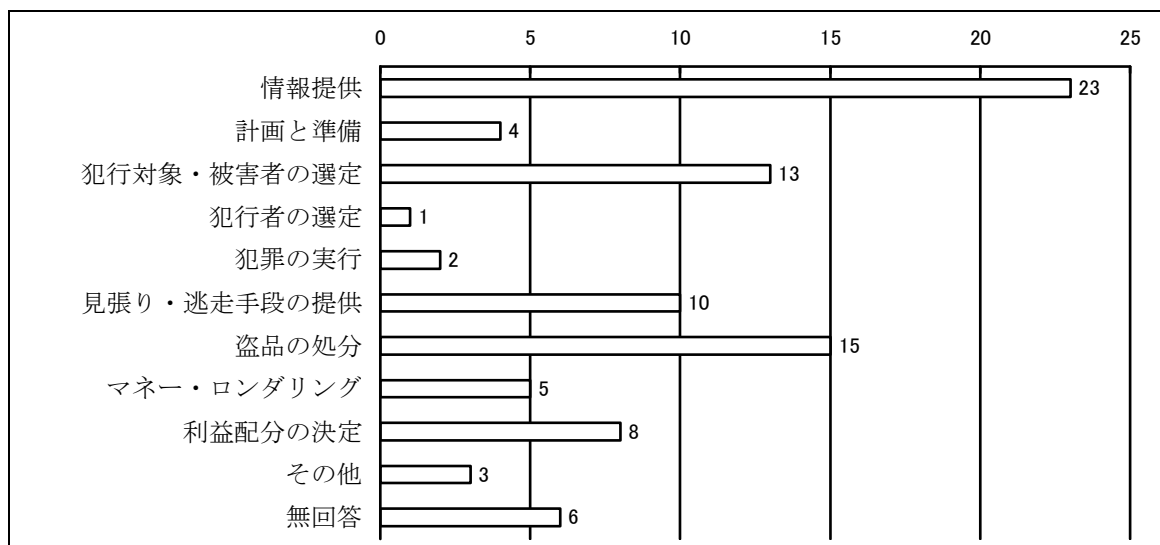
自分が所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係があると回答した者（51人）について、日本の暴力団との間にどのような役割分担があるかを尋ねたところ、35人が「役割分担がある」と答えた。そこで、その具体的な役割分担の中身について、日中それぞれの組織について尋ねたところ、図Ⅲ-6-3 および図Ⅲ-6-4 の結果となった。

図Ⅲ-6-3 中国の組織の役割（N=35）



注 多重回答（図中の数値は人数を示す。）

図Ⅲ-6-4 日本の組織の役割（N=35）



注 多重回答（図中の数値は人数を示す。）

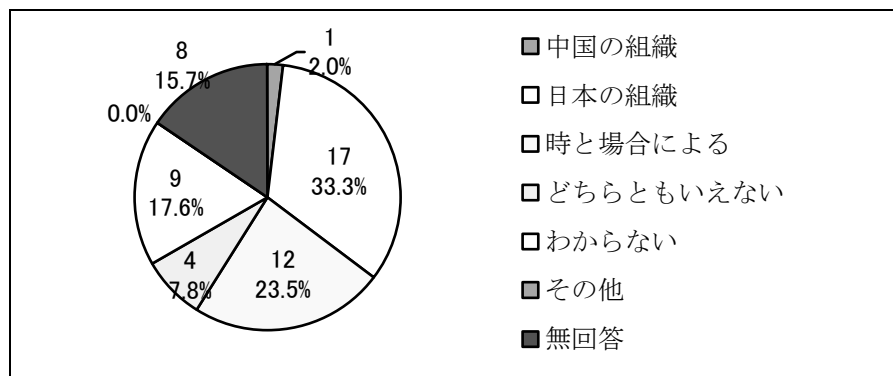
中国側の役割は、計画と準備（21 人、60.0%）や犯罪の実行（18 人、51.4%）が多く、情報提供やマネー・ロンダリングといった回答は少なかった。一方、日本側の役割は、情報提供（23 人、65.7%）が最も多く、次いで、盗品の処分（15 人）、犯行対象・被害者の選定（13 人）となっている。日本側が、情報を提供し、中国側が実際に犯罪を実行するという構図がうかがえる。

ところで、こうした犯罪組織同士の関係については、日本人の暴力団員に対し同様の質問をし、「日中組織犯罪共同研究報告書Ⅰ」第Ⅲ部第4章において報告を行っている。その結果によると、日本側の役割は、情報提供（74.1%）や計画と準備（55.6%）が多く、犯罪の実行や犯行者の選定、犯行対象・被害者の選定などは少なかった。同調査における中国側の役割は、犯罪に直接的に関わる役割が多いとされ、犯罪の実行（63.0%）や盗品の処分（44.4%）が多かった。日本側が情報提供をし、中国側が犯罪の実行役となっている結果は、中国人受刑者による回答と同様の傾向を示している。

次に、日中のどちらの組織に主導権があるかを尋ねたところ、日本の組織に主導権があるという回答が多く（17 人）、次が時と場合によるであった（図Ⅲ-6-5）。中国の組織に主導権があると答えた者は少なく（1 人）、役割分担の集計結果と合致している。

この結果は、「日中組織犯罪共同研究報告書Ⅰ」第Ⅲ部第4章における日本の暴力団受刑者での結果とほぼ同様であり、中国人側から見ても日本人側から見ても主に日本の組織に主導権があるとの傾向が見られた。

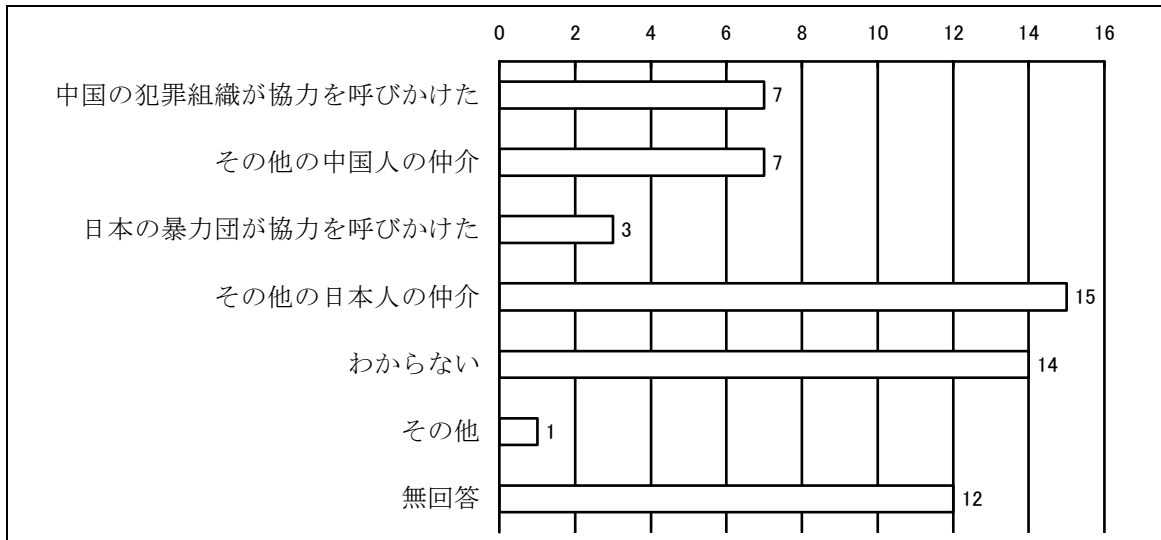
図Ⅲ-6-5 組織間の主導権（N=51）



3. 日本の暴力団との関係のきっかけと継続性

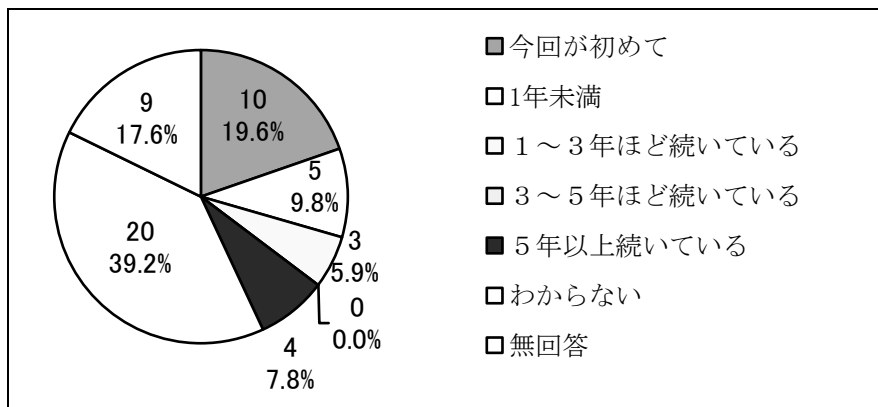
日中の組織犯罪関係者らの結びつきが生まれたきっかけは、暴力団以外の日本人の仲介が最も多い（図Ⅲ-6-6）。日本の暴力団が協力を呼びかけたと回答した者は少数であり、「日中組織犯罪共同研究報告書Ⅰ」第Ⅲ部第4章において、日本の暴力団が協力を呼びかけたと回答している暴力団受刑者が多かった結果とは傾向が異なる。中国側からすると、最初に接触した相手が暴力団関係者かどうかの判別はつきにくいのかもしれない。

図Ⅲ-6-6 組織間の関係が生じたきっかけ (N=51)



注 多重回答（図中の数値は人数を示す。）

図Ⅲ-6-7 組織間の関係の期間 (N=51)

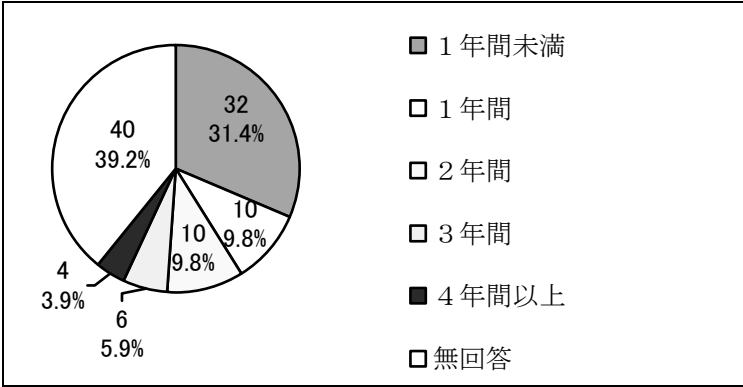


次に、組織間の関係の期間の長さについてみると、わからない（20人）が多く、次いで今回が初めて（10人）という回答であった。組織に関係している中国人受刑者は、日本の暴力団との関係がどのように生じたのかといった点や、どれくらい関係が継続しているかといった点についての情報は持っていない者が多いことが推測される。この点は、「日中組織犯罪共同研究報告書Ⅰ」第Ⅲ部第4章において、暴力団関係者においても自己の組織についての知識が限定的であろうと推測していることと同様の結果が現れている。

もっとも、日本の暴力団調査においては、組織間の関係の長さについて、わからないという回答の次に5年以上との回答が多く、日本人側からみると、長期にわたって犯罪組織間のつながりが維持されている場合があることがうかがわれる。この点は、それぞれの調

査対象者の組織への加入期間の長短と関係があると思われる。中国人受刑者の組織への加入期間が1年間未満の者が多く（図Ⅲ-6-8）、平均加入期間は1.9年であるのに対し、「日中組織犯罪共同研究報告書Ⅰ」における日本人暴力団受刑者の平均加入期間は9.7年であった。中国人受刑者の多くが組織間のつながりに関する情報をそれほど持っていないように見受けられる背景として、今回の調査対象者が組織に加入して比較的日子が浅いことがあげられよう。

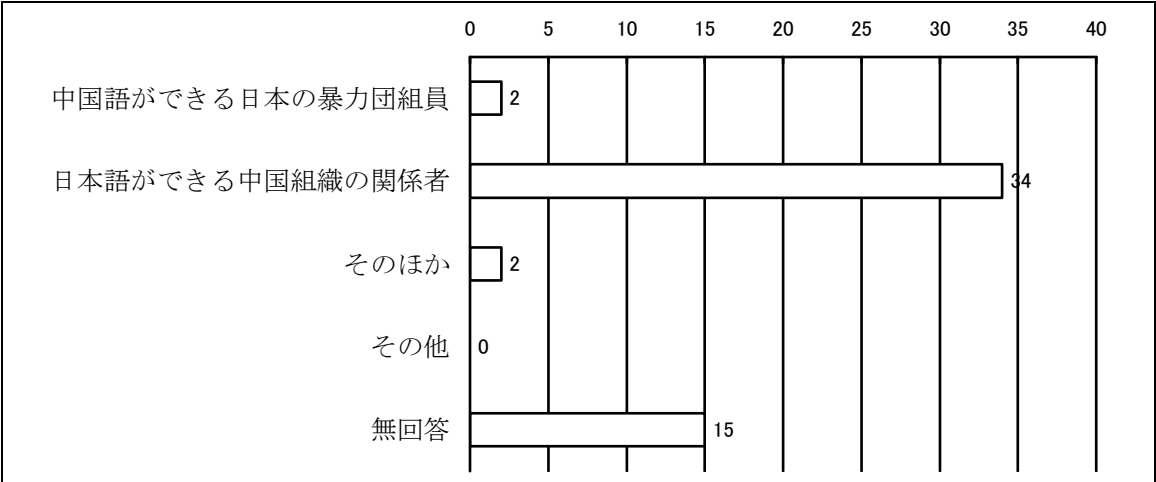
図Ⅲ-6-8 組織への加入期間（N=102）



4. 連絡の手段

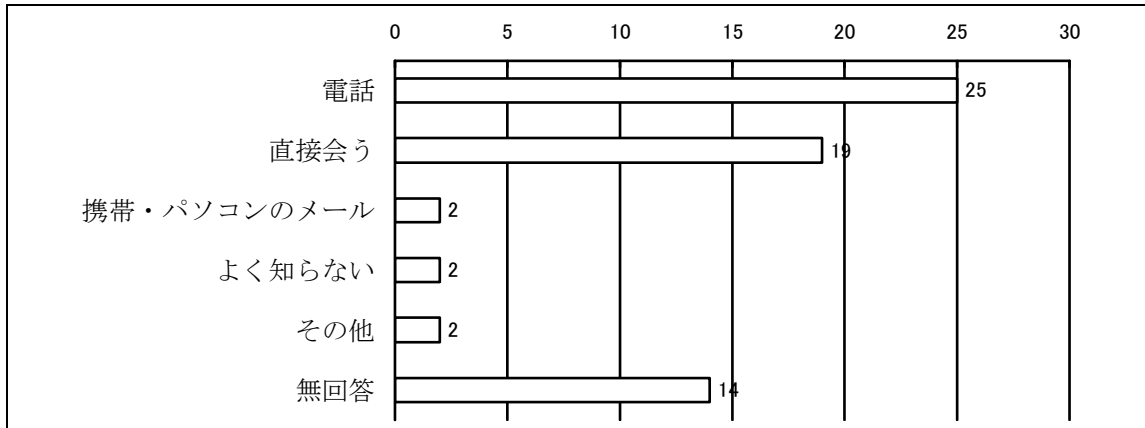
中国の犯罪組織と日本の暴力団が何らかの関係を持っている場合、組織間でどのように連絡を取り合っているのでしょうか。調査の結果を図Ⅲ-6-9 および図Ⅲ-6-10 に示した。

図Ⅲ-6-9 組織間の連絡者と言語（N=51）



注 多重回答（図中の数値は人数を示す。）

図Ⅲ-6-10 組織間の連絡の手段 (N=51)



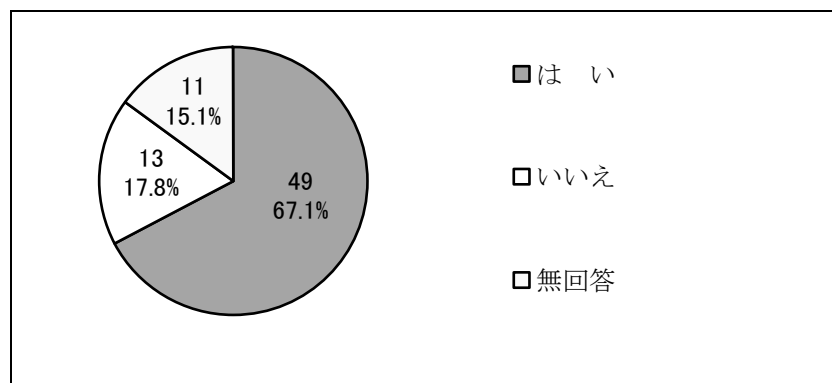
注 多重回答 (図中の数値は人数を示す。)

組織間の連絡の担当者は、日本語ができる中国組織の関係者が最も多く (34 人)、また、組織間の連絡方法は、電話 (25 人) や直接会う (19 人) であった。パソコンや携帯のメールがコミュニケーションの手段として広まっていますが、違法行為に関する連絡は、電話や直接会って行われていることが示唆されている。

5. 組織の指示

本章の最後に本件犯罪が組織の指示によって遂行されたものかどうかについての結果をみる。図Ⅲ-6-11 は、「あなたの今回の犯罪は、組織の指示あるいは組織の中の役割に基づいて行われたものですか。」との質問に対する回答である。犯行が組織の指示による者であるとする者は 49 人 (67.1%) と多い。

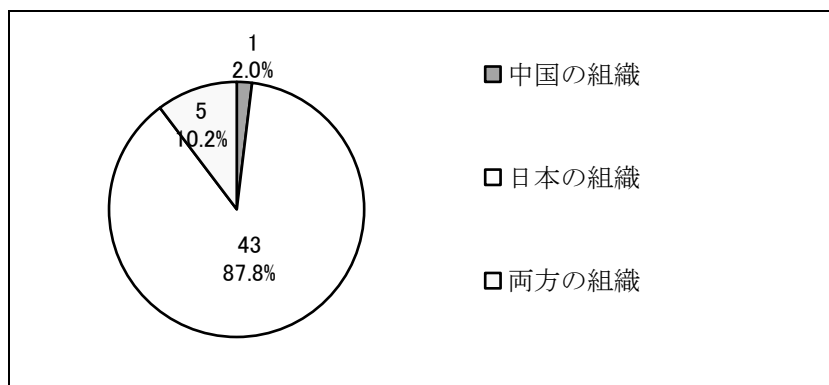
図Ⅲ-6-11 犯行における組織の指示 (N=73)



さらに、組織の指示によると回答した者に対して「それは中国・日本どちらの組織の指示・役割に基づくものですか。」を尋ねた結果、日本側の指示によるとの回答が 9 割近くみ

られた（図Ⅲ-6-12）。これらの傾向は、「日中組織犯罪共同研究報告書Ⅰ」において得られた傾向とほぼ同様の結果である。

図Ⅲ-6-12 犯行における指示者（N=49）



6. まとめ

以上のように、中国人受刑者の1割弱は、暴力団と関係があったり加入している組織が暴力団と関係を持っているなど、何らかの形で暴力団との関係を保持している。覚せい剤取締法違反などでは実行犯が中国人であった場合でも、暴力団の関与を疑い、関与が疑われる場合は、そのつながりや関与の仕方を究明していくことが望ましい。

一方、日中の犯罪組織関係者の結びつきがある場合についてその関係をみると、日本側からの動きに始まり、日本の組織による指示で動き、日本人は情報提供、中国人は犯罪の実行といった両者の関係性が浮かび上がる。こうした構図は、日本の暴力団受刑者への調査結果である「日中組織犯罪共同研究報告書Ⅰ」において得られた結果とほぼ同様の傾向である。すなわち、日中の犯罪組織関係者間に関係がある場合、中国人受刑者からみた場合でも日本の暴力団受刑者からみた場合でも、中国側が割に合わない立場を強いられるように思われる。したがって、日本の犯罪組織と関係を持つことが実利的ではないことを何らかの方法で中国人のネットワークに広めていくことで、日本の犯罪組織が海外の組織と連携しようとする動きを阻止することにつながると考えられる。

第Ⅳ部 資料

資料 1 調査票

中国人受刑者アンケート（職員記載用）

アンケートを記載する受刑者について、次の設問の該当する事項の数字に○を付け、（ ）内には数字又は具体的に記載してください。

施設名： _____ 受刑者の称呼番号 _____

問 1 性別 1. 男性 2. 女性

問 2 生年月 西暦（ ）年（ ）月

問 3 入所時の年齢 （ ）歳

問 4 刑事施設への入所年月 昭和・平成（ ）年（ ）月(処遇調査票表紙の「入所年月」を記載)

問 5 罪名（下表のあてはまる符号すべてに○。2, 3, 4 刑がある場合は下段に記載）

符号	罪 名	符号	罪 名	符号	罪 名	符号	罪 名
1	公務執行妨害	13	賭博・富くじ	23	窃盗	51	公職選挙法
2	逃走	14	贈収賄	24	強盗	52	軽犯罪法
3	犯人蔵匿・証拠隠滅	15	殺人	25	強盗致死傷	53	銃砲刀剣類所持等取締法
4	騒乱	16	傷害	26	強盗強姦・同致死	54	売春防止法
5	放火	17	傷害致死	27	詐欺	55	児童福祉法
6	住居侵入	18	暴行	28	恐喝	56	麻薬及び向精神薬取締法
7	通貨偽造	34	危険運転致死傷	29	横領・背任	57	覚せい剤取締法
8	文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁的記録関係・印章偽造	19	業務上過失致死傷	30	盗品等関係	58	職業安定法
9	偽造・虚偽告訴	20	重過失致死傷	31	決闘罪に関する件	59	道路交通法
10	わいせつ・わいせつ文書頒布等	35	自動車運転過失致死傷	32	爆発物取締罰則	60	出入国管理及び難民認定法
11	強制わいせつ・同致死傷	21	脅迫	33	暴力行為等処罰に関する法律	70	その他の特別法犯
12	強姦・同致死傷	22	略取・誘拐	40	その他の刑法犯		

2 刑（上段の罪名の該当する番号を記載）： _____ , _____ , _____

3 刑（上段の罪名の該当する番号を記載）： _____ , _____ , _____

4 刑（上段の罪名の該当する番号を記載）： _____ , _____ , _____

問 6 刑期 1. 無期懲役 2. 有期 → 懲役（ ）年（ ）月

2 刑： 1. 無期懲役 2. 有期 → 懲役（ ）年（ ）月

3 刑： 1. 無期懲役 2. 有期 → 懲役（ ）年（ ）月

4 刑： 1. 無期懲役 2. 有期 → 懲役（ ）年（ ）月

問 7 受刑に至った事件の最初の犯行年月 昭和・平成（ ）年（ ）月

問 8 日本の刑務所入所度数（ ）回

2 回以上の場合

問 8-1 前回入所したときの罪名（主な事件ひとつだけ）
（ ）（上表の符号でも可）

問 8-2 前回の刑期、出所年、出所種別

刑 期：（ ）年（ ）月

出 所 年： 昭和・平成（ ）年

出所種別： 1. 仮釈放 2. 満期釈放 3. その他

（裏面へ続く）

問 9 共犯者の有無 1. 共犯者あり→問 9－1 から問 9－4 に記入してください

2. 共犯者なし→問 10 へ

問 9－1 共犯者の人数 () 人

問 9－2 共犯者の国籍 (あてはまるものすべてに○)

1. 日本 2. 中国 3. その他の国 (国名:)

問 9－3 共犯者との関係 (判明している範囲で、あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|----------------|--------------------------|-------------------|
| 1 家族 | 2 親戚 | 3 友人・知人 |
| 4 仕事関係の人 | 5 学校関係の人 | 6 インターネット等で知り合った人 |
| 7 遊び仲間 | 8 日本の暴力団員 | 9 中国の黒社会の人 |
| 10 刑務所で知り合った人 | 11 中国の同郷の人 (中国の出身地のつながり) | |
| 12 その他 (具体的に) | | |

問 9－4 本人の役割

1 主導的な役割

2 補助的な役割

具体的な役割は何ですか (ひとつに○)

- | | | | |
|--------|---------------|---------|-------|
| 1 見張り | 2 運転手 | 3 盗品の処分 | 4 運び屋 |
| 5 情報提供 | 6 その他 (具体的に) | | |

問 10 本件被害者・犯行手口・凶器使用の有無・薬物の種類 (分かる範囲であてはまるものすべてに○)

被害者の国籍: 1. 日本 2. 中国 3. その他 ()

被害者との関係: 1. 家族・親族 2. 友人・知人 3. 見知らぬ人 4. その他 ()

犯行手口: 1. 路上強盗 2. 店舗強盗 3. 住宅侵入強盗 4. 侵入窃盗 (戸建て)
5. 侵入窃盗 (共同住宅) 6. 乗り物盗 7. 車上狙い・部品盗
8. 脅迫 9. 逮捕・監禁

凶器使用の有無: 1. なし 2. あり→ (1. 銃器 2. 刃物 3. その他 ())

薬物の種類: 1. 覚せい剤 2. 大麻 3. コカイン 4. ヘロイン
(薬物犯罪の場合) 5. MDA・MDMA 6. その他 ()

問 11 犯罪歴 (あてはまる罪種のみについて回数を記入してください)

強盗 () 回 恐 喝 () 回 賭博 () 回 窃盗 () 回 殺人 () 回
詐欺 () 回 カード関係 () 回 横領 () 回 薬物 () 回 強姦 () 回

問 12 配偶者の有無 1. なし 2. あり→ (1. 中国在住 2. その他) 3. 不明

※内縁関係の者がいる場合には「あり」として取り扱うこと。

問 13 最終学歴

1. 小学校 2. 中学校 3. 高等学校 4. 専門学校・短大
5. 大学・大学院 6. 不就学 7. 不詳 8. その他 ()

1～5 の場合

問 13－1 就学状況

1. 在学 2. 中退 3. 卒業

問 14 入所直前の居住地 1. 不定 2. () 都・道・府・県 () 区・市・郡

問 15 入所直前の職業 (判明している範囲で○)

- | | | |
|------------------|-------------|----------------|
| 1 専門的・技術的職業従事者 | 2 管理的職業従事者 | 3 事務従事者 |
| 4 販売従事者 | 5 サービス職業従事者 | 6 保安職業従事者 |
| 7 農林・漁業作業者 | 8 運輸・通信従事者 | 9 工員・職人・単純労務者 |
| 10 アルバイト・パートタイマー | 11 学生 | 12 主婦・家事従事者・無職 |
| 13 その他 (具体的に) | | |

問 16 現在の日本語会話能力

1. 全くできない 2. あいさつ程度ならできる 3. 日常会話ができる 4. よくできる

アンケートのお願い

このアンケート調査は、公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とする研究機関である「財団法人 社会安全研究財団」が実施するもので、外国人受刑者と日本人受刑者の特性を明らかにする目的で行うものです。

誠に恐縮ですが、このアンケート調査の趣旨をご理解いただき、お答えいただきますよう、ご協力をお願いします。

ご回答にあたって

- ・名前は書かなくてかまいません。答えていただいたアンケートは1通ずつ封筒に入れて集めますので、刑務所の職員が見ることはありません。
- ・アンケートの回答内容は、犯罪と関連性が考えられる背景要因を特定するための研究資料としてのみ使用します。個人の事件内容を取り扱うものではなく、個人を特定できるような情報が開示されることは一切ありません。
- ・刑事施設における成績評価等には一切関係はなく、本回答により不利益を受けることはありません。
- ・各設問の該当する事項の数字に○を付け、() 内には具体的に記入してください。中国語で書いても構いません。

質問 1. 来日前のあなたの居住地はどこですか。

() 省・自治区・市 () 市・県・区・旗

質問 2. あなたの民族は何ですか。

() 族

質問 3. 中国であなたが最後に通った学校は何ですか。またその学校を卒業しましたか。(ひとつに○)

1 小学校	2 中学校	3 高等学校	4 専門学校・短大
5 大学・大学院	6 その他 ()	7 学校には行っていない	
上で 1～6 に○をつけた人はその学校を卒業しましたか。			
1 卒業した	2 中退した		

質問 4. 来日前のあなたの職業は何ですか (ひとつに○)。

1 国家機関・党及び民間組織・企業及び団体の幹部	
2 専門技術者・建物内装デザイナー・企業人材資源管理者	
3 事務員及び関係事務従事者	7 軍人
4 商業・サービス業従事者	8 その他の職業(具体的に)
5 農・林・牧・漁・水利業労働者	9 学生
6 生産・運輸機械操縦者及び関係業務従事者	10 無職

質問 5. 来日前のあなたの月収はおおよそいくらぐらいですか。() の中に数字を書いてください。

おおよそ () 元

質問 6. あなたが日本へ入国したときの方法は以下のうちどれですか。

1 正規入国	→	在留資格は何ですか (ひとつに○)
		1 短期滞在 2 研修 3 就学・留学
		4 興行 5 家族滞在 6 日本人配偶者等
		7 その他(具体的に)
2 不法入国	→	手段は何ですか (ひとつに○)
		1 密航 2 偽造旅券
		3 その他(具体的に)

質問 7. あなたが日本に来た真の目的について教えてください (ひとつに○)。

1 専門的技術の習得	2 勉学	3 遊興	4 働いてお金を稼ぐため
5 犯罪でお金を稼ぐため	6 その他(具体的に)		

質問 8. 日本への入国を有償で仲介した人は誰ですか（ひとつに○）。

1 中国の正規の仲介業者	2 中国の闇の仲介業者（ブローカー）
3 中国の黒社会関係者	4 日本の暴力団関係者
5 その他（具体的に	6 なし

質問 9. 来日するためにかかった総費用および仲介業者に払った費用はおおよそいくらぐらいですか。

おおよそ（ ）万元
そのうち仲介業者に払った費用（ ）万元 （仲介業者がいない人は0と記入してください）

質問 10. 来日するための費用はどうやって工面しましたか（あてはまるものすべてに○）。

1 自分でまかなった	2 親類から借金した	3 ブローカーから借金した
4 その他の人物・団体から借金した（具体的に		

質問 11. 来日する前に抱いていた日本に対するイメージについて教えてください（それぞれあてはまる番号ひとつに○）。

	1	2	3	4	5
	そう思っていた	ややそう思っていた	どちらともいえない	あまりそう思っていなかった	そう思っていなかった
ア) 大金が稼げる	1	2	3	4	5
イ) 市民の犯罪への警戒心が低い	1	2	3	4	5
ウ) 犯罪をやっても捕まりにくい	1	2	3	4	5
エ) 刑罰が軽い	1	2	3	4	5

質問 12. 日本に入国したのはいつですか。（ ）の中に数字を書いてください。

西暦（ ） 年 （ ） 月頃
--

質問 13. 日本に入国したあと何回住所を変えましたか。（ ）の中に数字を書いてください（一度も変えていない人は0と記入してください）。

（ ） 回

質問 14. 日本に入国したあとに仕事に就きましたか。また、仕事に就いたことがある人は、これまでに何回仕事を変えましたか。（ ）の中に数字を書いてください。

1 仕事に就いた	何回仕事を変えましたか（一度も変えていない人は0と記入）。
	（ ） 回仕事を変えた
2 仕事に就いたことがない	

質問 1 5. 逮捕前のあなたの月収とその収入源について教えてください。

月収	おおよそ () 万円		
収入源 (主なもののひとつに○)	1 自分で働く	2 配偶者・情婦から	3 自分の所属する組織から
	4 その他 (具体的に	)	

質問 1 6. 逮捕時に住んでいた住居について教えてください。

建物の種類	1 アパート・マンション	2 寮
	3 一戸建て	4 その他 (具体的に
	)	
所有の形態	1 持ち家	2 知人・友人宅 (無料)
	3 借家 (月額家賃:) 円	
同居人の人数	自分を含めて () 人	

質問 1 7. 逮捕時のあなたの在留資格は何でしたか (ひとつに○)。

1 短期滞在	2 研修	3 就学・留学	4 興行
5 家族滞在	6 日本人配偶者等	7 在留資格無し	
8 その他 (具体的に	)		

質問 1 8. 逮捕される前に、あなたが以下のような付き合いをしている日本人は何人ぐらいいましたか (それぞれあてはまる番号ひとつに○)。

0	1	2	3	4
いない	1人	2～3人	4～5人	6人以上

ア) あいさつしたり立ち話をしたりする人 0 — 1 — 2 — 3 — 4

イ) 日本での生活のトラブルの際に助けてくれる人 0 — 1 — 2 — 3 — 4

ウ) 心配や悩みごとを相談できる人 0 — 1 — 2 — 3 — 4

質問 1 9. 逮捕される前に、あなたが以下のような付き合いをしている中国人は何人ぐらいいましたか (それぞれあてはまる番号ひとつに○)。

0	1	2	3	4
いない	1人	2～3人	4～5人	6人以上

ア) あいさつしたり立ち話をしたりする人 0 — 1 — 2 — 3 — 4

イ) 日本での生活のトラブルの際に助けてくれる人 0 — 1 — 2 — 3 — 4

ウ) 心配や悩みごとを相談できる人 0 — 1 — 2 — 3 — 4

質問 2 0. 逮捕される前のあなたの日本語会話能力はどのくらいでしたか (ひとつに○)。

- | | |
|------------|---------------|
| 1 全くできなかった | 2 あいさつ程度ならできた |
| 3 日常会話ができた | 4 よくできた |

質問 2 1. 今回の犯行の動機は何でしたか (あてはまるものすべてに○)。

- | | | |
|----------|----------------|-----------|
| 1 生活のため | 2 借金返済のため | 3 金を貯めるため |
| 4 遊ぶため | 5 その品物が欲しかった | 6 報復のため |
| 7 かつとなって | 8 人に誘われた | 9 脅迫された |
| 10 命令された | 11 その他 (具体的に) | |

質問 2 2. 今回の被害者を選んだ理由は何ですか (あてはまるものすべてに○)。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 抵抗しなかったから | 2 警察に届けなかったから |
| 3 お金を持っているという情報があったから | 4 金融機関などから出てきたから |
| 5 利害の対立から | 6 うらみから |
| 7 馬鹿にされたから | 8 仲間・組織から指示されたから |
| 9 その他 (具体的に) | 10 被害者はいない |

質問 2 3. 今回の犯行であなたが得た利益はおおよそいくらぐらいでしたか (ひとつに○)。

- | | | | |
|------|-----------|------------|------------|
| 1 なし | 2 10 万円未満 | 3 10～99 万円 | 4 100 万円以上 |
|------|-----------|------------|------------|

質問 2 4. 犯罪で得た収益を中国へ送金したことがありますか。

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 1 ある | どのような手段で送金しましたか (主な手段ひとつだけに○)。 |
| | 1 正規の金融機関 2 地下銀行 3 友人・知人に依頼 |
| | 4 その他 (具体的に) |
| 2 ない | |

質問 2 5. あなたは、来日前に中国の犯罪組織と関わりがありましたか (ひとつに○)。

- | | | |
|----------------|---------------------|-------|
| 1 組織・団体に加入していた | 2 加入はしなかったが関係を持っていた | 3 無関係 |
|----------------|---------------------|-------|

質問 2 6. あなたは、来日前に日本の暴力団と関わりがありましたか。

- | | |
|-------|--------|
| 1 あった | 2 なかった |
|-------|--------|

質問 27. あなたは、日本で犯罪組織に加入していますか。または加入していたことがありますか（ひとつに○）。

1 加入している 2 加入していないが関わりがある 3 以前に加入していたが脱退した 4 加入していない	} → 【質問 28 へ】 } → 【質問 35 へ】
---	--------------------------------

質問 28. あなたが加入または関わりがある犯罪組織について教えてください。

(ア) 所属している組織または関係のある組織の種類は何ですか（ひとつに○）。

犯罪組織の種類	1 暴力団 2 暴力団以外の日本人犯罪組織 3 中国人犯罪組織 4 中国以外の外国人犯罪組織 5 その他（具体的に
組織名と所在地	組織名（ 所在地（日本）（ （中国）（ ）都・道・府・県（ ）省・自治区・市（ ）区・市・郡 ）市・県・区・旗
組織の人数	（ ）人

(イ) 組織におけるあなたの地位について教えてください（ひとつに○）。

1 首領 5 協力者	2 上級幹部 6 その他（具体的に	3 中級幹部 4 一般構成員
---------------	----------------------	-------------------

(ウ) 組織に加入した時期はいつですか。また加入している（いた）期間はどのくらいですか。
 （ ）の中に数字を書いてください。

加入時期	西暦（ ）年
加入期間	約（ ）年間

(エ) 組織に加入した動機は何ですか（もっともあてはまるものひとつだけに○）。

1 自分の意思で 4 貧しかったから 6 その他（具体的に	2 誘われたので 5 職がなかったから	3 組織の人に面倒を見てもらったので
-------------------------------------	------------------------	--------------------

(オ) 組織に所属している理由は何ですか（もっともあてはまるものひとつだけに○）

1 金がもうかるから 4 抜けられないから 6 その他（具体的に	2 仲間に顔がきくから 5 義理があるから	3 かっこいいから
--	--------------------------	-----------

(カ) 組織から離脱しようと思いませんか (ひとつに○)。

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| 1 離脱したい | 2 離脱したくない | 3 わからない |
|---------|-----------|---------|

質問 29. あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか (ひとつに○)。

- | |
|-----------------------------|
| 1 ある → 問 (ア) から問 (エ) へ |
| 2 私は日本の暴力団に所属している → 質問 30 へ |
| 3 ない → 質問 35 へ |
| 4 わからない → 質問 30 へ |

(ア) 中国の組織と日本の暴力団の間に犯行にあたっての役割分担はありますか。

1 ある →	それぞれの組織の役割は何ですか (中国と日本それぞれあてはまるものすべてに○)	
	中国の組織の役割	日本の組織の役割
	1 情報提供	1 情報提供
	2 計画と準備	2 計画と準備
	3 犯行対象・被害者の選定	3 犯行対象・被害者の選定
	4 犯行者の選定	4 犯行者の選定
	5 犯罪の実行	5 犯罪の実行
	6 見張り・逃走手段の提供	6 見張り・逃走手段の提供
	7 盗品の処分	7 盗品の処分
	8 マネー・ロンダリング	8 マネー・ロンダリング
	9 利益配分の決定	9 利益配分の決定
	10 その他 ()	10 その他 ()
2 ない		
3 分からない		
い		

(イ) 犯行にあたっての主導権は主にどちらの組織にありますか (ひとつに○)。

- | | | |
|-------------|---------|---------------|
| 1 中国の組織 | 2 日本の組織 | 3 時と場合による |
| 4 どちらとも言えない | 5 分からない | 6 その他 (具体的に) |

(ウ) 2つの組織の関係が生じたきっかけは何ですか (あてはまるものすべてに○)。

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 中国の犯罪組織が協力を呼びかけた | 2 その他の中国人の仲介 |
| 3 日本の暴力団が協力を呼びかけた | 4 その他の日本人の仲介 |
| 5 分からない | |
| 6 その他 (具体的に) | |

(エ) 2つの組織の関係はどのくらい続いていますか (ひとつに○)。

- | | | |
|---------------|-------------|---------------|
| 1 今回が初めて | 2 1年未満 | 3 1～3年ほど続いている |
| 4 3～5年ほど続いている | 5 5年以上続いている | 6 わからない |

(オ) 2つの組織の連絡は誰が何語で行っていますか（あてはまるものすべてに○）。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 中国語ができる日本の暴力団組員や関係者 | 2 日本語ができる中国組織の関係者 |
| 3 その他（具体的に | ） |

(カ) 2つの組織の連絡はどういう手段を用いていますか（あてはまるものすべてに○）。

- | | | |
|------------|--------|---------------|
| 1 電話 | 2 直接会う | 3 携帯・パソコンのメール |
| 4 その他（具体的に | ） | |

質問30. あなたの今回の犯罪は、組織の指示あるいは組織の中の役割に基づいて行われたものですか。

- | | |
|-------|---|
| 1 はい | それは中国・日本どちらの組織の指示・役割に基づくものですか（ <u>ひとつ</u> に○） |
| | 1 中国の組織 2 日本の組織 3 両方の組織 |
| 2 いいえ | |

質問31. あなたの加入している（関係を持っている）組織での決まりや指示を守る統制の厳しさはどの程度ですか（ひとつに○）。

- | | | | | |
|-------|----------|---------------|-------|--------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 厳しくない | あまり厳しくない | どちらとも
いえない | やや厳しい | 非常に厳しい |

質問32. お金を奪うことを目的として人を殺すように、あなたの組織の首領から命じられたら、あなたはどのようにしますか（ひとつに○）。

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 無条件で従う | 2 報酬・利権などの条件によって従う |
| 4 従うかどうか分からない | 4 従わない |

質問33. 首領からの犯行の指令を断ると、何らかの制裁を受けますか（あてはまるものすべてに○）。

- | | | |
|---------------------|---------------------|--------------|
| 1 殺される | 2 暴力的制裁を受ける（指詰めを含む） | 3 金銭的な制裁を受ける |
| 4 破門、絶縁、追放などの処分を受ける | 5 制裁を受けることはない | |
| 6 その他（具体的に | ） | |

質問34. あなたの組織では、犯罪によって利益を得たときそれをどのように分配しますか（ひとつに○）。

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 犯行に関係した者の間で分配する | |
| 2 一定額を組織に納め、残りを犯行に関係した者の間で分配する | |
| 3 全額を組織に納め、その後報酬を受ける | |
| 4 その他（具体的に | ） |

質問35. 日本の裁判は公正だと思いますか（ひとつに○）。

- | | | | | |
|-----|-------|---------------|------|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 不公正 | やや不公正 | どちらとも
いえない | やや公正 | 公正 |

恳请协助填写调查问卷

这个问卷调查是由以有助于公共安全和秩序维护为目的的研究机关「财团法人社会安全研究财团」实施的、目的在于弄清外国服刑人员和日本服刑人员各自特点的调查。

真诚希望在理解此调查问卷之意图的基础上给予回答。恳请合作。

对有关回答的一点说明

- 可以不填写姓名。得到回答后的问卷将分别装入信封后再汇拢起来，因此监狱的职员绝对不会看到。
- 调查问卷的回答内容只作为特定可能与犯罪相关联的背景要因的研究资料使用。绝对不涉及个人案情，也绝对不会公布可以确定具体个人的任何信息。
- 调查问卷与监狱设施的成绩评定无任何关系，不会因此回答产生对个人不利的后果。
- 请在每个设问的适当答案的数字上画○，或者在（ ）内填上具体内容及数字。可以用中文填写。

设问 1. 在来日本之前你在中国的居住地是哪里？

() 省・自治区・直辖市 () 市・县・区・旗

设问 2. 你是什么民族？

() 族

设问 3. 你在中国最终上的是什么学校？是否毕业？（请只选择一个答案在数字上画○）

1 小学	2 中学	3 高中	4 中专・大专
5 大学・研究生院	6 其他 ()	7 没上过学	
选择上栏 1～6 画了○的人在那所学校是否毕业？			
1 毕业	2 肄业(中途退学)		

设问 4. 来日本之前你的职业是什么？（请只选择一个答案在数字上画○）

1 国家机关、党群组织、企业、事业单位负责人	
2 专业技术人员・室内装饰设计师・企业人力资源管理人员	
3 办事人员和有关人员	4 商业、服务业员工
5 农、林、牧、渔、水利业生产人员	6 生产、运输设备操作人员及有关人员
7 军人	8 其他职业(具体说明:)
9 学生	10 无业

设问 5. 来日本之前你的每月收入大约是多少？(请在 () 中填上数字)

大约 () 元人民币

设问 6. 你来日本时的入境方法是以下哪一种？

1 合法入境	→	在留资格是以下哪一种？（请只选择一个答案在数字上画○）
		1 短期滞在 2 研修 3 就学・留学
		4 兴行 5 家族滞在 6 日本人配偶者等
		7 其他（具体说明:)
2 非法入境	→	手段是以下哪一种？（请只选择一个答案在数字上画○）
		1 偷渡 2 伪造护照
		3 其他（具体说明:)

设问 7. 你来日本的真正目的是什么？（请只选择一个答案在数字上画○）

1 学习专业技术	2 求学	3 游玩	4 通过劳动赚钱
5 通过犯罪发财	6 其他（具体说明:)		

设问 8. 有偿地中介了你入境日本的是什么人？（请只选择一个答案在数字上画○）

1 中国的合法中介公司	2 中国的地下中介公司（中介人）
3 中国黑社会圈内的人	4 日本暴力团圈内的人
5 其他（具体说明：_____）	6 没有通过中介

设问 9. 为了来日本你所花费的全部费用以及支付给中介方的费用大约是多少？

全部费用大约（_____）万元人民币
其中支付给中介方的费用是（_____）万元人民币（未通过中介的人请记入 0）

设问 10. 你来日本的费用是怎样筹集的？（请选择所有恰当的答案在数字上画○）

1 自己筹集	2 从亲属那里筹措	3 从中介人那里筹措
4 从其他的个人・团体那里筹措（具体说明：_____）		

设问 11. 你来日本之前对日本所抱的印象是怎样的？（请在下列各项中只选择一个答案在数字上画○）

	1 是那样想的	2 大致上是那样想的	3 不好说	4 基本上没有那样想	5 没有那样想
1) 可以赚大钱	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----	----- 4 -----	----- 5 -----
2) 民众对犯罪的警惕性较低	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----	----- 4 -----	----- 5 -----
3) 即便犯罪也难以被抓到	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----	----- 4 -----	----- 5 -----
4) 与中国相比刑罚较轻	----- 1 -----	----- 2 -----	----- 3 -----	----- 4 -----	----- 5 -----

设问 12. 你入境日本是在何时？（请在（ ）中填上数字）

公历（_____）年（_____）月左右

设问 13. 你入境日本后变动了几次住所？（请在（ ）中填上数字，从未变动过的人填 0）。

（_____）回

设问 14. 你入境日本后工作过吗？如果工作过，一共变动过几次工作？

1 工作过	→	一共变动过几次工作？（请在（ ）中填上数字，从未变动过的人填 0）。 一共变动过（_____）次工作
2 没有工作过		

设问 15. 被逮捕前你的月收入 and 收入来源是怎样的？

月收入	大约 () 万日元
收入来源 (请只选择一项主要的在数字上画○)	1 通过自己的劳动 2 由配偶・情妇(情夫)提供 3 由自己所属的犯罪组织提供 4 其他 (具体说明:)

设问 16. 被逮捕时你的居所是怎样的？

建筑物的种类	1 公寓・高级公寓 3 独门小楼	2 宿舍 4 其他 (具体说明:)
所有形态	1 自己的房产 3 租房 (月租: 万日元)	2 熟人・朋友的家 (无偿提供)
同住的人数	包括自己在内共 () 人	

设问 17. 被逮捕时你的在留资格是什么？ (请只选择一个答案在数字上画○)

1 短期滞在	2 研修	3 就学・留学	4 兴行
5 家族滞在	6 日本人配偶者等	7 无在留资格	
8 其他 (具体说明:)			

设问 18. 被逮捕前与你如下记情形相处的日本人有几位？ (请在下列各项中只选择一个答案在数字上画○)

0	1	2	3	4
没有	1 人	2 ~ 3 人	4 ~ 5 人	6 人以上

- 1) 打打招呼以及在路上聊聊天的人 ----- 0 — 1 — 2 — 3 — 4
- 2) 当在日本的生活发生麻烦时能够提供帮助的人 ----- 0 — 1 — 2 — 3 — 4
- 3) 能够倾诉自己的担心与烦恼的人 ----- 0 — 1 — 2 — 3 — 4

设问 19. 被逮捕前与你如下记情形相处的中国人有几位？ (请在下列各项中只选择一个答案在数字上画○)

0	1	2	3	4
没有	1 人	2 ~ 3 人	4 ~ 5 人	6 人以上

- 1) 打打招呼以及在路上聊聊天的人 ----- 0 — 1 — 2 — 3 — 4
- 2) 当在日本的生活发生麻烦时能够提供帮助的人 ----- 0 — 1 — 2 — 3 — 4
- 3) 能够倾诉自己的担心与烦恼的人 ----- 0 — 1 — 2 — 3 — 4

设问 20. 被逮捕前你的日语会话能力是怎样的程度？ (请只选择一个答案在数字上画○)

1 完全不会	2 只会打打招呼
3 可以日常会话	4 比较熟练

设问 21. 你这次实施犯罪行为的动机是什么？（请选择所有恰当的答案在数字上画○）

1 为了生活	2 为了偿还债务	3 为了存钱
4 为了玩乐	5 想要得到那件东西	6 为了报复
7 一时冲动	8 被别人利诱	9 受到胁迫
10 被命令	11 其他（具体说明：	）

设问 22. 选择了本案被害人的理由是什么？（请选择所有恰当的答案在数字上画○）

1 因为估计对方不会抵抗	2 因为估计对方不会报警
3 因为事先掌握了对方携带金钱的情报	4 因为对方正好从金融机关走出来
5 因为与对方有利害冲突	6 因为与对方有仇
7 因为被对方戏弄了	8 因为受到同伙或组织上的指示
9 其他（具体说明：	） 10 无被害人

设问 23. 你在这次犯罪行为中大约获利多少？（请只选择一个答案在数字上画○）

1 没有获利	2 不到 10 万日元	3 10～99 万日元	4 100 万日元以上
--------	-------------	-------------	-------------

设问 24. 你有没有将犯罪所得收入汇往中国？

1 有	→ 使用何种手段汇款？（主要手段请只选择一个答案在数字上画○）
	1 通过正式的金融机关 2 通过地下银行 3 托付朋友・熟人带
	4 其他（具体说明：
2 没有	）

设问 25. 你在来日本之前与中国的犯罪组织有瓜葛吗？（请只选择一个答案在数字上画○）

1 曾加入有关组织・团体	2 未曾加入，但与其保持着某种关系	3 无瓜葛
--------------	-------------------	-------

设问 26. 你在来日本之前与日本的暴力团有瓜葛吗？

1 有	2 没有
-----	------

设问 27. 你在日本加入了或者加入过犯罪组织吗？（请只选择一个答案在数字上画○）

1 加入了	} → 【转到设问 2 8】
2 没有加入，但是有一些瓜葛	
3 以前加入过，但已经退出了	
4 没有加入	→ 【转到设问 3 5】

设问 28. 请说明一下你所加入或者有瓜葛的犯罪组织的情况。

(1) 所属或者有瓜葛的组织是什么类型的?(请只选择一个答案在数字上画○, 在()内填上名称及数字)

犯罪组织的种类	1 暴力团 3 中国犯罪组织 5 其他(具体说明:)	2 暴力团之外的日本犯罪组织 4 中国以外的外国犯罪组织
组织的名称及所在地	组织的名称() 所在地(日本)()都·道·府·县()区·市·郡 (中国)()省·自治区·直辖市()市·县·区·旗	
组织的人数	()人	

(2) 请说明一下你在组织中的地位。(请只选择一个答案在数字上画○)

1 老大	2 上层干部	3 中层干部	4 一般成员
5 帮忙的	6 其他(具体说明:)		

(3) 你是什么时候加入组织的?加入或者曾经加入的期间有多长?(请在()内填上数字)

加入时间	公历()年
加入期间	大约()年

(4) 你加入组织的动机是什么?(请选择一个最恰当答案在数字上画○)

1 出于自己的意愿	2 因被劝诱	3 因为能够得到组织中同伙的照顾
4 因为贫穷	5 因为没有职业	
6 其他(具体说明:)		

(5) 你从属于组织的理由是什么?(请选择一个最恰当答案在数字上画○)

1 因为能赚到钱	2 因为在同伙面前有面子	3 因为神气、气派
4 因为不能自拔	5 因为讲义气	
6 其他(具体说明:)		

(6) 你想退出组织吗?(请只选择一个答案在数字上画○)

1 想退出	2 不想退出	3 不知道
-------	--------	-------

设问 29. 你从属的犯罪组织与日本的暴力团之间有什么关系吗?(请只选择一个答案在数字上画○)

1 有 → 【转到下面的(1)至(6)各项】
2 我从属于日本的暴力团 → 【转到设问 3 0】
3 没有 → 【转到设问 3 5】
4 不知道 → 【转到设问 3 0】

设问 30. 你这次的犯罪是依照组织的指令或者分工来实行的吗?

1	是	——→ 是依照日本・中国哪个组织的指令或者分工? (请只选择一个答案在数字上画○)
		1 日本的组织 2 中国的组织 3 双方的组织
2	不是	

设问 31. 在你加入的(保持关系的)组织中,对遵守规矩、服从指令等的管制严格吗?(请只选择一个答案在数字上画○)

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5
不严格 不太严格 不好说 比较严格 非常严格

设问 32. 如果你被从属组织的头目命令以抢夺钱财为目的实施杀人时,你会怎样做?(请只选择一个答案在数字上画○)

1	无条件服从	2	依照报酬・利益等条件来考虑是否服从
4	不知道是否会服从	4	不服从

设问 33. 如果拒绝由头目下达的犯罪指令会受到一定的制裁吗?(请选择所有恰当的答案在数字上画○)

1	被杀掉	2	受到暴力方面的制裁(包括断指)	3	受到金钱方面的制裁
4	受到破门、断绝关系、驱逐等处分	5	不会受到制裁		
6	其他(具体说明:)				

设问 34. 在你从属的组织中,当犯罪获得了利益时是如何分配的?(请只选择一个答案在数字上画○)

1	在参与犯罪的人员当中进行分配
2	将一定的金额上缴给组织后,剩余部分在参与犯罪的人员当中进行分配
3	将全额上缴给组织,之后领取报酬
4	其他(具体说明:)

设问 35. 你认为日本的审判公正吗?(请只选择一个答案在数字上画○)

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5
不公正 不太公正 不好说 比较公正 公正

设问 36. 你对被判处的刑罚是怎样认为的?(请只选择一个答案在数字上画○)

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5
轻 有点儿轻 不好说 有点儿重 重

设问 37. 假设剩下的刑期可以在中国的监狱服刑的话,你希望吗?

1	希望	——→ 理由是什么?(具体说明:)
2	不希望	——→ 理由是什么?(具体说明:)

设问 38. 你出监后希望在哪里居住? (请只选择一个答案在数字上画○)

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 日本→ 理由是什么?(具体说明: |) |
| 2 | 中国→ 理由是什么?(具体说明: |) |
| 3 | 日本・中国之外的第三国 → 理由是什么?(具体说明: |) |
| 4 | 不知道 | |

全部设问到此结束。非常感谢合作!

请将这个调查问卷装入配发的信封并封口后交给监狱职员。

資料 2 単純集計表

問5 罪 名

1 刑
2

合 計	危険運転致死傷	業務上過失致死傷	重過失致死傷	自動車運転転過失致死傷	脅迫	略取・誘拐	窃盗	強盗	強盗強死傷	強盗強死	強盗強死傷	強盗強死	強盗強死	詐欺	恐喝	横領・背任	盗品等関係	決闘罪に關する件	傷害物取締罰則	暴力行為等処罰に關する法律	その他の刑法犯
【 合 計 】	917 100.0	1 0.1	1 0.1	-	3 0.3	-	24 2.6	548 59.8	201 21.9	258 28.1	9 1.0	46 5.0	6 0.7	2 0.2	1 0.1	-	-	-	-	3 0.3	64 7.0

問5 罪 名

1 刑
3

合 計	建造物侵入	建造物侵入	逮捕監禁	関税法違反	特殊開錠用具…	公職選挙法	軽犯罪法	銃砲刀剣類所持等取締法	偽造・有価証券偽造・印章	文書偽造・有価証券偽造・印章	盗	強盗	強盗強死傷	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死
【 合 計 】	917 100.0	115 12.5	19 2.1	35 3.8	15 1.6	-	-	68 7.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問5 罪 名

2 刑
1

合 計	公務執行妨害	逃走	犯人蔵匿・証拠隠滅	騒乱	放火	住居侵入	通責偽造	文書偽造・有価証券偽造・印章	偽造・有価証券偽造・印章	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死
【 合 計 】	917 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問5 罪 名

2 刑
2

合 計	危険運転致死傷	業務上過失致死傷	重過失致死傷	自動車運転転過失致死傷	脅迫	略取・誘拐	窃盗	強盗	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死
【 合 計 】	917 100.0	-	-	-	-	-	-	39 4.3	11 1.2	10 1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問5 罪 名

2 刑
3

合 計	建造物侵入	建造物侵入	逮捕監禁	関税法違反	特殊開錠用具…	公職選挙法	銃砲刀剣類所持等取締法	偽造・有価証券偽造・印章	文書偽造・有価証券偽造・印章	盗	強盗	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死
【 合 計 】	917 100.0	2 0.2	-	-	-	-	2 0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問5 罪 名

3 刑
1

合 計	公務執行妨害	逃走	犯人蔵匿・証拠隠滅	騒乱	放火	住居侵入	通責偽造	文書偽造・有価証券偽造・印章	偽造・有価証券偽造・印章	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死	強盗強死
【 合 計 】	917 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問5 罪 名

- 2 -

合 計	危険運転 致死傷	業務上過 失致死傷	重過失致 死傷	自動車運 転過失致 死傷	脅 迫	略取・ 誘拐	窃 盗	強 盗	強盗致 傷	強盗強 姦・同致 死	詐 欺	恐 喝	横領・ 背任	盗品等関 係	決闘罪に 関する件	爆発物取 締罰則	暴力行為 等処罰に 関する法	その他の 刑法犯
【 合 計 】	917 100.0	-	-	-	-	-	5 0.5	2 0.2	2 0.2	2 0.2	-	-	-	-	-	-	-	-

問5 罪 名

- 3 -

合 計	建造物侵 入	逮捕監禁	関税法違 反	特殊開錠 用具…	公職選挙 法	軽犯罪法	銃砲刀剣 類所持等 取締法	売春防止 法	児童福祉 法	職業安定 法	道路交通 法	出入国管 理及び難 民認定法	その他の 特別法犯	無回答
【 合 計 】	917 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7 0.8	1 0.1	900 98.1

問5 罪 名

- 1 -

合 計	公務執行 妨害	逃走	犯人蔵 匿・証拠 隠滅	騒 乱	放 火	住居侵入	通貨偽造	文書偽 造・有価 証券偽 造・印章	偽造・ 虚偽告訴	わいせ つ・わい せつ・文 書致死傷	強制わい せつ・同 致死傷	強姦・ 同致死傷	賭博・ 富くじ	贈収賄	殺 人	傷 害	傷害致死	暴 行
【 合 計 】	917 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問5 罪 名

- 2 -

合 計	危険運転 致死傷	業務上過 失致死傷	重過失致 死傷	自動車運 転過失致 死傷	脅 迫	略取・ 誘拐	窃 盗	強 盗	強盗致 傷	強盗強 姦・同致 死	詐 欺	恐 喝	横領・ 背任	盗品等関 係	決闘罪に 関する件	爆発物取 締罰則	暴力行為 等処罰に 関する法	その他の 刑法犯
【 合 計 】	917 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 0.1	-	-	-	-	-	-	-	-

問5 罪 名

- 3 -

合 計	建造物侵 入	逮捕監禁	関税法違 反	特殊開錠 用具…	公職選挙 法	軽犯罪法	銃砲刀剣 類所持等 取締法	売春防止 法	児童福祉 法	職業安定 法	道路交通 法	出入国管 理及び難 民認定法	その他の 特別法犯	無回答
【 合 計 】	917 100.0	1 0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	915 99.8

問6 刑 期

- 3 -

合 計	無期懲役	懲 役 1 年未満	懲 役 2 年未満	懲 役 3 年未満	懲 役 4 年未満	懲 役 5 年未満	懲 役 5 年以上	懲 役 年月不明	罰金・ 労役	無回答
【 合 計 】	917 100.0	44 4.8	8 0.9	55 6.0	78 8.5	89 9.7	82 8.9	558 60.9	1 0.1	2 0.2

問6 刑期（2刑）

合 計	無期懲役	懲 役 1年未満	懲 役 2年未満	懲 役 3年未満	懲 役 4年未満	懲 役 5年未満	懲 役 5年以上	懲 役 年月不明	罰金・ 労役	無回答	
【 合 計 】	917 100.0	- -	7 0.8	20 2.2	33 3.6	13 1.4	3 0.3	12 1.3	- -	103 11.2	726 79.2

問6 刑期（3刑）

合 計	無期懲役	懲 役 1年未満	懲 役 2年未満	懲 役 3年未満	懲 役 4年未満	懲 役 5年未満	懲 役 5年以上	懲 役 年月不明	罰金・ 労役	無回答
【 合 計 】	917 100.0	- -	4 0.4	5 0.5	1 0.1	2 0.2	1 0.1	- -	4 0.4	900 98.1

問6 刑期（4刑）

【 合 計 】	○ 計										
	合 計	無期懲役	懲 役 1年未満	懲 役 2年未満	懲 役 3年未満	懲 役 4年未満	懲 役 5年未満	懲 役 5年以上	懲 役 年月不明	罰金・ 労役	無回答
【 合 計 】	917	-	-	1	-	-	-	1	-	-	915
	100.0	-	-	0.1	-	-	-	0.1	-	-	99.8

問7 受刑に至った事件の最初の犯行年

	合計	1996 年以前	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	無回答
【 合 計 】	917 100.0	14 1.5	10 1.1	23 2.5	25 2.7	46 5.0	61 6.7	66 7.2	96 10.5	89 9.7	105 11.5	101 11.0	111 12.1	107 11.7	36 3.9	27 2.9

問8 入所度数

合 計	1 回	2 回	3 回	4 回以上	無回答	平 均 (回)
【 合 計 】	917 100.0	838 91.4	47 5.1	3 0.3	1 0.1	28 3.1

問8-1 前回入所したときの罪名 -1-

合 計	公務執行 妨害	逃走	犯人蔵 匿・証拠 隠滅	騒 乱	放 火	住居侵入	通貨偽造	文書偽 造・有価 証券偽 造・印章	偽造・ 虚偽告訴	強盗・同 致死傷	強盗・同 致死傷	賭博・ 賭博・ 富くじ	贈収賄	殺人	傷 害	傷害致死	暴 行
【 合 計 】	51 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 3.9	-

問8-1 前回入所したときの罪名 -2-

合 計	危険運転 致死傷	業務上過 失致死傷	自動車運 転過失致 死傷	脅 迫	略取・ 誘拐	窃 盗	強 盗	強 盗	強盗致死 傷	強盗強 姦・同致 死	詐欺	恐 喝	権領・ 責任	盗品等関 係	決闘罪に 関する件	爆発物取 締罰則	暴力行為 等処罰に 関する法 律	その他の 刑法犯
【 合 計 】	51 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	35 68.6	2 3.9	1 2.0	- -	1 2.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

問8-1 前回入所したときの罪名

合 計	建造物侵入	運捕監禁	特殊閉錠用具…	公職選挙法	軽犯罪法	銃砲刀剣類所持等取締法	売春防止法	児童福祉法	麻薬及び向精神薬取締法	覚せい剤取締法	職業安定法	道路交通法	出入国管理及び難民認定法	その他の特別法犯	無回答
【 合 計 】	51 100.0	2 3.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4 7.8	-	4 7.8

問8-2 前回の刑期

	回答の割合(%)						
	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	5年以上	無回答
合 計	51 100.0	33 64.7	5 9.8	1 2.0	4 7.8	2 3.9	1 2.0
【 合 計 】							

問8-2 前回の出所年

【 合 計 】	回答の年別											無回答
	合計	1999年以前	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	
	51 100.0	6 11.8	2 3.9	5 9.8	5 9.8	9 17.6	8 15.7	2 3.9	7 13.7	3 5.9	2 3.9	2 3.9

問8-2 前回の出所種別

合 計	仮釈放	満期釈放	その他	無回答
【 合 計 】	51 100.0	43 84.3	6 11.8	2 3.9

問9 共犯者の有無

合 計	共犯者あり	共犯者なし	不明	
【 合 計 】	917 100.0	768 83.8	137 14.9	12 1.3

問9-1 共犯者の人数

合 計	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人以上	無回答	平均(人)
【 合 計 】	768 100.0	83 10.8	110 14.3	119 15.5	98 12.8	93 12.1	63 8.2	59 7.7	29 3.8	23 3.0	16 2.1	10 1.3	21 2.7	34 4.4	4.7

問9-2 共犯者の国籍

回答者 の国	合 計	日 本	中 国	その他の 国	わからな い	無回答
【 合 計 】	768 100.0	253 32.9	711 92.6	7 0.9	6 0.8	29 3.8

問10 本件被害者・犯行手口・凶器使用の有無・薬物の種類
※薬物の種類

合計	覚せい剤	大麻	コカイン	ヘロイン	MDA・MDMA	その他	無回答・非該当
【合計】	917	75	7	1	2	22	7
	100.0	8.2	0.8	0.1	0.2	2.4	0.8
							825
							90.0

問11 犯罪歴

合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・非該当	平均(回)
【合計】	917	22	8	4	12	871
	100.0	2.4	0.9	0.4	1.3	95.0
						3.9

問11 犯罪歴

合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・非該当	平均(回)
【合計】	917	3	-	-	-	914
	100.0	0.3	-	-	-	99.7
						1.0

問11 犯罪歴

合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・非該当	平均(回)
【合計】	917	-	-	-	-	917
	100.0	-	-	-	-	100.0
						-

問11 犯罪歴

合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・非該当	平均(回)
【合計】	917	35	16	6	23	837
	100.0	3.8	1.7	0.7	2.5	91.3
						4.0

問11 犯罪歴

合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・非該当	平均(回)
【合計】	917	3	-	-	-	914
	100.0	0.3	-	-	-	99.7
						1.0

問11 犯罪歴

合計	1回	2回	3回	4回以上	無回答・非該当	平均(回)
【合計】	917	4	-	1	-	912
	100.0	0.4	-	0.1	-	99.5
						1.4

問11 犯罪歴

カード関係		1 回	2 回	3 回	4 回以上	無回答・平均 非該当 (回)
【 合 計 】	917	2	-	-	3	912
	100.0	0.2	-	-	0.3	99.5

問11 犯罪歴

模 範		1 回	2 回	3 回	4 回以上	無回答・平均 非該当 (回)
【 合 計 】	917	-	-	-	-	917
	100.0	-	-	-	-	100.0

問11 犯罪歴

薬 物		1 回	2 回	3 回	4 回以上	無回答・平均 非該当 (回)
【 合 計 】	917	4	1	-	2	910
	100.0	0.4	0.1	-	0.2	99.2

問11 犯罪歴

強 姦		1 回	2 回	3 回	4 回以上	無回答・平均 非該当 (回)
【 合 計 】	917	3	-	-	1	913
	100.0	0.3	-	-	0.1	99.6

問12 配偶者の有無

配偶者の有無		な し	あ り	不 明	無回答	配偶者の居住地			
合 計		417	456	6	38	合 計	中国在住	日本在住	その他の 国
【 合 計 】	917	417	456	6	38	456	316	126	4
	100.0	45.5	49.7	0.7	4.1	100.0	69.3	27.6	0.9

問13 最終学歴

合 計		小学校	中学校	高等学校	専門学校・短大	大学・大学院	不 就 学	不 詳	その他	無回答
【 合 計 】	917	125	316	286	65	111	1	8	-	5
	100.0	13.6	34.5	31.2	7.1	12.1	0.1	0.9	-	0.5

問13-1 就学状況

合 計		在 学	中 退	卒 業	無回答
【 合 計 】	903	13	279	597	14
	100.0	1.4	30.9	66.1	1.6

問14 入所直前の居住地

合計	不定	あり	無回答
【合計】	917 100.0	482 52.6	428 46.7
			7 0.8

問14 入所直前の居住地（都道府県）－1－

合計	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨
【合計】	428 100.0	4 0.9	-	-	-	-	-	1 0.2	9 2.1	5 1.2	-	46 10.7	33 7.7	147 34.3	75 17.5	2 0.5	1 0.2	-	-

問14 入所直前の居住地（都道府県）－2－

合計	長野	岐阜	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛
【合計】	428 100.0	4 0.9	2 0.5	4 0.9	29 6.8	3 0.7	-	5 1.2	30 7.0	13 3.0	-	-	1 0.2	-	-	-	-	-	-

問14 入所直前の居住地（都道府県）－3－

合計	高知	福岡	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	中国	無回答
【合計】	428 100.0	-	8 1.9	-	1 0.2	-	-	-	-	1 0.2	-	2 0.5

問14 入所直前の居住地＜エリア＞

合計	北海道	東北	関東	北陸・信越	北海道	東北	関東	北陸・信越	中国	四国	九州	中国	無回答
【合計】	428 100.0	4 0.9	1 0.2	315 73.6	8 1.9	38 8.9	48 11.2	1 0.2	-	-	10 2.3	1 0.2	2 0.5

問15 入所直前の職業

【合計】	合計	専門的・技術的職業従事者	管理・業務的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	保安職業従事者	農業・漁業従事者	運輸・通信従事者	工員・職人・単純労働者	アルバイト・パートタイマー	学生	主婦・家事従事者・無職者	その他	無回答
	917 100.0	9 1.0	12 1.3	4 0.4	4 0.4	38 4.1	2 0.2	1 0.1	9 1.0	66 7.2	11 1.2	39 4.3	711 77.5	4 0.4	7 0.8

問16 現在の日本語話能力

合計	全くできない	あいさつ程度なら	日常会話ができる	よく話せる	無回答
【合計】	917 100.0	97 10.6	217 23.7	432 47.1	161 17.6
					10 1.1

質問1. 来日前のあなたの居住地はどこですか。ー1ー

合 計	北 京	天 津	河 北 省	内 蒙 古 自 治 区	遼 寧 省	吉 林 省	黒 龍 江 省	上 海	江 蘇 省	浙 江 省	安 徽 省	福 建 省	江 西 省	山 東 省	河 南 省	湖 北 省	湖 南 省	広 東 省	香 港 特 別 行 政 区
【 合 計 】	845	10	5	3	5	65	74	54	81	6	2	1	368	5	22	7	2	2	40
100.0	1.2	0.6	0.4	0.6	7.7	8.8	6.4	9.6	0.7	0.2	0.1	43.6	0.6	2.6	0.8	0.2	0.2	0.2	4.7

質問1. 来日前のあなたの居住地はどこですか。ー2ー

合 計	広 西 チ ン 族 自 治 区	海 南 省	四 川 省	陝 西 省	甘 肅 省	無 回 答
【 合 計 】	845	2	1	6	2	2
100.0	0.2	0.1	0.7	0.2	0.2	9.2

質問2. あなたの民族は何か。

合 計	漢 族	朝 鮮 族	満 族	回 族	高 山 族	モ ン ゴ ル シ ョ オ 族
【 合 計 】	771	705	51	7	5	1
100.0	91.4	6.6	0.9	0.7	0.1	0.1

質問3. 中国であなたが最後に通った学校は何ですか。またその学校を卒業しましたか。

合 計	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	専 門 学 校	大 学 ・ 短 大	大 学 ・ 短 大 学 院	其 他	学 校 に は 行 っ て い な い	無 回 答
【 合 計 】	845	102	243	240	138	58	6	-	58
100.0	12.1	28.8	28.4	16.3	6.9	0.7	-	-	6.9

質問3. 上で1～6に○した人はその学校を卒業しましたか。

合 計	卒 業 し た	中 退 し た	無 回 答
【 合 計 】	787	458	202
100.0	58.2	25.7	16.1

質問4. 来日前のあなたの職業は何ですか。

合 計	国 家 機 関 ・ 党 及 び 民 間 組 織 ・ 企 業	専 門 技 術 人 員 及 者 ・ 建 物 内 装 デ ザ イ ナ ー	商 業 ・ サ ー ビ ス 業 従 事 者	農 ・ 林 ・ 牧 ・ 漁 ・ 水 利 業 労 働 者	生 産 ・ 運 輸 機 械 操 縦 者	軍 人	其 他 の 職 業	学 生	無 職	無 回 答
【 合 計 】	845	32	65	17	190	79	115	5	144	105
100.0	3.8	7.7	2.0	22.5	9.3	13.6	3.6	0.6	17.0	12.4
										63
										7.5

質問5. 来日前のあなたの月収はおおよそいくらぐらいですか。

合 計	0 元 (な し)	1 ～ 4 9 9 元	5 0 0 ～ 9 9 9 元	1 0 0 0 ～ 1 9 9 9 元	2 0 0 0 ～ 2 9 9 9 元	3 0 0 0 ～ 4 9 9 9 元	5 0 0 0 ～ 5 9 9 9 元	6 0 0 0 元 以 上	無 回 答	平 均 (元)
【 合 計 】	845	109	36	75	164	93	74	26	192	3271.1
100.0	12.9	4.3	8.9	19.4	11.0	8.8	1.8	3.1	7.2	22.7

質問6. あなたが日本へ入国したときの方法は以下のうちどれですか。

合 計	正規入国	不正入国	無回答
【 合 計 】	845 100.0	467 55.3	322 38.1 56 6.6

質問6. あなたが日本へ入国したときの方法は以下のうちどれですか。

1 正規入国 在留資格は何ですか

合 計	短期滞在	研修	就学・留学	興行	家族滞在	日本人配偶者等	その他	無回答
【 合 計 】	467 100.0	78 16.7	19 4.1	272 58.2	6 1.3	30 6.4	34 7.3	26 5.6 2 0.4

質問6. あなたが日本へ入国したときの方法は以下のうちどれですか。

2 不正入国 手段は何ですか

合 計	密航	偽造旅券	その他	無回答
【 合 計 】	322 100.0	188 58.4	128 39.8	4 1.2 2 0.6

質問7. あなたが日本に来た真の目的について教えてください。

合 計	専門的技術の習得	遊興	働いてお金を稼ぐため	犯罪でお金を稼ぐため	家族と生活するために	定住・移住するために	その他	無回答
【 合 計 】	845 100.0	76 9.0	178 21.1	22 2.6	416 49.2	24 2.8	29 3.4	11 1.3 27 3.2 62 7.3

質問8. 日本への入国を有償で仲介した人は誰ですか。

合 計	中国の正規の仲介業者	中国の不正の仲介業者（ローヤー）	中国の黒社会関係者	日本の黒社会関係者	友人・知人	家族・親族	その他	なし	不明	無回答
【 合 計 】	845 100.0	195 23.1	219 25.9	44 5.2	1 0.1	52 6.2	24 2.8	37 4.4	171 20.2	5 0.6 97 11.5

質問9. 来日するためにかかった総費用および仲介業者に払った費用はおおよそいくらぐらいですか。

来日するためにかかった総費用

合 計	0 円 (なし)	1 万円 未満	1 ～ 3 万円未満	3 ～ 5 万円未満	5 ～ 7 万円未満	7 ～ 9 万円未満	9 ～ 11 万円未満	11 ～ 13 万円 未満	13 ～ 15 万円 未満	15 ～ 17 万円 未満	17 ～ 19 万円 未満	19 ～ 21 万円 未満	21 万円 以上	無回答	平均 (万円)	
【 合 計 】	845 100.0	57 6.7	16 1.9	45 5.3	19 2.2	46 5.4	50 5.9	80 9.5	37 4.4	20 2.4	57 6.7	67 7.9	105 12.4	107 12.7	139 16.4	15.3

質問9. 来日するためにかかった総費用および仲介業者に払った費用はおおよそいくらぐらいですか。

仲介業者に払った費用

	合 計	0 元 (なし)	1万円 未満	1～3 万円未満	3～5 万円未満	5～7 万円未満	7～9 万円未満	9～11 万円未満	11～ 13万円 未満	13～ 15万円 未満	15～ 17万円 未満	17～ 19万円 未満	19～ 21万円 未満	21万円 以上	無回答	平均 (万円)
【 合 計 】	845 100.0	222 26.3	27 3.2	114 13.5	32 3.8	28 3.3	26 3.1	25 3.0	9 1.1	6 0.7	20 2.4	16 1.9	27 3.2	26 3.1	267 31.6	5.6

質問 1.0. 来日するための費用はどうやって工面しましたか。	合 計	自分です	親類から 借金した	家族・親 族がまか せました	友人から 借金した	黒社会か 友人・団 体から借 金した	その他の 人物・団 体から借 金した	無回答		
		845	243	463	14	23	13	2	27	115
	100.0	28.8	54.8	1.7	2.7	1.5	0.2	3.2	13.6	
	【 合 計 】									

質問 1.1. 来日する前に抱いていた日本に対するイメージについて教えてください。

【 合 計 】	合 計	ややそう 思っている た	どちらとも いえない	あまりそう 思っていない た	そう思っ ていなかった	無回答	
		845	131	189	77	67	128
		100.0	15.5	22.4	9.1	7.9	15.1

質問 1.1. 来日する前に抱いていた日本に対するイメージについて教えてください。

イ) 市民の犯罪への警戒心が低い	合 計	やや思う ていた	ややそう 思うてい ない	どちらと もい	あまりそ う思っ た	そう思 ってな かった	無回答
【 合 計 】	845	10	9	23	33	399	371
	100.0	1.2	1.1	2.7	3.9	47.2	43.9

質問 1.1. 来日する前に抱いていた日本に対するイメージについて教えてください。

	そう思っ ていた	ややそ う思っ ていた	どちら もい えな い	あまり も思っ てい な か つ た	そう思っ てい な か つ た	無回答
【 合 計 】	845 100.0	8 0.9	9 1.1	20 2.4	49 5.8	385 45.6
						374 44.3

質問 1.1. 来日する前に抱いていた日本に対するイメージについて教えてください。

工) 刑罰が軽い

合 計	ややそう 思っている	ややそう 思っている	どちらとも いえない	あまりそう 思っていない	そう思っ ていなかった	無回答
	845 100.0	12 1.4	23 2.7	36 4.3	35 4.1	368 43.6

【 合 計 】

371
43.9

質問 1.2. 日本に入国したのはいつですか。

	合計	1999 年以前	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	無回答
【 合 計 】	845 100.0	208 24.6	79 9.3	76 9.0	52 6.2	85 10.1	59 7.0	61 7.2	56 6.6	58 6.9	24 2.8	7 0.8	80 9.5

質問 1.3. 日本に入国したあと何回住所を変えましたか。

	0 回	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回 以上	無回答	平均 (回)
【 合 計 】	845 100.0	109 12.9	78 9.2	158 18.7	195 23.1	72 8.5	66 7.8	30 3.6	13 1.5	10 1.2	3 0.4	21 2.5	90 10.7

質問 1 4 . 日本に入国したあとに仕事に就きましたか。

合 計	仕事に就いた	仕事に就いたことがない	無回答
【 合 計 】	845 100.0	686 81.2	77 9.1
			82 9.7

質問 1 4 補 . また、仕事に就いたことがある人は、これまでに何回仕事を变えましたか。

合 計	0 回	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回以上	無回答	平 均 (回)
【 合 計 】	686 100.0	85 12.4	52 7.6	152 22.2	157 22.9	51 7.4	72 10.5	31 4.5	15 2.2	12 1.7	1 0.1	41 6.0	17 2.5
													3.5

質問 1 5 . 逮捕時のあなたの月収とその収入源について教えてください。

月 収	0 円 (なし)	10 万円未満	10 ～ 14 万円	15 ～ 19 万円	20 ～ 24 万円	25 ～ 29 万円	30 ～ 34 万円	35 ～ 39 万円	40 ～ 44 万円	45 ～ 49 万円	50 万円以上	無回答	平 均 (万円)
合 計	845 100.0	21 2.5	46 5.4	82 9.7	112 13.3	147 17.4	94 11.1	78 9.2	17 2.0	11 1.3	1 0.1	57 6.7	179 21.2
【 合 計 】													26.9

質問 1 5 . 逮捕時のあなたの月収とその収入源について教えてください。

収入源	自分で働く	配偶者・情婦から	自分の所属する組織から	犯罪で得る	無収入	総合社会保障補助・生活保護	友人からの援助・借金	貯金	その他	無回答		
合 計	845 100.0	531 62.8	26 3.1	61 7.2	6 0.7	37 4.4	5 0.6	4 0.5	10 1.2	3 0.4	11 1.3	151 17.9
【 合 計 】												

質問 1 6 . 逮捕時に住んでいた住居について教えてください。

建物の種類	【 合 計 】									
	アパー ト・マン ション	寮	一戸建て	宿泊施設	住居なし	船室	ネットカ フェ・店 舗	その他	無回答	
合 計	845 100.0	372 44.0	147 17.4	57 6.7	7 0.8	2 0.2	3 0.4	5 0.6	48 5.7	204 24.1

質問 1 6 . 逮捕時に住んでいた住居について教えてください。

所有の形態

合 計	持ち家	知人・友人宅 (無料)	借 家	無回答
【 合 計 】	845 100.0	21 2.5	105 12.4	567 67.1
				152 18.0

質問 1 6 . 逮捕時に住んでいた住居について教えてください。

借家 (月額家賃)

	合 計	0 円 (なし)	1 万円	2 万円	3 万円	4 万円	5 万円	6 万円	7 万円	8 万円	9 万円	10 万円	11 万円	12 万円	13 万円	14 万円	15 万円 以上	無回答	平 均 (万円)
【 合 計 】	567 100.0	1 0.2	6 1.1	17 3.0	47 8.3	48 8.5	70 12.3	98 17.3	68 12.0	99 17.5	23 4.1	26 4.6	9 1.6	6 1.1	8 1.4	2 0.4	16 2.8	23 4.1	6.7

質問 16. 逮捕時に住んでいた住居について教えてください。

同居人の人数（自分を含めて）										
合 計	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7人以上	無回答	平 均 (人)	
【 合 計 】	845	102	311	147	86	32	14	7	146	
	100.0	12.1	36.8	17.4	10.2	3.8	1.7	0.8	17.3	2.6

質問 17. 逮捕時のあなたの在留資格は何でしたか。

合 計	短期滞在	研修	就労・ 留学	興 行	家族滞在	日本人 配偶者等	在留資格 無し	定住者	永住者	その他	無回答
【 合 計 】	845	54	12	113	4	26	53	447	5	9	79
	100.0	6.4	1.4	13.4	0.5	3.1	6.3	52.9	0.6	1.1	9.3

質問 18. 逮捕される前に、あなたが以下のような付き合いをしている日本人は何人ぐらいいましたか。
ア) あいさつしたり立ち話をしたりする人

合 計	いない	1 人	2～3人	4～5人	6人以上	無回答
【 合 計 】	845	314	24	73	43	265
	100.0	37.2	2.8	8.6	5.1	31.4

質問 18. 逮捕される前に、あなたが以下のような付き合いをしている日本人は何人ぐらいいましたか。
イ) 日本での生活のトラブルの隣に助けてくれる人

合 計	いない	1 人	2～3人	4～5人	6人以上	無回答
【 合 計 】	845	355	48	92	28	279
	100.0	42.0	5.7	10.9	3.3	33.0

質問 18. 逮捕される前に、あなたが以下のような付き合いをしている日本人は何人ぐらいいましたか。
ウ) 心配や悩みごとを相談できる人

合 計	いない	1 人	2～3人	4～5人	6人以上	無回答
【 合 計 】	845	385	47	71	19	303
	100.0	45.6	5.6	8.4	2.2	35.9

質問 19. 逮捕される前に、あなたが以下のような付き合いをしている中国人は何人ぐらいいましたか。
ア) あいさつしたり立ち話をしたりする人

合 計	いない	1 人	2～3人	4～5人	6人以上	無回答
【 合 計 】	845	83	16	66	85	292
	100.0	9.8	1.9	7.8	10.1	34.6

質問 19. 逮捕される前に、あなたが以下のような付き合いをしている中国人は何人ぐらいいましたか。
イ) 日本での生活のトラブルの隣に助けてくれる人

合 計	いない	1 人	2～3人	4～5人	6人以上	無回答
【 合 計 】	845	124	66	180	79	253
	100.0	14.7	7.8	21.3	9.3	29.9

質問１９．逮捕される前に、あなたが以下のようないき合いをしている中国人は何人ぐらいいましたか。
 ウ) 心配や悩みごとを相談できる人

合 計	いない	１ 人	２～３ 人	４～５ 人	６人以上	無回答
【 合 計 】	845	169	90	141	72	282
	100.0	20.0	10.7	16.7	8.5	33.4

質問２０．逮捕される前のあなたの日本語話能力はどのくらいでしたか。

合 計	全くできなかつた	あいさつ程度ならできた	日常生活でよくできた	無回答
【 合 計 】	845	177	261	92
	100.0	20.9	30.9	10.9

質問２１．今回の犯行の動機は何でしたか。

合 計	生活のため	借金返済のため	お金を貯めるため	遊ぶため	その品物が欲しかった	報復のため	かつた	人から誘われた	脅迫された	命令された	無実	犯行動機はない	学費のため	その他	無回答
【 合 計 】	845	312	302	91	37	6	24	215	245	34	21	4	11	8	72
	100.0	36.9	35.7	10.8	4.4	0.7	2.8	25.4	29.0	4.0	2.5	0.5	1.3	0.9	8.5

質問２２．今回の被害者を選んだ理由は何ですか。

合 計	抵抗しなかつたから	警察に思いついたから	お金を持っていたから	金融機関などから出てきた情報から	利害の対立から	うらみから	馬鹿にされたから	仲間・組織から指示されたから	偶然・理由はない被害者を知らない	無実	その他	被害者はいない	無回答
【 合 計 】	845	63	57	92	1	15	17	38	197	107	4	51	124
	100.0	7.5	6.7	10.9	0.1	1.8	2.0	4.5	23.3	12.7	0.5	6.0	14.7

質問２３．今回の犯行であなたが得た利益はおおよそいくらぐらいでしたか。

合 計	なし	１０万円未満	１０～９ ９ 万円	１００万円以上	無回答
【 合 計 】	845	249	96	224	97
	100.0	29.5	11.4	26.5	11.5

質問２４．犯罪で得た収益を中国へ送金したことがありますか。

合 計	ある	ない	無回答
【 合 計 】	845	221	515
	100.0	26.2	60.9

質問２４補．どのような手段で送金しましたか。

合 計	正規の金融機関	地下銀行	友人・知人に依頼	その他	無回答
【 合 計 】	221	27	112	68	12
	100.0	12.2	50.7	30.8	5.4

質問25. あなたは、来日前に中国の犯罪組織と関わりがありましたか。

【 合 計 】	合 計	組織・団体に入っていた	加入はしなかった	無関係に入っていた	無回答
	845 100.0	3 0.4	22 2.6	743 87.9	77 9.1

質問26. あなたは、来日前に日本の暴力団と関わりがありましたか。

合計	あった	なかった	無回答	
【合計】	845 100.0	5 0.6	770 91.1	70 8.3

質問27. あなたは、日本で犯罪組織に加入していますか。または加入していたことがありますか。

	【合 計】	加入している	加入してはいないが関わりがある	以前に加入していたが脱退した	加入してはいない	無回答
合計	845 100.0	26 3.1	45 5.3	8 0.9	649 76.8	23 2.7
						94 11.1

質問28. あなたが加入または関わりがある犯罪組織について教えてください。
(ア) 所属している組織または関係のある組織の種類は何ですか。

【 合 計 】	犯罪組織の種類						無回答	
	合 計	暴力団	暴力団以外 の日本人 犯罪組織	中国人犯罪 組織	中国以外 の外国人 犯罪組織	犯罪グループ その他		
【 合 計 】	102	8	1	57	2	7	6	21
	100.0	7.8	1.0	55.9	2.0	6.9	5.9	20.6

質問28. あなたが加入または関わりがある犯罪組織について教えてください。
(ア) 所属している組織または関係のある組織の種類は何ですか。

【 合 計 】	組織の人数												平均 (人)	
	合計	3人以下	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11～ 15人	16～ 20人	21人 以上		無回答
	102	7	6	10	4	4	4			4	5	3	10	45
	100.0	6.9	5.9	9.8	3.9	3.9	3.9			3.9	4.9	2.9	9.8	44.1
														22.5

質問28. あなたが加入または関わりがある犯罪組織について教えてください。
(イ) 組織におけるあなたの地位について教えてください。

【 合 計 】								無回答
	合 計	首 領	上級幹部	中級幹部	一般構成 員	上下関係 がない	その他	
	102	2	5	7	30	31	5	17
	100.0	2.0	4.9	6.9	29.4	30.4	4.9	16.7

質問28. あなたが加入または関わりがある犯罪組織について教えてください。
(ウ) 組織に加入した時期はいつですか。また加入している(いた)期間はどのくらいですか。

合計	1999年以前	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	無回答
【合計】	102 100.0	4 3.9	2 2.0	12 11.8	4 3.9	7 6.9	12 11.8	8 7.8	3 2.9	4 3.9	2 2.0	40 39.2

質問28. あなたが加入または関わりがある犯罪組織について教えてください。

(ウ) 組織に加入した時期はいつですか。また加入している (いた) 期間はどのくらいですか。

加入期間	1年間未満	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	6年間	7年間以上	無回答	平均 (年間)
【 合 計 】	102 100.0	32 31.4	10 9.8	10 9.8	6 5.9	2 2.0	—	—	2 2.0	40 39.2
										1.4

質問28. あなたが加入または関わりがある犯罪組織について教えてください。

(エ) 組織に加入した動機は何ですか。

	合計	自分の意思で	誘われたので	組織の人間に面倒を見てもらったの	賃しかつたら面倒から	職がなかったから	その他	無回答
【 合 計 】	102 100.0	4 3.9	15 14.7	8 7.8	15 14.7	32 31.4	4 3.9	24 23.5

質問28. あなたが加入または関わりがある犯罪組織について教えてください。

(オ) 組織に所属している理由は何ですか。

	金があるから	仲間がきくから	顔がいいから	引っ張られたいから	義理があるから	その他	無回答
【 合 計 】	102 100.0	54 52.9	2 2.0	—	4 3.9	8 7.8	8 7.8
							26 25.5

質問28. あなたが加入または関わりがある犯罪組織について教えてください。

(カ) 組織から離脱しようと思いませんか。

合 計	離脱したい	離脱したくない	わからない	わからない	無回答
【 合 計 】	102 100.0	59 57.8	—	10 9.8	33 32.4

質問29. あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか。

合 計	ある	ある	私は日本に暴力団に所属している	ない	わからない	無回答
【 合 計 】	102 100.0	51 50.0	2 2.0	25 24.5	20 19.6	4 3.9

質問29. あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか。

(ア) 中国の組織と日本の暴力団の間に犯行にあたっての役割分担はありますか。

合 計	ある	ない	わからない	分らない	無回答
【 合 計 】	51 100.0	35 68.6	5 9.8	7 13.7	4 7.8

質問 29. あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか。
 (ア) 中国の組織と日本の暴力団の間に犯行にあたっている役割分担はありますか。
 それぞれの組織の役割は何ですか、／中国の組織の役割

合 計	情報提供	計画と準備	犯行対象・被害者の選定	犯罪の実行	見張り・盗品の隠匿手段の提供	マネー・ロンダリング	利益配分の決定	その他	無回答		
【 合 計 】	35 100.0	4 11.4	21 60.0	6 17.1	11 31.4	18 51.4	10 28.6	7 20.0	3 8.6	12 34.3	1 2.9

質問 29. あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか。
 (ア) 中国の組織と日本の暴力団の間に犯行にあたっている役割分担はありますか。
 それぞれの組織の役割は何ですか、／日本の組織の役割

	合 計	情報提供	計画と準備	犯行対象・被害者の選定	犯罪の実行	見張り・盗品の処分 逃走手段の提供	マネー・ロンダリング	利益配分の決定	その他	無回答
【 合 計 】	35 100.0	23 65.7	4 11.4	13 37.1	1 2.9	2 5.7	15 42.9	5 14.3	8 22.9	3 8.6

質問 29. あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか。
 (イ) 犯行にあたっての主導権は主にどちらの組織にありますか。

合 計	中国の組織	日本の組織	時と場合による	どちらでもない	分からない	その他	無回答
【 合 計 】	51 100.0	1 2.0	17 33.3	12 23.5	4 7.8	9 17.6	8 15.7

質問 29. あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか。
 (ウ) 2つの組織の関係が生じたきっかけは何ですか。

	合計	中国の犯罪組織が協力を呼びかけた	中国の犯罪組織が中国人の仲介を呼びかけた	その他の暴力団が協力を呼びかけた	その他の日本人の仲介	その他の	無回答	
【 合計 】	51 100.0	7 13.7	7 13.7	3 5.9	15 29.4	14 27.5	1 2.0	12 23.5

質問 29. あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか。
 (エ) 2つの組織の関係はどのくらい続いていますか。

	合計	今回が初めて	1年未満	1～3年 ほど続いている	3～5年 続いている	5年以上 続いている	わからない	無回答
【 合計 】	51 100.0	10 19.6	5 9.8	3 5.9	-	4 7.8	20 39.2	9 17.6

質問 29. あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか。
 (オ) 2つの組織の連絡は誰が何語で行っていますか。

	合 計	中国語が話せる日本人の暴力団関係者	日本語が話せる中国の暴力団関係者	その他	無回答
【 合 計 】	51 100.0	2 3.9	34 66.7	2 3.9	— 29.4

質問29. あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか。

(力) 2つの組織の連絡はどういう手段を用いていますか。

合 計	電 話	直接会	携帯・ハンコンのメール	よく知ら	その他	無回答
【 合 計 】	51	25	19	2	2	14
	100.0	49.0	37.3	3.9	3.9	27.5

質問30. あなたの今回の犯罪は、組織の指示あるいは組織の中での役割に基づいて行われたものですか。

合 計	はい	いいえ	無回答
【 合 計 】	73	49	13
	100.0	67.1	17.8

質問30. あなたの今回の犯罪は、組織の指示あるいは組織の中での役割に基づいて行われたものですか。それは中国・日本どちらの組織の指示・役割に基づくものですか。

合 計	中国の組	日本の組	両方の組	無回答
【 合 計 】	49	1	43	5
	100.0	2.0	87.8	10.2

質問31. あなたの加入している（関係を持っている）組織での決まりや指示を守る統制の厳しさはどの程度ですか。

合 計	厳しくない	あまり厳しくない	どちらともやや厳しい	非常に厳しい	無回答
【 合 計 】	73	22	6	19	6
	100.0	30.1	8.2	26.0	8.2

質問32. お金を奪うことを目的として人を殺すように、あなたの組織の首領から命じられたら、あなたはどうしますか。

合 計	無条件で従う	報酬・利権などの条件に従う	従うかどうか分からない	従わない	無回答
【 合 計 】	73	2	6	54	11
	100.0	2.7	8.2	74.0	15.1

質問33. 首領からの犯行の指令を断ると、何らかの制裁を受けますか。

合 計	殺される	暴力的制裁を受ける	金銭的な制裁を受ける	破門、追放などの処分	総制裁を受けない	その他	無回答
【 合 計 】	73	1	8	13	11	27	3
	100.0	1.4	11.0	17.8	15.1	37.0	4.1

質問34. あなたの組織では、犯罪によって利益を得たときそれをどのようにに分配しますか。

合 計	犯行に関係した者の間で分配する	一定額を組織に納め、その残りを犯行に配する	全額を組織に納め、その残りを犯行に配する	知らない	その他	無回答
【 合 計 】	73	33	15	8	1	16
	100.0	45.2	20.5	11.0	1.4	21.9

質問35. 日本の裁判は公正だと思いますか。

【合 計】	不正		やや不正		どちらともいえない		やや公正		公正		無回答			
	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合				
	845	100.0	170	20.1	145	17.2	232	27.5	125	14.8	84	9.9	89	10.5

質問36. 科された刑罰についてどう思いますか。

【合 計】	軽 い		少 し 軽 い		ど ち ら と も い え な い		少 し 重 い		重 い		無回答			
	合 計	割合	合 計	割合	合 計	割合	合 計	割合	合 計	割合				
	845	100.0	10	1.2	6	0.7	170	20.1	308	36.4	260	30.8	91	10.8

質問37. もし、残りの刑期を中国の刑務所で服役できるとすれば、希望しますか。

【合 計】	希望する		希望しない		無回答			
	合 計	割合	合 計	割合	合 計	割合		
	845	100.0	493	58.3	246	29.1	106	12.5

質問38. 出所後はどこに住みたいと思いますか。

【合 計】	合 計		日 本		中 国		日本・中国以外 の国		分からな い		無回答	
	数値	割合	数値	割合	数値	割合	数値	割合	数値	割合	数値	割合
	845	100.0	94	11.1	614	72.7	23	2.7	18	2.1	96	11.4

資料 3 自由記述

資料3 自由記述

1. 中国人受刑者アンケート（職員記載用）

問9-3 共犯者との関係（判明している範囲で、あてはまるものすべてに○）

「アルバイト先の客」

「ギャンブルで借金し、逃げたが捕まって本件に及んだ。」

「マンガ喫茶で知り合った中国人」

「飲食店で声を掛けられた」

「客（日本人）」

「債権者」

「叔父の知人」

「知らない人物8人」

「知人の紹介」

「弟の友人、窃盗集団」

「同居している友人の知人」

「同郷の友人から紹介された人」

「密入国で静岡の海岸に上陸した際に迎えに来た中国人及び日本人、密入国した中国人。」

「友人からの紹介」

問9-4 本人の役割

「カードの偽造」

「家の中で金を探した（主犯格は別の者）」

「外国人登録証明書偽造の実行」

「覚せい剤（結晶269.2g、粉末815.6g）、MDMA993錠を預り保管した。薬物を預り保管したと言う。」

「覚せい剤の保管・所持→100万円の報酬」

「覚せい剤保管」

「共犯者に頼まれATMから現金を引き出そうとした（未遂）」

「凶器を使って脅す役」

「空き巣や強盗を手伝う」

「故意に交通事故を起こして保険金を搾取（車に乗る役）」

「パソコンとプリンタでパスポート偽造」

「実行犯の手配、銃器の調達」

「パチンコ特殊景品買取所で偽造の特殊景品の買取を申し込み、現金の交付を受けた」

「振込め詐欺の出し子」

「通訳」
「被害者を誘い出す役」
「密売の手伝い」
「密輸入品の受領」
「頼まれてけん銃や薬物を保管。薬物は自己使用あり。」
「現金を引き出す」
「香港の薬物密売組織の周辺者」
「偽造クレカでの買い物を引き受けた。」
「呼び鈴を押して不在確認」

問 10 被害者との関係

「エステ経営者」
「クレジット店」
「パチンコの景品販売等を営む会社の現金輸送車を襲撃」
「以前に行ったことのある飲食店を狙う」
「以前の面接相手」
「以前働いていた店の集金人」
「顔見知り」
「企業」
「客」
「勤め先の上司の恋人」
「金融機関」
「交際相手の職場の同僚」
「対立した暴力団員」
「中国の非合法組織の中心人物で、本人の属するパチンコ台に裏ロム工作にするグループとも深い関係にある。」
「店、警備員」
「店長をしていたスナックの客」
「同じアパートの住人」
「日本語学校経営等」
「保険会社」
「法人」

問 13 最終学歴

「日本の定時制」
「日本語学校」

問 15 入所直前の職業（判明している範囲で○）

「パチンコの違法打ち子」

「外国人研修・技能実習生」

2. 中国人受刑者アンケート（本人記載用）

質問 4 来日前のあなたの職業は何ですか（ひとつに○）。

「美容師」

「理容師」

「国のスポーツ選手」

「大工」

「自営業」

「調理師」

「調理師の見習い」

「臨時工」

「会社員」

「時計の修理」

「家具の製造」

「運転手」

「教員」

「オーストラリアで留学しながら、仕事をする。」

「衣類販売自営業者」

「市場売魚」

「役者」

「自由職業」

「訪問販売員」

「フリーター」

「公務員」

「美術大学の研究職」

「遊楽園の職員」

「衣料店経営」

「建築業労働者」

「旅行会社のガイド」

「塗装工」

「バイクの修理」

「工場労働者」

「建築塗装工」
「船員」
「海員」
「衣料品販売」
「電気作業工」
「自動車修理」
「テレビ、映画」
「養殖業及び他の小さい商売」
「非常勤教師」
「個人経営者」
「飲食業」
「ホテルの見習い」
「建築業の技術者」
「警備員」
「配達員」
「鉄道現場管理者」
「国際船員」
「建築業労働者」
「医者」
「パンの職人」
「航海士」
「弁護士」

質問6 あなたが日本へ入国したときの方法は以下のうちどれですか。

【正規入国】

「通過のため一時滞在」
「日本人残留孤児の娘と結婚」
「残留孤児二世」
「企業内転勤」
「最初は留学で来て、その後家族滞在に切り替えた。」
「通過のため、一時滞在」
「残留孤児」
「1回目は短期滞在」
「私は日本で過ごしたことがなく、ただ日本服役するだけ。」
「残留孤児3世」
「船舶で入国。密国者を運んで来た。」

「帰国婦人」
「観光」
「技術者」
「企業視察の名目で。」
「二回来日した。」
「中国人と結婚」
「2回目は合法入国」
「帰港上陸」
「永住者」
「私は日本侵略戦争のときの日本人残留孤児の孫です。」
「私の母親は日本人で、私は永住者。」
「人文知識、国際業務」
「就労」
「船員」
「調理師」
「船員」
「永住者配偶者」
「妻の家族は残留孤児」
「祖母は日本人の残留孤児」
「定住者」

【不法入国】

「他の人の名義の旅券」
「P Cに関する専門知識を勉強する。」
「永住を求めるため。」
「2回目は偽造パスポート」
「飛行機に乗って来たが、合法的じゃなかった。」
「残留孤児」
「事業を拡大するため。」
「船舶の乗組員」
「1回目は不法入国」
「別人に成りすます。」

質問7 あなたが日本に来た真の目的について教えてください（ひとつに○）。

「彼女は日本に留学しているので。」
「生の日本人を見たい。」

「家族団らん、妻と子供の面倒を見る。」
「居住のため。」
「移民」
「日本はどんな文化、どんな国か見たかった。」
「交際五年間の彼女と一緒に生活するため。」
「親の結婚後の生活に共にしたいから。」
「勉強しながらお金も儲けたい。」
「家族と団らんのため。」
「夫婦生活をしたいため。」
「通過のため、一時滞在の時に不法滞在してしまった。」
「跳舞（ダンス）」
「結婚。中国での初結婚は失敗したため。」
「たくさんの人が日本に行くのを見て、自分も行きたくなった。」
「家族と友人はみんな日本にいるから。」
「娘を探すため。」
「妻は日本にいるので、会いに来た。」
「勉強してから稼ぎたい。」
「日本の文化に対する憧れ。」
「会社を経営するため。」
「生活を体験するため。」
「治療のため。」
「普通の仕事では、そんなに稼げないでしょう。」
「家族を扶養するため。」
「人を探すため。」
「黒社会から借金しているので、犯罪をして返済したい。」
「母親と一緒に生活するため。」
「弟が脳梗塞で亡くなったので、アルバイトをして稼ぎたい。」
「品物を購入するため。」
「私は日本に来たことがない。」
「貿易、中国の製品を日本に売り込みたい。」
「貨物船の海員で、日本に貨物を運んできた。」
「輸出、輸入貿易」
「帰国」
「母親は日本人」
「その後、仕事がないため、犯罪をやり始めた。」
「親の面倒を見るため。」

「定住のため。」
「彼女と共にするため。」
「商売のため。」
「妻と同居するため。」
「婚姻と家庭縛りから脱出するため。」
「留学して、日本の文化を身に付ける。」
「日本企業の経営状況を視察するため。」
「知識と技術を身に付けたい。」
「移住のため。」
「債務の返済。」
「日本の文化を習うため。」
「家族を憧れの日本に連れてあげたい。」
「家族と一緒に生活するため。」
「好きな日本人女性と結婚するため。」
「妻と団らんするため。」
「生活のため。」
「船舶の航運のため。」
「日本人と結婚。」
「妻は日本人で、夫婦団らんのため。」
「彼女と団らんするため。」
「商売のため。」
「家族滞在のため。」
「日本の給料は中国より高い。」
「日本で生活したい。」
「妻の家族は残留孤児。」
「元夫の家庭内暴力を避けるため。」
「生活環境を変えるため。」
「夫と一緒に暮らすため。」
「日本で生活するため。」
「家族と団らんするため。」
「妻と子供と一緒に生活するため。」
「残留孤児」

質問 8 日本への入国を有償で仲介した人は誰ですか（ひとつに○）。

「友人に連れられて来た。」
「中国にいる韓国人の闇仲介業者。」

「母親」
「日本にいる友人」
「個人の紹介」
「以前アルバイト先で知り合った義理のある中国人。」
「在日の知人の友人」
「知人の紹介」
「香港の仲介業者」
「家族がやってくれたので、よく分からなかった。」
「先に日本に来た姉が手続をしてくれた。」
「香港の仲介組織」
「親族訪問（の名目で入国）」
「政府の貿易機関の業務視察の名目で入国。」
「中国地元の蛇頭」
「親戚の紹介」
「中日友好交流学校」
「中国の海上乗組員会社」
「人の紹介」
「知らない。」
「親友の友人の紹介」
「地元の蛇頭」
「東京にいる叔父さん」
「個人の蛇頭」
「従兄の紹介」
「父親の知人からの紹介」
「自分の親友」
「香港の黒社会関係者」
「母親は日本人のため、私は日本に来た。」
「妻は日本にいますので、妻を通じて。」
「旅行会社」
「人を信じてしまって、今の自分になってしまった。後悔している。」
「友人の友人の仲介、どんな人かはよく分からない。」
「日本の経営者の紹介による。」
「私は船員だから、以下の問題を答えられない。」
「香港人と日本人の蛇頭」
「日本人配偶者」
「親戚の友人」

「友人の紹介で、日本人と結婚。」

「日本人義父と養子縁。」

「親戚の紹介。具体的なことが分からない。」

「高校の仲介」

「北京第二外国語学院」

「巧みな罫にはめられた。」

「大家さん」

「旅行会社」

「祖母は日本人の残留孤児だから。」

「従兄の代理」

質問 10 来日するための費用はどうやって工面しましたか（あてはまるものすべてに○）。

「親が出してくれた。」

「役所から借金。」

「父からお金をもらった。」

「銀行から借金。」

「自分の家を売ったお金で日本に来た。」

「銀行からの貸付金。」

「友人からの借金。」

「ある人たちから手配してもらった。」

「両親が焼肉店を経営して得た利益だから、借金をしていないと思う。」

「サラ金業者から借りた。」

「両親の貯金と親族からの借金。」

「母親が学費を出してくれた。」

「ほとんどのお金は姉が友人にお願いして借りてきた。」

「指示を出した人からもらった。」

「黒社会から借金。」

「父は自宅を担保にして、銀行からお金を借りた。」

「日本国が出してくれた。」

「母親援助」

「親族や友人から借り集めた。」

「両親は親戚と友人から借りて集めた。」

「親族及び他の人から借り集めた。」

「よく分からない。」

「あちらこちらから借り集めた。」

「親戚や友人から借りた利息付の借金。」

「退職金」

「香港黒社会関係者が支払った。」

「両親は借り集めてくれた。」

「他の人に支払ってもらった。」

「金融機関から借金。」

「両親は借金して、私を日本に送り出した。」

「両親に借り集めてもらった。」

質問 17 逮捕時のあなたの在留資格は何でしたか（ひとつに○）。

「日本人配偶者在留資格の申請中だった。」

「永住者」

「定住者」

「就学ビザ 2 年目の延長申請中であつた。」

「就労」

「ビザの許可を待つ状態でした。」

「人文知識・国際業務」

「技能」

「貨物船で日本に寄航。」

「特定活動」

「すみません。密航で来たので、何の説明も持っていない。」

「不法滞在」

「技術者」

「人文知識・国際業務」

「密入国」

「在留資格更新の申請中だった。」

「永住者の配偶者。」

「結婚」

「投資・経営」

「永住者の配偶者ビザ更新中だった。」

「妻の家族は残留孤児。」

「仕事ビザ」

質問 21 今回の犯行の動機は何でしたか（あてはまるものすべてに○）。

「私は無実だ。」

「私は不法滞在の容疑で逮捕されたので、犯罪動機がない。」

「両親を扶養するため。」

「両親に負担をかけないように自力で生活できるようになりたかった。しかし、不法滞在になって、仕事は見つからず、犯罪の道を走った。」

「友人を助けるため。」

「友人の手伝い」

「友人の借金返済から。」

「友人に呼ばれて、助けに行った。」

「友人に騙された。」

「友人に頼まれたから。」

「病を治療するため。」

「最も大きかったのは、相次いだ不運や不幸がありながら、日本においては日本社会について余りにも無知であった事に加え、親切にしてくれる日本人がなく、日本での前途に目標を失ったから。」

「まったく実情を知らなかった。」

「ほかにもいろいろな原因がある。」

「不法入国」

「病気の治療と学費の支払い、そして両親の負担を減らしたい。」

「病気（精神病）のため。」

「人に利用された。」

「人に騙され、利用された。」

「犯罪仲間に騙されたから。」

「母の病気を治療するため、お金が欲しかった。」

「母親の病を治すため。」

「犯罪するつもりなかった。」

「日本語がまったく分からなくて、生活はとても貧しかった為。」

「日本人の彼女と住むマンションの為。（一括購入）」

「妻に会うため。」

「妻と子供と一緒に日本で生活するため。」

「仲介業者に借金を返済しないといけないから。」

「生計を立てるために密入国しました。日本に来てから、犯罪を行ったことはありません。」

「自分を証明するため。」

「自分もよく分からなかった。」

「自分の生活が邪魔されたから。」

「自分の行為は犯罪と思っていない。」

「仕事のないため。」

「仕事がないため、たくさんの借金をしてしまった。4人の子供は生活的に厳しい。」

「三年間我慢して、もう我慢できなくなった。」

「債務の返済と学費の納付のため。(私は犯罪したくなかった。お金に迫れたから。)」

「最初は利益に誘惑され、その後、脅迫を受けた。」

「子供たちの生存のため。」

「交通事故（過失）」

「結婚の費用。」

「ゲーム機で遊んで、大負けをしてしまったため。」

「黒社会から借金しているので、犯罪をやらないと、家族に危険を及ぼす。」

「彼氏に振られたので、遊ばれたと思った。」

「彼女に振られたから。」

「彼女に会いたくて。別れてほしくなかった。」

「家族と一緒に生活するため。」

「稼いで早く国に帰りたい。」

「学費を払わないと、国へ送還されるから。」

「学費を稼ぐため。」

「覚せい剤を使ったら、麻雀遊びは長時間できる。同時に、他の人に覚せい剤を売る。一石二鳥。」

「覚せい剤の使用を否認する。当時麻雀屋で友人の覚せい剤の煙のせいで、尿検査の陽性反応が出ただけです。冤罪です。」

「お返しをしたかった。」

「常勤の仕事がなかったからです。」

「命を狙われていたから。」

「一緒に行ったが、犯行に加わっていない。」

「アルバイト先に給料の未払いをされ、逃げた。」

質問 22 今回の被害者を選んだ理由は何ですか（あてはまるものすべてに○）。

「被害者の攻撃を受けたから。」

「お金をそこに置いてあるのを見たので。」

「空き巣狙い」

「日本国に報復するため。」

「灯りがついていない家を選んで、犯行した。」

「一瞬の誤り。」

「被害者のことをよく知らなかった。」

「当時、お酒をたくさん飲んだから。特に理由なし。」

「相手に罵声を浴びさせられた。」

「偶然」

「彼のことを大変愛していた。」

「日本に来た目的は夫のためです。」
「恋愛関係のトラブル。」
「私こそ被害者だ。」
「空き巣狙い。窃盗するだけ。人身傷害をしない。」
「やらざるを得なかった。」
「バレても、力関係の世界なのでねじ伏せれるから。」
「長い間に相手に邪魔されたから。」
「脅されたから。」
「無作為の選択。」
「現金または高価な物を盗める可能性があったから。」
「商店を主要な犯行対象とする。」
「無理矢理、犯行を実施させられた。」
「犯行を行いやすく、知られにくい家を狙いました。」
「とてもいい家を見たから。」
「相手にいじめられたから。」
「被害者が金のアクセサリーをしているのを見たから。」
「窃盗が原因で、人身傷害をしてしまった。」
「お金のためだけ。他の理由はなし。」
「被害者は察知していなかったから。」
「相手に発見されなかったから。」
「警戒心の低い人だから。」
「被害者とはまったく面識がなく、どんな人かさえ知らなかった。逮捕されて被害者のことを知った。」
「脅迫を受けたから。」
「犯罪仲間と一緒に相談して決めた。」
「人に騙された。」
「交通事故」
「会社の社名で。」
「私の彼女を殴ったため。」
「家に人がいるのを知らなかったため。」
「仲間との間にトラブルがあったため。」
「人身の安全に危険を感じたから。」
「雇い主のために薬物を隠して、それによって生活費をもらいました。」
「被害者は得意先だから。」
「三年間ずっと相手にいじめられた。」
「日本人から情報をもらった。」

質問 24 犯罪で得た収益を中国へ送金したことがありますか。

【1 ある→どのような手段で送金しましたか（主な手段ひとつだけに○）】

「自ら持ち帰った。」

「郵便局のEMS」

「郵便局から郵送。」

「今回の犯罪による収入はほとんど日本で使ってしまった。」

「犯罪仲間と一緒にいった。」

「地下銀はとても便利で、たくさんの人が利用するのは事実です。」

「帰ってから船主から給料をもらうこととなっているので、逮捕されて収入なくなった。」

「少し送金したが、ほかのは賭博で負けてしまった。」

質問 28 あなたが加入または関わりがある犯罪組織について教えてください。

(ア) 所属している組織または関係のある組織の種類は何ですか（ひとつに○）。

【犯罪組織の種類】

「中国人と日本人で構成した犯罪組織。」

「自ら作った留学生の犯罪グループ」

「クラブで知り合った同郷の人。」

「私たちはいくつかのグループがあるが、組織がない。」

「香港の黒社会」

「仲間4人で結成した窃盗グループ。」

「数人の仕事のない仲間が作った犯罪グループ。」

「私と一緒に犯罪する仲間は留学生です。」

「窃盗犯罪仲間」

「私たちは自発的に組織を作った。」

「主犯は韓国人だが具体的なことについてよく分からない。」

「仲間同士」

「知り合いの人」

「犯罪組織に参加するようなことは、やらなかった。」

【組織名と所在地】

「ドラコン・東京都新宿区」

「山口組・愛知県名古屋市」

「名称なし・東京都」

「怒羅会新井組・東京都豊島区池袋」

「旋風・東京都北区」

「清掃会社・東京都新宿区」

「名称なし・千葉県船橋市」
「山口組内天野組内平本組・東京都」
「名称なし・神奈川県横浜市」
「名称なし・東京都新宿区」
「水房・広東、香港」
「なし・埼玉県」
「なし・埼玉県蕨市」
「なし・福建省福州市」
「名称なし（パチンコ関係）・東京都台東区」
「名称なし・東京都板橋区・福建省福清市」
「なし・福建省福清市」
「不詳・大阪府・福建省福清市」
「鰲頭帮」
「東兆帮・東京都」
「怒羅権、チャイニーズドラゴンまたは中国龍とも言われる・東京都江東区」
「稲川会・神奈川県横浜市・福建省福清市」

(イ) 組織におけるあなたの地位について教えてください（ひとつに〇）。

「私たちはみんな友人関係だから、首領はいない。」
「中国の犯罪組織は日本の暴力団と違って、規則はあまりないが、実力のある人はその主導権を握る。」
「上下関係がないが、協力関係がある。」
「私たち犯罪仲間は3人しかいないので、3人の地位は平等であり、厳密に言えば、組織といえないかもしれない。」
「本件の主犯は親方で、他の人はみんな同じく弟子です。」
「お金を入手したら、すぐ彼らと関係を断つ。」

(エ) 組織に加入した動機は何ですか（もっともあてはまるものひとつだけに〇）。

「自分が困っていた時に助けてくれたから。」
「仕事が見つからないため、犯罪してしまったが、組織に加入していなかった。」
「加入していないが、お金のために関係している。」
「以前属していたチャイナマフィアのボスとケンカをし、組織を割って出た為、ボスに狙われていた。山口組に保護を求めた訳。」
「ビザがなく、仕事が見つからないので、生活のため、加入してしまった。」
「いじめられないから。」
「金銭上のつながりで、短い間に当然組織に属していた。」

「大金を手に入りたい。」

「同郷、友人」

「加入していないが、数回協力をした。」

(オ) 組織に所属している理由は何ですか（もっともあてはまるものひとつだけに○）。

「教えない。」

「関わっている目的は情報源を確保するため。」

「若かったので、よく分からなかった。」

「生活のため。」

「故郷の親族と友人に借金の返済を求められたため。」

「仕事が見つからないため。」

「いじめられないから。」

「いろいろな原因。」

「誘われたから。」

「金銭上のつながりで、短い間に当然組織に属していた。」

「私は組織に属していない。」

「仕事がないため、生活に絶望した。」

「自分の勢力を拡大できる。ほかの組織から支持を得られる。」

「彼は私の友人だから。」

質問 29 あなたが所属している犯罪組織と日本の暴力団との間に関係がありますか（ひとつに○）。

(ア) 中国の組織と日本の暴力団の間に犯行にあたっての役割分担はありますか。

【日本の組織の役割】

「車の運転」

「凶器の提供」

「なし」

「車の運転と道の案内」

(ウ) 2つの組織の関係が生じたきっかけは何ですか（あてはまるものすべてに○）。

「互いに相手を利用する。」

「双方は互いに協力を望んでいる。その仲介役は残留孤児だ。」

(オ) 2つの組織の連絡は誰が何語で行っていますか（あてはまるものすべてに○）。

「ほとんどは残留孤児及び日本語を話せる中国人。」

「二等船海士は中国語と英語で連絡する。」

「以前窃盗をする時に車を運転する人は日本人で、中国人に紹介してくれた。」

「双方とも日本語で連絡していた。」

「本件は窃盗なので、すべてのことについて、私たち3人（共に日本語ができる）より直接連絡をしていた。」

質問 33 首領からの犯行の指令を断ると、何らかの制裁を受けますか（あてはまるものすべてに○）。

「怒られる。」

「暴力を受ける可能性がある。」

「借金を返済しないと、家族に被害を及ぼす。」

「どんなことがあっても、絶対殺人することをしない。」

「規則のないグループで、制裁ということはなし。」

「場合によって違う。」

「私たちは組織ではなく、自発的に結成した犯罪集団なので、制裁というものがない。」

質問 34 あなたの組織では、犯罪によって利益を得たときそれをどのように分配しますか（ひとつに○）。

「情報料として組織に利益の20～40%を納め、残りは皆で山分け。」

「犯行前に約束した方法で分ける。」

「参加者全員の山分け。」

「借金があるので、全て天引される。」

「船主に納める。」

「仲間3人より平等に分ける。」

「普通の給料をもらう。」

質問 37 もし、残りの刑期を中国の刑務所で服役できるとすれば、希望しますか。

【希望する】

「私は日本語が分からないため。」

「私は日本に来て10数年になったが、家族に会ったことがない。私は獄中生活を7年経って、健康状態が段々悪くなっている。」

「私は中国人だから、自分の国が一番いい。親族と面会できる。」

「私は中国が日本より正義だと信じているから。」

「私の両親、子供と親族は皆中国にいたので、私に面会しに来やすくなるから。」

「私の3人の子供と高齢の両親に会えるから。」

「私は日本語がまったく分からないし、家族の皆も中国にいるから。」

「私は中国に帰国することを希望する。親族と面会できるから。」

「両親と面会できる。」

「両親、妻と子供と面会できる。言葉も通じる。」

「両国の文化は異なるし、言葉も分からないから。」

「両親は中国にいますので、面会できる。日本人と考え方の違いにより、トラブルが起こりやすい。」

「両親は中国にいますので、面会できる。中国の文化は異なるから。」

「両親は心配しているから。」

「両親の体は弱く、父親は倒れてしまい、帰国して面会したい。」

「両親に会えるから。」

「両親に会える。中国の刑務所は日本ほど厳しくない。たくさんの減刑をもらえる。」

「両親に会いたくて。心配しているから。」

「両親に会いたい。日本人との付き合いができず、いじめを受けている。勉強できない。中国人の社会環境に慣れたい。今後のため。」

「両親と面会できるので、多少家族の心配を和らげる。」

「両親と面会できる。両親はもう年だから。」

「両親と面会できる。言葉も通じる。」

「両親と親族との面会ができる。」

「両親家族と面会できる。病気の時に治療してくれる。言葉が通じる。」

「両親、妻、子供に会いたい。親孝行をしたい。」

「両親、妻、子供と面会できる。異国の刑務所では、公正な処遇をしてくれない。」

「両親、子供、妻と面会できる。」

「両親、兄と面会できる。今の状態では家族は面会したくても来られない。とても心配してくれていると思う。面会ができれば、家族は少し安心できると思う。私は日本に来てから、重い罪を犯してしまい、とても申し訳ないと思うし、今できることは一生懸命作業をするだけ。」

「よく分からないが、少なくともたくさんの中国人と一緒にいられるから。やはり自分は中国人。」

「友人や家族と面会できるから。」

「やはり私は中国人だし、家族と面会できるから。」

「最も重要なのは中国刑務所は十分な食事を提供してくれる。」

「もう十数年も帰っていないので、家族と二人の子供と面会したい。」

「面会できる。電話も利用できるらしい。言葉の壁がなく、差別もされない。しかも仮釈放も日本より多い。」

「面会できるから。」

「息子と家族は面会に来られるから。」

「皆平等で、刑務所も衛生的。」

「香港に帰って服役すれば、家族と面会できる。」

「母国で服役したほうが慣れやすい。」

「母国だから、生活習慣も同じだし、言葉も通じるから。」

「便利だから。」

「文化と伝統は異なる。中国なら家族と会える。」

「文化と生活習慣は異なるので、精神的に疲れる。」

「文化と生活習慣に問題がないし、親族と面会できるから。」

「文化と言葉の壁がなく、技能の習得ができる。より人道的。」

「頻繁に親族と面会でき、生活上の問題もない。」

「頻繁に家族と面会できる。日本の刑務所は家族との面会を認めているが、私の両親は日本に来られない。在中国の日本大使館はビザを発行してくれないからだ。」

「頻繁に家族と面会できる。」

「頻繁に家族と面会できるので。家族の心配を和らげる。」

「比較的に人道的。自由だ。精神上の圧力もなく、天気も寒くない。」

「比較的に自由で、親族との面会もできる。」

「腹が一杯になるし、家族と面会できるから。」

「早く中国に帰りたい。」

「早く中国での服役を希望している。子供に会いたいから。」

「母と家族は私に会えるから。」

「母親は高齢だから、死ぬ前に一度会いたい。」

「母親と面会できる。母親は字を読めないため、今手紙もできない。今、私のできることは真面目に服役生活を送ることだけ。被害者に、そして日本政府に謝罪したい。」

「母、娘、妻などの家族に会えるから。」

「日本の刑務所は外国人に対して職業訓練を実施しないので、「更生」の役割を果たしていない。簡単に親族と面会できないので、刑期の長い受刑者はみんな早期の強制送還を望んでいる。」

「日本の刑務所はいくらよくても、ご飯がいくら美味しくても、私は中国人だから。」

「日本では、言葉が通じないし、仮釈放も少ない。それとお腹は空いても、食べ物を買えない。」

「日本語を話せない。生活は大変。」

「日本語が分からないし、生活も慣れないので、中国の服役を希望する。」

「日本語が分からないし、習慣も違うから。それと暴力団の人があまり好きじゃないから。処遇の面では日本より劣るかもしれない。」

「日本語ができない。病気に苦しんでいる。」

「日本は自分にとって異国だから。」

「日本は外国人に対して不公正だから。」

「日本の食住に慣れない。言葉も通じない。」

「日本人の生活習慣との違いがある。親族に会いたくても会えない。」

「日本の刑務所は不思議で怪しい場所だから。一日も早く帰国したい。」

「日本の刑務所は中国人に対して不公平で差別する。」

「日本の刑務所は人道なし。」

「日本の刑務所は規則が細かすぎる。」

「日本の刑務所は外国人に対して差別をするから。」

「日本の刑務所は外国人に対して、差別するし、仮釈放も少ない。」

「日本の刑務所は外国人受刑者に対して不公平だから。」

「日本の刑務所は、人種差別が酷いから。」

「日本の刑務所の中で、差別されるから。」

「日本の刑務所の生活はつらい。」

「日本の刑務所の管理は厳しすぎて、精神的に圧力が大きい。または、外国人受刑者に対して、教養や処遇の面では、不公正だ。」

「日本の刑務所の一部看守は中国人受刑者に対して、差別意識を持っている。」

「日本の刑務所では、人種差別され、人格も無視され、外国人に不平等だ。」

「日本の刑務所では、休憩の時でも立ってはいけない。仮釈放も少ない。」

「日本の刑務所では、いじめと差別をされるから。」

「日本の刑務所は酷すぎて、家族との面会もできない。」

「日本の刑務所において、国籍、言葉、生活習慣などの違いで、差別され、いじめられる。」

「日本の刑務所において、国籍、言葉、生活習慣などの原因で差別され、いじめられる。」

「日本の刑務所では、人格が尊重されない。差別される。日本人にいじめられる。十分な食事も与えられない。病気の際に、迅速な治療も受けられない。言葉も通じない。生活習慣も日本人と違う。」

「日本の刑務所での服役は人権が無視される。」

「日本の刑期は比較的に長い。」

「日本の仮釈放制度はおかしいから。」

「日本には親族がまったくいなくて、母親も香港にいる。」

「日本に親族と友人がいなくて、中国なら親族と友人は面会に来てくれる。」

「日本において、言葉が通じないため刑務所の規則を理解できない。中国で服役できれば、このような問題を解消できる。」

「日本人にいじめられないから。」

「日本で悪いことばかり身に付けられ、中国に帰ったら更生できる。」

「日本では言葉が通じないし、家族との面会もできない。」

「日本では、言葉と生活になかなか慣れないから。」

「日本での服役は不公正な処遇をされ、差別を受ける。自国で服役する場合は、精神的な

圧力を和らげる。家族も面会に来てくれるなど。」

「日本での服役は、私にとって、全てのことについてよく分からない。」

「日本での服役は言葉が通じないし、病気の治療も不便。」

「日本で死にたくないの。」

「日本で差別されるし、中国の状況も把握できないから。」

「日中は仲悪いし、習慣も違うし。」

「日本人は中国人をいじめる。中国人は差別される。」

「どこと比べても、やはり故郷が一番いい。」

「できるだけ早く帰国したい。」

「妻と子供と面会できる。言葉も通じる。自由にコミュニケーションを取れる。」

「妻、息子及び両親と面会できるから。」

「妻、母親と息子に会いたいから。」

「妻、子供、親族と面会できる。」

「常に面会できるし、言葉も便利になる。」

「中日の文化の差異があるので、日本人と一緒に生活することは心の疲れを感じる。」

「中国のムシヨは割に人間的らしい。」

「中国の国内の状況を把握できる。最も重要なのは家族と面会できる。」

「中国に自分の家族がいるので、面会できる。」

「中国に帰って服役すれば、家族と面会できるから。」

「中国は日本より仮釈放の決定が早い。」

「中国の文化は異なるので、日本で差別を受けている。人格的に侮辱されても、黙って耐えるしかない。自国で受刑する場合は、精神的に楽になるし、親族との面会もできる。」

「中国の文化と風俗は異なる。家族に会いたい。」

「中国の親族、特に毎日会いたい息子に会えるから。」

「中国の国内事情が耳に入るし、家族と面会できるから。」

「中国の刑務所は比較的に自由だから。」

「中国の刑務所は日本の刑務所より自由で、食べ物とタバコの購入も認められる。」

「中国の刑務所は人道的だから。電話もできるし、おやつも買える。真面目に服役すれば、減刑される。しかし、日本の刑務所は、外国人に対し、仮釈放が少なく、早期の社会復帰は不可能だ。これは服役生活の最大なストレスで、もう我慢の限界だ。犯人はもう人間じゃないのか。」

「中国の刑務所で服役すれば、両親などの親族と面会できる。」

「中国の刑務所では、真面目に服役すれば、減刑をたくさんもらえると聞いた。」

「中国の家に妻と子供がいる。」

「中国には自分の親戚がいるが、日本には自分ただ一人だ。」

「中国に親族がいる。習慣も異なるから。」

「中国に帰って服役すれば、早く出所できる。腹も一杯になる。」

「中国に帰って、友人に会いたい。」

「中国において、真面目に服役すれば、早期出所は可能だ。しかし日本において、審査が必要で、外国人に毎年厳しくなる。」

「中国で服役すれば、生活に慣れるし、言葉の問題もない。精神的に負担も少ない。」

「中国人では家族と面会できる。ここで、多少精神的に懲罰を受けているように感じている。親族と友人はほとんど中国にいる。」

「中国では、親族の面会ができるし、中国のテレビ番組を見れるし、中国語で会話できる。」

「中国人である以上、中国の刑務所のほうがいい。日本の刑務所はおかしい。人権はどこにある？」

「中国国内で服役すれば、親族は面会に来られるから。」

「地域と文化の差があるので、帰国して服役するのは一番いい。」

「食べ物はよくない。日本国籍のない人は勉強する機会を与えない。仮釈放は少ない。」

「互いにコミュニケーションを取れるから。」

「祖国に帰ったら、家族と面会できる。」

「想像つかない。五分五分だ。帰りたいが、恐怖感もある。中国はどんな状況か、不安を感じる。」

「生活になかなか慣れないし、精神的にとってもつらく、中国にいる親族に会いたい。」

「生活に支障がなく、親族との面会も便利になる。」

「生活習慣も慣れているし、言葉が通じるし、それと両親に会える。」

「生活習慣の問題と両親の負担を減らす。(私のため面会負担。)」

「生活習慣の違い及び仮釈放が少ない。」

「生活習慣に慣れない。」

「生活習慣と人間関係。」

「生活習慣と言葉が問題になる。」

「生活習慣が異なるし、家族に会いたいし。」

「生活習慣、言葉、家族の面会など、いろんな面において便利になる。」

「精神的に圧迫され、人格が曲られる。常に十分な食べ物がなく、栄養も足りない。食事に与えられる時間はただの2、3分で、胃の病気、腰痛で、体力は低下する一方だ。出所後の自立に自信がなくなっている。身体検査と病気の診療はとてはずさんで、自費受診は不可能に近い。難しい病気の場合は、仕事を待つしかないだろう。言葉と生活習慣の壁は厚く、日本人とコミュニケーションを取りにくく、トラブルが起こりやすい。これで更生の自信がなくなり、」

「心理的な圧力が強くなる。外部交通の手段として、手紙しかない。中国には、字を読めない家族もいるので、コミュニケーションを取れない。面会に来ることもできない。テレビと新聞も日本のことしかないので、帰国後の生活が不安で堪らない。差別される。ある

日、ある刑務官は、皆の前で私に”私は中国人が嫌いだ”と言い、とてもショックだったが、報復されることを恐れて、不服申し立てをすることができない。所謂『人権委員会』は形にすぎない。報復されることを恐れて、ほとんどの人は申立をしない。領事館に出す手紙も検閲されてから始めて出せる。人道主義を講じていない。矯正されるよりも、恥を踏みにじっている。これは民主国家が行うべきことではない。」

「精神的に、言葉的にこれほどつらくないと思うから。」

「生活習慣は異なるから。」

「生活習慣と言葉。」

「全ての面において便利になる。たとえば、面会、手紙、言葉等々。」

「少なくとも家族と面会できる。娘は今年になってもう10才過ぎだが、まだ顔を見たことがない。」

「少なくとも、中国では言葉と生活習慣が慣れているから。」

「親族は心配しているが、日本へ面会しに来るチャンスがない。」

「親族に会える。中国の状況を把握できる。」

「親族に会える。生活及び言葉も便利になる。」

「親族に会えて、安心感がある。」

「親族に会いたい。中国だったら、生活に慣れているし、特に言葉の問題。こうすると自分の更生にもプラスになる。」

「親族と友人の助けをもらえるから。」

「親族との面会は便利になる。社会復帰後の生活環境に近い。」

「食事が今より改善するかもしれないし、家族と面会もできる。」

「出所後、より早く中国の社会に復帰できる。または、頻繁に両親と面会したいから。」

「十数年も両親と離れて、面会したいから。」

「自分の国なら、差別されないし、家族との面会もできる。」

「自分の国で日常会話通じるし、会話の問題なくなります。」

「自分の国だから、安心感がある。」

「自分の国なら、生活、勉強、面会など、全てのことは便利になる。」

「自分は中国だから、中国人受刑者同士と付き合いやすい。」

「自分の国が一番いい。」

「実家に両親がいて、子供はまだ幼い。言葉と生活習慣に慣れない。親族と面会できない。」

「実家には老人しかいない。面会できる。何かあった時に、互い面倒を見れる。」

「言葉は通じる。最も重要なのは病気の治療を受けられる。」

「言葉は通じない。生活も大変。日本にも迷惑をかける。」

「言葉の問題と食事のメニューの問題。」

「言葉の心配がない。家族と面会できる。真面目にすれば、仮釈放をたくさんもらえる。自分の国で服役すれば、親近感があるので、心理的に圧力は大きくない。」

「言葉の壁がないので、刑務所側の話を理解できる。」

「言葉が通じない。ご飯もおいしくない。タバコも吸えない。お金があっても、食べ物を買えない。お腹は空いてて、仕方がない。」

「言葉が通じない、生活習慣も違う、日本人は厳しすぎる。」

「言葉が同じだから、交流できる。」

「ここで服役生活の中で、いつも刑が重いと考えるから、ストレスが溜まる。ここから離れたい。」

「ここでは中国人に対する処遇はよくない。閲覧できる中国語の書籍は少なく、面会の時には日本語を強要され、視聴したい中国のテレビ番組や音楽は極めて少なく、基本的にはない。」

「ここでは受刑者からのいじめだけでなく、職員からも罵声を浴びせられる。帰国したら、少なくともこのような屈辱を受けないだろう。」

「ここでは十分は食物も、着るものもないので、つらい。」

「国籍と生活習慣は異なるし、言葉も通じないし、親族との面会もできない。異国での服役は精神的に圧力が大きい。だから、帰国して服役をしたい。そうすると自分の更生にもつながるから。」

「公平に取り扱ってくれるだろう。」

「更生にプラスになるから。」

「刑務官と日本人受刑者にいじめられるから。」

「共和国の政府は勸善懲悪し、病気を治すように更生させてくれるから。」

「教育や文化の異なる国で集団生活をするのはとても大変だ。」

「厳しすぎる。お腹は一杯にならない。お腹が空いてて、我慢できない。」

「仮釈放をもらえる機会は日本より多いから。」

「家族は中国にいたので、面会できる。天気もそれほど寒くないし、言葉も通じる。」

「家族に電話を掛けられる上、手紙など（主に発信）の外部との交通にも通数などの制限という受刑者の更生改善に何らプラスになる面など何も無い不当な制約がないから。」

「家族に会える。中国の経済動向を把握できる。」

「家族に会える。公正な処遇と矯正教育をしてくれる。」

「今の刑務所は累犯の刑務所だが、外国人は皆初犯なのに、初犯の処遇をしてくれない。」

「家の状況を把握できるし、家族と面会できるから。」

【希望しない】

「中国の刑務所は日本と比べて治安が悪くて、生活環境が悪い。」

「母親、妹及び他の親戚はみんな日本にいるから。」

「両親は日本にいたので、父母と団らんするため、日本に残るしかない。」

「中国の牢屋には喧嘩が日常茶飯事のように、生活が乱れている。」

「日本で日本語を勉強できる。」

「自分が収監されていることを中国政府に知られたくない。恥ずかしいから。」

「できるだけ、仮釈放をたくさんもらって、日本で出所したい。」

「日本の刑務所と同じ仮釈放をもらえないかもしれない。中国の刑務所では、仮釈放をもらえるかどうか、心配だ。」

「日本の刑務所は作業報酬金が高く、食事も美味しい。」

「私は二つの異なる刑務所で服役したくない。私は今後絶対犯罪しないことを決めた。中国で服役すれば、いろいろな人がいるので、彼らの悪習に染められたくない。」

「私は日本で犯罪したので、日本で服役を終えたい。潔白な身で祖国に帰って、人生を再出発したい。」

「私は妻と子供と一緒に日本に来てもう十数年になるので、私たちは日本の生活が好きだ。」

「私は中国にいる時に真面目な農民だった。中国に汚点を残さないため、中国で服役したくない。もし中国で服役することになったら、家族は面子がなく、顔を上げられなくなる。」

「私は中国で前科を残していないので、汚点を残したくない。」

「私の両親も日本にいるし、生活基盤も日本にある。」

「私の妻と子供は日本人で、彼女たちと日本で生活したい。」

「私の妻と子供が日本にいるから。」

「私は中国が好きではない。日本が好き。」

「私の妻は一人で懸命に私たち2人で一緒に創業した料理店を経営している。私の出所を待って、また一緒に経営したい。」

「私が日本で犯罪したことを他の親族に知られたくない。」

「隣人や友人に知られたら、とても恥ずかしいから。」

「両親に知られたくない。」

「よく日本語を勉強して、将来帰国したら、翻訳関係の仕事をしたい。日本で犯した罪を日本で償う。帰国したら人生を再スタートしたい。」

「もう一つの刑務所の生活を味わいたくない。」

「もう慣れたので、残りの刑期を利用して日本語を勉強したい。」

「面倒だから。中国の刑務所で誰にも会いたくない。」

「周りの人に知ってほしくないから。」

「また最初から慣れることになるので、不安だ。」

「文明国家の人道と人権を感じさせた。」

「恥ずかしいことだから。」

「残りの刑期はもう長くないから。」

「日本の刑務所では、日本語の勉強ができる。日本人と一緒に生活して、日本語の練習にもなるので、今後の仕事のため、きちんと勉強したい。」

「日本の刑務所で職員とも懲役同士とも民族と文化の違いがあるかもしれないが懲役の一員として、基本的な平等を感じてます。」

「日本での犯罪は日本の法律で制裁を受けるべき。」

「日本で犯した罪を日本で結末をつけたい。潔白な身で中国に帰りたい。残された服役の時間で日本語をしっかりと勉強して、帰国後に役立てたい。」

「日本の刑務所は平等で人格が保護される。」

「日本の刑務所は中国と比べて環境がいい。日本の生活に慣れたから。」

「日本の刑務所の生活に慣れている。潔白な身で帰国したい。」

「日本の刑務所の生活に慣れたので、中国に帰ったら、生活に慣れにくいと思う。」

「日本の医療設備は完璧だから。」

「日本で犯罪したので、日本で真面目に服役し、よく反省すべき。出所したら、帰国して家族と団らんしたい。」

「日本でたくさんの知識を学べるから。」

「独裁政府。刑務所職員に賄賂を求められ、言いなりにしないと、制裁されてしまう。中国ではお金さえあれば、できないことはない。」

「中国の刑務所の中には、関係が複雑で、暴力も存在するから。」

「中国で前科を残したくない。」

「中国は人権無視の国だから、中国の刑務所は尚更のため。」

「中国の牢獄の処遇及び状況が分からない為。」

「中国の人権に関する法律は日本のように安全ではない。」

「中国の刑務所はもっと怖いかもしれない。」

「中国の刑務所はとても不衛生で、殴られることもあると聞いた。」

「中国の刑務所に慣れなく、心理的に圧力を感じる。管理も悪くて、安心感がない。」

「中国の刑務所に対して、とても不安を感じる。」

「中国の刑務所では人を殴ることが多いから、怖い。」

「中国の家族に迷惑をかけたくないから。」

「中国で仮釈放を得るために、賄賂をしないといけないと聞いたので。」

「中国政府は出所者に対して、差別と敵対の傾向がある。」

「親族以外に知ってほしくないから。」

「地元の人たちに知られたくない。また、中国の法律と刑務所の状態もよく分からない。」

「自分の中国での生活に悪い影響を与えるから。」

「自分の子供を放棄したくないから。」

「失敗した人生をここで結末をつけたい。出所と同時に自分の新しい生活も始まるので、帰国していい人間になる。」

「今後中国国内での生活を影響されないために。」

「帰国して親族や同郷の人に会う面子がない。」

「今は日本語を勉強しているので、今の状況では日本語の勉強にとってとてもいい環境だ。それと、中国の刑務所はとても闇の所で、それこそ闇の黒社会だ。」

「安定したい。最初の収監先で刑期を終えて、帰国をしたい。」

「安定したい。今の状態を変えたら、家族に心配をかけてしまう。」

質問 38 出所後はどこに住みたいと思っていますか（ひとつに○）。

【日本】

「私は日本の生活が好きだ。中国より、社会的に安定で、非常に平和だ。でも日本政府から許可を得られないだろう。」

「私の両親は日本に永住しているので、私は中国での生活基盤がない。」

「私の娘と妻は日本で暮らしているから。」

「私の母親は日本人で、親族はみんな日本で暮らしている。」

「両親は日本におり、兄弟がいないので、私しか両親の面倒を見られない。」

「息子は日本人だから、日本で居住したい。」

「まだ日本で勉強と生活したい。」

「本音を言えば、それこそ日本がいい（民主だから）。うそを言えば、中国に帰国したほうがいい。帰国して死しか待っていないし、仕事も、奥さんも、家も、金もなく…。」

「母、兄、姉は皆日本にいる。自分も日本で育てられた。」

「働いて債務を返済してから帰国する。」

「日本はいい、民主だから。」

「日本人は比較的に文明だから。」

「日本は中国より安全感がある。」

「日本人は中国に比べて、法律が健全で、社会も安定している。」

「日本の生活に慣れたし、日本語もできるし、生活も好きだし。」

「日本の生活が好きだ。治安と社会福祉はいいから。」

「日本の生活、文化、礼儀にもう慣れたから。」

「日本の仕事と生活環境にもう慣れたので、日本に永住している婚約者と一緒にいたい。」

「日本の環境はきれいだから。」

「日本に残って家族と一緒に暮らしたい。」

「日本で失敗したので、ゼロから再スタートしたい。日本が好きで、可能であれば、日本に残りたい。真面目にやりたいから。」

「日本で犯した罪を日本で償いたい。」

「日本が好き。日本の児童に対する教育は中国よりいい。子どもの将来のために日本に残りたい。」

「東京が大好きで、儲けやすい。」

「妻と一緒に中国に行ってもいいよと言っていますが、彼女の両親が年配なので、

とても心配です。できれば、彼女の両親がいる間は、日本にいて面倒見たいです。」

「妻のため、円満な家庭を維持したい。」

「中国政府は腐敗している。日本は中国より発展していて、収入も中国より高い。お金があれば、私は中国居住を選ぶかもしれない。」

「小さい頃から日本で暮らして、日本のことについてよく分かる。逆に中国のことについて、まったく分からない。」

「生活環境、民主制度は中国よりいい。」

「住みやすい国だし、生活も慣れてるから。」

「人権を保護してくれるから。」

「食生活はもちろんいいが、就労のチャンスも多く、給料は中国より何倍も高い。」

「収入が高く、環境が良い。」

「借金を返済するために、ある程度の収入がないと困る。」

「失敗した所でやり直したい。生活上に自信があるから。」

「失敗した所で、再起するのは私の夢だが、出所したら、必ず強制送還される。」

「これから日中友好のために、何か努力をしたいと思っています。今後日中の友好関係を改善したいと思っています。日本で悪い事をしたので、印象も悪くなった。これから悪影響を消すため一生懸命に頑張りたいと思います。どこで倒れたら、そこで立ち直りたいと思っています。」

「家族は日本にいるし、友人もたくさん日本にいる。」

「5年前から自分の会社を持っている。家族も日本にいるし。」

「中国より日本のほうが、はるかに生活環境が良い。」

【中国】

「中国は経済の成長が好調で、経済の心配がない。しかも私は日本語もわかる。」

「私を愛する人と私が愛する人は祖国にいる。」

「私は日本に来てもう20年になる。帰る時期になった。落葉帰根。」

「私は日本語能力試験1級の資格を持っているので、仕事ができる。」

「私は中国の国民、両親、子供と親族は皆中国にいる。」

「私は中国人で、日本語もできないし、家族も中国にいるから。」

「私は中国人で、上海は私の故郷ですから、もちろん中国で生活すべきです。上海は合理化になって、儲かるチャンスも多いです。私は二度と来ないでしょう。東京が恋しくないます。」

「私は中国人で、自分の祖国を愛している。」

「私は中国人だから、親族も傍にいる。」

「私は故郷を愛しているので、夢の中でも帰りたい。」

「私は夫と約束をした。彼の年金で中国で暮らす。」

「私の両親、妻、二人の子供はみんな中国にいますので、一刻も早く帰国して、家族と団らんしたい。」

「私の妻と子供はみんな中国にいますため、できるだけ早めに戻って彼女たちと再会したい。」

「私の祖国、生まれ育った故郷。」

「私の故郷は中国で、家族と一緒に住みたい。」

「両親は高齢なので、帰国して仕事をし、親孝行をしたい、」

「両親は中国にいますので、とても会いたくて、早く帰国したい。」

「両親と兄弟の面倒を見る。」

「両親がいる。中国国内の情勢はよくなっている。自分これからどう生きていくかをよく分かってきた。」

「落葉帰根。故郷は恋しい。」

「やはり自分の国で、言葉と生活習慣において心配することがなく、親族も中国にいます。」

「貧乏でも、自分の国が一番いい。」

「貧乏でも、自分の家が一番いい。」

「ビジネスチャンスが多く、社会復帰が容易になる。」

「ビザもないし、やはり中国こそ自分の終着駅。」

「ビザがもう切れるので、帰国しかない。しかし、私はとても日本を愛して、チャンスがあれば、残りたい。」

「ビザは切れているから、自分も帰りたくなった。国を出て、もう長いので、帰るべき時期が来た。」

「日本の排外的な制度のせいで、強制送還ですよ。希望もクソもないよ。(笑)」

「日本の生活は厳しい。」

「日本の物価は高いから。」

「日本で学んだ文化知識、技術と語学力で、中国にいます日本人の友人を手伝ってあげたい。中日両国の友好に貢献したい。」

「中国には家族の事業がある。」

「中国は仕事を探しやすいから。」

「中国国内のことはどんなに海外のマスコミに報道されても、自分は中国人だから。」

「逮捕される前に、彼女との間に一人の子供が生まれた。一年前に、別れたいと彼女が言い出して、とても困っている。家族は私の早期帰国を待っている。」

「収監されてから、人生の最大の悲しみは親族との生別と死別であることがよく分かった。私は残された人生を親族と共にして、二度と別れをしない。」

「仕事の原因で。」

「言葉が通じるし、自給自足の生活もできる。家族は中国にいます。」

「強制送還されるから。」

「今の中国は日本より発展しているから。」

「今の中国はどの国と比べても、負けてないから。」

「家を離れて、もう十数年になるので、母と子供の面倒を見たい。」

「生きていても、死んでいても中国人だから。」

【日本・中国以外の国】

「アメリカに五年間居住すれば、市民権を取れる。紛争地域に行って、敵と戦える。」

「被害者は中国人なので、中国に帰国する勇気もないし、日本に残る勇気もない。」

「私は元々朝鮮人だから。」

「私は中国が好きじゃない。」

「私は中国人だけど、自分が中国人の意識がありません。満族人として共産党に圧迫されていました。」

「娘はアメリカの国民だから。」

「服役の過去があるので、直面する勇気がない。」

「家族と一緒に生活することができる。」

「日本への入国は禁止され、中国の生活に慣れないので。」

「中国に帰っても、何もできない。日本では一ヶ月で20万円余りを稼げるが、中国に帰ったら、多くても2千元しか稼げないので、黒社会の債務を返済できない。だから、第三の国で稼いで、債務を返済してから、他のことを考えたい。」

「婚約者は米国にいたので、そちらで生活したい。」

「帰国したら面子がない。」

「オーストラリア。娘はオーストラリアに移民して、数年を経った。自分はもう年だから、家族と団らんしたい。」

「オーストラリア。家族の友人が住んでいるから。」

「新しい生活の環境がほしい。新しい人生を始めたい。」

日中組織犯罪共同研究 日本側報告書Ⅰ
—暴力団受刑者に関する調査報告書—

平成23年6月発行

発 行 財団法人 社会安全研究財団

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-7-8

(大手町佐野ビル6階)

電話 03-3219-5177 Fax 03-3219-2338

企画・編集 財団法人 社会安全研究財団内「組織犯罪受刑者調査研究会」

代表 石川正興

本報告書を引用する際は、出典を明らかにし、転載された刊行物、公表資料などを
財団法人 社会安全研究財団までお送りください。

